

高浜発電所審査資料 参考資料	R0
提出年月日	2021年1月25日

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表
(高浜3, 4号炉(既認可) - 高浜1, 2号炉比較)

関西電力株式会社

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<目次>

高浜発電所（変更前） 高浜発電所原子炉施設保安規定目次	高浜発電所（変更後） 高浜発電所原子炉施設保安規定目次	差異の理由
<p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条 目 的</p> <p>第 2 条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令および本規定の遵守</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第 3 条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織および職務</p> <p>第 4 条 保安に関する組織</p> <p>第 5 条 保安に関する職務</p> <p>第2節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>第 6 条 原子力発電安全委員会</p> <p>第 7 条 削除</p> <p>第 8 条 原子力発電安全運営委員会</p> <p>第3節 主任技術者</p> <p>第 9 条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任</p> <p>第10条 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等</p> <p>第4節 削除</p> <p>第11条 削除</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条 目 的</p> <p>第 2 条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令および本規定の遵守</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第 3 条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織および職務</p> <p>第 4 条 保安に関する組織</p> <p>第 5 条 保安に関する職務</p> <p>第2節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>第 6 条 原子力発電安全委員会</p> <p>第 7 条 削除</p> <p>第 8 条 原子力発電安全運営委員会</p> <p>第3節 主任技術者</p> <p>第 9 条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任</p> <p>第10条 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等</p> <p>第4節 削除</p> <p>第11条 削除</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜目次＞

高浜発電所（変更前）	高浜発電所（変更後）	差異の理由
<p>第4章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第12条 構成および定義</p> <p>第12条の2 原子炉の運転期間</p> <p>第13条 運転員等の確保</p> <p>第13条の2 運転管理業務</p> <p>第14条 巡視点検</p> <p>第15条 運転管理に関する社内標準の作成</p> <p>第16条 引継</p> <p>第17条 原子炉起動前の確認事項</p> <p>第18条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2 内部溢水発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2の2 火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の3 その他自然災害発生時の体制の整備</p> <p>第18条の3の2 有毒ガス発生時の体制の整備</p> <p>第18条の4 資機材等の整備</p> <p>第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>第18条の7 電源機能喪失時等の体制の整備</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>第19条 水質管理</p> <p>第19条の2 原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁管理</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第20条 停止余裕</p> <p>第21条 臨界ボロン濃度</p> <p>第22条 減速材温度係数</p> <p>第23条 制御棒動作機能</p> <p>第24条 制御棒の挿入限界</p> <p>第25条 制御棒位置指示</p> <p>第26条 炉物理検査 -モード1-</p> <p>第27条 炉物理検査 -モード2-</p> <p>第28条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）</p> <p>第29条 原子炉熱出力</p> <p>第30条 熱流束熱水路係数（FQ(Z)）</p>	<p>第4章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第12条 構成および定義</p> <p>第12条の2 原子炉の運転期間</p> <p>第13条 運転員等の確保</p> <p>第13条の2 運転管理業務</p> <p>第14条 巡視点検</p> <p>第15条 運転管理に関する社内標準の作成</p> <p>第16条 引継</p> <p>第17条 原子炉起動前の確認事項</p> <p>第18条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2 内部溢水発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2の2 火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の3 その他自然災害発生時等の体制の整備</p> <p>第18条の3の2 有毒ガス発生時の体制の整備</p> <p>第18条の4 資機材等の整備</p> <p>第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>第18条の7 電源機能喪失時等の体制の整備</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>第19条 水質管理</p> <p>第19条の2 原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁管理</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第20条 停止余裕</p> <p>第21条 臨界ボロン濃度</p> <p>第22条 減速材温度係数</p> <p>第23条 制御棒動作機能</p> <p>第24条 制御棒の挿入限界</p> <p>第25条 制御棒位置指示</p> <p>第26条 炉物理検査 -モード1-</p> <p>第27条 炉物理検査 -モード2-</p> <p>第28条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）</p> <p>第29条 原子炉熱出力</p> <p>第30条 熱流束熱水路係数（FQ(Z)）</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<目次>

高浜発電所（変更前）		高浜発電所（変更後）		差異の理由
第 31 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 (FNΔH)	第 31 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 (FNΔH)	変更なし
第 32 条	軸方向中性子束出力偏差	第 32 条	軸方向中性子束出力偏差	
第 33 条	1/4炉心出力偏差	第 33 条	1/4炉心出力偏差	
第 34 条	計測および制御設備	第 34 条	計測および制御設備	
第 35 条	DNB比	第 35 条	DNB比	
第 36 条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	第 36 条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	
第 37 条	1次冷却系 -モード3-	第 37 条	1次冷却系 -モード3-	
第 38 条	1次冷却系 -モード4-	第 38 条	1次冷却系 -モード4-	
第 39 条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) -	第 39 条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) -	
第 40 条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) -	第 40 条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) -	
第 41 条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ高水位) -	第 41 条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ高水位) -	
第 42 条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ低水位) -	第 42 条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ低水位) -	
第 43 条	加圧器	第 43 条	加圧器	
第 44 条	加圧器安全弁	第 44 条	加圧器安全弁	
第 45 条	加圧器逃がし弁	第 45 条	加圧器逃がし弁	
第 46 条	低温過加圧防護	第 46 条	低温過加圧防護	
第 47 条	1次冷却材漏えい率	第 47 条	1次冷却材漏えい率	
第 48 条	蒸気発生器細管漏えい監視	第 48 条	蒸気発生器細管漏えい監視	
第 49 条	余熱除去系への漏えい監視	第 49 条	余熱除去系への漏えい監視	
第 50 条	1次冷却材中のよう素131濃度	第 50 条	1次冷却材中のよう素131濃度	
第 51 条	蓄圧タンク	第 51 条	蓄圧タンク	
第 52 条	非常用炉心冷却系 -モード1、2および3-	第 52 条	非常用炉心冷却系 -モード1、2および3-	
第 53 条	非常用炉心冷却系 -モード4-	第 53 条	非常用炉心冷却系 -モード4-	
第 54 条	燃料取替用水タンク	第 54 条	燃料取替用水タンク	
第 55 条	ほう酸注入タンク	第 55 条	ほう酸注入タンク	
第 56 条	原子炉格納容器	第 56 条	原子炉格納容器	
第 57 条	原子炉格納容器真空逃がし系	第 57 条	原子炉格納容器真空逃がし系	
第 58 条	原子炉格納容器スプレイ系	第 58 条	原子炉格納容器スプレイ系	
第 59 条	アニュラス空気浄化系	第 59 条	アニュラス空気浄化系	
第 60 条	アニュラス	第 60 条	アニュラス	
第 61 条	主蒸気安全弁	第 61 条	主蒸気安全弁	
第 62 条	主蒸気隔離弁	第 62 条	主蒸気隔離弁	
第 63 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	第 63 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	
第 64 条	主蒸気逃がし弁	第 64 条	主蒸気逃がし弁	
第 65 条	補助給水系	第 65 条	補助給水系	
第 66 条	復水タンク	第 66 条	復水タンク	
第 67 条	原子炉補機冷却水系	第 67 条	原子炉補機冷却水系第 68 条の 2	津波防護施設

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜目次＞

高浜発電所（変更前）	高浜発電所（変更後）	差異の理由
<p>第 68 条 原子炉補機冷却海水系</p> <p>第 68 条の 2 津波防護施設</p> <p>第 69 条 制御用空気系</p> <p>第 70 条 中央制御室非常用循環系</p> <p>第 71 条 安全補機室空気浄化系</p> <p>第 72 条 燃料取扱建屋空気浄化系</p> <p>第 73 条 外部電源（1号炉および2号炉）</p> <p>—モード1、2、3および4—</p>	<p>高浜発電所（変更後）</p> <p>原子炉補機冷却海水系</p> <p>津波防護施設</p> <p>制御用空気系</p> <p>中央制御室非常用循環系</p> <p>安全補機室空気浄化系</p> <p>燃料取扱建屋空気浄化系</p> <p><u>外部電源</u></p>	<p>高浜1号炉及び2号炉に新規制基準の要求を踏まえた外部電源の回線数及び独立性を要求する観点から、第73条の3の適用対象に高浜1号炉及び2号炉を追加することを踏まえ、旧 第73条及び旧 第73条の2を削除</p>
<p>第 73 条の 2 外部電源（1号炉および2号炉）</p> <p>—モード1、2、3および4—</p> <p>第 73 条の 3 外部電源（3号炉および4号炉）</p> <p>第 74 条 ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—</p> <p>第 75 条 ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—</p> <p>第 76 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</p> <p>第 77 条 非常用直流電源 —モード1、2、3および4—</p> <p>第 78 条 非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—</p> <p>第 79 条 所内非常用母線 —モード1、2、3および4—</p> <p>第 80 条 所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—</p> <p>第 81 条 1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—</p> <p>第 82 条 原子炉キャビティ水位</p> <p>第 83 条 原子炉格納容器貫通部（1号炉および2号炉）—燃料移動中—</p> <p>第 83 条の 2 原子炉格納容器貫通部（3号炉および4号炉）</p>	<p>ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—</p> <p>ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—</p> <p>ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</p> <p>非常用直流電源 —モード1、2、3および4—</p> <p>非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—</p> <p>所内非常用母線 —モード1、2、3および4—</p> <p>所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—</p> <p>1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—</p> <p>原子炉キャビティ水位</p> <p><u>原子炉格納容器貫通部</u></p>	<p>1号炉及び2号炉に対し、新規制基準の要求を踏まえて、モード5及び6において格納容器貫通部における機器ハッチの閉止等を要求する観点より、第83条の2の適用対象に1号炉及び2号炉を追加するとともに、旧第83条を削除</p>
<p>第 84 条 使用済燃料ピットの水位および水温</p> <p>第 85 条 重大事故等対処設備</p> <p>第 85 条の 2 特重施設を構成する設備</p> <p>第 86 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施</p> <p>第 86 条の 2 安全注入系逆弁漏えい検査の実施</p> <p>第 87 条 運転上の制限の確認</p> <p>第 88 条 運転上の制限を満足しない場合</p> <p>第 89 条 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合</p> <p>第 90 条 運転上の制限に関する記録</p>	<p>使用済燃料ピットの水位および水温</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>特重施設を構成する設備</p> <p>1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施</p> <p>安全注入系逆弁漏えい検査の実施</p> <p>運転上の制限の確認</p> <p>運転上の制限を満足しない場合</p> <p>予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合</p> <p>運転上の制限に関する記録</p>	<p>1号炉及び2号炉に対し、新規制基準の要求を踏まえて、モード5及び6において格納容器貫通部における機器ハッチの閉止等を要求する観点より、第83条の2の適用対象に1号炉及び2号炉を追加するとともに、旧第83条を削除</p>
<p>第 4 節 異常時の措置</p> <p>第 91 条 異常時の基本的な対応</p> <p>第 92 条 異常時の措置</p> <p>第 93 条 異常収束後の措置</p>	<p>第 4 節 異常時の措置</p> <p>異常時の基本的な対応</p> <p>異常時の措置</p> <p>異常収束後の措置</p>	<p>1号炉及び2号炉に対し、新規制基準の要求を踏まえて、モード5及び6において格納容器貫通部における機器ハッチの閉止等を要求する観点より、第83条の2の適用対象に1号炉及び2号炉を追加するとともに、旧第83条を削除</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <目次>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

高浜発電所（変更前）	高浜発電所（変更後）	差異の理由
<p>第5章 燃料管理</p> <p>第94条 新燃料の運搬</p> <p>第95条 新燃料の貯蔵</p> <p>第96条 燃料の検査</p> <p>第97条 燃料の取替等</p> <p>第98条 使用済燃料の貯蔵</p> <p>第99条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第100条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</p> <p>第100条の2 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>第100条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第100条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認</p> <p>第100条の5 輸入廃棄物の管理</p> <p>第101条 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>第102条 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>第103条 放出管理用計測器の管理</p> <p>第104条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第105条 放射線管理に係る基本方針</p> <p>第1節の2 区域管理</p> <p>第105条の2 管理区域の設定・解除</p> <p>第106条 管理区域内における区域区分</p> <p>第107条 管理区域内における特別措置</p> <p>第108条 管理区域への出入管理</p> <p>第109条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第110条 保全区域</p> <p>第111条 周辺監視区域</p> <p>第2節 被ばく管理</p>	<p>第5章 燃料管理</p> <p>第94条 新燃料の運搬</p> <p>第95条 新燃料の貯蔵</p> <p>第96条 燃料の検査</p> <p>第97条 燃料の取替等</p> <p>第98条 使用済燃料の貯蔵</p> <p>第99条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第100条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</p> <p>第100条の2 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>第100条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第100条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認</p> <p>第100条の5 輸入廃棄物の管理</p> <p>第101条 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>第102条 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>第103条 放出管理用計測器の管理</p> <p>第104条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第105条 放射線管理に係る基本方針</p> <p>第1節の2 区域管理</p> <p>第105条の2 管理区域の設定・解除</p> <p>第106条 管理区域内における区域区分</p> <p>第107条 管理区域内における特別措置</p> <p>第108条 管理区域への出入管理</p> <p>第109条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第110条 保全区域</p> <p>第111条 周辺監視区域</p> <p>第2節 被ばく管理</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

< 目次 >

高浜発電所（変更前）	高浜発電所（変更後）	差異の理由
第112条 放射線業務従事者の線量管理等	放射線業務従事者の線量管理等	変更なし
第113条 床・壁等の除染	床・壁等の除染	変更なし
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定	外部放射線に係る線量当量率等の測定	変更なし
第114条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	外部放射線に係る線量当量率等の測定	変更なし
第114条の2 平常時の環境放射線モニタリング	平常時の環境放射線モニタリング	変更なし
第115条 放射線計測器類の管理	放射線計測器類の管理	変更なし
第4節 物品移動の管理	物品移動の管理	変更なし
第116条 管理区域外等への搬出および運搬	管理区域外等への搬出および運搬	変更なし
第117条 発電所外への運搬	発電所外への運搬	変更なし
第5節 請負会社の放射線防護	請負会社の放射線防護	変更なし
第118条 請負会社の放射線防護	請負会社の放射線防護	変更なし
第6節 その他	その他	変更なし
第119条 頻度の定義	頻度の定義	変更なし
第8章 施設管理	施設管理	変更なし
第120条 施設管理計画	施設管理計画	変更なし
第120条の2 設計管理	設計管理	変更なし
第120条の3 作業管理	作業管理	変更なし
第120条の4 使用前事業者検査の実施	使用前事業者検査の実施	変更なし
第120条の5 定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	変更なし
第120条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	変更なし
第9章 非常時の措置	非常時の措置	変更なし
第121条 原子力防災組織	原子力防災組織	変更なし
第122条 原子力防災要員	原子力防災要員	変更なし
第122条の2 緊急作業従事者の選定	緊急作業従事者の選定	変更なし
第123条 原子力防災資機材等の整備	原子力防災資機材等の整備	変更なし
第124条 通報経路	通報経路	変更なし
第125条 原子力防災訓練	原子力防災訓練	変更なし
第126条 通報	通報	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <目次>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

高浜発電所（変更前）	高浜発電所（変更後）	差異の理由
<p>第127条 原子力防災体制等の発令 第128条 応急措置 第129条 緊急時における活動 第129条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第130条 原子力防災体制等の解除</p> <p>第10章 保安教育</p> <p>第131条 所員への保安教育 第132条 請負会社従業員への保安教育</p> <p>第11章 記録および報告</p> <p>第133条 記録 第134条 報告</p> <p>附則</p> <p>添付</p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第92条関連） 添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連）</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第18条の5および第18条の6関連）</p> <p>添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連） 添付5 保安区域図（第110条関連） 添付6 長期施設管理方針（第120条の6関連）</p> <div data-bbox="1244 1355 1380 2027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章（運転管理）における枠組みの範囲、添付4（管理区域図）および添付5（保安区域図）については、機密に係る事項ですので、公開することはできません。</p> </div>	<p>第127条 原子力防災体制等の発令 第128条 応急措置 第129条 緊急時における活動 第129条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第130条 原子力防災体制等の解除</p> <p>第10章 保安教育</p> <p>第131条 所員への保安教育 第132条 請負会社従業員への保安教育</p> <p>第11章 記録および報告</p> <p>第133条 記録 第134条 報告</p> <p>附則</p> <p>添付</p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第92条関連） 添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連）</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第18条の5および第18条の6関連）</p> <p>添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連） 添付5 保安区域図（第110条関連） 添付6 長期施設管理方針（第120条の6関連）</p> <div data-bbox="1244 470 1380 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章（運転管理）における枠組みの範囲、添付4（管理区域図）および添付5（保安区域図）については、機密に係る事項ですので、公開することはできません。</p> </div>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉）</p> <p>(j) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）の体制の整備に関する事項 然災害発生時等および有毒ガス発生時（3号炉および4号炉）の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模環境発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保安区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模環境発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保安区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項</p>	<p>1、2号炉の追加 （以下、明記しない箇所 については同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第8条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正(第123条) (8) 保安教育実施計画の策定(第131条)に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(e) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正(第123条) (8) 保安教育実施計画の策定(第131条)に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第9条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 10 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (4) 表 10-3 に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第 134 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (4) 表 10-3 に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第 134 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 10 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 10-1	条文	内容	条文	内容
第 13 条 (運転員等の確保)	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	(3号炉および4号炉)			1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所に変更)
第 18 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画および A P C 等時の成立性の確認訓練等の実施計画 (3号炉および4号炉)			
第 24 条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界			
第 32 条 (軸方向中性子束出力偏差) 容運転制限範囲	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲			
第 36 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲			
第 72 条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間			
第 93 条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動			
第 95 条 (新燃料の貯蔵)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画			
第 97 条 (燃料の取替等)	第 1 項に定める燃料装荷実施計画 第 2 項および第 4 項に定める取替炉心の安全性評価の結果			
第 98 条 (使用済燃料の貯蔵)	第 6 項に定める燃料移動の実施計画			
第 105 条の 2 (管理区域の設定・解除)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第 7 項に定める管理区域の設定・解除			
第 131 条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画			
第 132 条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画			

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第10条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表10-2	条文	内容	表10-2	内容
第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびAPC等時の確認訓練等の結果(3号炉および4号炉)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびAPC等時の確認訓練等の結果(3号炉および4号炉)	第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびAPC等時の確認訓練等の結果(3号炉および4号炉)
第85条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	第85条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認
第85条の2(特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	第85条の2(特重施設を構成する設備)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)
第88条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足しているとは判断した場合	第11項に定める運転上の制限を満足しているとは判断した場合	第88条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足しているとは判断した場合
第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める必要な安全措置	第11項に定める必要な安全措置	第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置
第91条(異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第91条(異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置
第92条(異常時の措置)	異常の収束	異常の収束	第92条(異常時の措置)	異常の収束
第134条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。))第87条第9号に定める事象が生じた場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。))第87条第9号に定める事象が生じた場合)	第134条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。))第87条第9号に定める事象が生じた場合)
	第91条に定める異常が発生した場合	第91条に定める異常が発生した場合		第91条に定める異常が発生した場合

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 10 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 10 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																																										
<p>表 10-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌等</td> </tr> <tr> <td>(1) 熱出力</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心の中性子束密度</td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心の温度</td> </tr> <tr> <td>(4) 冷却材入口温度</td> </tr> <tr> <td>(5) 冷却材出口温度</td> </tr> <tr> <td>(6) 冷却材圧力</td> </tr> <tr> <td>(7) 冷却材流量</td> </tr> <tr> <td>(8) 制御棒位置</td> </tr> <tr> <td>(9) 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書</td> </tr> <tr> <td>(1) 運転開始前の点検結果</td> </tr> <tr> <td>(2) 運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況</td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法</td> </tr> <tr> <td>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌等	(1) 熱出力	(2) 炉心の中性子束密度	(3) 炉心の温度	(4) 冷却材入口温度	(5) 冷却材出口温度	(6) 冷却材圧力	(7) 冷却材流量	(8) 制御棒位置	(9) 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)	(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	2. 燃料に係る記録	(1) 原子炉内における燃料体の配置	(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	3. 点検報告書	(1) 運転開始前の点検結果	(2) 運転停止後の点検結果	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録	(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度	(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況	6. 放射性廃棄物管理に係る記録	(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法	(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法	(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し	<p>表 10-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌等</td> </tr> <tr> <td>(1) 熱出力</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心の中性子束密度</td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心の温度</td> </tr> <tr> <td>(4) 冷却材入口温度</td> </tr> <tr> <td>(5) 冷却材出口温度</td> </tr> <tr> <td>(6) 冷却材圧力</td> </tr> <tr> <td>(7) 冷却材流量</td> </tr> <tr> <td>(8) 制御棒位置</td> </tr> <tr> <td>(9) 再結合装置内の温度</td> </tr> <tr> <td>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書</td> </tr> <tr> <td>(1) 運転開始前の点検結果</td> </tr> <tr> <td>(2) 運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況</td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法</td> </tr> <tr> <td>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌等	(1) 熱出力	(2) 炉心の中性子束密度	(3) 炉心の温度	(4) 冷却材入口温度	(5) 冷却材出口温度	(6) 冷却材圧力	(7) 冷却材流量	(8) 制御棒位置	(9) 再結合装置内の温度	(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	2. 燃料に係る記録	(1) 原子炉内における燃料体の配置	(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	3. 点検報告書	(1) 運転開始前の点検結果	(2) 運転停止後の点検結果	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録	(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度	(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況	6. 放射性廃棄物管理に係る記録	(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法	(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法	(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し	
記 録 項 目																																																												
1. 運転日誌等																																																												
(1) 熱出力																																																												
(2) 炉心の中性子束密度																																																												
(3) 炉心の温度																																																												
(4) 冷却材入口温度																																																												
(5) 冷却材出口温度																																																												
(6) 冷却材圧力																																																												
(7) 冷却材流量																																																												
(8) 制御棒位置																																																												
(9) 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)																																																												
(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量																																																												
2. 燃料に係る記録																																																												
(1) 原子炉内における燃料体の配置																																																												
(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																																												
(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量																																																												
3. 点検報告書																																																												
(1) 運転開始前の点検結果																																																												
(2) 運転停止後の点検結果																																																												
4. 引継日誌																																																												
5. 放射線管理に係る記録																																																												
(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率																																																												
(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度																																																												
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況																																																												
6. 放射性廃棄物管理に係る記録																																																												
(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度																																																												
(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法																																																												
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法																																																												
(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し																																																												
記 録 項 目																																																												
1. 運転日誌等																																																												
(1) 熱出力																																																												
(2) 炉心の中性子束密度																																																												
(3) 炉心の温度																																																												
(4) 冷却材入口温度																																																												
(5) 冷却材出口温度																																																												
(6) 冷却材圧力																																																												
(7) 冷却材流量																																																												
(8) 制御棒位置																																																												
(9) 再結合装置内の温度																																																												
(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量																																																												
2. 燃料に係る記録																																																												
(1) 原子炉内における燃料体の配置																																																												
(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																																												
(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量																																																												
3. 点検報告書																																																												
(1) 運転開始前の点検結果																																																												
(2) 運転停止後の点検結果																																																												
4. 引継日誌																																																												
5. 放射線管理に係る記録																																																												
(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等 の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率																																																												
(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射 性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染され た物の表面の放射性物質の密度																																																												
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合に は、その状況																																																												
6. 放射性廃棄物管理に係る記録																																																												
(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水 監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度																																																												
(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま れる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容 器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法																																																												
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合に は、その方法																																																												
(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運 搬に使用し																																																												

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 10 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>た容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>た容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 1 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 この規定において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 - 1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 8 7 条から第 9 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※ 1 に要求される措置</p> <p>3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変換することをいう。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※ 2 が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) 3 号炉および 4 号炉について、「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合は</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 この規定において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 - 1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 8 7 条から第 9 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※ 1 に要求される措置</p> <p>3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変換することをいう。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※ 2 が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) 「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合は</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>1、2 号炉の追加</p>
<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 この規定において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 - 1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 8 7 条から第 9 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※ 1 に要求される措置</p> <p>3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変換することをいう。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※ 2 が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) 「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合は</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 この規定において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 - 1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 8 7 条から第 9 0 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※ 1 に要求される措置</p> <p>3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変換することをいう。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備※ 2 が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) 「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合は</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>1、2 号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 1 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 1 2 - 1	表 1 2 - 1			変更なし
モード	原子炉の運転状態	原子炉の運転状態	原子炉容器スタックボルトの状態	
1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 超）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 超）	全ボルト締付	
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト締付	
2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下）	全ボルト締付	
3	1 次冷却材温度 177 °C 以上	1 次冷却材温度 177 °C 以上	全ボルト締付	
4	1 次冷却材温度 93 °C 超 177 °C 未満	1 次冷却材温度 93 °C 超 177 °C 未満	全ボルト締付	
5	1 次冷却材温度 93 °C 以下	1 次冷却材温度 93 °C 以下	全ボルト締付	
6 ^{※4}			1 本以上が緩められている	

※ 3：挿入不能な制御棒を除く。

※ 4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

※ 3：挿入不能な制御棒を除く。

※ 4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第13条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室(1、2号炉中央制御室)に伴いA中央制御室が運用停止(取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。)となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室)あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表13-1-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室(1、2号炉中央制御室)に伴いA中央制御室が運用停止(取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。)となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室)に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保し、運転員、常駐の本部要員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で70名以上常時確保するとともに、特定重大事故等対処施設(以下、「特重施設」という。)による対策を行う要員(以下、「特重施設要員」という。)として、表13-4に定める人数を特重施設内に常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認および第18条の6第1項(2)のAPC等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていると判断した場合は、速やかに、表13-1、表13-3および表13-4に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1、表13-3および表13-4に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表13-1-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保し、運転員、常駐の本部要員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で100名(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は92名、2つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は84名、3つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は76名、または全ての原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は68名)以上常時確保するとともに、特定重大事故等対処施設(以下、「特重施設」という。)による対策を行う要員(以下、「特重施設要員」という。)として、表13-4に定める人数を特重施設内に常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認および第18条の6第1項(2)のAPC等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていると判断した場合は、速やかに、表13-1、表13-3および表13-4に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1、表13-3および表13-4に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>1、2号炉中央制御室取替工事を伴う削除</p> <p>1、2号炉中央制御室取替工事を伴う削除</p> <p>S A対策高度化に伴う必要員数の変更</p>

※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 13 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																						
<p>表 13-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※2※3} (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともモード^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合^{※4}</td> <td>12名以上^{※6※7}</td> <td>12名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合^{※4}</td> <td>9名以上^{※6※8}</td> <td>10名以上^{※6}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4※5}</td> <td>6名以上^{※6}</td> <td>8名以上^{※6}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※2※3} (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がともモード ^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※4}	12名以上 ^{※6※7}	12名以上 ^{※4}	原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※4}	9名以上 ^{※6※8}	10名以上 ^{※6}	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4※5}	6名以上 ^{※6}	8名以上 ^{※6}	<p>表 13-1-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともモード^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合^{※2}</td> <td>12名以上^{※4}</td> <td>12名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>10名以上^{※4}</td> <td>10名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※2※3}</td> <td>8名以上^{※4}</td> <td>8名以上^{※4}</td> </tr> </table>	中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がともモード ^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※2}	12名以上 ^{※4}	12名以上 ^{※4}	原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※2}	10名以上 ^{※4}	10名以上 ^{※4}	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※2※3}	8名以上 ^{※4}	8名以上 ^{※4}	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉運転開始後は、原子炉1基が停止することにより2名減とする(3、4号炉と同じ)</p>
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※2※3} (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																								
原子炉2基がともモード ^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※4}	12名以上 ^{※6※7}	12名以上 ^{※4}																								
原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※4}	9名以上 ^{※6※8}	10名以上 ^{※6}																								
使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4※5}	6名以上 ^{※6}	8名以上 ^{※6}																								
中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																								
原子炉2基がともモード ^{※4} 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※2}	12名以上 ^{※4}	12名以上 ^{※4}																								
原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※2}	10名以上 ^{※4}	10名以上 ^{※4}																								
使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※2※3}	8名以上 ^{※4}	8名以上 ^{※4}																								
<p>※2：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料基荷を行わない。</p> <p>※3：1、2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止(取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。)となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室。</p> <p>※4：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。</p> <p>※5：照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。</p> <p>※6：当直課長を含む。</p> <p>※7：内6名が3号炉および4号炉現場作業応援。</p> <p>※8：内3名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>	<p>表 13-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※2※3} (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>3名以上^{※9}</td> <td>3名以上^{※9}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※2※3} (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}	<p>4基運転に伴う削除(※1、2、6、7削除に伴い、以下番号の繰り上げ)</p> <p>1、2号炉中央制御盤取替工事を完了に伴う削除</p>																		
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※2※3} (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																								
原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}																								
<p>表 13-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>3名以上^{※5}</td> <td>3名以上^{※5}</td> </tr> </table>	中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※5}	3名以上 ^{※5}	<p>※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。</p> <p>※3：照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。</p> <p>※4：当直課長を含む。</p> <p>※5：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p>	<p>1、2号炉運転開始後は、1、2号炉から3、4号炉への現場作業応援は行わない</p> <p>1、2号炉の追加</p>																		
中央制御室名 1、2号炉および 3、4号炉の運転モード	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																								
原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※5}	3名以上 ^{※5}																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 13 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																											
表 13-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6名以上</td> <td>40名以上</td> </tr> <tr> <td>10名以上</td> <td>38名以上</td> </tr> </tbody> </table>	本部要員	緊急安全対策要員	6名以上	40名以上	10名以上	38名以上	表 13-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運転モード</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合^{**2}</td> <td>11名以上</td> <td>65名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{**2}</td> <td>11名以上</td> <td>59名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{**2}</td> <td>11名以上</td> <td>53名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{**2}</td> <td>11名以上</td> <td>47名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{**2**3}</td> <td>11名以上</td> <td>41名以上</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間^{**3}</td> <td>20名以上</td> <td>8名以上</td> </tr> </tbody> </table>	運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	65名以上	原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	59名以上	原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	53名以上	原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	47名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{**2**3}	11名以上	41名以上	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 ^{**3}	20名以上	8名以上	<p>4 基運転時の本部要員、緊急安全対策要員数の明確化。なお、常駐の緊急安全対策要員数については、原子炉1基が停止することに6名減となる</p>
本部要員	緊急安全対策要員																														
6名以上	40名以上																														
10名以上	38名以上																														
運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																													
原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	65名以上																													
原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	59名以上																													
原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	53名以上																													
原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{**2}	11名以上	47名以上																													
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{**2**3}	11名以上	41名以上																													
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 ^{**3}	20名以上	8名以上																													
表 13-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3号炉および4号炉の運転モード</th> <th>特重施設要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	3号炉および4号炉の運転モード	特重施設要員	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合		原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合		表 13-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3号炉および4号炉の運転モード</th> <th>特重施設要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	3号炉および4号炉の運転モード	特重施設要員	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合		原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合																	
3号炉および4号炉の運転モード	特重施設要員																														
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合																															
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合																															
3号炉および4号炉の運転モード	特重施設要員																														
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合																															
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合																															

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 1 3 条の 2 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転管理業務)</p> <p>第 1 3 条の 2 各課 (室) 長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設 (系統より切離されている施設※1 を除く) の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2 を定め、中央制御室における監視、第 1 4 条第 1 項および第 2 項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課 (室) 長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作 (系統管理を含む) に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課 (室) 長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第 1 4 条第 3 項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課 (室) 長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作 (系統管理を含む) が必要な場合は、関係各課 (室) 長の依頼に基づき、第 1 号 (b) による運転操作 (系統管理を含む) を実施する。また、関係各課 (室) 長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課 (室) 長は、第 3 節 (第 8 7 条から第 9 0 条を除く) 各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第 1 7 条に従い実施する。</p> <p>※ 1 : 系統より切離されている施設とは、3 号炉および 4 号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うための必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2 : 運転に必要な監視項目とは、第 3 節 (第 8 7 条から第 9 0 条を除く) 各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第 1 3 条の 2 各課 (室) 長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設 (系統より切離されている施設※1 を除く) の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2 を定め、中央制御室における監視、第 1 4 条第 1 項および第 2 項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課 (室) 長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作 (系統管理を含む) に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課 (室) 長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第 1 4 条第 3 項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課 (室) 長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作 (系統管理を含む) が必要な場合は、関係各課 (室) 長の依頼に基づき、第 1 号 (b) による運転操作 (系統管理を含む) を実施する。また、関係各課 (室) 長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課 (室) 長は、第 3 節 (第 8 7 条から第 9 0 条を除く) 各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第 1 7 条に従い実施する。</p> <p>※ 1 : 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うための必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2 : 運転に必要な監視項目とは、第 3 節 (第 8 7 条から第 9 0 条を除く) 各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>1、2 号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 1 4 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設 (原子炉格納容器内、アニュラス内、第 1 0 7 条第 1 項で定める区域および系統より切離されている施設^{*1}を除く) を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 1 2 0 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 0 7 条第 1 項で定める区域については、第 1 0 7 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課 (室) 長は、系統より切離されている施設について一定期間^{**2}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※ 1 : 系統より切離されている施設とは、<u>3号炉および4号炉の可搬設備</u>、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2 : 一定期間とは、1 ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設 (原子炉格納容器内、アニュラス内、第 1 0 7 条第 1 項で定める区域および系統より切離されている施設^{*1}を除く) を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 1 2 0 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 0 7 条第 1 項で定める区域については、第 1 0 7 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課 (室) 長は、系統より切離されている施設について一定期間^{**2}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※ 1 : 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2 : 一定期間とは、1 ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 15 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第 15 条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (3号炉および4号炉) (8) 火災、内部溢水 (3号炉および4号炉)、火山影響等 (3号炉および4号炉)、その他自然災害および有毒ガス (3号炉および4号炉) 発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (3号炉および4号炉) 	<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第 15 条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 	<p>1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第18条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※2を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室（1、2号炉中央制御室に併しいA中央制御室が常駐する区画である運転員控室）ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※3</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：計画とは、<u>3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽保管庫においては、火災防護計画を示す。</u></p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※2を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※3</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：計画とは、<u>火災防護計画を示す。</u></p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>1、2号炉中央制御室 替工事完了に伴う削除</p> <p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第18条の2 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の2の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合は発生した場合同様(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保安のための活動の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合は発生した場合同様(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保安のための活動の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>1、2号炉の追加(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第18条の3

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備と、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. <u>3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機着陸下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. <u>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機着陸下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>差異の理由</p> <p>1、2号炉の追加（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 ＜第18条の3＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下、「有毒ガス発生時」という。)における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下、「有毒ガス発生時」という。)における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の4>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室長および電気係修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気係修課長および計装係修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める(3号炉および4号炉)。</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室長および電気係修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気係修課長および計装係修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第18条の5＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保安のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保安のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>1、2号炉の追加（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第18条の5＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 3号炉および4号炉について、<u>原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第18条の6＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)ならびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム(以下、「APC等」という。)時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練(以下、「APC等時の成立性の確認訓練等」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)ならびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム(以下、「APC等」という。)時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練(以下、「APC等時の成立性の確認訓練等」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p>	<p>1、2号炉の追加(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>
<p>2. 3号炉および4号炉について、各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p>	<p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p>	<p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 18 条の 6 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3 号炉および 4 号炉について、<u>原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を</u>実施する。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第 5 項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第 6 項の実施内容を踏まえ、第 5 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※ 1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第 5 項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第 6 項の実施内容を踏まえ、第 5 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※ 1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の7>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第18条の7 1号炉および2号炉について、安全・防災室長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料ピットの冷却水の維持が困難な場合(以下、「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p>(2) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p>(3) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防ポンプ(消防車に装備されているポンプを含む)、消火ホースおよびその他資機材の配備</u></p> <p>2. <u>各課(室)長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p>3. <u>各課(室)長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>第18条～第18条の6の適用範囲に1、2号炉を含めることを踏まえ、これまで旧基準炉に対し要求してきた電源機能喪失時等の体制の整備に関する条文を削除する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 19 条の 2 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁管理) 第 19 条の 2 3 号炉および 4 号炉について、発電室長は、定期事業者検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、開時間となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁管理) 第 19 条の 2 発電室長は、定期事業者検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧カバウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>1、2 号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第23条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が1号炉および2号炉では2.0秒以下、3号炉および4号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間以内、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が1号炉および2号炉では2.1秒以下、3号炉および4号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間以内、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>差異の理由</p>								
<p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1038 1294 1142 2103"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※4}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないこと（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと	<p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1038 436 1142 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※4}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないこと（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと									
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 23 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由												
表 23-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合</td> <td> A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕^{※5}を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。 </td> <td>1 時間 1 時間 1 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※5} を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。	1 時間 1 時間 1 2 時間	表 23-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合</td> <td> A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕^{※6}を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。 </td> <td>1 時間 1 時間 1 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※6} を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。	1 時間 1 時間 1 2 時間	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間														
A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※5} を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。	1 時間 1 時間 1 2 時間														
条 件	要求される措置	完了時間														
A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※6} を満足していることを確認する。 または A. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 当直課長は、モード 3 にする。	1 時間 1 時間 1 2 時間														
<p>※ 5 : 所要の停止余裕とは、1 号炉および 2 号炉については 1.77 %$\Delta k/k$ 以上、3 号炉および 4 号炉については 1.8 %$\Delta k/k$ 以上であることをいう (以下、本条において同じ)。</p>																
表 23-2 (続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 制御棒 1 本が不整合である場合</td> <td> B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、$F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知 </td> <td>1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知	1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間	表 23-2 (続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 制御棒 1 本が不整合である場合</td> <td> B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、$F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知 </td> <td>1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知	1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間	
条 件	要求される措置	完了時間														
B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知	1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間														
条 件	要求される措置	完了時間														
B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B. 1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B. 2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B. 2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B. 2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 % 以下に下げる。 および B. 2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および B. 2.4 原子燃料課長は、モード 1 において、 $F_{\Delta H}$ および $F_{\sigma}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知	1 時間 1 時間 1 時間 2 時間 2 4 時間 その後の 1 日に 1 回 7 2 時間														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 2 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
<p>する。 および</p> <p>B. 2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>C. 1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>1 2 時間</p>	<p>する。 および</p> <p>B. 2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>C. 1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>1 2 時間</p>	変更なし		
表 2 3 - 2 (続き)				
<p>条件</p> <p>D. 2 本以上の制御棒が不整合である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>D. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または</p> <p>D. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>D. 2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>1 時間</p>	<p>要求される措置</p> <p>D. 1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または</p> <p>D. 1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>D. 2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>1 時間</p>	<p>完了時間</p> <p>1 時間</p>	<p>完了時間</p> <p>1 時間</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第25条＞

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第25条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表25-1</p> <table border="1" data-bbox="630 132 710 1064"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できることをいう。</p> <p>また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>※2：1号炉および2号炉については、ユニット総合管理計算機、3号炉および4号炉については、プロセス計算機をいう（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第25条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表25-1</p> <table border="1" data-bbox="630 1064 710 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できることをいう。</p> <p>また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>※2：1号炉および2号炉については、ユニット総合管理計算機、3号炉および4号炉については、プロセス計算機をいう（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>差異の理由</p>				
項目	運転上の制限													
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1													
項目	運転上の制限													
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1													
<p>表25-2</p> <table border="1" data-bbox="1069 132 1316 1064"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。</td> <td>8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間	<p>表25-2</p> <table border="1" data-bbox="1069 1064 1316 1982"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。</td> <td>8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間	<p>差異の理由</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし、制御棒の移動がない場合は、1日に1回 8時間												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 25 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
B. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合において、その制御棒が最終確認位置から一方向に 24 ステップを超える移動がある場合	4 時間	B. 1 原子炉燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または B. 2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	B. 1 原子炉燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または B. 2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	変更なし
C. ステップカウンタが動作不能である場合	8 時間 その後の 8 時間 1 回	C. 1.1 当直課長は、当該バンクにおける制御棒位置指示装置の全てが、動作可能であることを確認する。 および C. 1.2 当直課長は、当該バンクにおける各制御棒位置の差が 12 ステップ以下であることを確認する。 または C. 2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	C. 1.1 当直課長は、当該バンクにおける制御棒位置指示装置の全てが、動作可能であることを確認する。 および C. 1.2 当直課長は、当該バンクにおける各制御棒位置の差が 12 ステップ以下であることを確認する。 または C. 2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	4 時間 8 時間 その後の 8 時間 1 回
D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合 または 1 つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	8 時間	D. 1 当直課長は、モード 3 にする。	D. 1 当直課長は、モード 3 にする。	8 時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第28条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)) 第28条 モード1および2において、化学体積制御系は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 (2) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表28-2で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期事業者検査時に、<u>3号炉および4号炉の緊急ほう酸水補給弁が開弁でき</u>ることを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-3の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。 ※2：3号炉および4号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)) 第28条 モード1および2において、化学体積制御系は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 (2) 当直課長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表28-2で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期事業者検査時に、緊急ほう酸水補給弁*2が開弁できるところを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-3の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。 ※2：1号炉および2号炉については、緊急ほう酸注入弁、3号炉および4号炉については、緊急ほう酸水補給弁をいう（以下、本条において同じ）。 ※3：ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 1号炉および2号炉については、C充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 3号炉および4号炉については、B充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>差異の理由</p>
<p>表28-1 項目 運転上の制限 (1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること 化学体積制御系*2 (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表28-2で定める制限値内にあること ※2：3号炉および4号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のB充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>表28-1 項目 運転上の制限 (1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること 化学体積制御系*2 (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表28-2で定める制限値内にあること ※3：ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 1号炉および2号炉については、C充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 3号炉および4号炉については、B充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※2追加に伴い、以降番号繰り下げ</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第28条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前				変更後				差異の理由			
項目	1号炉	2号炉	3号炉および4号炉	制限値	確認頻度	項目	1号炉		2号炉	3号炉および4号炉	制限値
ほう素濃度	21,000 ppm以上	21,000 ppm以上	7,000 ppm以上	7,000 ppm以上	1ヶ月に1回	ほう素濃度	21,000 ppm以上	21,000 ppm以上	7,000 ppm以上	7,000 ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量※3 (有効水量)	17.4 m ³ 以上	17.3 m ³ 以上	58.9 m ³ 以上	58.9 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水量※4 (有効水量)	17.4 m ³ 以上	17.3 m ³ 以上	58.9 m ³ 以上	58.9 m ³ 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上	18℃以上	18℃以上		ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上	18℃以上	18℃以上	

※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

※4：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

変更前				変更後			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A. 充てん/高圧注入ポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに	A. 充てん/高圧注入ポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに		
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満していかない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日	B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満していかない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日		
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満していかない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日 (ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては、第55条(ほう酸注入タンク)を参照のこと)	C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満していかない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日 (ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては、第55条(ほう酸注入タンク)を参照のこと)		
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満していかない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日	D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満していかない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日		
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日	E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 28 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	変更なし
	12時間 速やかに		12時間 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 2 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																												
<p>(原子炉熱出力) 第 2 9 条 モード 1 において、原子炉熱出力^{※1}は、表 2 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電室長に通知するとともに、当直課長は、モード 1 において、1 時間に 1 回、原子炉熱出力の瞬時値^{※2}および 1 時間平均値^{※3}を確認する。 3. 当直課長は、原子炉熱出力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表 2 9 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。 ※ 2 : 瞬時値は、プロセス計算機により算出される 1 分値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう (以下、本条において同じ)。 ※ 3 : 1 時間平均値は、プロセス計算機により算出される当該 1 時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。 ※ 4 : 定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。</p> <p>表 2 9 - 1 1. 1 号炉および 2 号炉</p> <table border="1" data-bbox="909 1635 1053 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2. 440 MWt 以下であること</td> </tr> <tr> <td>3 号炉および 4 号炉</td> <td></td> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2. 660 MWt 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 9 - 2 条 件 A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</p> <table border="1" data-bbox="1101 1411 1244 2101"> <thead> <tr> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2. 440 MWt 以下であること	3 号炉および 4 号炉		項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2. 660 MWt 以下であること	要求される措置	完了時間	A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	<p>(原子炉熱出力) 第 2 9 条 モード 1 において、原子炉熱出力^{※1}は、表 2 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電室長に通知するとともに、当直課長は、モード 1 において、1 時間に 1 回、原子炉熱出力の瞬時値^{※2}および 1 時間平均値^{※3}を確認する。 3. 当直課長は、原子炉熱出力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表 2 9 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。 ※ 2 : 瞬時値は、プロセス計算機^{※5}により算出される 1 分値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう (以下、本条において同じ)。 ※ 3 : 1 時間平均値は、プロセス計算機により算出される当該 1 時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。 ※ 4 : 定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ※ 5 : 1 号炉および 2 号炉については、ユニット総合管理計算機、3 号炉および 4 号炉については、プロセス計算機をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表 2 9 - 1 1. 1 号炉および 2 号炉</p> <table border="1" data-bbox="909 784 1053 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2. 440 MWt 以下であること</td> </tr> <tr> <td>3 号炉および 4 号炉</td> <td></td> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2. 660 MWt 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 9 - 2 条 件 A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</p> <table border="1" data-bbox="1101 560 1244 1243"> <thead> <tr> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2. 440 MWt 以下であること	3 号炉および 4 号炉		項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2. 660 MWt 以下であること	要求される措置	完了時間	A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	<p>設備名称の差異</p>
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2. 440 MWt 以下であること																													
3 号炉および 4 号炉																														
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2. 660 MWt 以下であること																													
要求される措置	完了時間																													
A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																													
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2. 440 MWt 以下であること																													
3 号炉および 4 号炉																														
項目	運転上の制限																													
原子炉熱出力	2. 660 MWt 以下であること																													
要求される措置	完了時間																													
A. 1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 0 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																
<p>(熱流束熱水路係数 (F_o(Z)))</p> <p>第 3 0 条 モード1において、F_o(Z)は、表 3 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F_o(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F_o(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F_o(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F_o(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 0 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装係課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 0 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="614 136 726 392"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F_o(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.10/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.20×K(Z) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="758 136 869 392"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F_o(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF_o制限係数（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.10/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.20×K(Z) 以下であること	項目	運転上の制限	F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること	<p>(熱流束熱水路係数 (F_o(Z)))</p> <p>第 3 0 条 モード1において、F_o(Z)は、表 3 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F_o(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F_o(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F_o(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F_o(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 0 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装係課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 0 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="614 392 726 1960"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F_o(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="758 392 869 1960"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F_o(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、$2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF_o制限係数（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること	項目	運転上の制限	F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること	<p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.10/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.20×K(Z) 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
F _o (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P \times K(Z)$ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 30 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 30-2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. F。(Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり原子炉熱出力を 1% 以上下げ、および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F。(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装保修課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装保修課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり過大出力 ΔT 高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F。(Z) および F _{N,ΔH} が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	15分 4時間 8時間 72時間 原子炉熱出力が措置 A.1 の制限を超えて増加する前	A.1 当直課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり原子炉熱出力を 1% 以上下げ、および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F。(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装保修課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装保修課長は、F。(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり過大出力 ΔT 高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F。(Z) および F _{N,ΔH} が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	変更なし
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 2 にする。	12時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 2 にする。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第30条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>図30-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <p>炉心高さ(相対高さ)</p>	<p>図30-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <p>炉心高さ(相対高さ)</p>	<p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
<p>2. 3号炉および4号炉</p> <p>炉心高さ(相対高さ)</p>	<p>2. 3号炉および4号炉</p> <p>炉心高さ(相対高さ)</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第 3 1 条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表 3 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 1 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="715 1288 786 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>1. 60 (1+0. 2 (1-P[*]1)) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : P は、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 2 (1-P [*] 1)) 以下であること	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第 3 1 条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表 3 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 1 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 1 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="611 436 683 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>1. 60 (1+0. 3 (1-P[*]1)) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="715 436 786 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>1. 60 (1+0. 2 (1-P[*]1)) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : P は、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 3 (1-P [*] 1)) 以下であること	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 2 (1-P [*] 1)) 以下であること	<p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
項目	運転上の制限													
$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 2 (1-P [*] 1)) 以下であること													
項目	運転上の制限													
$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 3 (1-P [*] 1)) 以下であること													
項目	運転上の制限													
$F^{N_{\Delta H}}$	1. 60 (1+0. 2 (1-P [*] 1)) 以下であること													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 3 1 - 2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. $F^{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していない場合 ^{※2}	A. 1.1 当直課長は、 $F^{N_{\Delta H}}$ の運転上の制限を満足させる。 または A. 1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。 および A. 1.2.2 計装係課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を 55 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A. 2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F^{N_{\Delta H}}$ および $F_{\circ}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A. 3 原子燃料課長は、所定の出力以上を上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F^{N_{\Delta H}}$ および $F_{\circ}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 ^{※3}	4 時間 4 時間 8 時間 2 4 時間 原子炉熱出力が 50 % を超える前 および 原子炉熱出力が 75 % を超える前 および 原子炉熱出力が 95 % 以上となった後の 2 4 時間以内	A. $F^{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していない場合 ^{※2}	A. 1.1 当直課長は、 $F^{N_{\Delta H}}$ の運転上の制限を満足させる。 または A. 1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。 および A. 1.2.2 計装係課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を 55 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A. 2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F^{N_{\Delta H}}$ および $F_{\circ}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A. 3 原子燃料課長は、所定の出力以上を上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F^{N_{\Delta H}}$ および $F_{\circ}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 ^{※3}
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 2 にする。	1 2 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 2 にする。
※ 2 : 条件 A に至った場合は、 $F^{N_{\Delta H}}$ が制限値内に回復しても、A. 3 の措置を完了しなければなら ない。 ※ 3 : 本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-1>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第34条 次の計測および制御設備は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表34-2から表34-8に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-8の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="842 1294 976 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第34条 次の計測および制御設備は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表34-2から表34-8に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-8の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="842 443 976 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること	<p>変更なし</p>
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること									
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第34条 表34-2＞

変更後

変更前

差異の理由

表34-2 原子炉保護系計装

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
 - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
 - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上
 - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
 - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上
 - (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
 - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
 - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
 - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上
 - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
 - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロッック) インターロック以上
 - (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
 - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	1号炉および2号炉	3号炉	4号炉	所要本数	運用モード	1号炉および2号炉	3号炉	4号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当					
1. 原子炉保護系連環回路 ⁹⁰⁾	-	-	-	2系統	モード1 および2	-	-	-	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1ヶ月に1回(区計装設備)計装設備	計装設備					
									B. 原子炉トリップしや断器が動作不能である場合	B.1 電気保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間		機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。
									C. 条件AまたはBが完了時間内に達成できない場合	C.1 当回路は、モード3にする。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間		機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。
2. 手動原子炉トリップ ⁹⁰⁾	-	-	-	2系統	モード1 3(0), 4(0) および5(0)	-	-	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。				
								B. 原子炉トリップしや断器が動作不能である場合	B.1 電気保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。		
								C. 条件AまたはBが完了時間内に達成できない場合	C.1 当回路は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。		
2. 手動原子炉トリップ ⁹⁰⁾	-	-	-	2	モード1 および2	-	-	A. 1号炉または2号炉が動作不能である場合	A.1 電気保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	4.8時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。				
								B. 条件Aの範囲内に達成できない場合	B.1 当回路は、モード3にする。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1.2時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。		
								C. 条件AまたはBが完了時間内に達成できない場合	C.1 当回路は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。1ヶ月に1回(区計装設備)行う。残りの系統が互いに1系統ずつ計装設備が動作可能な状態にあることを確認の上、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。		

- ※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※3：3号炉および4号炉のモード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう(以下、本条において同じ)。
 ※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備(原子炉トリップスイッチ)は、重大事故等対処設備を兼ねる。

- 1、2号炉の追加
 1、2号炉の追加

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第34条 表34-2

変更後

変更前

変更理由

機能	設置位置	動作条件	動作モード	動作時間	項目	頻度	担当	
6. 中間領域中性子束高	3号炉室および2号炉室以下	1. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード2 (2.0) 2.0	動作時間：3分以内	動作モード：2.0	動作時間：3分以内	運転員	
		2. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード3 (3.0), 4 (4.0), 5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：3.0, 4.0, 5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
7. 中間領域中性子束高	3号炉室および2号炉室以下	1. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード2 (2.0) 2.0	動作時間：3分以内	動作モード：2.0	動作時間：3分以内	運転員	
		2. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード3 (3.0), 4 (4.0), 5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：3.0, 4.0, 5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
		3. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード4 (4.0)	動作時間：3分以内	動作モード：4.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
		4. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能である条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。
 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみさない。
 ※11：「中間領域中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスをすることができ、
 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみさない。
 ※12：移動中の燃料を所定の位置に移転することを妨げない。
 ※13：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※14：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。

機能	設置位置	動作条件	動作モード	動作時間	項目	頻度	担当	
6. 中間領域中性子束高	3号炉室および2号炉室以下	1. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード2 (2.0) 2.0	動作時間：3分以内	動作モード：2.0	動作時間：3分以内	運転員	
		2. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード3 (3.0), 4 (4.0), 5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：3.0, 4.0, 5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
7. 中間領域中性子束高	3号炉室および2号炉室以下	1. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード2 (2.0) 2.0	動作時間：3分以内	動作モード：2.0	動作時間：3分以内	運転員	
		2. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード3 (3.0), 4 (4.0), 5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：3.0, 4.0, 5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
		3. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード4 (4.0)	動作時間：3分以内	動作モード：4.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員
		4. 中間領域中性子束高が設定できない場合は、運転員が、中間領域中性子束高を監視し、必要に応じて、中間領域中性子束高を調整する。	モード5 (5.0)	動作時間：3分以内	動作モード：5.0	動作時間：3分以内	運転員	運転員

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能である条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。
 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみさない。
 ※11：「中間領域中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスをすることができ、
 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみさない。
 ※12：移動中の燃料を所定の位置に移転することを妨げない。
 ※13：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※14：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.1条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前

変更後

差異の理由

機能	設定値 1. 監視対象 および2号 および4号 炉内	3号炉 の監視 範囲内	所要子 炉、系統 数	所要子 炉、系統 数	運用モード および2 号炉	設定値 および2号 および4号 炉内	3号炉 の監視 範囲内	所要子 炉、系統 数	所要子 炉、系統 数	運用モード および2 号炉	設定値 および2号 および4号 炉内	3号炉 の監視 範囲内	所要子 炉、系統 数	所要子 炉、系統 数	運用モード および2 号炉	設定値 および2号 および4号 炉内	3号炉 の監視 範囲内	所要子 炉、系統 数	所要子 炉、系統 数	運用モード および2 号炉	設定値 および2号 および4号 炉内	3号炉 の監視 範囲内	
7. 過大温度ΔT高	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	3	モード1 および2	3	3
8. 過大出力ΔT高	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	モード1 および2	3	3	3	3	3	モード1 および2	3	3
9. 原子炉圧力低	12.04 MPa 以上	12.04 MPa 以上	3	3	モード1 (1)	12.04 MPa 以上	12.04 MPa 以上	3	3	モード1 (1)	12.04 MPa 以上	12.04 MPa 以上	3	3	モード1 (1)	12.04 MPa 以上	12.04 MPa 以上	3	3	モード1 (1)	12.04 MPa 以上	12.04 MPa 以上	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa 以下	16.61 MPa 以下	3	3	モード1 および2	16.61 MPa 以下	16.61 MPa 以下	3	3	モード1 および2	16.61 MPa 以下	16.61 MPa 以下	3	3	モード1 および2	16.61 MPa 以下	16.61 MPa 以下	3	3	モード1 および2	16.61 MPa 以下	16.61 MPa 以下	
11. 加圧器水位高	計器スハ の24% 以下	計器スハ の24% 以下	3	3	モード1 (1)	計器スハ の24% 以下	計器スハ の24% 以下	3	3	モード1 (1)	計器スハ の24% 以下	計器スハ の24% 以下	3	3	モード1 (1)	計器スハ の24% 以下	計器スハ の24% 以下	3	3	モード1 (1)	計器スハ の24% 以下	計器スハ の24% 以下	

設備名称の差異

設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更後

変更前

変更理由

機能	設定電圧 1. 定格電圧 および分巻 電圧	運用モード	所要端子 数	所要端子 の系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
12. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
13. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
14. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
15. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長

機能	設定電圧 1. 定格電圧 および分巻 電圧	運用モード	所要端子 数	所要端子 の系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
12. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
13. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
14. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長
15. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の 97%以上 上	モード1 (6)	1 あたり 93	A. 1チャーンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの期間 に完了時間内 に達成できない 場合	B. 1. 当直員は、P-7未調にする。 1.2時間	6時間	既定手順および 機組の履歴を 行う。	既定手順および 機組の履歴を 行う。	1日に1回 当直員長	計課修繕課 長

高浜発電所原子炉施設保安規定
第34条 表34-2

変更前

変更後

差異の理由

機能	設定値	運用モード	所要子数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	検証事項
20. 増圧加減 度高	1) 設定値 出力限界 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下	モード1 および2	3	A. 1チャネルA1計装保護系は、当該チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置B1当直課長は、モード3にする。	1) 計装保護系は、当該チャネルが動作不能である状態に遷移させる措置を講じる。 2) 当直課長は、モード3にする。	6時間	設定値超過および機能の検証を行う。	定期事業者検査 計装保護系	
21. インターロック	a. P-6 中間系実 中圧系実 7.5×10^{11} ~ 1.3×10^{10} A b. P-7 出力限界 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下	モード2 (g) モード1 (f)	2 4	A. 1チャネルA1計装保護系は、当該チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置B1当直課長は、モード3にする。 C. 条件Aの措置B2当直課長は、モード3にする。 D. 条件Aの措置B3当直課長は、モード3にする。 E. 条件Aの措置B4当直課長は、モード3にする。 F. 条件Aの措置B5当直課長は、モード3にする。 G. 条件Aの措置B6当直課長は、モード3にする。	1) 計装保護系は、当該チャネルが動作不能である状態に遷移させる措置を講じる。 2) 当直課長は、モード3にする。 3) 当直課長は、モード3にする。 4) 当直課長は、モード3にする。 5) 当直課長は、モード3にする。 6) 当直課長は、モード3にする。 7) 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間 1時間 12時間 1時間 12時間 1時間 12時間	設定値超過および機能の検証を行う。 機能の検証を行う。	定期事業者検査 計装保護系 計装保護系 計装保護系 計装保護系 計装保護系 計装保護系 計装保護系	
c. P-8	出力限界 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下	モード1 (g)	4	A. 1チャネルA1計装保護系は、当該チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置B1当直課長は、モード3にする。 C. 条件Aの措置B2当直課長は、モード3にする。 D. 条件Aの措置B3当直課長は、モード3にする。 E. 条件Aの措置B4当直課長は、モード3にする。 F. 条件Aの措置B5当直課長は、モード3にする。 G. 条件Aの措置B6当直課長は、モード3にする。	1) 計装保護系は、当該チャネルが動作不能である状態に遷移させる措置を講じる。 2) 当直課長は、モード3にする。 3) 当直課長は、モード3にする。 4) 当直課長は、モード3にする。 5) 当直課長は、モード3にする。 6) 当直課長は、モード3にする。 7) 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値超過および機能の検証を行う。	定期事業者検査 計装保護系	
d. P-10	出力限界 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下	モード1 (g)	4	A. 1チャネルA1計装保護系は、当該チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置B1当直課長は、モード3にする。 C. 条件Aの措置B2当直課長は、モード3にする。 D. 条件Aの措置B3当直課長は、モード3にする。 E. 条件Aの措置B4当直課長は、モード3にする。 F. 条件Aの措置B5当直課長は、モード3にする。 G. 条件Aの措置B6当直課長は、モード3にする。	1) 計装保護系は、当該チャネルが動作不能である状態に遷移させる措置を講じる。 2) 当直課長は、モード3にする。 3) 当直課長は、モード3にする。 4) 当直課長は、モード3にする。 5) 当直課長は、モード3にする。 6) 当直課長は、モード3にする。 7) 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値超過および機能の検証を行う。	定期事業者検査 計装保護系	
e. P-13	出力限界 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下 約4分 以上 約4分 以下	モード1 (g)	2	A. 1チャネルA1計装保護系は、当該チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置B1当直課長は、モード3にする。 C. 条件Aの措置B2当直課長は、モード3にする。 D. 条件Aの措置B3当直課長は、モード3にする。 E. 条件Aの措置B4当直課長は、モード3にする。 F. 条件Aの措置B5当直課長は、モード3にする。 G. 条件Aの措置B6当直課長は、モード3にする。	1) 計装保護系は、当該チャネルが動作不能である状態に遷移させる措置を講じる。 2) 当直課長は、モード3にする。 3) 当直課長は、モード3にする。 4) 当直課長は、モード3にする。 5) 当直課長は、モード3にする。 6) 当直課長は、モード3にする。 7) 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値超過および機能の検証を行う。	定期事業者検査 計装保護系	

※15：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

デジタル制御装置の適用に伴う差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

表34-3 工学的安全施設等作動計表

変更前

【凡 例】

(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	所屬チャンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 異常原因の検出	1号炉および2号炉より3号炉より4号炉より	2系統	モード1、2、3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統または電気保護系統は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることにより、当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	定例検査検査 電気保護系統	当班
2. 異常原因の検出	1号炉および2号炉より3号炉より4号炉より	2系統	モード1、2、3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統または電気保護系統は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることにより、当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	4.8時間	機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	定例検査検査 電気保護系統	当班
3. 原子炉格納容器圧力	24 MPa以上	3	モード1、2および3	1. チャンネルAが動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	計保検査 および 電気保護系統	当班

※16：3号炉および4号炉については、原子炉保護系統論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。
 この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

表34-3 工学的安全施設等作動計表

変更後

【凡 例】

(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	所屬チャンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 異常原因の検出	1号炉および2号炉より3号炉より4号炉より	2系統	モード1、2、3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統または電気保護系統は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることにより、当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	定例検査検査 電気保護系統	当班
2. 異常原因の検出	1号炉および2号炉より3号炉より4号炉より	2系統	モード1、2、3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統または電気保護系統は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることにより、当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	4.8時間	機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	定例検査検査 電気保護系統	当班
3. 原子炉格納容器圧力	24 MPa以上	3	モード1、2および3	1. チャンネルAが動作不能である場合 2. 条件Aの措置を完了した後に、モード1に復帰できない場合 3. 条件Bの措置を完了した後に、モード2に復帰できない場合	1. 計保保護系統は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 2. 当措置長は、モード3にする。 3. 当措置長は、モード5にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 1. 当措置長は、モード3にする。 2. 当措置長は、モード5にする。	計保検査 および 電気保護系統	当班

※16：3号炉および4号炉については、原子炉保護系統論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。
 この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

変更前

変更後

差異の理由

機能	設定値	所屬チャンネル、系統	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力異常監視 (1. 加圧炉圧力異常監視) (2. 原子炉圧力異常監視)	1号炉停止3号炉停止 11.70 MPa以上 11.70 MPa以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および2 (a)、(b)	6時間	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長
e. 原子炉圧力異常監視 (1. 加圧炉圧力異常監視) (2. 原子炉圧力異常監視)	11.70 MPa以上 12.04 MPa以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および3 (a)、(c)	6時間	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長
f. 主蒸気ライオン差圧監視	計測入力の3%以上 0.20 MPa以下	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および3 (a)、(c)	6時間	動作不能でないことを指示欄により確認する。	動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長

機能	設定値	所屬チャンネル、系統	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力異常監視 (1. 加圧炉圧力異常監視) (2. 原子炉圧力異常監視)	1号炉停止3号炉停止 11.70 MPa以上 11.70 MPa以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および2 (a)、(b)	6時間	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長
e. 原子炉圧力異常監視 (1. 加圧炉圧力異常監視) (2. 原子炉圧力異常監視)	11.70 MPa以上 12.04 MPa以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および3 (a)、(c)	6時間	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	設定値超過および機能の検証を行う。 動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長
f. 主蒸気ライオン差圧監視	計測入力の3%以上 0.20 MPa以下	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合 C. 条件Aの閉鎖を完了し、閉鎖解除期間内に達成できない場合	モード1、および3 (a)、(c)	6時間	動作不能でないことを指示欄により確認する。	動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	計装係長 および 電気係長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前

変更後

差異の理由

機能	設定値		異常モード	所屬チャンネル、系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉								
B. 主蒸気圧力 減圧装置の動作 異常による圧力 上昇または1次 冷却水中均温 感温装置の一 部異常による	定常流量 の50%以下 出力以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)	A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合 A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	6時間	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ
	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)							
主蒸気圧力 減圧装置の動作 異常による圧力 上昇または1次 冷却水中均温 感温装置の一 部異常による	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)	A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合 A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	6時間	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ
	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)							
主蒸気圧力 減圧装置の動作 異常による圧力 上昇または1次 冷却水中均温 感温装置の一 部異常による	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)	A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合 A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	6時間	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ
	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)							
主蒸気圧力 減圧装置の動作 異常による圧力 上昇または1次 冷却水中均温 感温装置の一 部異常による	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)	A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合 A. 1チャンネル の動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 況に達し た場合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	A. 1チャンネルの 動作不能である 場合 B. 条件Aの情 況に達した場 合	6時間	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ	異常動作停止 による機器の 破損を防ぐ
	定常流量 の50%以下 出力以下	定常流量 の50%以下 出力以下	モード1、 モード2 および3 (d)							

※17: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

チャンネル数の見直しに伴う差異

不要な注釈の削除
 (以降番号繰り上げ)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第34条 表34-3

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更後

変更前

機能	設定値		所置チャンネル系統	所置チャンネル系統	条件	措置	完了時間	確認事項		担当
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉						項目	頻度	
2. 原子炉格納容器冷却システム系 a. 原子炉格納容器冷却システム系 レイアウト制御回路	-	-	モード1、2および4	モード1、2および4	A. 1系統が動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	6時間	機能の確認を行 う。	定期事業者検査 時	電気係修 長
b. 手動起動	-	-	モード1、2および4	モード1、2および4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	4.8時間	機能の確認を行 う。	定期事業者検査 時	電気係修 長
c. 原子炉格納容器冷却システム系 異常高（第-3）	118 MPa [atm] 以下	136 MPa [atm] 以下	モード1、2および3	モード1、2および3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	6時間	設定値確認およ び機能の確認を 行う。	定期事業者検査 時	計装係修 長 および 電気係修 長

機能	設定値		所置チャンネル系統	所置チャンネル系統	条件	措置	完了時間	確認事項		担当
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉						項目	頻度	
2. 原子炉格納容器冷却システム系 a. 原子炉格納容器冷却システム系 レイアウト制御回路	-	-	モード1、2および4	モード1、2および4	A. 1系統が動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	6時間	機能の確認を行 う。	定期事業者検査 時	電気係修 長
b. 手動起動	-	-	モード1、2および4	モード1、2および4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	4.8時間	機能の確認を行 う。	定期事業者検査 時	電気係修 長
c. 原子炉格納容器冷却システム系 異常高（第-3）	118 MPa [atm] 以下	136 MPa [atm] 以下	モード1、2および3	モード1、2および3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 各炉Aの措置を完了した後に、モード3にす る。 B.2 当直員は、モード5にす る。	モード3にす る。	6時間	設定値確認およ び機能の確認を 行う。	定期事業者検査 時	計装係修 長 および 電気係修 長

チャンネル数の見直しに伴
う差異

不要な注釈の削除
(以降番号繰り上げ)

※18：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

高浜発電所原子炉施設保安規定 ＜第34条 表34-3＞

変更前							変更後						
機能	設定時間	1号炉止 よひ2号 よひ4号 炉	期間モード 指定	所選ヤンセル ヤンセル 状態	条件	消 費	完了時間	確認事項		項目	頻 度	担 当	差異の理由
								項目	頻度				
3. 原子炉体冷却回路異常	—	—	—	モード1、2系統 モード3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	6時間	異常発生時発生 時	機能の確認を行 う。	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	差異なし
(1) 原子炉体冷却回路異常 A 作動確認回路	—	—	モード1、2系統 モード3および4	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. 系統が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	6時間	異常発生時発生 時	機能の確認を行 う。	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	差異なし
(2) 手動起動	—	—	モード1、2 モード3および4	1. ヤンセルが動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. ヤンセルが動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. ヤンセルが動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	4.8時間	異常発生時発生 時	機能の確認を行 う。	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	差異なし
(3) 非常用炉心冷却系作 動	—	—	モード1、2 モード3および4	1. 非常用炉心冷却系が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. 非常用炉心冷却系が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	1. 非常用炉心冷却系が動作不能である場合 2. 条件Aの期間B.1 当直員は、モード3にす る。条件Aの期間B.2 当直員は、モード5にす る。	5.6時間	異常発生時発生 時	機能の確認を行 う。	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	異常発生時発生 時	差異なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第34条 表34-3＞

変更後

変更前

差異の理由

変更なし

機能	設定値 1号炉が3号炉および2号炉より4号炉より	所定モード 運転モード 2, 3および4	所定モード、系統 状態	条件	措置	完了時間 6時間	確認事項 項目 項目 項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
4. 原子炉格納容器冷却系起動回路 (1) 原子炉格納容器冷却系起動回路	—	モード1, 2系統 2, 3および4	モード1, 2系統 2, 3および4	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に達成できない場合 B.1 当直員は、モード3にす および、 B.2 当直員は、モード5にす および、	モード3にす および、 モード5にす および、	6時間	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。
(2) 手動起動	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系	—	モード1, 2系統 2(c)および3(c)	モード1, 2系統 2(c)および3(c)	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に達成できない場合	モード3にす および、 モード4にす および、	6時間	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。

機能	設定値 1号炉が3号炉および2号炉より4号炉より	所定モード 運転モード 2, 3および4	所定モード、系統 状態	条件	措置	完了時間 6時間	確認事項 項目 項目 項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
4. 原子炉格納容器冷却系起動回路 (1) 原子炉格納容器冷却系起動回路	—	モード1, 2系統 2, 3および4	モード1, 2系統 2, 3および4	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に達成できない場合 B.1 当直員は、モード3にす および、 B.2 当直員は、モード5にす および、	モード3にす および、 モード5にす および、	6時間	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。
(2) 手動起動	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系	—	モード1, 2系統 2(c)および3(c)	モード1, 2系統 2(c)および3(c)	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に達成できない場合	モード3にす および、 モード4にす および、	6時間	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更後

変更前

機能	設定値		所定チャーンストロム系統数を満足できない場合の措置*	所定チャーンストロム系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉								
b. P-6 インカーロック	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	モード1および2(0)	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常
b. P-11	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	モード1、2および3	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常
c. P-12	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	モード1、2および3	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常

機能	設定値		所定チャーンストロム系統数を満足できない場合の措置*	所定チャーンストロム系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉								
b. P-6 インカーロック	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	中間修理 中性子束 $7.5 \times 10^7 \sim 1.3 \times 10^8$ 0% A	モード1および2(0)	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常
b. P-11	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	加圧責任 加圧圧力 11.79 MPa(86.4) 11.99 MPa(88.4)	モード1、2および3	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常
c. P-12	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	1次炉温 炉平均温 283.9 ± 0.28 °C	モード1、2および3	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	A.1 計装設備異常は、当該インカーロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定時作業検査時	計装設備異常

※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。

※19: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。

デジタル制御装置の適用に伴う差異

デジタル制御装置の適用に伴う差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-5>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前										変更後									
表34-5 デイゼル発電機起動計画										表34-5 デイゼル発電機起動計画									
機	設定値	適用モード	所要ヤンセル・システム・系統数	条件	措置	完了時間	項目	項目	項目	機	設定値	適用モード	所要ヤンセル・システム・系統数	条件	措置	完了時間	項目	項目	項目
1. デイゼル発電機起動計画	1号機および3号機が4分	モード1、2、3および4	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	1. デイゼル発電機起動計画	1号機および3号機が4分	モード1、2、3および4	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成
2. 非常用電源母線低電圧	発電電圧の3.4%以上	モード1、2、3	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	2. 非常用電源母線低電圧	発電電圧の3.4%以上	モード1、2、3	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成
3. 非常用電源母線低電圧	発電電圧の3.4%以上	モード1、2、3	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	3. 非常用電源母線低電圧	発電電圧の3.4%以上	モード1、2、3	1系統	A. 1系統が動作可能である場合	A. 電気修繕員は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気の正常な状態にあることを確認し、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成	機種の選定、工事業者の選定、修繕費の算出、修繕計画の作成

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第34条 表34-6＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

差異の理由

変更後

4 変更前

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

機 能	1号炉および2号炉 毎分	設定値	1号炉および3号炉および4号炉 毎分	適用モード	異常発生システム	条件	措置	完了時間	項目	確認事項
1. 中央制御室非常用循環系起動解除 回路	—	—	—	異常発生システム 非常用モード	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	30日	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合
2. 手動起動(3号炉および4号炉)	—	—	—	モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	10日	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合
3. 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	異常発生システム 非常用モード	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	—	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合

機 能	1号炉および2号炉 毎分	設定値	1号炉および3号炉および4号炉 毎分	適用モード	異常発生システム	条件	措置	完了時間	項目	確認事項
1. 中央制御室非常用循環系起動解除 回路	—	—	—	異常発生システム 非常用モード	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	30日	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合
2. 手動起動(3号炉および4号炉)	—	—	—	モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	10日	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合
3. 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	表34-3 機能1, 非常用炉心冷却系起動	異常発生システム 非常用モード	異常発生システム 非常用モード	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合 B. 系統またはチャンネルが動作不能である場合 C. 系統またはチャンネルが動作不能である場合	—	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合	異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合 異常発生システムが動作不能である場合

※20：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中」は適用されない。

※21：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※22：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中」は適用されない。

※23：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第 3 4 条 表 3 4 - 7 ＞

変更前		変更後	
表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置 1 号炉および 2 号炉		表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置 1、2 号炉と 3、4 号炉を 一つの表に集約	
表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置 3 号炉および 4 号炉		表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置 1、2 号炉の機能追加 対象号炉の明確化	

機 能	機 能	機 能	機 能
ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ
圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ
加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ
抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁
排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ
原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ
電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ
加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力
加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位
蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位
蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力
中性子束	中性子束	中性子束	中性子束

適用モード	機 能	機 能	機 能	機 能	機 能
モード 1、 および 3	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ
モード 1、 2、3 およ び 4	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁
モード 1、 2、3 およ び 4	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位
モード 1、 2、3 およ び 4	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位
モード 1、 2、3 およ び 4	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力
モード 1、 2、3 およ び 4	中性子束	中性子束	中性子束	中性子束	中性子束

適用モード	機 能	機 能	機 能	機 能	機 能
モード 1、 および 3	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ	ほう動ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ	圧入ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ	加圧後冷却ヒータ
モード 1、 2、3 およ び 4	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁	抽出水オアリアイス隔離弁
モード 1、 2、3 およ び 4	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ	原子炉冷却器冷却水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ	電動冷却水ポンプ
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力	加圧源圧力
モード 1、 2、3 およ び 4	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位	加圧源水位
モード 1、 2、3 およ び 4	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位	蒸気発生器水位
モード 1、 2、3 およ び 4	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力	蒸気発生器圧力
モード 1、 2、3 およ び 4	中性子束	中性子束	中性子束	中性子束	中性子束

※24：機能毎に個別の条件が適用される。

表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置（続き）
3 号炉および 4 号炉

※22：機能毎に個別の条件が適用される。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-8>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更後

変更前

表34-8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

表34-8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

機 能	通明モード	異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	措置	完了時間	項目	程度	担当
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	使用済燃料ピットでの燃料済燃料移動中 ^{※24}	異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。	10日	機能の停止確認を行う。	異常発生時	電気係 保研課長
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
2. 手動起動		異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
3. 燃料落下検知		異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				

機 能	通明モード	異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	措置	完了時間	項目	程度	担当
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	使用済燃料ピットでの燃料済燃料移動中 ^{※24}	異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。	10日	機能の停止確認を行う。	異常発生時	電気係 保研課長
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
2. 手動起動		異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
3. 燃料落下検知		異常発生時、系統数を満足できない場合の措置 ^{※23}	A 1チャンネルA1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				
			B 2チャンネルB1当直員は、1号炉および2号炉において、補助建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。また、燃料建屋排気ファン1台を運転状態にする。				

※23：3号炉および4号炉については、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は適用を除外する。

※23：3号炉および4号炉については、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は適用を除外する。

※24：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※24：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

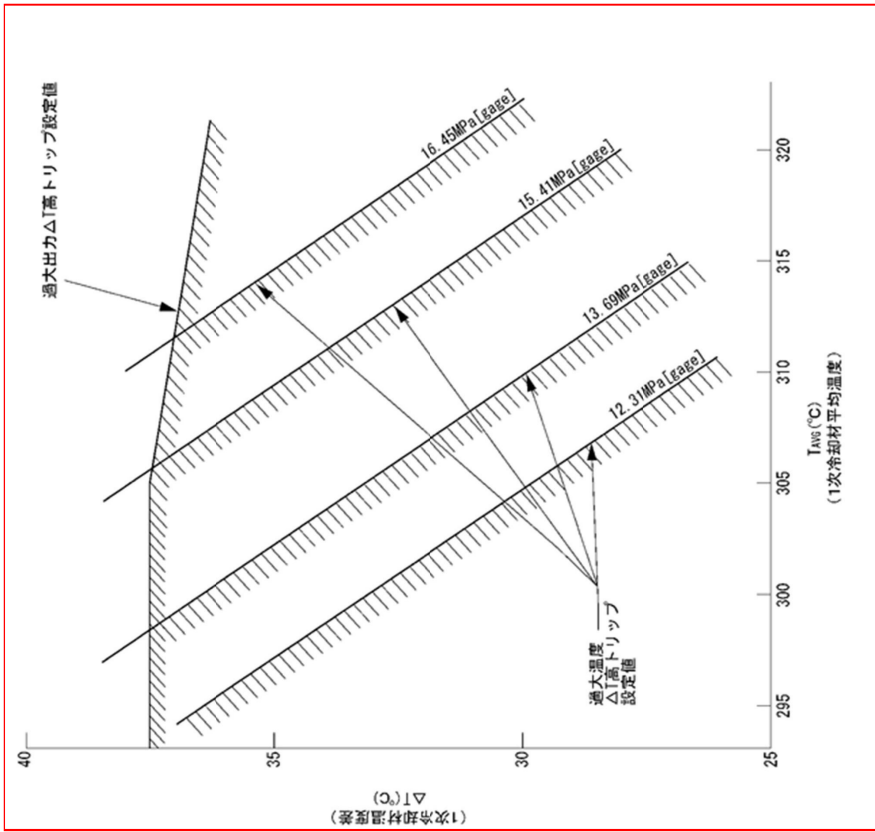
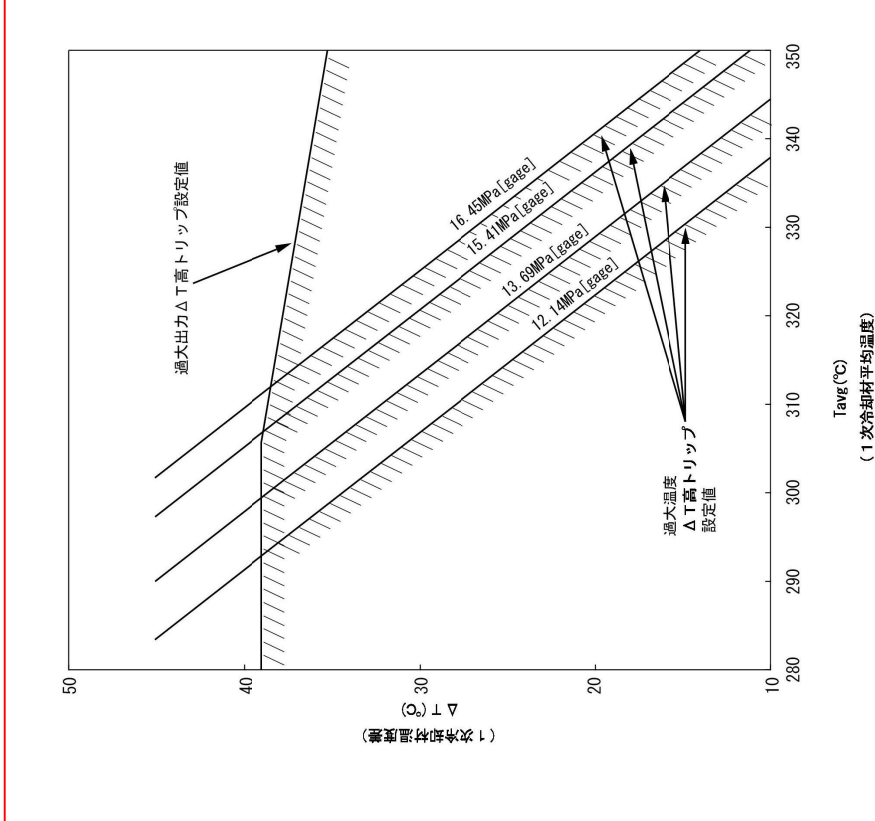
高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(DNB比)</p> <p>第 3 5 条 モード1において、DNB比は、表 3 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、1 2 時間に1 回、1 次冷却材温度差、1 次冷却材平均温度および1 次冷却材圧力が、1 号炉および2 号炉については図 3 5 - 1、3 号炉および4 号炉については図 3 5 - 2 に示す過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表 3 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="651 1288 721 2098"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17 以上であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	DNB比	1.17 以上であること	<p>(DNB比)</p> <p>第 3 5 条 モード1において、DNB比は、表 3 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、1 2 時間に1 回、1 次冷却材温度差、1 次冷却材平均温度および1 次冷却材圧力が、1 号炉および2 号炉については図 3 5 - 1、3 号炉および4 号炉については図 3 5 - 2 に示す過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表 3 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="545 436 721 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35 以上であること</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17 以上であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35 以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.17 以上であること	<p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
項目	運転上の制限													
DNB比	1.17 以上であること													
項目	運転上の制限													
DNB比	1.35 以上であること													
項目	運転上の制限													
DNB比	1.17 以上であること													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>図 3 5 - 1 過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p> 	<p>図 3 5 - 1 過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p> 	<p>安全保護系設定値の見直し</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>図 3 5 - 2 過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図 (3号炉および4号炉)</p>	<p>図 3 5 - 2 過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図 (3号炉および4号炉)</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第37条＞

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード3-1)</p> <p>第37条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クワスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="906 1352 1171 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-1）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>(1次冷却系 モード3-1)</p> <p>第37条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クワスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="906 501 1171 1240"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第37条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表37-2	表37-2	変更される措置	変更される措置	変更なし
<p>要件</p> <p>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要件</p> <p>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしゃ断器を開く。</p> <p>B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にする。</p> <p>D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしゃ断器を開く。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしゃ断器を開く。</p> <p>B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にする。</p> <p>D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしゃ断器を開く。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1 次冷却系 モード 4-1)</p> <p>第 3 8 条 モード 4 において、1 次冷却系は、表 3 8-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 4 において、1 日に 1 回、余熱除去ポンプまたは 1 次冷却材ポンプのうち 1 台が運転中であることを確認するとともに、1 次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4 において、1 日に 1 回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは 1 次冷却材ポンプのうち、1 台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1 次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち 1 基以上の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 8-2 の措置を講じる。</p> <p>表 3 8-1</p> <table border="1" data-bbox="774 1332 909 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※1}または蒸気発生器による熱除去系^{※2}のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の余熱除去系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 : 3 号炉および 4 号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	<p>(1 次冷却系 モード 4-1)</p> <p>第 3 8 条 モード 4 において、1 次冷却系は、表 3 8-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 4 において、1 日に 1 回、余熱除去ポンプまたは 1 次冷却材ポンプのうち 1 台が運転中であることを確認するとともに、1 次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4 において、1 日に 1 回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは 1 次冷却材ポンプのうち、1 台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1 次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち 1 基以上の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 8-2 の措置を講じる。</p> <p>表 3 8-1</p> <table border="1" data-bbox="774 481 909 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※1}または蒸気発生器による熱除去系^{※2}のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、1 号炉および 2 号炉または 3 号炉および 4 号炉の第 8 5 条（表 8 5-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 : 蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、1 号炉および 2 号炉または 3 号炉および 4 号炉の第 8 5 条（表 8 5-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	<p>1、2 号炉の追加 1、2 号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
1 次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること									
項目	運転上の制限									
1 次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 38 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由		
表 38-2	表 38-2	表 38-2	表 38-2	変更なし		
<p>要件</p> <p>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去系が全て動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が 1 系統である場合</p> <p>C. 余熱除去系が全て運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>B.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。</p> <p>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>20 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>要件</p> <p>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去系が全て動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が 1 系統である場合</p> <p>C. 余熱除去系が全て運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>B.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。</p> <p>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>20 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>差異の理由</p> <p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第39条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 - モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第39条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p> <p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="742 134 885 392"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条 (表85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2	<p>(1次冷却系 - モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第39条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p> <p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="742 392 885 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条 (表85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること※2									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 39 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																		
表 39-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合	A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに	表 39-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合	A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合	A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位 (狭域) を有する蒸気発生器が 1 基以下である場合	A. 1 当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A. 2 当直課長は、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに																				

高浜発電所原炉施設保安規定
 < 第 4 0 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系非満水)) 第 4 0 条 モード5 (1次冷却系非満水^{※1}) において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="742 138 885 1075"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3※4}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3※4}	<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系非満水)) 第 4 0 条 モード5 (1次冷却系非満水^{※1}) において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="742 1075 885 2007"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3※4}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3※4}	
項目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3※4}									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3※4}									
<p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p>	<p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 40 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																		
表 40-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	表 40-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B. 2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード6 (キャビティ高水位))</p> <p>第 4 1 条 モード6 (キャビティ高水位^{※1}) において、1次冷却系は、表 4 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 - 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が 1号炉および2号炉については EL 31.0 m 以上、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 以上である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(1次冷却系 モード6 (キャビティ高水位))</p> <p>第 4 1 条 モード6 (キャビティ高水位^{※1}) において、1次冷却系は、表 4 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 - 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が 1号炉および2号炉については EL 31.0 m 以上、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 以上である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>									
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="885 392 1037 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="885 392 1037 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>余熱除去系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 4 1 - 2		表 4 1 - 2		変更なし
<p>条件</p> <p>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</p> <p>B. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および</p> <p>A. 2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料^{※4}の移動を中止する^{※5}。 および</p> <p>A. 3 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p> <p>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および</p> <p>B. 2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および</p> <p>B. 3 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および</p> <p>B. 4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および</p> <p>A. 2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料^{※4}の移動を中止する^{※5}。 および</p> <p>A. 3 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p> <p>B. 1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および</p> <p>B. 2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および</p> <p>B. 3 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および</p> <p>B. 4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>4 時間</p>	
<p>※ 4 : ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を含む (以下、本条において同じ)。</p> <p>※ 5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを行わない (以下、本条において同じ)。</p>		<p>※ 4 : ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を含む (以下、本条において同じ)。</p> <p>※ 5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを行わない (以下、本条において同じ)。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 - モード6 (キャビティ低水位) -) 第 4 2 条 モード6 (キャビティ低水位^{※1}) において、1次冷却系は、表 4 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が 1号炉および2号炉については EL 31.0 m 未満、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(1次冷却系 - モード6 (キャビティ低水位) -) 第 4 2 条 モード6 (キャビティ低水位^{※1}) において、1次冷却系は、表 4 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が 1号炉および2号炉については EL 31.0 m 未満、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>差異の理由</p>								
<p>表 4 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="885 136 981 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>表 4 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="885 1243 981 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																								
表 4 2 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合</td> <td>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</td> <td>速やかに 4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合	C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4 時間	表 4 2 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合</td> <td>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</td> <td>速やかに 4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合	C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4 時間	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに																										
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																										
C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合	C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4 時間																										
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビリティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに																										
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																										
C. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合	C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4 時間																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																								
<p>(加圧器)</p> <p>第 4 3 条 モード1、2および3において、加圧器は、表 4 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3において、1 2 時間に1回、加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3において、1 週間に1回、加圧器ヒータ 2 系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 3 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>(加圧器)</p> <p>第 4 3 条 モード1、2および3において、加圧器は、表 4 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3において、1 2 時間に1回、加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3において、1 週間に1回、加圧器ヒータ 2 系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 3 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>安全保護系設定値の見直し</p>																								
<p>表 4 3 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 圧 器</td> <td>(1) 加圧器の水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 % 以下、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加 圧 器	(1) 加圧器の水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 % 以下、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること	<p>表 4 3 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 圧 器</td> <td>(1) 加圧器の水位が計器スパンの 94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加 圧 器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの 94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること	<p>安全保護系設定値の見直し</p>																
項目	運転上の制限																									
加 圧 器	(1) 加圧器の水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 % 以下、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること																									
項目	運転上の制限																									
加 圧 器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの 94 % 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること																									
<p>表 4 3 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 %、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7 2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 %、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>表 4 3 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が計器スパンの 94 % を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7 2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が計器スパンの 94 % を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>安全保護系設定値の見直し</p>
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 加圧器水位が1号炉および2号炉については計器スパンの92 %、3号炉および4号炉については計器スパンの94 % を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間																								
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間																								
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間 3 6 時間																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 加圧器水位が計器スパンの 94 % を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間																								
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間																								
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	1 2 時間 3 6 時間																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 4 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																												
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4 (1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える) において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="614 1411 683 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="778 1411 882 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 4 - 3</p> <table border="1" data-bbox="946 1393 1214 2101"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4 (1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える) において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="614 555 683 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="778 555 882 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 4 - 3</p> <table border="1" data-bbox="946 539 1214 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>1、2 号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																													
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること																													
項目	設定値																													
加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間																												
項目	運転上の制限																													
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること																													
項目	設定値																													
加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa [gage] 以下 他は [] MPa [gage] 以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および A. 2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間																												

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																						
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 4 5 条 モード1、2 および3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="710 1400 845 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3号炉および4号炉の加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 :</p> <table border="1" data-bbox="1101 1400 1204 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>MPa[gage] 以下</td> </tr> <tr> <td>吹止まり圧力</td> <td>MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa[gage] 以下	吹止まり圧力	MPa[gage] 以上	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 4 5 条 モード1、2 および3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="710 548 845 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 加圧器逃がし弁が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 :</p> <table border="1" data-bbox="1101 548 1204 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>MPa[gage] 以下</td> </tr> <tr> <td>吹止まり圧力</td> <td>MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa[gage] 以下	吹止まり圧力	MPa[gage] 以上	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																							
加圧器逃がし弁 ^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																							
項目	設定値																							
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa[gage] 以下																						
	吹止まり圧力	MPa[gage] 以上																						
項目	運転上の制限																							
加圧器逃がし弁 ^{※1※2} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																							
項目	設定値																							
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa[gage] 以下																						
	吹止まり圧力	MPa[gage] 以上																						

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 表 4 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 4 5 - 3		表 4 5 - 3		変更なし
<p>表 4 5 - 3</p> <p>条件</p> <p>要求される措置</p> <p>完了時間</p>	<p>A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※3</p> <p>B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉ができない場合</p> <p>C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合</p> <p>D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</p> <p>B. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。および</p> <p>B. 2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。および</p> <p>C. 2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>D. 1 当直課長は、モード 3 にする。および</p> <p>D. 2 当直課長は、モード 4 にする。</p>	<p>1 時間</p> <p>1 時間</p> <p>7 2 時間</p> <p>1 時間</p> <p>7 2 時間</p> <p>1 2 時間</p> <p>3 6 時間</p>	
<p>※3：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

< 第 4 6 条 >

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード 4^{※1}、5 および 6^{※2}において、低温過加圧に係る機器は、表 4 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期事業者検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、2 台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作スイッチがプルアウト状態(引断)^{※3}であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード 4、5 および 6 において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉係修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に 1 回、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、原子炉係修課長に通知する。通知を受けた原子炉係修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ)</p> <p>※ 2 : 原子炉容器のふたが閉められている場合(以下、本条において同じ)</p> <p>※ 3 : 「操作スイッチ」および「プルアウト(引断)」とは、1 号炉および 2 号炉については「操作器」および「停止ロック」、3 号炉および 4 号炉については「操作スイッチ」および「プルアウト(引断)」をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード 4^{※1}、5 および 6^{※2}において、低温過加圧に係る機器は、表 4 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期事業者検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、2 台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作スイッチがプルアウト(引断)^{※3}であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード 4、5 および 6 において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉係修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に 1 回、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、原子炉係修課長に通知する。通知を受けた原子炉係修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ)</p> <p>※ 2 : 原子炉容器のふたが閉められている場合(以下、本条において同じ)</p> <p>※ 3 : 「操作スイッチ」および「プルアウト(引断)」とは、1 号炉および 2 号炉については「操作器」および「停止ロック」、3 号炉および 4 号炉については「操作スイッチ」および「プルアウト(引断)」をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>設備名称の差異 (※3追加に伴い、以降順番繰り下げ)</p>								
<p>表 4 6-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3 : ポンプの切替を行う場合、1 5 分に限り、充てん/高圧注入ポンプを 2 台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※ 4 : 蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が 1 次冷却材圧力が 1 台以下であることを条件に、1 基毎に隔離を解除することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること ^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※5}	<p>表 4 6-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 : ポンプの切替を行う場合、1 5 分に限り、充てん/高圧注入ポンプを 2 台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※ 5 : 蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が 1 次冷却材圧力が 1 台以下であることを条件に、1 基毎に隔離を解除することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること ^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※5}	
項目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること ^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※5}									
項目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁弁が閉状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが 1 台以下であること ^{※4} および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※5}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 4 6 - 2	条 件	条 件	要求される措置	
表 4 6 - 2	A. 操作スイッチがプルアウト(引断)状態になり、高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A. 操作スイッチがプルアウト(引断)状態になり、高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A.1 当直課長は、2台以上の充てん／高圧注入ポンプの操作スイッチをプルアウト(引断)状態にする。	完了時間 1時間
	B. 蓄圧タンク1基以上が隔離されていない場合	B. 蓄圧タンク1基以上が隔離されていない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1時間
	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材温度を1号炉および2号炉については160℃超、3号炉および4号炉については130℃超にする。 または C.2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の1次冷却材圧力まで減圧する。	12時間
	D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7日
	E. モード5または6において加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合 および モード5または6において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E. モード5または6において加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合 および モード5または6において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	24時間
	F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合 および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件A、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合 および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件A、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード5にする。 および F.2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外す ^{※6} 。	20時間 28時間

※6：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。

※5：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第47条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p>	<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) <u>電気保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検査装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(4) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(5) <u>当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検査装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{*1}。</u></p> <p>なお、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検査装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{*1}。</p> <p>なお、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>差異の理由</p> <p>系統構成の差異 (1、2号炉は、シンブル配管室の漏えいについて、CVサンプでの検出ができない(CVサンプへのドレンラインが閉止されている)ことから、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検査装置を新設する) (3)および(5)項追加に伴い、以降番号繰り下げ (以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>表 4 7 - 1 1. 1号炉および2号炉</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) <u>原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置</u> または <u>凝縮液量測定装置</u> によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が 0.23 m³/h 以下であること^{※2}</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧カバウンダリ以外の漏えい率」という。)が 2.3 m³/h 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、<u>原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置</u> または <u>凝縮液量測定装置^{※3}</u> が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、<u>原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置</u>が動作可能であること</p>	
<p>原子炉格納容器内への漏えい率</p>	<p>原子炉格納容器内漏えい監視装置</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
2. 3号炉および4号炉				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、<u>原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率</u>（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、<u>原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率</u>（以下、「原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m³/h 以下であること</p>	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される未確認の漏えい率が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m³/h 以下であること</p>		
原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※2}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>	<p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※2}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>		
<p>※2：炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</p> <p>※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前			変更後					
表 4 7 - 2	条 件	要求される措置	完了時間	表 4 7 - 2	条 件	要求される措置	完了時間	差異の理由
A.	未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A. 1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A. 2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間	A.	未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A. 1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A. 2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間	
B.	原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B. 1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B. 2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間	B.	原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B. 1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B. 2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間	
C.	モード 1 および 2 において、 原子炉格納容器サンプ水 位計または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C. 1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	3 0 日	C.	モード 1 および 2 において、 (1号炉および2号炉) 原子炉格納容器サンプ水 位計または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置および凝縮液量測定装置が動作不能である場合 (3号炉および4号炉) 原子炉格納容器サンプ水 位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C. 1 (1号炉および2号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 (3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C. 2 当直課長は、代替手段 ^{※4} による監視を行う。	3 0 日	
	原子炉格納容器サンプ水 位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1 日に 1 回		原子炉格納容器サンプ水 位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1 日に 1 回	
	および C. 2 当直課長は、代替手段 ^{※3} による監視を行う。				および C. 2 当直課長は、代替手段 ^{※4} による監視を行う。			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
条件	措置	完了時間	要求される措置	
D. モード3および4において、 原子炉格納容器サンプ水位計が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段 ^{※3} による監視を行う。	30日 速やかに その後の1日に1回	D.1 (1号炉および2号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 (3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計を動作可能な状態に復旧する。	
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	

※3：代替手段による監視とは、1次冷却材のインペトリ取支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。
 ※4：代替手段による監視とは、1次冷却材のインペトリ取支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(蓄圧タンク) 第 5 1 条 モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合) ※1)において、蓄圧タンクは、表 5 1-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表 5 1-2 で定める頻度で確認する。 なお、燃料取替用水タンクからの補給または 1 次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、1 号炉および 2 号炉については 3 cm 以上、3 号炉および 4 号炉については計器スパンの 3 % 以上の水位増加が確認された場合は、6 時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2) 当直課長は、モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合)において、1 日に 1 回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。 3. 当直課長は、蓄圧タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 1-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超えた時点) から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(蓄圧タンク) 第 5 1 条 モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合) ※1)において、蓄圧タンク※2)は、表 5 1-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表 5 1-2 で定める頻度で確認する。 なお、燃料取替用水タンクからの補給または 1 次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、1 号炉および 2 号炉については 3 cm 以上、3 号炉および 4 号炉については計器スパンの 3 % 以上の水位増加が確認された場合は、6 時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2) 当直課長は、モード1、2 および 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合)において、1 日に 1 回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。 3. 当直課長は、蓄圧タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 1-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード 3 (1 次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超えた時点) から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く (以下、本条において同じ)。 ※2：1 号炉および 2 号炉についてはアキュムレータ、3 号炉および 4 号炉については蓄圧タンクをいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>設備名称の差異 (※2 追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>

高浜発電所原炉施設保安規定
＜第51条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																																				
表51-1	<p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること</p> <p>(2) 出口弁が全開であること</p> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：[]</p>	表51-1	<p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること</p> <p>(2) 出口弁が全開であること</p> <p>※3：蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：[]</p>	1、2号炉の追加 1、2号炉の追加																																				
表51-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2.200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2.200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回	圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回	表51-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2.600 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2.600 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回	圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回	1、2号炉への高燃焼度 燃料導入に伴う変更
項目	制限値		確認頻度																																					
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																						
ほう素濃度	2.200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回																																					
ほう酸水量 (有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回																																					
圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回																																					
項目	制限値		確認頻度																																					
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																						
ほう素濃度	2.600 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回																																					
ほう酸水量 (有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回																																					
圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回																																					
表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。</td> <td>12時間 18時間</td> </tr> <tr> <td>D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 36時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。	12時間 18時間	D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間	表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 18時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 36時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。	12時間 18時間 36時間	D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間																																						
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間																																						
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。	12時間 18時間																																						
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間																																						
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間																																						
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間																																						
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。	12時間 18時間 36時間																																						
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間																																						

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(非常用炉心冷却系 - モード1、2および3 -) 第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表5 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表5 2 - 2 で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表5 2 - 2 で定める事項を確認する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入系および低圧注入系(低圧注入系については1号炉および2号炉を除く)の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (4) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。 (5) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (7) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉について定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (9) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5 2 - 3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 - モード1、2および3 -) 第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表5 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表5 2 - 2 で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表5 2 - 2 で定める事項を確認する。 (3) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入系および低圧注入系(低圧注入系については1号炉および2号炉を除く)の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (4) 発電室長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。 (5) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (7) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知すること を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (9) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5 2 - 3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																				
表 5 2 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※2}*</td> <td>(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3 号炉および 4 号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 3 および表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 3 号炉および 4 号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の低圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※2} *	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること	表 5 2 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※2}*</td> <td>(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 高圧注入系が動作不能時は、1 号炉および 2 号炉または 3 号炉および 4 号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 3 および表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 低圧注入系が動作不能時は、1 号炉および 2 号炉または 3 号炉および 4 号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※2} *	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること	1、2 号炉の追加 1、2 号炉の追加												
項 目	運転上の制限																							
非常用炉心冷却系 ^{※2} *	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること																							
項 目	運転上の制限																							
非常用炉心冷却系 ^{※2} *	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること																							
表 5 2 - 2	<p>1. 1 号炉および 2 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3 号炉および 4 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	項 目	確認事項	充てん/高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表 5 2 - 2	<p>1. 1 号炉および 2 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3 号炉および 4 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	項 目	確認事項	充てん/高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	1、2 号炉の追加 1、2 号炉の追加
項 目	確認事項																							
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							
項 目	確認事項																							
充てん/高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							
項 目	確認事項																							
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							
項 目	確認事項																							
充てん/高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																						
表 5 2 - 3		表 5 2 - 3		変更なし																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間	
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																								
B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																								
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																								
B. 低圧注入系 1 系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																								
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 4 にする。	1 2 時間 3 6 時間																								

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第53条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(非常用炉心冷却系 - モード4 -)</p> <p>第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="678 1328 782 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	<p>(非常用炉心冷却系 - モード4 -)</p> <p>第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="678 472 782 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 高圧注入系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 充てん系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 低圧注入系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加 1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																								
表 5 3 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>2 0 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	1 時間	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 5 にする。	2 0 時間	表 5 3 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>2 0 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	1 時間	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 5 にする。	2 0 時間	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																										
B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	1 時間																										
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 5 にする。	2 0 時間																										
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系 1 系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																										
B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	1 時間																										
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 5 にする。	2 0 時間																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 4 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																				
<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第 5 4 条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクは、表 5 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度およびほう酸水量を表 5 4 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 5 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※1</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第 8 5 条 (表 8 5 - 1 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 5 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>1,325 m³ 以上</td> <td>1,600 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回	<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第 5 4 条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクは、表 5 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度およびほう酸水量を表 5 4 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 5 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※1</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 1 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 5 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,600 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>1,325 m³ 以上</td> <td>1,600 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,600 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること																																					
項目	制限値		確認頻度																																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																				
ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																																			
ほう酸水量 (有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回																																			
項目	運転上の制限																																					
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること																																					
項目	制限値		確認頻度																																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																				
ほう素濃度	2,600 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																																			
ほう酸水量 (有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回																																			
<p>表 5 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表 5 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間													
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																				
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																				
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																				
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																				
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																																														
<p>(ほう酸注入タンク)</p> <p>第 5 5 条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していること、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="582 1366 686 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク※1</td> <td>ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のほう酸注入タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表55-2</p> <table border="1" data-bbox="782 1366 981 2098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸濃度</td> <td>20,000 ppm 以上</td> <td>21,000 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65 °C 以上</td> <td>65 °C 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1" data-bbox="1045 1400 1316 2098"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク※1	ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう酸濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65 °C 以上	65 °C 以上	1日に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	<p>(ほう酸注入タンク)</p> <p>第 5 5 条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していること、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="582 504 686 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク※1</td> <td>ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ほう酸注入タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表55-2</p> <table border="1" data-bbox="782 504 981 1243"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸濃度</td> <td>20,000 ppm 以上</td> <td>21,000 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65 °C 以上</td> <td>65 °C 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1" data-bbox="1045 548 1316 1243"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク※1	ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう酸濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65 °C 以上	65 °C 以上	1日に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																																																															
ほう酸注入タンク※1	ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																																															
項目	制限値		確認頻度																																																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																														
ほう酸濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回																																																													
ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回																																																													
ほう酸水温度	65 °C 以上	65 °C 以上	1日に1回																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																														
項目	運転上の制限																																																															
ほう酸注入タンク※1	ほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																																															
項目	制限値		確認頻度																																																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																														
ほう酸濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回																																																													
ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回																																																													
ほう酸水温度	65 °C 以上	65 °C 以上	1日に1回																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
	<p>B.2 当直課長は、1次冷却系ほ う素濃度を、93℃にお ける停止余裕 1.0%Δk/k に相当するほう素濃度ま で、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回 復させる。</p> <p>C. 条件Bの措置を完了時間 内に達成できない場合</p>		<p>B.2 当直課長は、1次冷却系ほ う素濃度を、93℃にお ける停止余裕 1.0%Δk/k に相当するほう素濃度ま で、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回 復させる。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にす る。</p>	変更なし
	<p>12時間</p> <p>7日</p> <p>24時間</p>		<p>12時間</p> <p>7日</p> <p>24時間</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第56条＞

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>								
<p>表56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 136 359 309">項目</th> <th data-bbox="220 504 359 2011">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 136 359 309">原子炉格納容器^{※1} ^{※5}</td> <td data-bbox="220 504 359 2011"> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1} ^{※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	<p>表56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 136 359 309">項目</th> <th data-bbox="220 504 359 2011">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 136 359 309">原子炉格納容器^{※1} ^{※5}</td> <td data-bbox="220 504 359 2011"> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1} ^{※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器 ^{※1} ^{※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器 ^{※1} ^{※5}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																								
<p>ことをいう。</p> <p>※ 3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>※ 5： </p>	<p>ことをいう。</p> <p>※ 3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>※ 5： </p>	<p>変更なし</p>																								
<p>表 5 6 - 2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下</td> <td>9.8 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	9.8 kPa [gage] 以下	<p>表 5 6 - 2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下</td> <td>9.8 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	9.8 kPa [gage] 以下									
項目		制限値																								
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	9.8 kPa [gage] 以下																								
項目	制限値																									
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下	9.8 kPa [gage] 以下																								
<p>表 5 6 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下	検査 低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	<p>表 5 6 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下	検査 低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下									
項目	漏えい率																									
A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下																									
検査 低圧検査	0.04 %/日 以下																									
B・C種検査	0.04 %/日 以下																									
項目	漏えい率																									
A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下																									
検査 低圧検査	0.04 %/日 以下																									
B・C種検査	0.04 %/日 以下																									
<p>表 5 6 - 4 <small>※6 ※7 ※8</small></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間	<p>表 5 6 - 4 <small>※6 ※7 ※8</small></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間	
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																								
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																								
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間																								
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																								
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																								
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
炉格納容器隔離弁が閉止可能な場合	隔離後の1ヶ月に1回	炉格納容器隔離弁が閉止可能な場合	隔離後の1ヶ月に1回	変更なし
D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合	1時間	D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合	1時間	
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	1時間	E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	1時間	
F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	
※6：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※7：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。 ※8：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※9：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。				
表56-5※10※11※12				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間 24時間 施設後の1ヶ月に1回
表56-5※10※11※12				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第56条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	<p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p>	<p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p>	1時間 24時間 施錠後の1ヶ月に1回	変更なし
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	<p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 および</p> <p>C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および</p> <p>C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p>	<p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 および</p> <p>C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および</p> <p>C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p>	1時間 24時間 施錠後の1ヶ月に1回	

※10：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
 ※11：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合において、も直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。
 ※12：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表56-5（続き）※10※11※12

条件	要求される措置	完了時間
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保でき	D.1 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および	速やかに

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第56条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
ない場合	1 時間	ない場合	1 時間	
D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	2 4 時間	D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	2 4 時間	変更なし
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内におよび E.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	
表56-6 1. 1号炉および2号炉				
化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	抽出ライン 封水戻りライン	抽出ライン 封水戻りライン	
安全注入系統	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	
原子炉補機冷却水系統	余剰抽出水クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	余剰抽出水クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	余剰抽出水クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン	
試料採取系統	加圧器気相部サンプルライン 加圧器液相部サンプルライン ループ高温側サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン	加圧器気相部サンプルライン 加圧器液相部サンプルライン ループ高温側サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン	加圧器気相部サンプルライン 加圧器液相部サンプルライン ループ高温側サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン	
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納容器真空逃がしライン	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第56条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
換気系統	原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	換気系統	変更なし
蒸気発生器プロローダウン系統	蒸気発生器プロローダウンライン 蒸気発生器プロローダウンサンブルライン	蒸気発生器プロローダウンライン 蒸気発生器プロローダウンサンブルライン	蒸気発生器プロローダウン系統	
計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器内供給ライン	原子炉格納容器内供給ライン	計器用空気圧縮系統	
表56-6 (続き)				
2. 3号炉および4号炉				
化学体積制御系統				
安全注入系統	抽出ライン 封水戻りライン 蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	抽出ライン 封水戻りライン 蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	安全注入系統	
原子炉補機冷却水系統	原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 制御棒駆動装置冷却ライン 余剰抽出冷却器冷却ライン 冷却材ドレン冷却器冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 制御棒駆動装置冷却ライン 余剰抽出冷却器冷却ライン 冷却材ドレン冷却器冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	原子炉補機冷却水系統	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレン冷却器出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレン冷却器出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	放射性廃棄物処理系統	
試料採取系統	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	試料採取系統	
換気系統	原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	換気系統	
蒸気発生器プロローダウン系統	蒸気発生器プロローダウンライン 蒸気発生器プロローダウンサンブルライン	蒸気発生器プロローダウンライン 蒸気発生器プロローダウンサンブルライン	蒸気発生器プロローダウン系統	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
消火用水系統	消火用水系格納容器入口ライン	消火用水系格納容器入口ライン		変更なし
1 次冷却材ポンプ消火系統	1 次冷却材ポンプ CO ₂ 消火装置ライン	1 次冷却材ポンプ CO ₂ 消火装置ライン		
炉内計装用ガスバージ系統	炉内計装用ガスバージライン	炉内計装用ガスバージライン		
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却水出入口ライン	制御棒位置指示装置冷却水出入口ライン		
制御用空気系統	格納容器行き制御用空気ライン	格納容器行き制御用空気ライン		
	加圧器逃がし弁供給ライン	加圧器逃がし弁供給ライン		
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納容器真空逃がしライン		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 5 8 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 5 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 8 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表 5 8 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については4台、3号炉および4号炉については2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 8 - 4 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 5 8 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 5 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の内部スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 8 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については内部スプレイポンプ、3号炉および4号炉については格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表 5 8 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については4台の内部スプレイポンプ、3号炉および4号炉については2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 8 - 4 の措置を講じる。</p>	<p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し、対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																												
表 5 8 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※¹</td> <td>(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の原子炉格納容器スプレイス系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4 および表 8 5 - 6) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス※ ¹	(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること	表 5 8 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※¹</td> <td>(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 原子炉格納容器スプレイス系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、<u>1 号炉および 2 号炉または 3 号炉および 4 号炉</u>の第 8 5 条 (表 8 5 - 4 および表 8 5 - 6) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス※ ¹	(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること	1、2 号炉の追加 1、2 号炉の追加																				
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイス※ ¹	(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること																															
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイス※ ¹	(1) 2 系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表 5 8 - 2 に定める制限値内にあること																															
表 5 8 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1 号炉および 2 号炉</th> <th>3 号炉および 4 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td><u>10.0 m³</u> 以上</td> <td>11.7 m³ 以上</td> <td>モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1 号炉および 2 号炉	3 号炉および 4 号炉	苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期事業者検査時	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	<u>10.0 m³</u> 以上	11.7 m ³ 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回	表 5 8 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1 号炉および 2 号炉</th> <th>3 号炉および 4 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td><u>11.2 m³</u> 以上</td> <td>11.7 m³ 以上</td> <td>モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1 号炉および 2 号炉	3 号炉および 4 号炉	苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期事業者検査時	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	<u>11.2 m³</u> 以上	11.7 m ³ 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回	1、2 号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更
項目	制限値		確認頻度																													
	1 号炉および 2 号炉	3 号炉および 4 号炉																														
苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期事業者検査時																													
苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	<u>10.0 m³</u> 以上	11.7 m ³ 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回																													
項目	制限値		確認頻度																													
	1 号炉および 2 号炉	3 号炉および 4 号炉																														
苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期事業者検査時																													
苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	<u>11.2 m³</u> 以上	11.7 m ³ 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回																													
表 5 8 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表 5 8 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
項目	確認事項																															
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																															
項目	確認事項																															
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																															

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 58 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																						
表 58-4		表 58-4		変更なし																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	72時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	72時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																								
B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	72時間																								
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 原子炉格納容器スプレィ系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																								
B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	72時間																								
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第59条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(ア)ニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュラス空気浄化系は、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファンフィルタ、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表59-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台のアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(ア)ニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュラス空気浄化系は、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス循環排気ファンフィルタ、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表59-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス循環排気ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス循環排気ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台のアニュラス循環排気ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>差異の理由</p>								
<p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="1002 1332 1074 1507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のAアニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のAアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-1 1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="1002 1406 1074 1581"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：Aアニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 Aアニュラス空気浄化系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-1 1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限									
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																		
表 5 9 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率 (総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ (1号炉および2号炉)</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)	アニュラス空気再循環ファンフィルタ (1号炉および2号炉)	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)	95 % 以上	表 5 9 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率 (総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス循環排気フィルタ (1号炉および2号炉)</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)	アニュラス循環排気フィルタ (1号炉および2号炉)	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)	95 % 以上	設備名称の差異						
項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)																					
アニュラス空気再循環ファンフィルタ (1号炉および2号炉)	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)	95 % 以上																					
項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)																					
アニュラス循環排気フィルタ (1号炉および2号炉)	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ (3号炉および4号炉)	95 % 以上																					
表 5 9 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	表 5 9 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第60条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																										
<p>(アニュラス) 第60条 モード1、2、3および4において、アニュラスは、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、アニュラスが1号炉および2号炉については25分以内、3号炉および4号炉については10分以内に負圧になることを確認する。 3. 当直課長は、アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-2の措置を講じる。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="646 1384 715 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、3号炉および4号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="845 1384 1077 2098"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>(アニュラス) 第60条 モード1、2、3および4において、アニュラスは、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス循環排気ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、アニュラスが1号炉および2号炉については25分以内、3号炉および4号炉については10分以内に負圧になることを確認する。 3. 当直課長は、アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-2の措置を講じる。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="646 533 715 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、3号炉および4号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="845 533 1077 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>設備名称の差異</p>
項目	運転上の制限																											
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										
項目	運転上の制限																											
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第61条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																																								
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第61条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表61-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="646 1411 746 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="845 1411 1077 2101"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-3</p> <table border="1" data-bbox="1141 1344 1276 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-4</p> <table border="1" data-bbox="1340 1377 1428 2101"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち</td> <td>A.1 当直課長は、表61-2に</td> <td>6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第61条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表61-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="646 560 746 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="845 560 1077 1243"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-3</p> <table border="1" data-bbox="1141 481 1276 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-4</p> <table border="1" data-bbox="1340 526 1428 1243"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち</td> <td>A.1 当直課長は、表61-2に</td> <td>6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で、かつ80%以下	6個																																																									
55%超で、かつ70%以下	5個																																																									
40%超で、かつ55%以下	4個																																																									
25%超で、かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
項目	設定値																																																									
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間																																																								
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で、かつ80%以下	6個																																																									
55%超で、かつ70%以下	5個																																																									
40%超で、かつ55%以下	4個																																																									
25%超で、かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
項目	設定値																																																									
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa [gage] 以下 他の1個は7.65 MPa [gage] 以下 残り5個は7.85 MPa [gage] 以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間																																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 1 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
ち 1 個以上が動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	ち 1 個以上が動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が 1 個以下である場合	定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 2 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																						
<p>(主蒸気隔離弁) 第 6 2 条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="582 1411 646 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁※1</td> <td>閉止可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 6 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="782 1411 1244 2098"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード4にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間 間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間	<p>(主蒸気隔離弁) 第 6 2 条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="582 560 646 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁※1</td> <td>閉止可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 6 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="782 560 1244 1243"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード4にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間 間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																																							
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																						
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間 間に1回																																						
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間																																						
項目	運転上の制限																																							
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																						
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間 間に1回																																						
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間																																						

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 4 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																								
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 6 4 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) に おいて、主蒸気逃がし弁は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 6 4 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) に おいて、主蒸気逃がし弁^{※1}は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉については主蒸気大気放出弁、3号炉および4号炉については主蒸気逃がし弁をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>設備名称の差異 (※1 追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>																								
<p>表 6 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{※1}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{※1}	手動での開弁ができること	<p>表 6 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{※2}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{※2}	手動での開弁ができること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>																
項目	運転上の制限																									
主蒸気逃がし弁 ^{※1}	手動での開弁ができること																									
項目	運転上の制限																									
主蒸気逃がし弁 ^{※2}	手動での開弁ができること																									
<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	12時間 36時間	<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	12時間 36時間	
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																								
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																								
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	12時間 36時間																								
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																								
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																								
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	12時間 36時間																								

高浜発電所原炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

< 第 6 5 条 >

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(補助給水系)</p> <p>第 6 5 条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 5 - 2 に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(6) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 5 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 4 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第 6 5 条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 5 - 2 に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(6) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 5 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{*1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 4 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる (以下、本条において同じ)。</p>	<p>変更なし</p>												
<p>表 6 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系^{*2}</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助給水系 ^{*2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{*3}		(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ	<p>表 6 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系^{*2}</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助給水系 ^{*2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{*3}		(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ	<p>1/3</p>
項目	運転上の制限													
補助給水系 ^{*2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{*3}													
	(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ													
項目	運転上の制限													
補助給水系 ^{*2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{*3}													
	(2) モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用さ													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																		
<p>れている場合)において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</p> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p>		<p>れている場合)において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</p> <p>※ 2 : 補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 補助給水系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p>		<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>																		
表65-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表65-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する											
項目	確認事項																					
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
項目	確認事項																					
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
表65-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表65-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する											
項目	確認事項																					
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
項目	確認事項																					
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
表65-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間	表65-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間	
条件	要求される措置	完了時間																				
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間																				
条件	要求される措置	完了時間																				
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第65条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
<p>または モード1、2および3に おいて補助給水系2系 統以上が動作不能であ る場合</p> <p>C. モード4（蒸気発生器が 熱除去のために使用さ れている場合）において 電動補助給水ポンプに よる補助給水系の全て が動作不能である場合</p>	<p>B.2 当直課長は、モード4に する。</p> <p>C.1 当直課長は、電動補助給 水ポンプによる補助給 水系1系統を動作可能 な状態に復旧する措置 を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系 1系統以上による熱除 去のための操作を開始 する。</p>	<p>36時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>B.2 当直課長は、モード4に する。</p> <p>C.1 当直課長は、電動補助給 水ポンプによる補助給 水系1系統を動作可能 な状態に復旧する措置 を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系 1系統以上による熱除 去のための操作を開始 する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																		
<p>(復水タンク)</p> <p>第 6 6 条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において、復水タンクは表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において、1日に1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表 6 6 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="614 392 686 862"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量)</td> <td>480 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="710 392 782 862"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量) ※1</td> <td>520 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の復水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の復水タンク水量 (有効水量) を確認する場合は、第 8 5 条 (表 8 5 - 1 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量)	480 m ³ 以上であること	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量) ※1	520 m ³ 以上であること	<p>(復水タンク)</p> <p>第 6 6 条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において、復水タンクは表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において、1日に1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表 6 6 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="614 392 686 862"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量) ※1</td> <td>480 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="710 392 782 862"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量 (有効水量) ※1</td> <td>520 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：復水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>復水タンク水量 (有効水量) を確認する場合は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 1 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量) ※1	480 m ³ 以上であること	項目	運転上の制限	復水タンク水量 (有効水量) ※1	520 m ³ 以上であること	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p>		
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量 (有効水量)	480 m ³ 以上であること																			
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量 (有効水量) ※1	520 m ³ 以上であること																			
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量 (有効水量) ※1	480 m ³ 以上であること																			
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量 (有効水量) ※1	520 m ³ 以上であること																			
<p>表 6 6 - 2</p> <table border="1" data-bbox="981 392 1348 862"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>7 日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。	4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回	合	および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7 日	<p>表 6 6 - 2</p> <table border="1" data-bbox="981 392 1348 862"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>7 日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。	4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回	合	および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7 日	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p>
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。	4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回																		
合	および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7 日																		
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。	4 時間 その後の 1 2 時間に 1 回																		
合	および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7 日																		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第66条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	変更なし
	12時間		12時間	
	36時間		36時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 6 7 条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表 6 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプまたは1次系冷却水冷却器、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 7 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 6 7 条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表 6 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプまたは1次系冷却水冷却器、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 7 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>設備名称の差異</p>												
<p>表 6 7 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系※1	2系統が動作可能であること	<p>表 6 7 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉補機冷却水系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系※1	2系統が動作可能であること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>				
項目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系※1	2系統が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系※1	2系統が動作可能であること													
<p>表 6 7 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回	<p>表 6 7 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回	
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合 B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	変更なし
※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																										
<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 6 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 6 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが模倣信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却海水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="710 1395 780 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 6 8 - 2</p> <table border="1" data-bbox="943 1395 1406 2101"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 6 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 6 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが模倣信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却海水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="710 539 780 1245"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 6 8 - 2</p> <table border="1" data-bbox="943 539 1406 1245"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回																										
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																										
項目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却海水系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	1 0 日 4 時間 その後の 8 時間 間に 1 回																										
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 6 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
※ 2 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※ 2 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第68条の2 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(津波防護施設)</p> <p>第68条の2 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)において、本条において「衛星電話(津波防護用)」という。)の通話確認を実施する。</p> <p>3. 計装保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(津波防護施設)</p> <p>第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に潮位観測システム(防護用)のうち潮位計(潮位検出器、監視モニタ(モニタ、電源箱、演算装置)を含む。以下、本条において「潮位計」という。)の設定値確認および機能の確認を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、ならびに潮位計が動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。</p> <p>(4) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)において、本条において「衛星電話(津波防護用)」という。)の通話確認を実施する。</p> <p>3. 計装保修課長、土木建築課長または電気保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>1、2号炉の追加</p> <p>警報なし津波に係る修正 (以下、同じ)</p>								
<p>表68の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="892 132 1029 257">項目</th> <th data-bbox="892 257 1029 2004">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="892 257 1029 392">津波防護施設</td> <td data-bbox="892 392 1029 2004"> (1) 取水路防潮ゲートが2系統^{※1}のゲート落下機構により動作可能^{※2}であること (2) 潮位計3台が動作可能^{※3}であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台^{※4}が動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。 ※2：動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪失時も含む)。 ※3：動作可能とは、潮位計による潮位の観測、潮位変化量の演算および潮位変化量の表示、警報の発信ができることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{※1} のゲート落下機構により動作可能 ^{※2} であること (2) 潮位計3台が動作可能 ^{※3} であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台 ^{※4} が動作可能であること	<p>表68の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="892 257 1029 392">項目</th> <th data-bbox="892 392 1029 2004">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="892 257 1029 392">津波防護施設</td> <td data-bbox="892 392 1029 2004"> (1) 取水路防潮ゲートが2系統^{※1}のゲート落下機構により動作可能^{※2}であること (2) 潮位計3台が動作可能^{※3}であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台^{※4}が動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。 ※2：動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪失時も含む)。 ※3：動作可能とは、潮位計による潮位の観測、潮位変化量の演算および潮位変化量の表示、警報の発信ができることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{※1} のゲート落下機構により動作可能 ^{※2} であること (2) 潮位計3台が動作可能 ^{※3} であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台 ^{※4} が動作可能であること	<p>1/6</p>
項目	運転上の制限									
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{※1} のゲート落下機構により動作可能 ^{※2} であること (2) 潮位計3台が動作可能 ^{※3} であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台 ^{※4} が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{※1} のゲート落下機構により動作可能 ^{※2} であること (2) 潮位計3台が動作可能 ^{※3} であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台 ^{※4} が動作可能であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第68条の2

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																								
<p>表68の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後8時間に1回	B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>表68の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後8時間に1回	B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>※4：衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>※5：衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条（表85-20）の運転上の制限も確認する。</p>
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後8時間に1回																										
B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										
C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後8時間に1回																										
B. モード1、2、3および4において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										
C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後		差異の理由
表68の2-2（続き）			
条件	要求される措置	完了時間	
D. 2台の潮位計が動作可能な場合	D.1 当直課長は、3台のうち動作不能となっている潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動 ^{*6} を確認したとみなす。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
E. モード1、2、3および4において動作可能な潮位計が1台である場合	E.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および E.2 当直課長は、動作可能な潮位計1台により津波の襲来状況の監視強化を開始する。 および E.3 当直課長は、モード3にする。 および E.4 当直課長は、モード5にする。 および E.5 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに 12時間 56時間 速やかに	
F. 条件Eの措置を完了した時間内に達成できない場合または、条件Eの措置中に、動作可能な潮位計1台の観測潮位が10分以内に0.5m ^{*7} 以上下降もしくは上昇した場合	F.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表68の2-2 (続き)				
条件	要求される措置	完了時間		
<p><u>G. モード1、2、3 および4において潮位計全台が動作不能である場合</u></p>	<p><u>G.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> <u>および</u> <u>G.2 当直課長は、発電所構外の観測潮位に故障を示す指示変動や欠測がないことを確認し、津波の襲来状況の監視強化を開始する。</u> <u>および</u> <u>G.3 当直課長は、モード3にする。</u> <u>および</u> <u>G.4 当直課長は、モード5にする。</u> <u>および</u> <u>G.5 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>1.2時間</u></p> <p><u>5.6時間</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p>		
<p><u>H. 条件Gの措置を完了時間内に達成できない場合または、条件Gの措置中に、発電所構外で原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合もしくは、発電所構外の観測潮位が欠測した場合</u></p>	<p><u>H.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p>		
<p><u>I. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において動作可能な潮位計が2台未満で</u></p>	<p><u>I.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> <u>および</u> <u>I.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止す</u></p>	<p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後		差異の理由
ある場合	<p>る。</p> <p>および</p> <p>I.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</p> <p>および</p> <p>I.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>I.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
表68の2-2 (続き)			
条件			
J. モード1、2、3および4において動作可能な衛星電話(津波防護用)が4台未満である場合	要求される措置	完了時間	
K. 条件Jの措置を完了時間内に達成できない場合	<p>J.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>J.2 電気保修課長は、代替手段^{※8}を確保する。</p>	速やかに	速やかに
L. 条件Kの措置を完了時間内に達成できない場合または条件Kの措置中に、衛星電話(津波防護用)および	<p>K.1 電気保修課長は、衛星電話(津波防護用)または代替手段以外の通信手段^{※9}を確保し、中央制御室間の連携を維持する。</p> <p>および</p> <p>K.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>K.3 当直課長は、モード5にする。</p> <p>および</p> <p>K.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p>	速やかに

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p><u>代替手段以外の通信手段の機能喪失により、中央制御室間の連携を維持できなくなった場合</u></p>		
<p>表68の2-2（続き）</p>		
<p>条件</p> <p><u>M. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において動作可能な衛星電話（津波防護用）が4台未満である場合</u></p>	<p>要求される措置</p> <p><u>M.1 電気係修課長は、動作不能となつてい</u> <u>る設備を動作可能な状態に復旧する</u> <u>措置を開始する。</u> および <u>M.2 電気係修課長は、代替手段または代替</u> <u>手段以外の通信手段を確保する。</u> および <u>M.3 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の</u> <u>場合は、照射済燃料の移動を中止す</u> <u>る。</u> および <u>M.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃</u> <u>度が低下する操作を全て中止する。</u> および <u>M.5 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作</u> <u>を行っている場合は、水抜きを中止す</u> <u>る。</u> および <u>M.6 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止</u> <u>する。</u></p>	<p>完了時間</p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p> <p><u>速やかに</u></p>
<p>※6：取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することをいう。潮位変動値の許容範囲（設定値）は0.45mとする。</p> <p>※7：潮位変動値の許容範囲（設定値）は0.45mとする。</p> <p>※8：保安電話（携帯）、保安電話（固定）、運転指令設備および衛星電話（固定）のいずれかによる通信手段をいう（以下、同じ）。</p> <p>※9：加入電話および携行型通話装置のいずれかによる通信手段をいう（以下、同じ）。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 69 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(制御用空気系)</p> <p>第 69 条 3号炉および4号炉について、モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表 69-1 で定める事項を、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 69-3 の措置を講じる。</p> <p>表 69-1</p> <table border="1" data-bbox="555 436 715 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>計器用空気系</td> <td>計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	計器用空気系	計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること	<p>(制御用空気系)</p> <p>第 69 条 モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表 69-1 で定める事項を、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 69-3 の措置を講じる。</p> <p>表 69-1</p> <table border="1" data-bbox="555 436 715 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>計器用空気系</td> <td>計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="778 436 877 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>格納容器外制御用空気系</td> <td>格納容器外制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	計器用空気系	計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること	項目	運転上の制限	格納容器外制御用空気系	格納容器外制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること	<p>1、2号炉の追加、設備名称の差異 (1号炉及び2号炉の計器用空気系に対して、3号炉及び4号炉と同様に運転上の制限を設定) (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>
項目	運転上の制限													
計器用空気系	計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること													
項目	運転上の制限													
計器用空気系	計器用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること													
項目	運転上の制限													
格納容器外制御用空気系	格納容器外制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値内にあること													
<p>表 69-2</p> <table border="1" data-bbox="1109 1288 1209 2098"> <tr> <td>項目</td> <td>制限値</td> </tr> <tr> <td>格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.56 MPa [gage] 以上</td> </tr> </table>	項目	制限値	格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)	0.56 MPa [gage] 以上	<p>表 69-2</p> <table border="1" data-bbox="1109 436 1209 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>制限値</td> </tr> <tr> <td>計器用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.59 MPa [gage] 以上</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1109 907 1209 1243"> <tr> <td>項目</td> <td>制限値</td> </tr> <tr> <td>格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.56 MPa [gage] 以上</td> </tr> </table>	項目	制限値	計器用空気圧力 (母管圧力)	0.59 MPa [gage] 以上	項目	制限値	格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)	0.56 MPa [gage] 以上	
項目	制限値													
格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)	0.56 MPa [gage] 以上													
項目	制限値													
計器用空気圧力 (母管圧力)	0.59 MPa [gage] 以上													
項目	制限値													
格納容器外制御用空気圧力 (母管圧力)	0.56 MPa [gage] 以上													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 69 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																		
表 69-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	表 69-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 制御用空気圧力が表 69-2 で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第70条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第70条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表70-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模様信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第70条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表70-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模様信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>													
<p>表70-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{※2}</td> <td>中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条（表85-1-7）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること	<p>表70-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{※2}</td> <td>中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>中央制御室非常用循環系が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条（表85-1-7）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>				
項目	運転上の制限													
中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること													
<p>表70-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環</td> <td>1号炉および2号炉 90%以上</td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>3号炉および4号炉 95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環	1号炉および2号炉 90%以上	フィルタ	3号炉および4号炉 95%以上	<p>表70-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環</td> <td>1号炉および2号炉 90%以上</td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>3号炉および4号炉 95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環	1号炉および2号炉 90%以上	フィルタ	3号炉および4号炉 95%以上	
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
中央制御室非常用循環	1号炉および2号炉 90%以上													
フィルタ	3号炉および4号炉 95%以上													
項目	よう素除去効率（総合除去効率）													
中央制御室非常用循環	1号炉および2号炉 90%以上													
フィルタ	3号炉および4号炉 95%以上													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 70 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																														
表 70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30 日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日	C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	表 70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30 日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日	C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日																																
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日																																
C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																																
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																																
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が 1 系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日																																
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも 1 系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日																																
C. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																																
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																																

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由													
<p>(外部電源 (1号炉および2号炉) →モード1、2、3および4 →)</p> <p>第 7 3 条 1号炉および2号炉について、モード1、2、3および4において、外部電源^{※1}は、表 7 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 2 系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 外部電源とは、電力系統または主発電機 (当該原子炉の主発電機を除く) からの電力を第 7 9 条および第 8 0 条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p> <p>表 7 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="638 132 766 392"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2 系列^{※2}以上が動作可能であること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 外部電源の系列数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする (以下、各条において同じ)。</p> <p>※ 3 : 送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 7 3 - 2</p> <table border="1" data-bbox="925 132 1495 392"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A. 2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 系列またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	外部電源	2 系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合	A. 1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A. 2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日	B. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 系列またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。	1 2 時間	<p>(削除)</p>	<p>1、2号炉に新規制基準の要求を踏まえたと外部電源の回線数及び独立性を要求する観点から、第 7 3 条の 3 の適用対象に 1、2号炉を追加することとを踏まえ、旧 第 7 3 条及び旧 第 7 3 条の 2 を削除</p>
項 目	運転上の制限														
外部電源	2 系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}														
条 件	要求される措置	完了時間													
A. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合	A. 1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A. 2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日													
B. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 系列またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。	1 2 時間													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
<p>C. 全ての外部電源が動作不能である場合</p> <p>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>C.1 当直課長は、動作不能となつてゐる外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>D.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>24時間</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>(削除)</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後										
<p>(外部電源 (1号炉および2号炉) —モード5、6 および照射済燃料移動中—) 第 7 3 条の 2 1号炉および2号炉について、モード5、6 および照射済燃料移動中において、 外部電源は、表 7 3 の 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5、6 および照射済燃料移動中において、1 週間に1回、所要の非常 用高圧母線に電力供給が可能な外部電源 1 系列以上の電圧が確立していることを確認する。 3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3 の 2-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子 燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 7 3 の 2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源 1 系 列以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 7 3 の 2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が 動作不能である場 合</td> <td>A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を 中止する※2。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも 1 系列を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：移動中の燃料を所定の位置に移転することを妨げるものではない。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源 1 系 列以上が動作可能であること※1	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 全ての外部電源が 動作不能である場 合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を 中止する※2。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも 1 系列を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>(削除)</p> <p>差異の理由 1、2号炉に新規制基準 の要求を踏まえた外部電 源の回線数及び独立性を 要求する観点から、第 7 3 条の 3 の適用対象に 1、2号炉を追加するこ とを踏まえ、旧 第 7 3 条 及び旧 第 7 3 条の 2 を削 除</p>
項 目	運 転 上 の 制 限										
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源 1 系 列以上が動作可能であること※1										
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間									
A. 全ての外部電源が 動作不能である場 合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を 中止する※2。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも 1 系列を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第 7 3 条の 3 3号炉および4号炉について、<u>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表 7 3 の 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。 また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。 3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3 の 3-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※ 1：外部電源とは、電力系統からの電力を第 7 9 条および第 8 0 条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>(外部電源)</p> <p>第 7 3 条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表 7 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。 また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。 3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※ 1：外部電源とは、電力系統からの電力を第 7 9 条および第 8 0 条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>								
<p>表 7 3 の 3-1</p> <table border="1" data-bbox="917 132 981 392"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。 ※ 3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。 ※ 4：独立性を有するとは、「送電線の上流において 1 つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。 ※ 5：1 つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5	<p>表 7 3-1</p> <table border="1" data-bbox="917 392 981 2007"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。 ※ 3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。 ※ 4：独立性を有するとは、「送電線の上流において 1 つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。 ※ 5：1 つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5	
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5									
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第73条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表73の3-2	表73-2			
条件	要求される措置	完了時間	完了時間	
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	4時間 その後の1日に1回 30日	
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	4時間 その後の1日に1回 30日	
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 20日	4時間 その後の1日に1回 20日	
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日	4時間 その後の1日に1回 10日	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
表 7 3 の 3 - 2 (続 き)		表 7 3 - 2 (続 き)		
<p>条件</p> <p>E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合^{※7}</p> <p>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</p> <p>G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。^{※7}</p> <p>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。^{※8} および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</p>	<p>完了時間</p> <p>1 2 時間</p> <p>2 4 時間</p> <p>1 2 時間</p> <p>5 6 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>差異の理由</p>	
<p>※ 6：電流値の確認については、77kV 送電線の電流値を確認する。（予備変圧器から所内負荷へ給電時）</p> <p>※ 7：モード 1、2、3 および 4 以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機 1 基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。</p> <p>※ 8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>				

高浜発電所原炉施設保安規定
＜第74条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(ディーゼル発電機 - モード1、2、3および4 -) 第74条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認する。 (a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。 (b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 (c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。 (2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機 - モード1、2、3および4 -) 第74条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認する。 (a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。 (b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 (c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。 (2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じる。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
<p>表74-1 項目 ディーゼル発電機*1 *1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 *2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 *3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>表74-1 項目 ディーゼル発電機*1 *1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ディーゼル発電機が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 *2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 *3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>
<p>表74-1 項目 ディーゼル発電機*1 *1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 *2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 *3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>表74-1 項目 ディーゼル発電機*1 *1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ディーゼル発電機が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 *2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 *3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第74条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																														
表74-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	表74-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	変更なし														
項目	制限値																																	
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																																
項目	制限値																																	
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																																
表74-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能^{※4}である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	表74-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能^{※4}である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む（以下、本条において同じ）。</p>
条件	要求される措置	完了時間																																
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																
条件	要求される措置	完了時間																																
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(ディーゼル発電機 - モード1、2、3および4以外 -) 第 7 5 条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表 7 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。 (a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。 (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 5 - 3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機 - モード1、2、3および4以外 -) 第 7 5 条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表 7 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。 (a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。 (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 5 - 3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>									
表 7 5 - 1	表 7 5 - 1									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="916 1861 948 2101">項 目</th> <th data-bbox="916 136 948 1861">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 1861 984 2101">ディーゼル発電機※1</td> <td data-bbox="952 136 984 1861"> (1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="916 1003 948 1249">項 目</th> <th data-bbox="916 136 948 1003">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 1003 984 1249">ディーゼル発電機※1</td> <td data-bbox="952 136 984 1003"> (1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4	
項 目	運転上の制限									
ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4									
項 目	運転上の制限									
ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表 7 5 - 2 に定める制限値内にあること※4									
※1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 1 5) の運転上の制限も確認する。	※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ディーゼル発電機が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条 (表 8 5 - 1 5) の運転上の制限も確認する。	1、2号炉の追加 1、2号炉の追加								
※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転 (ターニング、エアラン) を行う場合、運転上の制限を適用しない。	※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転 (ターニング、エアラン) を行う場合、運転上の制限を適用しない。									
※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。	※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。									
※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。	※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																
表 7 5 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">制 限 値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	表 7 5 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">制 限 値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	変更なし
項 目	制 限 値																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																		
燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																		
項 目	制 限 値																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																		
燃料油サービスタタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																		
表 7 5 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能^{※5}である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※6}。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	表 7 5 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能^{※5}である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※6}。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに					
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																		
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																		
<p>※ 5 : ディーゼル発電機の燃料油サービスタタンクの貯油量 (保有油量) が制限値を満足していない場合を含む。</p> <p>※ 6 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>		<p>※ 5 : ディーゼル発電機の燃料油サービスタタンクの貯油量 (保有油量) が制限値を満足していない場合を含む。</p> <p>※ 6 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>																		

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第76条＞

変更前	変更後	差異の理由																		
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p>																			
<p>表76-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量^{※1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料油貯油そうの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}	<p>表76-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量^{※1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯油そうの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>										
項目	運転上の制限																			
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}																			
項目	運転上の制限																			
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}																			
<p>表76-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そうの油量（保有油量）</td> <td>1号炉および2号炉 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>26 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.35 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油貯油そうの油量（保有油量）	1号炉および2号炉 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量（保有油量）	26 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	3.6 m ³ 以上		2.35 MPa[gage] 以上	<p>表76-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そうの油量（保有油量）</td> <td>1号炉および2号炉 164 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油貯油そうの油量（保有油量）	1号炉および2号炉 164 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量（保有油量）	3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上	<p>設備仕様の変更（1、2号炉について、安全性向上の観点から燃料貯油そうを取替え）</p>
項目	制限値																			
燃料油貯油そうの油量（保有油量）	1号炉および2号炉 226 m ³ 以上																			
潤滑油タンクの油量（保有油量）	26 m ³ 以上																			
始動用空気だめ圧力	3.6 m ³ 以上																			
	2.35 MPa[gage] 以上																			
項目	制限値																			
燃料油貯油そうの油量（保有油量）	1号炉および2号炉 164 m ³ 以上																			
潤滑油タンクの油量（保有油量）	3.6 m ³ 以上																			
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上																			
<p>表76-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{※4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに	<p>表76-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{※4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。	48時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を制限値内に回復させる。	48時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに																		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 6 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
内に達成できない場合	動作不能とみなす。	内に達成できない場合	動作不能とみなす。	変更なし
※ 4：燃料油貯油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気ため圧力の制限値は個別に適用される。 ※ 4：燃料油貯油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気ため圧力の制限値は個別に適用される。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																	
<p>(非常用直流電源 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 7 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源（蓄電池^{※1}および充電器）は、表 7 7-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 7-2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：3号炉および4号炉においては、蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 7 7-1</p> <table border="1" data-bbox="678 1420 782 2103"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統（蓄電池^{※2}および充電器^{※3}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5-1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること	<p>(非常用直流電源 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 7 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源（蓄電池^{※1}および充電器）は、表 7 7-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 7-2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 7 7-1</p> <table border="1" data-bbox="678 566 782 1245"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統（蓄電池^{※2}および充電器^{※3}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>蓄電池が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第 8 5 条（表 8 5-1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 7 7-2</p> <table border="1" data-bbox="1011 1420 1374 2103"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間	<p>1、2号炉の追加</p>
項目	運転上の制限																		
非常用直流電源	2 系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること																		
項目	運転上の制限																		
非常用直流電源	2 系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日																	
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																	
<p>表 7 7-2</p> <table border="1" data-bbox="1011 1420 1374 2103"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間	<p>1、2号炉の追加</p>									
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日																	
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3に および C.2 当直課長は、モード5に する。	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3に する。 および C.2 当直課長は、モード5に する。	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第78条＞

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(非常用直流電源 モード5、6および照射済燃料移動中一) 第78条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池※¹および充電器)は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※1：3号炉および4号炉においては、蓄電池(安全防護系用)をいう(以下、本条において同じ)。 ※2：3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※3：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能となす(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(非常用直流電源 モード5、6および照射済燃料移動中一) 第78条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池※¹および充電器)は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※1：蓄電池(安全防護系用)をいう(以下、本条において同じ)。 ※2：蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蓄電池が動作不能時は、1号炉および2号炉または3号炉および4号炉の第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※3：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能となす(以下、本条において同じ)。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>												
<p>表78-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※²および充電器※³)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※ ² および充電器※ ³)が動作可能であること	<p>表78-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※²および充電器※³)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※ ² および充電器※ ³)が動作可能であること					
項目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※ ² および充電器※ ³)が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池※ ² および充電器※ ³)が動作可能であること													
<p>表78-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※⁴。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ ⁴ 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>表78-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※⁴。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ ⁴ 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ ⁴ 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ ⁴ 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																							
<p>(所内非常用母線 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 9 条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表 7 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表 7 9 - 1 に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 9 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 9 - 1</p> <table border="1" data-bbox="582 1377 782 2094"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線	<p>(所内非常用母線 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 9 条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表 7 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表 7 9 - 1 に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 9 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 9 - 1</p> <table border="1" data-bbox="582 526 782 1232"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 2：非常用計器用母線に電源供給する計器用電源（無停電電源装置）は、重大事故等対応設備を兼ねる。(1号炉および2号炉)</p> <p>表 7 9 - 2</p> <table border="1" data-bbox="941 526 1380 1232"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線※2	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8時間	B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間	C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>1、2号炉の追加、 系統構成の差異</p>
項 目	運転上の制限																								
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線																								
項 目	運転上の制限																								
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線※2																								
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8時間																							
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間																							
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間																							
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																							

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第80条＞

変更前		変更後		差異の理由
項 目	運転上の制限	項 目	運転上の制限	
<p>(所内非常用母線 一モード5、6および照射済燃料移動中一)</p> <p>第80条 モード5、6および照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計器用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること^{※1}</p> <p>(1) 非常用高圧母線</p> <p>(2) 非常用低圧母線</p> <p>(3) 非常用直流母線</p> <p>(4) 非常用計器用母線</p>	<p>(所内非常用母線 一モード5、6および照射済燃料移動中一)</p> <p>第80条 モード5、6および照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計器用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること^{※1}</p> <p>(1) 非常用高圧母線</p> <p>(2) 非常用低圧母線</p> <p>(3) 非常用直流母線</p> <p>(4) 非常用計器用母線^{※2}</p>	<p>1、2号炉の追加、 系統構成の差異</p>
<p>表80-1</p>	<p>表80-1</p>			
<p>※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：非常用計器用母線に電源供給する計器用電源（無停電電源装置）は、重大事故等対応設備を兼ねる。（1号炉および2号炉）</p>	<p>※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：非常用計器用母線に電源供給する計器用電源（無停電電源装置）は、重大事故等対応設備を兼ねる。（1号炉および2号炉）</p>			
<p>表80-2</p>	<p>表80-2</p>			
<p>条件</p> <p>A. 所要の非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線または非常用計器用母線のうち1つ以上が受電不能の場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※2}。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該母線を復旧する措置を開始する。 および</p>	<p>条件</p> <p>A. 所要の非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線または非常用計器用母線のうち1つ以上が受電不能の場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※2}。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該母線を復旧する措置を開始する。 および</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 8 0 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
A.4 当直課長は、当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに	A.4 当直課長は、当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに	変更なし
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第81条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																
<p>(1次冷却材中のほう素濃度 モード6-1)</p> <p>第81条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-2の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1次冷却材中のほう素濃度 モード6-1)</p> <p>第81条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-2の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>																	
<p>表81-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="683 1294 853 2101"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上であること</td> </tr> <tr> <td>2. 3号炉および4号炉</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,200 ppm 以上であること	2. 3号炉および4号炉	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること	<p>表81-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="683 443 853 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,600 ppm 以上であること</td> </tr> <tr> <td>2. 3号炉および4号炉</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,600 ppm 以上であること	2. 3号炉および4号炉	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること	<p>1、2号炉への高燃精度燃料導入に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
1次冷却材中のほう素濃度	2,200 ppm 以上であること																	
2. 3号炉および4号炉	運転上の制限																	
1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること																	
項目	運転上の制限																	
1次冷却材中のほう素濃度	2,600 ppm 以上であること																	
2. 3号炉および4号炉	運転上の制限																	
1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること																	
<p>表81-2</p> <table border="1" data-bbox="863 1294 1248 2101"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>表81-2</p> <table border="1" data-bbox="863 443 1248 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>				
条件	要求される措置	完了時間																
A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																
条件	要求される措置	完了時間																
A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第82条＞

赤字線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																		
<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第82条 モード6(キャビティ高水位)<u>※1</u>において、原子炉キャビティ水位は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6(キャビティ高水位)<u>※1</u>において、1日に1回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p><u>※1</u>：1号炉および2号炉については、<u>原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間</u>については、<u>運転上の制限を適用しない。</u></p> <p>表82-1</p> <table border="1" data-bbox="774 392 845 1086"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.0 m 以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="877 392 949 1086"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.4 m 以上であること^{※2}</td> </tr> </table> <p><u>※2</u>：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.0 m 以上であること	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.4 m 以上であること ^{※2}	<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第82条 モード6(キャビティ高水位)において、原子炉キャビティ水位は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6(キャビティ高水位)において、1日に1回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p><u>※1</u>：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="774 392 845 1086"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.0 m 以上であること^{※1}</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="877 392 949 1086"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 31.4 m 以上であること^{※1}</td> </tr> </table> <p><u>※1</u>：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.0 m 以上であること ^{※1}	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 31.4 m 以上であること ^{※1}	<p>1、2号炉の追加(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更) (※1削除に伴い、以降番号繰り上げ)</p>		
項目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 31.0 m 以上であること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 31.4 m 以上であること ^{※2}																			
項目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 31.0 m 以上であること ^{※1}																			
項目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 31.4 m 以上であること ^{※1}																			
<p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="997 392 1173 1086"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※2}。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p><u>※2</u>：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="997 392 1173 1086"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※2}。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p><u>※2</u>：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表82-2</p> <table border="1" data-bbox="997 392 1173 1086"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※2}。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p><u>※3</u>：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※2} 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由						
<p>(原子炉格納容器貫通部 (1号炉および2号炉) — 燃料移動中—)</p> <p>第 8 3 条 1号炉および2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表 8 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、原子炉格納容器貫通部が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 3 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>1、2号炉に対し、新規制基準の要求を踏まえ、モード5及び6において格納容器貫通部における機器ハッチの閉止等を要求する観点より、第 8 3 条の2の適用対象に1、2号炉を追加するとともに、旧第 8 3 条を削除</p>						
<p>表 8 3 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td> (1) 機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること				
項目	運転上の制限							
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが4つ以上のボルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること							
<p>表 8 3 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。	速やかに		
条件	要求される措置	完了時間						
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。	速やかに						

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第83条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(原子炉格納容器貫通部 (3号炉および4号炉))</p> <p>第83条の2 3号炉および4号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表83の2-1</p> <table border="1" data-bbox="558 132 877 784"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であること ・ 原子炉キャビティ水位がEL 31.4 m以上である場合。 <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>(原子炉格納容器貫通部)</p> <p>第83条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="558 784 877 2007"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であること ・ 原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 31.0 m以上、3号炉および4号炉についてはEL 31.4 m以上である場合。 <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>				
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3													
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3													
<p>表83の2-2</p> <table border="1" data-bbox="558 132 877 784"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。	速やかに 速やかに	<p>表83-2</p> <table border="1" data-bbox="558 784 877 2007"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。	速やかに 速やかに	<p>設備仕様の差異</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。	速やかに 速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。	速やかに 速やかに												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 3 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起 動し、動作可能であることを確認※5する 措置を開始する。	速やかに	A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動 し、動作可能であることを確認※5する措 置を開始する。	速やかに	変更なし
※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 3 号炉および 4 号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすすするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をすすするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をすすするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をすすするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保安計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。) を除く。) は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。) は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課 (室) 長へ通知する。通知を受けた関係各課 (室) 長は、同表に定める措置を講じる。 	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすすするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をすすするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をすすするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をすすするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保安計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。) を除く。) は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。) は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課 (室) 長へ通知する。通知を受けた関係各課 (室) 長は、同表に定める措置を講じる。 	<p>1、2 号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 5 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由								
表 8 5 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める重大事故等対処設備</td> <td> (1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2^{*1}、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5^{*2}、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める^{*3} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 8 5 - 1 2 - 3 が該当 ※ 2 : 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 のうち、表 8 5 - 1 2 については、<u>8 5 - 1 2 - 1、8 5 - 1 2 - 2 および 8 5 - 1 2 - 4</u> が該当 ※ 3 : 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項 目	運転上の制限		第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2 ^{*1} 、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 ^{*2} 、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める ^{*3}	表 8 5 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める重大事故等対処設備</td> <td> (1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2^{*1}、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5^{*2}、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める^{*3} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 8 5 - 1 2 - 3 が該当 ※ 2 : 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 のうち、表 8 5 - 1 2 については、<u>8 5 - 1 2 - 1、8 5 - 1 2 - 2、8 5 - 1 2 - 2 および 8 5 - 1 2 - 2 の 2</u> が該当 ※ 3 : 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2 ^{*1} 、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 ^{*2} 、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める ^{*3}
項 目	運転上の制限											
第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2 ^{*1} 、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 ^{*2} 、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める ^{*3}											
項 目	運転上の制限											
第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8 5 - 2、表 8 5 - 1 2 ^{*1} 、表 8 5 - 1 6、表 8 5 - 1 8 および表 8 5 - 2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8 5 - 3 から表 8 5 - 1 5 ^{*2} 、表 8 5 - 1 7、表 8 5 - 1 9 および表 8 5 - 2 1 については、各表内に定める ^{*3}											

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-2-1 >

変更前 (3 / 4号炉)				変更後 (1 / 2 / 3 / 4号炉)			
表 85-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備				表 85-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備			
85-2-1 原子炉出力抑制 (自動) ※1				85-2-1 原子炉出力抑制 (自動) ※1			
機能	設置位置	検出	措置	条件	措置	項目	程度
1. A TWS緩和設備 設備制御回路	3号炉および4号炉	モードおよび2	モード3以上	所定チャネル・系統 A. A TWS機能 1系統 モード1および2	所定チャネル・系統 A. A TWS機能 1系統 モード1および2	機器の確認を行う。 機器の確認を行う。 機器の確認を行う。	定常運転時 計装修繕時
2. 高気圧蒸気発生抑制回路	計装スパンの7%以上	モード1および2	モード3以上	A. 1チャネルが動作不能である場合 A. 1チャネルが動作不能である場合 A. 2計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を、モード3にする。	A. 1チャネルが動作不能である場合 A. 1チャネルが動作不能である場合 A. 2計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を、モード3にする。	設定値確認および機器の確認を行う。 設定値確認および機器の確認を行う。 動作不能でないことと制御室により確認する。	定常運転時 計装修繕時 1日に1回 当直員長

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制 (手動) 機能に必要な設備 (原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補給水ポンプ) をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A TWS緩和设备に使用するチャネルに限る。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-3-1 1次冷却系のフィードアンドブリード		85-3-1の2. 1次冷却系のフィードアンドブリード (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	2台 3台 ※3	
※1：高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※1：高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化	
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長
	モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※4。		モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	当直課長

高浜発電所原炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。	変更なし
計装保修課長	計装保修課長	定期事業者	定期事業者	
検査時	検査時	検査時	検査時	
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表52-3 A.2の初回確認完了後 4時間	
	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表45-3 B.1の確認完了後4時間 7.2時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	1.2時間 3.6時間	
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 1.0日	
	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 4時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
合	動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合	合	6が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード5にする。	変更なし
	72時間		72時間	
	20時間		20時間	
※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-3-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号機)		差異の理由
85-3-1の2 1次冷却系のフィードアンドブリード (3号炉および4号炉)		85-3-1 1次冷却系のフィードアンドブリード (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		系統構成の差異
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	系統構成の差異
1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 2台 加圧器逃がし弁 3台 燃料取替用水タンク ※3	モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 2台 加圧器逃がし弁 2台 燃料取替用水タンク ※3	
※1：高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※1：高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		系統構成の差異 (1、2号炉について は、テストラインが設置 されていないため、第52 条の記載に合わせた る)
項目	確認事項	項目	確認事項	
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	
加圧器逃がし弁	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	加圧器逃がし弁	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	
加圧器逃がし弁	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※4} 。	加圧器逃がし弁	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※4} 。	
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること	
頻度	担当者	頻度	担当者	
定期事業者 検査時	発電室長	定期事業者 検査時	発電室長	
定期事業者 検査時	当直課長	定期事業者 検査時	当直課長	
1ヶ月に1回	当直課長	1ヶ月に1回	当直課長	
1ヶ月に1回	当直課長	1ヶ月に1回	当直課長	
定期事業者	計装保修課長	定期事業者	計装保修課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号機)		差異の理由	
し弁	とを確認する。	し弁	とを確認する。	検査時	検査時
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 (3) 要求される措置					
適用モード	要求される措置	適用モード	要求される措置	完了時間	完了時間
モード1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合 A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	モード1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合 A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 10日	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 10日
モード4	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	モード4	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表45-3 B.1の確認完了後4時間 72時間	表45-3 B.1の確認完了後4時間 72時間
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	12時間 36時間
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合 A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合 A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	4時間
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。	モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。	4時間	4時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号機）		差異の理由
<p>および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>72時間</p> <p>20時間</p>	<p>および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>72時間</p> <p>20時間</p>	<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気大気放出弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気大気放出弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>
<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気大気放出弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気大気放出弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>72時間</p> <p>20時間</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-4-1 炉心注水 - 非常用炉心冷却系 - (1) 運転上の制限		85-4-1の2 炉心注水 (3号炉および4号炉) - 非常用炉心冷却系 - (1) 運転上の制限		対象号炉の明確化
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
モード1、2、3、4、5	1台	モード1、2、3、4、5	1台	
および6	1台	および6	1台	
	※2		※2	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができること、または運転中であることをいう。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができること、または運転中であることをいう。		
※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※2：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。		施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	
	また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。		また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。		モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	
頻度	担当者	頻度	担当者	
定期事業時 検査時	発電室長	定期事業時 検査時	発電室長	
1ヶ月に1回	当直課長	1ヶ月に1回	当直課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）				変更後（3/4号炉）				差異の理由
(2) 確認事項（続き）				(2) 確認事項（続き）				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※3} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※3} 。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	発電室長	余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※3} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※3} 。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	発電室長	
※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間 56時間	モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間 56時間	
モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水	速やかに	モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由
低圧注入系の全てが動作不能である場合	<p>抜きを行っている場合は、水を抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水※4）またはモード6（キャビティ低水位※5）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>	低圧注入系の全てが動作不能である場合	<p>抜きを行っている場合は、水を抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水※4）またはモード6（キャビティ低水位※5）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>	変更なし
※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	
※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL31.4m未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL31.4m未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が EL 31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が EL 31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	
※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	

高浜発電所原炉心施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由																																															
85-4-1の2. 炉心注水（3号炉および4号炉） - 非常用炉心冷却系- (1) 運転上の制限		85-4-1 炉心注水（1号炉および2号炉） - 非常用炉心冷却系- (1) 運転上の制限		対象号炉の明確化																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることという。 ※2：「85-14-3の2. 燃料取替用水タンク（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。</p>		項目	運転上の制限		非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	所要数		1台		1台		※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることという。 ※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p>		項目	設備	所要数	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1		適用モード	設備		モード1、2、3、4、5および6	所要数			1台			1台			※2													
項目	運転上の制限																																																		
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1																																																		
適用モード	設備																																																		
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																		
	1台																																																		
	1台																																																		
	※2																																																		
項目	設備	所要数																																																	
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1																																																		
適用モード	設備																																																		
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																		
	1台																																																		
	1台																																																		
	※2																																																		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		対象号炉の明確化																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項		頻度	担当者	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長		施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長		また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。				モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当者	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長		施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長		また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。				モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回
項目	確認事項	頻度	担当者																																																
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長																																																
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																																																
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長																																																
	また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。																																																		
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長																																																
項目	確認事項	頻度	担当者																																																
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長																																																
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																																																
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長																																																
	また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。																																																		
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長																																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項（続き）				(2) 確認事項（続き）				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長	余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長	プラントに応じて設定した判断基準の差異
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長		モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回	当直課長	
※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	
モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに	モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
低圧注入系の全てが動作不能である場合	<p>きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水※4）またはモード6（キャビティ低水位※5）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>	<p>低圧注入系の全てが動作不能である場合</p>	<p>きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水※4）またはモード6（キャビティ低水位※5）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>	<p>設備仕様の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異（3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量、1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する）</p>
※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。		※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	
※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。		※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.31.0 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	
※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。		※6：C、D内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-4-2 炉心注水 - 蓄圧注入系 - (1) 運転上の制限		85-4-2の2 炉心注水 (3号炉および4号炉) - 蓄圧注入系 - (1) 運転上の制限		対象号炉の明確化	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう酸水量 (有効水量) が 29.0 m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) モード1、2および3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合) において、圧力が4.04 MPa[gage] 以上であること (4) モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、圧力が 1.0 MPa[gage] 以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が 2,800 ppm 以上であること (2) ほう酸水量 (有効水量) が 29.0 m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) モード1、2および3 (1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage] を超える場合) において、圧力が4.04 MPa[gage] 以上であること (4) モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、圧力が1.0 MPa[gage] 以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	蓄圧タンク	モード1、2、3、4、5および6	蓄圧タンク	3基※2	
※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。 ※2：モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。		※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。 ※2：モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう素濃度を確認する。	蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう素濃度を確認する。	定期事業者検査時 1日に1回 3ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2および3 (1	A. 蓄圧タンク1基のほう	モード1、2および3 (1	A. 蓄圧タンク1基のほう	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回	72時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
次冷却材圧力が6.89MPa [gage]を超えている場合)	素濃度が制限値を満足していない場合 B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合 C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合 または条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	復させる。 B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。 C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 C.2 当直課長は、モード3にする。 C.3 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa [gage] 以下に下げます。	素濃度が制限値を満足していない場合 B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合 C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合 または条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	変更なし
モード3 (1次冷却材圧力が6.89MPa [gage]以下の場合)、4、5および6	復させる。 A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する	速やかに 1時間 速やかに 12時間 18時間	モード3 (1次冷却材圧力が6.89MPa [gage]以下の場合)、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由
	措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する措置を開始する。		を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する措置を開始する。	変更なし
	速やかに		速やかに	
※3：B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系をいう。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)	
85-4-2の2	炉心注水 (3号炉および4号炉) - 蓄圧注入系-	85-4-2	炉心注水 (1号炉および2号炉) - 蓄圧注入系-
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が <u>2,800 ppm</u> 以上であること (2) ほう酸水量 (有効水量) が 29.0 m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) モード1、2および3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合) において、圧力が 4.04 MPa[gage] 以上であること (4) モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、圧力が 1.0 MPa[gage] 以上であること (5) <u>蓄圧タンク</u> 出口弁が動作可能であること※ ¹	アキュムレータ	(1) ほう素濃度が <u>2,600 ppm</u> 以上であること (2) ほう酸水量 (有効水量) が 29.0 m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) モード1、2および3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合) において、圧力が 4.04 MPa[gage] 以上であること (4) モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、圧力が 1.0 MPa[gage] 以上であること (5) <u>アキュムレータ</u> 出口弁が動作可能であること※ ¹
適用モード	設 備	適用モード	設 備
モード1、2、3、4、5および6	<u>蓄圧タンク</u>	モード1、2、3、4、5および6	<u>アキュムレータ</u>
	所要数		所要数
	3基※ ²		3基※ ²

※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。
 ※2：モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。

(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	確認事項	項目	確認事項
蓄圧タンク	<u>蓄圧タンク</u> 出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。	アキュムレータ	<u>アキュムレータ</u> 出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。
	頻 度		頻 度
	定期事業検査時 1日に1回		定期事業検査時 1日に1回
	担 当		担 当
	発電室長		発電室長
	当直課長		当直課長
	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回
	当直課長		当直課長

※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。
 ※2：モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] 以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）			変更後（1/2号炉）			差異の理由	
(3) 要求される措置							
(3) 要求される措置							
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. 蓄圧タンク1基のほよ素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほよ素濃度を制限値内に回復させる。	7.2時間	A. アキュムレータ1基のほよ素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該アキュムレータのほよ素濃度を制限値内に回復させる。	7.2時間	
	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	B. アキュムレータ1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該アキュムレータの運転上の制限を満足させる。	1時間	
	C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合 または 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および C.2 当直課長は、モード3にする。 および C.3 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。	速やかに 1.2時間 1.8時間	C. 運転上の制限を満足するアキュムレータが2基未満である場合 または 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該アキュムレータの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および C.2 当直課長は、モード3にする。 および C.3 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage] 以下に下げる。	速やかに 1.2時間 1.8時間	
モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6	A. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	A. 運転上の制限を満足するアキュムレータが2基未満である場合	A.1 当直課長は、当該アキュムレータの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
	<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>		<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p>	
<p>※3：B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系をいう。</p>		<p>※3：C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系をいう。</p>		<p>系統構成の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-4-3 代替炉心注水 - B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 -		85-4-3の2 代替炉心注水 (3号炉および4号炉) - B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 -		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
充てん系	B 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1	充てん系	B 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1	
適用モード	設 備	設 備	所 要 数	
モード1、2、3、4、5 および6	B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	1 台	
	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	※2	
	復水タンク	復水タンク	※3	
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※4	
	燃料油貯油そう タンクローリー	燃料油貯油そう タンクローリー	※5	※5
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること いう。	※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること をいう。	※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。	※2：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の 制限を定める。	対象号炉の明確化
※3：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。	※3：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」にお いて運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運 転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉お よび4号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉お よび4号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉お よび4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）				変更後（3/4号炉）				差異の理由
(2) 確認事項								変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
B 充てん/高圧 注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の 流路中の弁が正しい位置にあることを確認 する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインに おける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以 上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復旧していることを確認す る。 モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	定期事業者検 査時 定期事業者検 査時	当直課長 発電室長	施設等により固定されていない充てん系の 流路中の弁が正しい位置にあることを確認 する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインに おける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以 上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復旧していることを確認す る。 モード4、5および6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	定期事業者検 査時	1ヶ月に1回	当直課長	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。								
(3) 要求される措置								
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3、およ び4	A. B 充てん/高圧 注入ポンプ（自 己冷却）による 充てん系が動作 不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプ を起動し、動作可能であることを確 認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係修課長は、当該系統と同 等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※1} 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	4時間	モード 1、2、 3および 4	A. B 充てん/高圧 注入ポンプ（自 己冷却）による充て ん系が動作不能 である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを 起動し、動作可能であることを確認す る ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動 作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係修課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※1} 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
B. 条件Aの措置を				B. 条件Aの措置を				
				B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード3にする。				
				B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード3にする。				

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
完了時間内に達成できない場合	完了時間内に達成できない場合	モード5 および6	モード5 および6	変更なし
および B.2 当直課長は、モード5にする。	および B.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに	速やかに	
A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタイ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン修課長は、当該システムと同様の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタイ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン修課長は、当該システムと同様の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。措置を開始する。	速やかに	速やかに	
※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。	※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。	※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	
※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。	※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。	※10：「動作可能であること」とは、当該システムの至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する措置が完了していることを含む。	※10：「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する措置が完了していることを含む。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第85条 85-4-3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-4-3の2 代替炉心注水 (3号炉および4号炉) -B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水-		85-4-3 代替炉心注水 (1号炉および2号炉) -C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水-		対象号炉の明確化、 系統構成の差異
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
充てん系	B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系が動作可能であること※1	充てん系	C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系が動作可能であること※1	系統構成の差異
適用モード	設 備	設 備	所要数	
モード1、2、3、4、5 および6	燃料取替用水タンク	C 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	1台	系統構成の差異
	復水タンク	燃料取替用水タンク	※2	系統構成の差異
	空冷式非常用発電装置	復水タンク	※3	
	燃料油貯油そう	空冷式非常用発電装置	※4	
	タンクローリー	燃料油貯油そう	※5	系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
	タンクローリー	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5	
		タンクローリー	※5	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることという。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることという。		
※2：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※3：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※3：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※4：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
B 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに注ぎ始める揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	系統構成の差異 (1、2号炉については、テストラインが設置されていないため、第52条の記載に合わせる)
C 充てん/高圧注入ポンプ	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。	4時間	
		A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ※10。	72時間	
		A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	系統構成の差異
※9が動作可能であることを確認する				
※10。				
および				
A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
モード5 および6	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. B. 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。</p>	12時間 56時間	<p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。</p>	<p>モード5 および6</p> <p>系統構成の差異</p>
モード5 および6	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. C. 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。</p>	12時間 56時間	<p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。</p>	<p>モード5 および6</p> <p>系統構成の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由	
85-4-4 代替炉心注水 - A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 -		85-4-4の2 代替炉心注水（3号炉および4号炉） - A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 -		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク	1台 ※2	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができることをいう。 ※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができることをいう。 ※2：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化	
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	定期事業者検査時			発電室長	
A格納容器スプレイポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	1ヶ月に1回			当直課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ (RHS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表58-4 A.2の初回確認完了後4時間 72時間 30日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. A格納容器スプレイポンプ (RHS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. A格納容器スプレイポンプ (RHS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

※3：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
 ※4：残りの余熱除去ポンプ1台、および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台、および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：措置を開始する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-4 <

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由																																
85-4-4の2 代替炉心注水（3号炉および4号炉） - A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水-		85-4-4 代替炉心注水（1号炉および2号炉） - C、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水-		対象号炉の明確化、 設備名称の差異、 系統構成の差異 （3、4号炉は格納容器 スプレイポンプ1台で 100%容量、1、2号炉は 内部スプレポンプ2台で 100%容量を有する。以 下、明記しない箇所につ いては同様の理由による 差異）																																
(1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1</td> <td>C、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができることをいう。 ※2：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。		項目	運転上の制限		設備	所要数	代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	C、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）	1台	適用モード		燃料取替用水タンク	※2	モード1、2、3、4、5および6				(2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A格納容器スプレイポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C、D内部スプレポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table> ※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができることをいう。 ※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。	項目	確認事項	頻度	担当	A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	C、D内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回
項目	運転上の制限	設備	所要数																																	
代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	C、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）	1台																																	
適用モード		燃料取替用水タンク	※2																																	
モード1、2、3、4、5および6																																				
項目	確認事項	頻度	担当																																	
A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長																																	
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																	
C、D内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	発電室長																																	
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-4

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. <u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRS- <u>CSS</u> 連絡ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係修課長は、当該システム等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表58-4 A.2の初回確認完了後 4時間 7.2時間 30日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	
モード5 および6	A. <u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRS- <u>CSS</u> 連絡ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係修課長は、当該システム等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	

※3：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
 ※4：残りの余熱除去ポンプ1台および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：措置を開始する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-5 >

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由
85-4-5 代替炉心注水 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		85-4-5の2 代替炉心注水（3号炉および4号炉） 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
モード1、2、3、4、5および6	可搬式代替低圧注水ポンプ 1台×2 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 1台×2 消防ポンプ 24台×2※1 仮設組立式水槽 1台×2 ガンリン用ドラム缶※1 ※2 燃料油貯油そう ※3 タンクローリー※2 ※3	モード1、2、3、4、5および6	可搬式代替低圧注水ポンプ 1台×2 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 1台×2 仮設組立式水槽 1台×2 送水車 1台×2 燃料油貯油そう ※1 タンクローリー ※1	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油（燃料油貯油そう）に保管）に変更することで、ガンリン用ドラム缶を撤去 （※1、2、4削除に伴い、以降番号繰り上げ） （以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）
※1：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、3ヶ月に1回	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、3ヶ月に1回	対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-5

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
消防ポンプ	<p>て、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、動作可能^{※4}であることを確認する。</p>	<p>1年に1回</p> <p>タービン 保修課長</p>	<p>1年に1回</p> <p>タービン 保修課長</p>	<p>SA対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直し</p>
仮設組立式水槽	<p>モード1、2、3、4、5および6において、所要数で使用可能であることを確認する。</p>	<p>3ヶ月に1回</p> <p>タービン 保修課長</p>	<p>3ヶ月に1回</p> <p>タービン 保修課長</p>	
<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	<p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</p>	<p>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}とともに、その他の設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p> <p>および</p> <p>A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	4時間	
		<p>B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</p>	<p>10日</p>	30日
モード1、2、3、4、5および6	<p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</p>	<p>B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}とともに、その他の設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p>	4時間	
		<p>72時間</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
適用モード モード5 および6	条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	可能であることを確認する※8。 および B.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	可能であることを確認する※5。 および B.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間
(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード モード5 および6	条件A A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能なシステムが2系統未満である場合 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能な状態であることを確認する措置を開始する。	条件A A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能なシステムが2系統未満である場合 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能な状態であることを確認する措置を開始する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
※2：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。 ※3：残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系およびA格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-4-5の2 代替炉心注水 (3号炉および4号炉) - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		85-4-5 代替炉心注水 (1号炉および2号炉) - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
	可搬式代替低圧注水ポンプ		可搬式代替低圧注水ポンプ	
	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)		電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	
	仮設組立式水槽		仮設組立式水槽	
	送水車		送水車	
	燃料油貯油そう		燃料油貯油そう	
	タンクローリー		タンクローリー	
	所要数		所要数	
	1台×2		1台×2	
	1台×2		1台×2	
	1台×2		1台×2	
	1台×2		1台×2	
	※1		※1	
	※1		※1	
※1: 「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。		※1: 「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉) において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
	1年に1回		1年に1回	
	タービン 保守課長		タービン 保守課長	
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	
	モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	
	1年に1回		1年に1回	
	タービン 保守課長		タービン 保守課長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、および漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、および漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	プラントに応じて設定した判断基準の差異
	1年に1回		1年に1回	
	タービン 保守課長		タービン 保守課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(3) 要求される措置（続き）				(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。	速やかに	
※2：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。 ※3：残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系およびA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				※2：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。 ※3：残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系およびC、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				系統構成の差異、 設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-4-6 代替再循環	85-4-6の2 代替再循環 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化		
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限			
項目	項目	運転上の制限		
代替再循環系	代替再循環系			
適用モード	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること※ B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※ ¹	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS- CSSS連絡ライン使用)	1台	
		A格納容器スプレイ冷却器	1基	
		A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプリング倒入口隔離弁	1台	
		格納容器再循環サンプリング	2基※ ²	
		格納容器再循環サンプリングスクリーン	2基※ ²	
		B余熱除去ポンプ (海水冷却)	1台	
		C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)	1台	
		大容量ポンプ	※3	
		空冷式非常用発電装置	※4	
		燃料油貯油そう	※5	
タンクローリー	※5			
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。	※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。			
※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRSS- CSSS連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。	※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRSS- CSSS連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。			
※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-2の2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化		
※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化		
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-6

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器	施設等により固定されていない原子炉格納容器スレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	施設等により固定されていない原子炉格納容器スレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	発電室長	
A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	当直課長	
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	当直課長	
A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンブ倒入口隔離弁	A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンブ倒入口隔離弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンブ倒入口隔離弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	原子炉 保修課長	
	格納容器再循環サンブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	格納容器再循環サンブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	原子炉 保修課長	
B余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	発電室長	
B余熱除去ポンプ	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	当直課長	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	当直課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-6

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(2) 確認事項 (続き)				(2) 確認事項 (続き)				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長		ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長		モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR S-CSSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表58-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表58-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	
	B. B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去ポンプ(海水冷却)による	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 B.2 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。	表52-3 A.2またはB.2の初回確認完了後4時間		B. B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去ポンプ(海水冷却)による	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 B.2 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。	表52-3 A.2またはB.2の初回確認完了後4時間	

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に属する事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第85条 85-4-6 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作不能である場合	および B.2 当直課長、原子炉保修課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	低圧代替再循環系が動作不能である場合	および B.2 当直課長、原子炉保修課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	変更なし
	72時間 30日 12時間 56時間		72時間 30日 12時間 56時間	

(3) 要求される措置 (続き)

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード5 および6	A. A格納容器スプレイポンプ (RHR) S-CSS連絡ライン (使用) による代替再循環系が動作不能である場合 または B 余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC 充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、ならびにB 余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長、原子炉保修課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

(3) 要求される措置 (続き)

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード5 および6	A. A格納容器スプレイポンプ (RHR) S-CSS連絡ライン (使用) による代替再循環系が動作不能である場合 または B 余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC 充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、ならびにB 余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長、原子炉保修課長およびタービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
※9：B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	※9：B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	原子炉 変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更前 (1/2号炉)		差異の理由
85-4-6の2	代替再循環 (3号炉および4号炉)	85-4-6	代替再循環 (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	運転上の制限		
	代替再循環系	(1) <u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CESS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること ※1 (2) B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※1	(1) <u>C、D内部スプレポンプ</u> (RHRSS-CESS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること ※1 (2) B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびB充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※1	設備名称の差異、 系統構成の差異 (3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量、1、2号炉は内部スプレポンプ2台で100%容量を有する。以下、明記しない箇所については同様の理由による差異) 系統構成の差異
適用モード	設備	所要数	設備	所要数
	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CESS連絡ライン使用) A格納容器スプレイ冷却器 A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サブ側入口隔離弁 格納容器再循環サブ	1台 1基 1台 2基※2	C、D内部スプレポンプ (RHRSS-CESS連絡ライン使用) B内部スプレクーラ C、D内部スプレポンプ格納容器サブ B側入口弁 格納容器サブB	2台 1基 1台 1基※2
モード1、2、3、4、5および6	格納容器再循環サブスクリーン B余熱除去ポンプ (海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう	1台 1台 ※3 ※4 ※5	モード1、2、3、4、5および6 格納容器再循環サブスクリーン B余熱除去ポンプ (海水冷却) B充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう	1基※2 1基※2 1台 1台 ※3 ※4 ※5

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-4-6

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更前 (1/2号炉)		差異の理由
項目	確認事項	頻度	担当	
	タンクローリー	※5		系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であること をいう。	※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であること をいう。			
※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB よびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。	※2：C、D内部スプレポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) を用いる再循環用およびB 余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用B側1基。			系統構成の差異 対象号炉の明確化
※3：「85-7-2の2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機 冷却 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。			対象号炉の明確化
※4：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」にお いて運転上の制限を定める。	※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」におい て運転上の制限を定める。			対象号炉の明確化
※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉お よび4号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクロ ーリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。			対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号 炉固有設備)
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器	施設等により固定されていない原子炉格納容器スレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□ m以上、容量が□ m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	設備名称の差異 系統構成の差異 (1、2号炉については、 テストラインが設置されて いないため、第58条の記載 に合わせている)
A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環ポンプ側入口隔離弁	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	当直課長 当直課長	設備名称の差異
格納容器再循環サンプル格納容器再循環サンプルクリーン	格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 保修課長	設備名称の差異 設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第85条 85-4-6 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)				変更前 (1/2号炉)				差異の理由
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
B 余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	プラントに応じて設定した判断基準の差異	
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	系統構成の差異 系統構成の差異 (1、2号炉については、テストラインが設置されていないため、第52条の記載に合わせている)	
(2) 確認事項 (続き)								
C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	系統構成の差異 系統構成の差異 (1、2号炉については、テストラインが設置されていないため、第52条の記載に合わせている)	
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	発電室長	系統構成の差異 系統構成の差異 (1、2号炉については、テストラインが設置されていないため、第52条の記載に合わせている)	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更前 (1/2号炉)		差異の理由	
(3) 要求される措置					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間		
モード 1、2、 3および 4	A. <u>格納容器スプレ イポンプ</u> (RHR S-CSSS連絡ラ イン使用)による 代替再循環系が動 作不能である場合 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な 状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプ を起動し、動作可能であることを確 認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な 状態に復旧する。	表 5 8 - 4 A.2 の 初回確認 完了後 4 時間 7 2 時間		
	B. 余熱除去ポンプ (海水冷却) およ び <u>C</u> 充てん/高圧 注入ポンプ (海水 冷却) による高圧 代替再循環系、な らびに B 余熱除去 ポンプ (海水冷却) による低圧代替再 循環系が動作不能 である場合	B.1 余熱除去ポンプ (海水冷却) およ び <u>B</u> 充てん/高圧 注入ポンプ (海水 冷却) による高圧 代替再循環系、な らびに B 余熱除去 ポンプ (海水冷却) による低圧代替再 循環系が動作不能 である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼルの発電 機を起動し、動作可能であることを確 認する ^{※8} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長、原子炉保修課長およびタ ービン保修課長は、当該システムと同等 の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な 状態に復旧する。	表 5 2 - 3 A.2 ま たは B.2 の初回確 認完了後 4 時間 7 2 時間 3 0 日	系統構成の差異
	C. 条件 A または B の 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-5-1 加圧器逃がし弁による減圧		85-5-1の2 加圧器逃がし弁による減圧 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機および可搬型バッテリーを使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) または可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること (2) 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機および可搬型バッテリーを使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) または可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること (2) 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備		
	所要数		所要数		
	2本※1	窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)	窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)	2本※1	
	2台※2	可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用)	可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用)	2台※2	
	1個	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	1個	
	※3	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※3	
	※4	可搬式整流器	可搬式整流器	※4	
	※5	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※5	
	※5	タンクローリー	タンクローリー	※5	
モード1、2および3		モード1、2および3			
※1：1セット2本 (A系統1本、B系統1本)。 ※2：1セット2台 (A系統1台、B系統1台)。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：1セット2本 (A系統1本、B系統1本)。 ※2：1セット2台 (A系統1台、B系統1台)。 ※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-5の2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化		
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)	モード1、2および3において、ポンベ1台側圧力により使用可能であることを確認する。	窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)	モード1、2および3において、ポンベ1台側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長
可搬式空気圧縮機 (加)	モード1、2および3において、可搬式空	可搬式空気圧縮機 (加)	モード1、2および3において、可搬式空	3ヶ月に	計装

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)			変更後 (3/4号炉)			差異の理由
圧器逃がし弁作動用)	気圧縮機が使用可能であることを確認する。	1回	圧器逃がし弁作動用)	気圧縮機が使用可能であることを確認する。	1回	変更なし
可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長
(3) 要求される措置						
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置
モード1、2および3	A. 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) および可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2および3	A. 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) および可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。
	B. 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達	C.1 当直課長は、モード3にする。 および

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由		
成できない場合	C.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	成できない場合	C.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	変更なし
※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流電源をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。		※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流電源をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-5-1の2	加圧器逃がし弁による減圧 (3号炉および4号炉)	85-5-1	加圧器逃がし弁による減圧 (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
	<p>(1) 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) または可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</p> <p>(2) 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</p>		<p>(1) 窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用) または可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</p> <p>(2) 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</p>	
適用モード		適用モード		
設備		設備		
所要数		所要数		
窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)		窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動用)		系統構成の差異 (制御用空気系統加圧のための必要量の差)
可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用)		可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用)		
可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)		可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)		
空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置		
可搬式整流器		可搬式整流器		
燃料油貯油そう		燃料油貯油そう		
タンクローリー		タンクローリー		系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
モード1、2および3		モード1、2および3		
※1：1セット2本 (A系統1本、B系統1本)。		※1：1号炉は1セット8本 (A系統2本、B系統6本)、また2号炉は1セット10本 (A系統3本、B系統7本) とし、号炉毎に運転上の制限が適用される。		系統構成の差異 (制御用空気系統加圧のための必要量の差)
※2：1セット2台 (A系統1台、B系統1台)。		※2：1セット2台 (A系統1台、B系統1台)。		
※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※4：「85-15-5の2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※4：「85-15-5 可搬式整流器からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	
可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	

(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2および3	A. 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2および3	A. 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間
	B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認	4時間		B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認	4時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
<p>する※9。 および B.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</p> <p>※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流電源をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>30日間</p> <p>12時間 36時間</p>	<p>する※9。 および B.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</p> <p>※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流電源をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>30日間</p> <p>12時間 36時間</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-6-1 原子炉格納容器スプレイ	85-6-1の2 原子炉格納容器スプレイ (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化			
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク	1台 ※3	
※1：よう素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）ができることをいう。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スブレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに	変更なし
モード5および6	A. 原子炉格納容器スブレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スブレイ系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-6-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由																								
85-6-1の2	原子炉格納容器スプレイ（3号炉および4号炉）	85-6-1	原子炉格納容器スプレイ（1号炉および2号炉）	対象号炉の明確化																								
(1) 運転上の制限																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※1}の1系統以上が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：よう素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※3：AおよびBまたはCおよびD内部スプレポンプのうち、いずれか2台をいう。</p>		項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク		所要数		1台 ※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※1}の1系統以上が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台^{※3} ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：よう素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※3：AおよびBまたはCおよびD内部スプレポンプのうち、いずれか2台をいう。</p>		項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク		所要数		2台 ^{※3} ※4	設備名称の差異、 系統構成の差異 （3、4号炉は格納容器 スプレイポンプ1台で 100%容量、1、2号炉は 内部スプレポンプ2台で 100%容量を有する。以 下、明記しない箇所につ いては同様の理由による 差異） （※3追加に伴う番号の 繰り下げ。以下同じ）
項目	運転上の制限																											
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク																											
	所要数																											
	1台 ※3																											
項目	運転上の制限																											
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系統以上が動作可能であること ^{※2}																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3、4、5および6	内部スプレポンプ 燃料取替用水タンク																											
	所要数																											
	2台 ^{※3} ※4																											
(2) 確認事項																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。</p>		項目	確認事項	頻度	担当	格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部スプレポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：「85-14-3 燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p>		項目	確認事項	頻度	担当	内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	設備名称の差異、 系統構成の差異（1、2号 炉については、テストライ ンが設置されていないた め、第58条の記載に合わせ ている）								
項目	確認事項	頻度	担当																									
格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長																									
項目	確認事項	頻度	担当																									
内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期事業者検査時	当直課長																									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）			変更後（1/2号炉）			差異の理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	
モード1、2、3および4	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
モード5および6	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 タービン修繕課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 12時間 56時間
モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに 速やかに 12時間 56時間

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長およびタービン修繕課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 12時間 56時間
モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに 速やかに 12時間 56時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
	<p>A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}措置を開始する。</p>		<p>A.4 当直課長およびタービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p>	<p>1、2号炉特有設備である原子炉下部キャビティ注水ポンプが動作可能であることを確認するため、当直課長を主語として追加</p>
<p>※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p>	<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p>	<p>系統構成の差異（1、2号炉固有設備）</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	85-6-2の2 代替原子炉格納容器スプレイ (3号炉および4号炉)	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	
適用モード	設備	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	恒設代替低圧注水ポンプ	恒設代替低圧注水ポンプ	1台	
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※1	
	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	※2	
	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	※3	
	復水タンク	復水タンク	※4	
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※5	
	タンクローリー	タンクローリー	※5	
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		
※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。		※2：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		
※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		
※4：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。				高浜3、4号炉85-14-4の「復水タンク」について85-14-2の2「復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」に取り込み3、4号炉85-14-4を削除する

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第85条 85-6-2 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)

※5：「85-15-7 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長

変更後 (3/4号炉)

※4：「85-14-1の2 海水を用いた復水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。
 ※5：「85-15-7の2 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長

差異の理由
 SA対策高度化に伴い、送水車による水源確保を追加

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する ^{※9} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する ^{※9} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に属する事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由	
モード5 および6	<p>い場合</p> <p>A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※9}が動作可能なことを確認する^{※10}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>モード5 および6</p> <p>い場合</p> <p>A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※9}が動作可能なことを確認する^{※10}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>規定内容の適正化（参照 項番号の適正化）</p>
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-6-2の2 代替原子炉格納容器スプレイ (3号炉および4号炉) - 恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ		85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ (1号炉および2号炉) - 恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5および6	恒設代替低圧注水ポンプ	恒設代替低圧注水ポンプ	恒設代替低圧注水ポンプ	1台
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※1
	復水タンク	復水タンク	復水タンク	※2
	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	※3
	燃料取替用水タンク	送水車	送水車	※4
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※5
	タンクローリー	タンクローリー	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5
			タンクローリー	※5
※1：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※1：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化
※2：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※2：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化
※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※3：「85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化
※4：「85-14-1の2 海水を用いた復水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※4：「85-14-1の2 海水を用いた復水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※4：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	※4：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化
※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				プラントに応じて設定した 判断基準の差異
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合 および B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	4時間 72時間 30日	
モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由	
	<p>および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※8}が動作可能であることを確認する^{※10}措置を開始する。</p>	<p>および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※8}が動作可能であることを確認する^{※10}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台、<u>格納容器スプレイ</u>ポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台、<u>内部スプレイ</u>ポンプ4台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>設備名称の差異、 系統構成の差異（3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量、1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する）</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-6-3

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請案で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	85-6-3の2 代替原子炉格納容器スプレイ (3号炉および4号炉)	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備		
	可搬式代替低圧注水ポンプ		可搬式代替低圧注水ポンプ	所要数 1台×2	
	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)		電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	
	消防ポンプ		送水車	1台×2	
	仮設組立式水槽		仮設組立式水槽	1台×2	
	ガソリン用ドラム缶		燃料油貯油そう	※1	
	燃料油貯油そう		タンクローリー	※1	
	タンクローリー				
モード1、2、3、4、5および6		モード1、2、3、4、5および6		SA対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油 (燃料油貯油そう) に変更することとで、ガソリン用ドラム缶を撤去 (※1、2、4削除に伴い、以降番号繰り上げ)	
※1: 「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。					
※2: 「85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
※3: 「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請案で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	
電気 保修課長	1年に1回	電気 保修課長	1年に1回	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直し
電気 保修課長	3ヶ月に1回	電気 保修課長	3ヶ月に1回	
タービン 保修課長	1年に1回	タービン 保修課長	1年に1回	
送水車	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 [MPa]以上、容量が[m ³ /h]以上であることを確認する。	送水車	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直し
タービン 保修課長	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	3ヶ月に1回	
タービン 保修課長	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	3ヶ月に1回	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数及使用可能であることを確認する。	仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数及使用可能であることを確認する。	

※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の所要数の保管状態 (外観点検) の確認を行うことで動作可能と判断する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスのうちの、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスのうちの、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請案で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
<p>B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する^{※7}。 および</p> <p>B.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 および</p> <p>B.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>30日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>
<p>(3) 要求される措置 (続き)</p>				
<p>適用モード</p> <p>モード5 および6</p>	<p>条件</p> <p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する^{※7}。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※5：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由																															
<p>85-6-3の2 代替原子炉格納容器スプレイ（3号炉および4号炉）—可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ—</p>		<p>85-6-3の2 代替原子炉格納容器スプレイ（3号炉および4号炉）—可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ—</p>		<p>系統構成の差異（3、4号炉固有設備） （以下、明記しない箇所については、同じ理由による差異）</p>																															
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>送水車</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		設備	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること			適用モード		可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2			電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	1台×2			送水車	1台×2	モード1、2、3、4、5および6		仮設組立式水槽	1台×2			燃料油貯油そう	※1			タンクローリー	※1	<p>※1：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。</p>
項目	運転上の制限	設備	所要数																																
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること																																		
適用モード		可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2																																
		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	1台×2																																
		送水車	1台×2																																
モード1、2、3、4、5および6		仮設組立式水槽	1台×2																																
		燃料油貯油そう	※1																																
		タンクローリー	※1																																
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa[gage]以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長		発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa[gage]以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長										
項目	確認事項	頻度	担当																																
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																
	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																
	モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																																
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa[gage]以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
	モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
(3) 要求される措置				
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	
	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由																																									
	<p>85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ（1号炉および2号炉）— 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水—</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="383 436 885 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水</td> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水車</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置用給油ポンプ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1276 436 1418 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および1号炉については揚程が□m以上、容量が□m³/h以上</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること		適用モード				原子炉下部キャビティ注水ポンプ	1台		空冷式非常用発電装置	※1		復水タンク	※2		燃料取替用水タンク	※3		送水車	※4		燃料油貯油そう	※5		空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5		タンクローリー	※5	項目	確認事項	頻度	担当	原子炉下部キャビティ注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および1号炉については揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期事業者検査時	発電室長	<p>系統構成の差異（1、2号炉固有設備） （以下、明記しない箇所については、同じ理由による差異）</p>
項目	運転上の制限	所要数																																									
原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること																																										
適用モード																																											
	原子炉下部キャビティ注水ポンプ	1台																																									
	空冷式非常用発電装置	※1																																									
	復水タンク	※2																																									
	燃料取替用水タンク	※3																																									
	送水車	※4																																									
	燃料油貯油そう	※5																																									
	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5																																									
	タンクローリー	※5																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																								
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および1号炉については揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期事業者検査時	発電室長																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）		差異の理由
	上、2号炉については揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する。		
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
(3) 要求される措置 適用モード モード1、2、3および4 5 モード5および6	条件 A. 原子炉下部キヤビテイ注水ポンプが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 原子炉下部キヤビテイ注水ポンプが動作不能である場合 B. 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	要求される措置 A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6とともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤビテイ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	完了時間 4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由																																												
85-7-1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	85-7-1の2	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化																																												
(1) 運転上の制限																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3	
項目	運転上の制限																																															
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																															
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3																															
設備	所要数																																															
A、B格納容器再循環ユニット	2基																																															
A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2																																															
A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基																																															
原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																															
窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本																																															
海水ポンプ	1台																																															
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3																																															
項目	運転上の制限																																															
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																															
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3																															
設備	所要数																																															
A、B格納容器再循環ユニット	2基																																															
A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2																																															
A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基																																															
原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																															
窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	1本																																															
海水ポンプ	1台																																															
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3																																															
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B、C原子炉補機冷却水ポンプのうち、いずれか2台。 ※3：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。																																																
(2) 確認事項																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長	原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>			項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長	原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																				
項目	確認事項	頻度	担当																																													
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長																																													
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																													
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長																																													
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																																													
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B、C原子炉補機冷却水ポンプのうち、いずれか2台。 ※3：「85-16-1 計装設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。																																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	変更なし
窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	
(2) 確認事項 (続き)				
項目	確認事項	頻度	担当	
海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**4} が動作可能であることを確認する。	4時間	
		A.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する ^{**6} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	72時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	
		B.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
モード5 および6	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行つている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。	モード5 および6	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行つている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。	変更なし
<p>※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		<p>※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
85-7-1の2 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（3号炉および4号炉）	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 系が動作可能であること※1	85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（1号炉および2号炉）	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 系が動作可能であること※1	対象号炉の明確化
	設 備		設 備	
原子炉格納容器内自然対流冷却系	A、B格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器内自然対流冷却系	A格納容器循環冷暖房ユニット	設備名称の差異、 系統構成の差異（3、4号炉はA、B格納容器再循環ユニット2基で100%容量、1、2号炉はA格納容器循環冷暖房ユニット1基で100%容量を有する）
適用モード	所要数	適用モード	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	2基	モード1、2、3、4、5および6	1基	
	設 備		設 備	
原子炉補機冷却水サージタンク	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	1次系冷却水ポンプ	1次系冷却水ポンプ	設備名称の差異、 系統構成の差異（3、4号炉は原子炉補機冷却水ポンプ1台で100%容量、1、2号炉は1次系冷却水ポンプ2台で100%容量を有する）
2基	2台※2	1次系冷却水クーラ	1次系冷却水クーラ	設備名称の差異、 系統構成の差異（3、4号炉は原子炉補機冷却水冷却器1基で100%容量、1、2号炉は1次系冷却水クーラ2基で100%容量を有する）
A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	1次系冷却水タンク	1次系冷却水タンク	設備名称の差異
原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）	窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）	設備名称の差異
1本	1本			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由																				
海水ポンプ	1台	海水ポンプ	2台※4	系統構成の差異 (3、4号炉は海水ポンプ1台で100%容量、1、2号炉は海水ポンプ2台で100%容量を有する) 設備名称の差異																				
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット 入口温度/出口温度 (SA) 用)	※3	可搬型温度計測装置 (格納容器循環冷却房ユニット 入口温度/出口温度 (SA) 用)	※5																					
<p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）でできること、または運転中であること をいう。</p> <p>※2：A、B、C原子炉補機冷却ポンプのうち、いずれか2台。</p> <p>※3：A、B、C1次系冷却クーラーのうち、いずれか2基。</p> <p>※4：A、B、C、D海水ポンプのうち、いずれか2台。</p> <p>※5：「85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。</p>																								
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>					項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長	原子炉補機冷却ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長
項目	確認事項	頻度	担当																					
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長																					
原子炉補機冷却ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																					
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																					
窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																					
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A格納容器循環冷却房ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>1次系冷却ポンプおよび1次系冷却クーラー</td> <td>施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却クーラーの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者 検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>1次系冷却水タンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ (1次系冷却水タンク加圧用)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>					項目	確認事項	頻度	担当	A格納容器循環冷却房ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長	1次系冷却ポンプおよび1次系冷却クーラー	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却クーラーの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	1次系冷却水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	窒素ポンベ (1次系冷却水タンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長
項目	確認事項	頻度	担当																					
A格納容器循環冷却房ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	原子炉 保修課長																					
1次系冷却ポンプおよび1次系冷却クーラー	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは1次系冷却クーラーの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長																					
1次系冷却水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																					
窒素ポンベ (1次系冷却水タンク加圧用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																					
<p>設備名称の差異、 系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(2) 確認事項（続き）				
項目	確認事項	頻度	担当	
海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	設備名称の差異
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	設備名称の差異、 系統構成の差異（3、4号炉は格納容器スレイブポンプ1台で100%容量、1、2号炉は内部スレイブポンプ2台で100%容量を有する） （以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	72時間	
モード5および6	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	30日	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
	<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。</p>		<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※7が動作可能であることを確認する※8措置を開始する。</p>	
<p>※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				
<p>※7：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-7-2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	85-7-2の2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	
適用モード	設 備	適用モード	設 備	
モード1、2、3、4、5および6	大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ (海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) 空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ (海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) 空冷式非常用発電装置	所要数 1台×2※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※6 ※6 ※7
※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-7-1の2 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。				
※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-7-1の2 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-6の2 代替再循環 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-7-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(2) 確認事項								
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン保修課長	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン保修課長	
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン保修課長	
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはB	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間		C. 条件AまたはB	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
モード5 および6	の措置を完了時間内に達成できない場合	モード5 および6	の措置を完了時間内に達成できない場合		
モード5 および6	<p>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</p> <p>および</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	モード5 および6	<p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	56時間	56時間
<p>※8：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等。</p>		<p>※8：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等。</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由	
85-7-2の2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却（3号炉および4号炉）		85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却（1号炉および2号炉）		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系 適用モード	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系 適用モード	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること		
	大容量ポンプ	大容量ポンプ	大容量ポンプ	1台×2※2	
モード1、2、3、4、5および6	A、B格納容器再循環ユニット	A格納容器再循環ユニット	A格納容器再循環ユニット	※3	
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※4	
	タンクローリー	タンクローリー	タンクローリー	※4	
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度（SA）用）	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度（SA）用）	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度（SA）用）	※5	
	B余熱除去ポンプ（海水冷却）	B余熱除去ポンプ（海水冷却）	B余熱除去ポンプ（海水冷却）	※6	
	C充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）	C充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）	C充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）	※6	
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※7	
	※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。	※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。	※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。	※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。	
	※2：3号炉および4号炉の合計所要数	※2：3号炉および4号炉の合計所要数	※2：1号炉および2号炉の合計所要数	※2：1号炉および2号炉の合計所要数	
	※3：「85-7-1の2 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-1の2 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。	
※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第85条 85-7-2 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
※5：「85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-6の2 代替再循環 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※5：「85-16-1 計装設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-6 代替再循環 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
		3ヶ月に1回	タービン 保修課長	プラントに応じて設定した 判断基準の差異
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する とともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
		B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合 および B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※9} を検討	4時間	7.2時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
モード5 および6	<p>し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>10日</p> <p>12時間 56時間</p>	<p>変更なし</p>
(3) 要求される措置（続き）				
モード5 および6	<p>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>条件</p> <p>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに 速やかに 速やかに</p>
<p>※8：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)	85-8-1の2	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}	復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
	電動補助給水ポンプ		電動補助給水ポンプ	2台
	タービン動補助給水ポンプ		タービン動補助給水ポンプ	1台
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	タービン動補助給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) 蒸気発生器 復水タンク 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー	モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	タービン動補助給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) 蒸気発生器 復水タンク 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー	1台 3基 ※5 ※6 ※7 ※7
※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする (本表に限る)。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であること をいう。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。		※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする (本表に限る)。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であること をいう。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
※5：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※5：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、既認可プラントとの整合観点から要求事項の記載箇所を変更 (高浜3、4号炉85-14-4の「復水タンク」について85-14-2の2「復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」に取り込み3、4号炉85-14-4を削除する)
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
モード1、2および3において、タービン動補給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	モード1、2および3において、タービン動補給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長 変更なし
<p>※8：モード3において、タービン動補給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>				
<p>(3) 要求される措置</p>				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2および3	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統 ^{※1} 未満および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード4にする。	速やかに 1 2時間 3 6時間	
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
85-8-1の2	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）（3号炉および4号炉）	85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）（1号炉および2号炉）	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※1※2※3※4}	復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※1} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※1※2※3}	設備仕様の差異（1、2号炉では電動補助給水ポンプ1台で必要容量を確保することができると※1削除） （※1削除に伴い、以降番号繰り上げ） 設備仕様の差異（1、2号炉では電動補助給水ポンプ1台で必要容量を確保することができると※1削除）
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ	1台	1台
	タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ	1台	1台
	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台	1台
	蒸気発生器	蒸気発生器	3基	3基
	復水タンク	復水タンク	※5	※4
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※6	※5
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※7	※6
タンクローリー	タンクローリー	※7	※6	
※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする（本表に限る）。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること、または運転中であることをいう。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。 ※5：「85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。				
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※3：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。 ※4：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が <u> </u> m 以上、容量が <u> </u> m ³ /h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	系統構成の差異 (1、2号炉について は、テストラインが設置 されていないため、第65 条の記載に合わせしてい る)
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が <u> </u> MPa 以上、容量が <u> </u> m ³ /h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	系統構成の差異 (1、2号炉について は、テストラインが設置 されていないため、第65 条の記載に合わせしてい る)
補助給水系	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	モード1、2および3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
※7：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。 ※8：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2および3	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統 <small>※1</small> 未満および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード4にする。	速やかに 12時間 36時間	
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、余熱除去系1システム以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 85 条 85-9-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (1/2/3/4号炉)		差異の理由																								
85-9-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)	85-9-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)																									
(1) 運転上の制限																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>手動での開弁ができること (現場手動含む)</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること (現場手動含む)	適用モード	設備	モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁		所要数		3個	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{※1}による蒸気放出系</td> <td>手動での開弁ができること (現場手動含む)</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{※1} による蒸気放出系	手動での開弁ができること (現場手動含む)	適用モード	設備	モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁		所要数		3個	設備名称の差異
項目	運転上の制限																											
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること (現場手動含む)																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁																											
	所要数																											
	3個																											
項目	運転上の制限																											
主蒸気逃がし弁 ^{※1} による蒸気放出系	手動での開弁ができること (現場手動含む)																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁																											
	所要数																											
	3個																											
<p>※1：1号炉および2号炉については主蒸気大気放出弁、3号炉および4号炉については主蒸気逃がし弁をいう (以下、本条において同じ)。</p>																												
(2) 確認事項																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装 保修課長									
項目	確認事項	頻度	担当																									
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装 保修課長																									
項目	確認事項	頻度	担当																									
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装 保修課長																									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-9-1>

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (1/2/3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 主蒸気逃がし弁1個以上が手動で開弁できない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	4時間 7 2時間 1 2時間 3 6時間	
モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 主蒸気逃がし弁1個以上が手動で開弁できない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	4時間 7 2時間 1 2時間 3 6時間	系統構成の差異
※1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器逃がし弁3台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※2：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器逃がし弁1号炉および2号炉については2台、3号炉および4号炉については3台)、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-10-1 水素濃度低減		85-10-1の2 水素濃度低減 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
	静的触媒式水素再結合装置※3		静的触媒式水素再結合装置※3	5基	
	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置		静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	5個	
	原子炉格納容器水素燃焼装置		原子炉格納容器水素燃焼装置	12個	
	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	12個	
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	※1	
	燃料油貯油そう		燃料油貯油そう	※2	
	タンクローリー		タンクローリー	※2	
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。					
※2：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
※3： <input type="text"/>					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	原子炉 保修課長 当直課長
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装 保修課長 当直課長

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-1

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）				変更後（3/4号炉）				差異の理由
て、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。		て、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。		て、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。		て、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。		変更なし
原子炉格納容器水素燃焼装置	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保守課長 当直課長	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保守課長 当直課長	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気 保守課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	
※4：ループ室内、加圧器室内およびドーム部を除く。								
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置温度	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 C.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉	4時間 72時間 12時間 56時間 速やかに	モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置温度	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 C.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉	4時間 72時間 12時間 56時間 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第 85 条 85-10-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
	監視装置または格納容器格納容器原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	監視装置または格納容器格納容器原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	格納容器水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する※7。 および D.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	変更なし
	12時間に1回 速やかに	12時間に1回 速やかに	速やかに	
(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上または原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 または 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-10-1の2 水素濃度低減 (3号炉および4号炉)		85-10-1 水素濃度低減 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	
適用モード	設備 静的触媒式水素再結合装置※3 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー	適用モード	設備 静的触媒式水素再結合装置 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ タンクローリー	所要数 5基 5個 12個 12個 ※1 ※2 ※2 ※2
モード1、2、3、4、5および6	※1：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3： 	モード1、2、3、4、5および6	モード1、2、3、4、5および6	系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		対象号炉の明確化 対象号炉の明確化、系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
項目	確認事項	項目	確認事項	
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	頻度 担当者 定期事業者 検査 1ヶ月に1回 当直課長

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に属する事項ですので公開することはできません。

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉格納容器水素燃焼装置が動作しないことを確認する※ ⁷ 。および D.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉格納容器水素燃焼装置が動作しないことを確認する※ ⁶ 。および D.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	変更なし
(3) 要求される措置 (続き)		(3) 要求される措置 (続き)		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5および6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上または原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合または 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
		<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えい率等を確認する。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-2 <

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-10-2 水素濃度監視		85-10-2の2 水素濃度監視 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※ [*] が動作可能であること	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※ [*] が動作可能であること	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
	可搬型格納容器内水素濃度計測装置 1個		可搬型格納容器内水素濃度計測装置 1個	
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 1台		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 1台	
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 1台		可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 1台	
	Aガスサンプリング圧縮装置 1個		Aガスサンプリング圧縮装置 1個	
	Aガスサンプリング冷却器 1個		Aガスサンプリング冷却器 1個	
	A湿分離器 1個		A湿分離器 1個	
	大容量ポンプ ※2		大容量ポンプ ※2	
	空冷式非常用発電装置 ※3		空冷式非常用発電装置 ※3	
	燃料油貯油そう ※4		燃料油貯油そう ※4	
	タンクローリー ※4		タンクローリー ※4	
※1：1系統とは、可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台および可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分離器1個。 ※2：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリー」による燃料補給設備(3号炉および4号炉)において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台および可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分離器1個。 ※2：「85-7-2の2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリー」による燃料補給設備(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	
頻度	担当者	頻度	担当者	
3ヶ月に1回	計装 係長	3ヶ月に1回	計装 係長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）			変更後（3/4号炉）			差異の理由	
可搬型原子炉補機 冷却水循環ポンプ	定期事業 検査時	原子炉 保修課長	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時	原子炉 保修課長	変更なし
可搬型原子炉補機 冷却水循環ポンプ	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	
可搬型格納容器 ガス試験圧縮装置	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	
AGASサンプリング 圧縮装置、AGAS サンプリング冷却 器、A湿分分離器	1ヶ月に1回	放射線 管理課長 当直課長	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	放射線 管理課長 当直課長	

(3) 要求される措置		
適用 モード	条件	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	4時間
	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A.3 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	30日
	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

(3) 要求される措置		
適用 モード	条件	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	4時間
	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A.3 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	30日
	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-2>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
モード5 および6	<p>A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>A.1 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタリ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 計装保修課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。</p>	<p>A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>A.1 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタリ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 計装保修課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>変更なし</p>
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)	
85-10-2の2	水素濃度監視 (3号炉および4号炉)	85-10-2	水素濃度監視 (1号炉および2号炉)
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統 ^{*1} が動作可能であること	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統 ^{*1} が動作可能であること
適用モード	設備	適用モード	設備
モード1、2、3、4、5および6	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	可搬型格納容器内水素濃度計測装置
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置
	Aガスサンプリング圧縮装置	Aガスサンプリング圧縮装置	Aガスサンプリング圧縮装置
	Aガスサンプリング冷却器	Aガスサンプリング冷却器	Aガスサンプリング冷却器
	A湿分分離器	A湿分分離器	A湿分分離器
	大容量ポンプ	大容量ポンプ	大容量ポンプ
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう
	タンクローリー	タンクローリー	タンクローリー
※1：1系統とは、可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台および可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分分離器1個。 ※2：「85-7-2の2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器1個および格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器1個。 ※2：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	

変更後 (1/2号炉)		差異の理由	
85-10-2	水素濃度監視 (1号炉および2号炉)	85-10-2	水素濃度監視 (1号炉および2号炉)
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統 ^{*1} が動作可能であること	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統 ^{*1} が動作可能であること
適用モード	設備	適用モード	設備
モード1、2、3、4、5および6	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	可搬型格納容器内水素濃度計測装置
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置
	格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器	格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器	格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器
	格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器	格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器	格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器
	大容量ポンプ	大容量ポンプ	大容量ポンプ
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう
	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ
	タンクローリー	タンクローリー	タンクローリー
系統構成の差異 (3、4号炉は格納容器ガス試料採取系統2系統のうち、A側に可搬型格納容器内水素濃度計測装置等を設置。1、2号炉は格納容器ガス試料採取系統が1系統のみで、可搬型格納容器内水素濃度計測装置等をガスサンプリング圧縮装置をバイパスする箇所に設置。以下同じ。)		系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)	
系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)		系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)	
対象号炉の明確化		対象号炉の明確化	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業業者 検査時 3ヶ月に1回	計装 保修課長 計装 保修課長	
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業業者 検査時 3ヶ月に1回	原子炉 保修課長 原子炉 保修課長	
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業業者 検査時 3ヶ月に1回	原子炉 保修課長 原子炉 保修課長	
Aガスサンプリング圧縮装置、Aガスサンプリング冷却器、A湿分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業業者 検査時 1ヶ月に1回	放射線 管理課長 当直課長	設備名称の差異、 系統構成の差異 系統構成の差異（1、2号炉はガスサンプリング圧縮装置は運転上の制限対象外。静的機器のみの点検であるため外観点検として）
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モードA	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1とともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。	4時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-10-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
全てが動作不能である場合	および A.2 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※9。 および A.3 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	全てが動作不能である場合	および A.2 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 および A.3 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	
モード5 および6	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※9措置を開始する。	モード5 および6	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7措置を開始する。	72時間 30日 12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-11-1 <

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減		85-11-1の2 水素排出、放射性物質の濃度低減 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること	水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
	Aアニュラス空気浄化ファン		Aアニュラス空気浄化ファン	
	Aアニュラス空気浄化フィルタユニット		Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	
	窒素ポンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)		窒素ポンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	
モード1、2、3、4、5および6	所要数	モード1、2、3、4、5および6	所要数	
	1台		1台	
	1基		1基	
	2本※2		2本※2	
	※3		※3	
	※4		※4	
	※4		※4	
※1：動作可能とは、ファンが手動起動 (系統構成含む) できることをいう。 ※2：1セット2本 (アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本) ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリー」において運転上の制限を定める。		※1：動作可能とは、ファンが手動起動 (系統構成含む) できることをいう。 ※2：1セット2本 (アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本) ※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリー」による燃料補給設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	
Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率 (総合除去率が95%以上であることを確認する。	Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率 (総合除去率が95%以上であることを確認する。	
窒素ポンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	窒素ポンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	
	頻度		頻度	
	担当者		担当者	
	発電室長		発電室長	
	当直課長		当直課長	
	原子炉 係長		原子炉 係長	
	原子炉 係長		原子炉 係長	
	原子炉 係長		原子炉 係長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-11-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. Aエアユラス空 気浄化系が動作 不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回 確認完了後 4時間	
	B. 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. Aエアユラス空 気浄化系が動作 不能である場合 または 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. Aエアユラス空 気浄化系が動作 不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回 確認完了後 4時間	
	B. 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. Aエアユラス空 気浄化系が動作 不能である場合 または 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 代替空気（窒素） システムが動作不能 である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-11-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
	および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。		および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-11-1 <

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
85-11-1-1の2	水素排出、放射性物質の濃度低減（3号炉および4号炉）	85-11-1-1	水素排出、放射性物質の濃度低減（1号炉および2号炉）	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること	水素排出	(1) Aアニュラス循環排気系が動作可能であること※1 (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能であること	設備名称の差異
放射性物質の濃度低減		放射性物質の濃度低減		
適用モード	設備	適用モード	設備	
	Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット		Aアニュラス循環排気ファン Aアニュラス循環排気フィルタユニット	設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異、 設備名称の差異、
所要数	1台 1基	所要数	1台 1基	
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ（アニュラス排気弁等作動用）	系統構成の差異（1、2号炉はアニュラス排気弁等に窒素ポンベ1本で供給可能なため、3、4号炉の※2は不要。※2削除に伴い、以降番号繰り上げ） 系統構成の差異（1、2号炉固有設備）
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	
	燃料油貯油そう		燃料油貯油そう	
	タンクローリー		空冷式非常用発電装置用給油ポンプ タンクローリー	※2 ※3 ※3 ※3
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※2：1セット2本（アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本）				
※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	Aアニュラス循環排気ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	対象号炉の明確化 対象号炉の明確化、 系統構成の差異（1、2号炉固有設備）
	モード5および6において、ファンが手動		モード5および6において、ファンが手動	設備名称の差異
頻度	定期検査時 1ヶ月に1回	頻度	定期検査時 1ヶ月に1回	
担当者	発電室長 当直課長	担当	発電室長 当直課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-11-1 <

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の理由
A アニユラス空気浄化ユニット	フィルタの劣化除去効率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係修課長	A アニユラス循環排気ユニット	フィルタの劣化除去効率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係修課長	設備名称の差異
窒素ポンベ（アニユラス排気弁等作動用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 係修課長	窒素ポンベ（アニユラス排気弁等作動用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 係修課長	設備名称の差異
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の理由
モード1、2、3および4	A. アニユラス空気浄化系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンベを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回確認完了後4時間	モード1、2、3および4	A. アニユラス循環排気系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンベを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回確認完了後4時間	設備名称の差異
モード5	B. 代替空気（窒素）システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンベを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉係修課長は、代替措置 ^{※2} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	モード5	B. 代替空気（窒素）システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンベを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉係修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	設備名称の差異
および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-11-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
<p>不能である場合 または 代替空気（窒素） 系統が動作不能 である場合</p>	<p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを 行っている場合は、水抜きを中止す る。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系 非満水）またはモード6（キャピタ イ低水位）の場合、1次系保有水を 回復する措置を開始する。 および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※2を検 討し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。</p>	<p>不能である場合 または 代替空気（窒素） 系統が動作不能 である場合</p>	<p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを 行っている場合は、水抜きを中止す る。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系 非満水）またはモード6（キャピタ イ低水位）の場合、1次系保有水を 回復する措置を開始する。 および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※6を検 討し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに</p>

※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※7：代替品の補充等。

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		85-12-1の2 海水から使用済燃料ピットへの注水 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油(燃料油貯油そうに保管)に変更することで、ガソリン用ドラム缶を撤去(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)
適用モード	消防ポンプ	適用モード	送水車	(※1、3削除に伴い、以降番号繰り上げ)
所要数	7台×2※1	所要数	1台×2	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ガソリン用ドラム缶	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯油そう	
	※2		タンクローリー	※1
※1：「85-4-5 代替炉心注水 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」、「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ」、「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [MPa [gauge]] 以上、容量が [m ³ /h] 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直し
	※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態(外観点検)の確認を行う。	頻度	1年に1回	
		担当	タービン 保修課長	
		頻度	3ヶ月に1回	
		担当	タービン 保修課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-12-1>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および B.2 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	

※4：代替品の補充等。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※2：代替品の補充等。

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由																
85-12-1の2	海水から使用済燃料ピットへの注水（3号炉および4号炉）	85-12-1	海水から使用済燃料ピットへの注水（1号炉および2号炉）	対象号炉の明確化																
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>送水車 燃料油貯油そう タンクローリー</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2 ※1 ※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	適用モード	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数	1台×2 ※1 ※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>送水車 燃料油貯油そう タンクローリー</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2 ※1 ※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	適用モード	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数	1台×2 ※1 ※1	
項目	運転上の制限																			
海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること																			
適用モード	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー																			
所要数	1台×2 ※1 ※1																			
項目	運転上の制限																			
海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること																			
適用モード	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー																			
所要数	1台×2 ※1 ※1																			
※1：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備（1号炉および2号炉）」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、 系統構成の差異（1、2号炉固有設備）																
(2) 確認事項		(2) 確認事項																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m³/h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m³/h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	プラントに応じて設定した 判断基準の差異
項目	確認事項	頻度	担当																	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																	
項目	確認事項	頻度	担当																	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa [gage] 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	設備仕様の差異
	B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 B.2 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	
		^{※2} ：代替品の補充等。 ^{※3} ：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-2

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ	85-12-2の2 使用済燃料ピットへのスプレイ (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化、
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
項目	項目	運転上の制限
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統 ^{※2} が動作可能であること	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統 ^{※2} が動作可能であること
適用モード	適用モード	所要数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 消防ポンプ 仮設組立式水槽 スプレイヘッド ガンリン用ドラム缶 燃料油貯油そう タンクローリー	送水車 1台×2 1台×2 4台×2 ^{※3} 1基×2 4個 ※4 ※5 ※5
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	4個 ※3 ※3
※1：1系統とは、屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 1台、消防ポンプ4台および仮設組立式水槽1基。	※1：1系統とは、屋外に配備する送水車1台。	SA対策高度化に伴い、消防ポンプ及び可搬式代替低圧注水ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油 (燃料油貯油そう) を保管) に変更することで、ガンリン用ドラム缶を撤去 (以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更)
※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド4個 (1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む。)	※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド4個 (1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む。)	(※3、4、6削除に伴い、以降番号繰り上げ)
※3：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。		
※4：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※3：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
確認事項	項目	確認事項	項目		
(2) 確認事項 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 消防ポンプ 仮設組立式水槽 スプレイヘッド	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□□m以上、容量が□□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	(2) 確認事項 送水車 スプレイヘッド	
	可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長		
	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		
	可搬式代替低圧注水ポンプと同数の電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長		
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※6。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長		
所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長
所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長
所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長

※6：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態 (外觀点検) の確認を行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
	B. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	B. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。
	C. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	C. 使用済燃料ピットへのスブレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。

※7：代替品の補充等。

※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4：代替品の補充等。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-2 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由																												
85-12-2.2 使用済燃料ピットへのスプレイ (3号炉および4号炉)	85-12-2.2 使用済燃料ピットへのスプレイ (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化																												
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備 所要数</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、屋外に配備する送水車1台。 ※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド4個 (1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む。)</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること	適用モード	設備 所要数	送水車	1台×2	スプレイヘッド	4個	燃料油貯油そう	※3	タンクローリー	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備 所要数</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、屋外に配備する送水車1台。 ※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド2個 (1セット1個、1号炉および2号炉共用の予備機1個を含む。)</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること	適用モード	設備 所要数	送水車	1台×2	スプレイヘッド	2個	燃料油貯油そう	※3	タンクローリー	※3	系統構成の差異 (3、4号炉は、AピットとBピットに分かれているため1セットを2個としている) 系統構成の差異 (3、4号炉は、AピットとBピットに分かれているため1セットを2個としている) 対象号炉の明確化、系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
項目	運転上の制限																													
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること																													
適用モード	設備 所要数																													
送水車	1台×2																													
スプレイヘッド	4個																													
燃料油貯油そう	※3																													
タンクローリー	※3																													
項目	運転上の制限																													
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統*が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統*2が動作可能であること																													
適用モード	設備 所要数																													
送水車	1台×2																													
スプレイヘッド	2個																													
燃料油貯油そう	※3																													
タンクローリー	※3																													
(2) 確認事項	(2) 確認事項	プラントに応じて設定した判断基準の差異																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長 原子燃料 課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：「85-15-7.2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長 原子燃料 課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長 原子燃料 課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長 原子燃料 課長					
項目	確認事項	頻度	担当																											
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																											
スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長 原子燃料 課長																											
項目	確認事項	頻度	担当																											
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gage] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																											
スプレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長 原子燃料 課長																											

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-12-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	設備仕様の差異
	B. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに		B. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに	
	C. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が1系統未満となった場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに		C. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が1系統未満となった場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに	設備仕様の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-12-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>変更なし</p>

変更前 (3/4号炉)

85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視

機 種	設 備	所要数		運用モード	条 件	措置	完了期間	確認事項	
		1号炉 2号炉	3号炉 4号炉					項目	頻度
使用済燃料ピット監視	使用済燃料ピット水位計(広域)※2 使用済燃料ピット温度計(AM用)	2個 2個	2個 2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数満足していない場合 A.1 当番員は、使用済燃料ピット水位が1.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 計検修係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置をおよび、 A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料燃焼の移動を中止する。 および A.4 原子燃料課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て所要する措置を講ずる。	速やかに	速やかに	使用済燃料ピット水位計(広域)、使用済燃料ピット温度計(AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ)※2、空冷装置※2を点検する。	計検修係長 計検修係長
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	3ヶ月に1回	計検修係長	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	1台	1台	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	計検修係長	

- ※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
- ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足して空冷装置は、1セット1個。
- ※3：使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。
- ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
- ※5：代替品の補充等。

変更後 (1/2/3/4号炉)

85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視

機 種	設 備	所要数		運用モード	条 件	措置	完了期間	確認事項	
		1号炉 2号炉	3号炉 4号炉					項目	頻度
使用済燃料ピット監視	使用済燃料ピット水位計(広域)※2 使用済燃料ピット温度計(AM用)	2個 2個	2個 2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数満足していない場合 A.1 当番員は、使用済燃料ピット水位が1.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 計検修係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置をおよび、 A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料燃焼の移動を中止する。 および A.4 原子燃料課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て所要する措置を講ずる。	速やかに	速やかに	使用済燃料ピット水位計(広域)、使用済燃料ピット温度計(AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ)※2、空冷装置※2を点検する。	計検修係長 計検修係長
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	3ヶ月に1回	計検修係長	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	1台	1台	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	計検修係長	

機 種	設 備	所要数		運用モード	条 件	措置	完了期間	確認事項	
		1号炉 2号炉	3号炉 4号炉					項目	頻度
使用済燃料ピット監視	使用済燃料ピット水位計(広域)※2 使用済燃料ピット温度計(AM用)	2個 2個	2個 2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数満足していない場合 A.1 当番員は、使用済燃料ピット水位が1.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 計検修係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置をおよび、 A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料燃焼の移動を中止する。 および A.4 原子燃料課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て所要する措置を講ずる。	速やかに	速やかに	使用済燃料ピット水位計(広域)、使用済燃料ピット温度計(AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ)※2、空冷装置※2を点検する。	計検修係長 計検修係長
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	3ヶ月に1回	計検修係長	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
可搬型使用済燃料ピット水位	可搬型使用済燃料ピット水位計	2個	2個	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	使用済燃料ピット水位計(広域)および可搬型使用済燃料ピット水位計(AM用)が動作不能でないことを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	当番員	
空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	1台	1台	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。	速やかに	1ヶ月に1回	計検修係長	

- ※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
- ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足して空冷装置は、1セット1個。
- ※3：使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。
- ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
- ※5：代替品の補充等。

- 対象号炉の明確化
- 1、2号炉設備の追加
- 対象号炉の明確化
- 1、2号炉設備の追加
- 対象号炉の明確化

変更前		変更後		差異の理由											
85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備 (1) 運転上の制限		(削除)		SA対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油(燃料油貯油そうに保管)に変更することで、ガソリン用ドラム缶を撤去(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備</td> <td>11.056リットル^{※1}以上であること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>ガソリン用ドラム缶</td> <td>11.056リットル^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備		所要数	ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備	11.056リットル ^{※1} 以上であること			適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ガソリン用ドラム缶	11.056リットル ^{※1}		
項目	運転上の制限	設備	所要数												
ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備	11.056リットル ^{※1} 以上であること														
適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ガソリン用ドラム缶	11.056リットル ^{※1}												
※1：3号炉および4号炉の合計所要数															
(2) 確認事項															
項目	確認事項	頻度	担当												
ガソリン用ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン 保修課長												
(3) 要求される措置															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間												
モード1、2、3および4	A. ガソリン用ドラム缶の油量が運転上の制限を満してない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン保修課長は、ガソリン用ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※2} を動作不能 ^{※3} とみなす。	4.8時間	速やかに											
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. ガソリン用ドラム缶の油量が運転上の制限を満してない場合	A.1 タービン保修課長は、ガソリン用ドラム缶の油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非		速やかに											

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-12-4 >

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>※2：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、消防ポンプをいう。</p> <p>※3：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）		変更後（3/4号炉）		差異の理由
85-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火		85-13-1の2 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火（3号炉および4号炉）		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉格納容器、アニユラス部への放水 原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	原子炉格納容器、アニユラス部への放水 原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう タンクローリー	モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数 3台※2※3 3個※3 1台※3 ※4 ※4
※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台。 ※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台。 ※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	タービン 保修課長
放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	タービン 保修課長
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	タービン 保修課長
頻度 1年に1回		頻度 1年に1回		
所要数 タービン 保修課長		所要数 タービン 保修課長		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-1

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 ^{※5} が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65℃ 以下であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。	速やかに	および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。	速やかに	変更なし
※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-13-1の2 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 (3号炉および4号炉)		85-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉格納容器、アニュラス部への放水	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統 ^{*1} が動作可能であること	原子炉格納容器、アニュラス部への放水	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統 ^{*1} が動作可能であること	
原子炉補助建屋 (使用済燃料ピット内燃料体等) への放水		原子炉補助建屋 (使用済燃料ピット内燃料体等) への放水		
航空機燃料火災への泡消火		航空機燃料火災への泡消火		
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ (放水砲用) 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう タンクローリー	モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ (放水砲用) 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数 3台 ^{*2} ^{*3} 3個 ^{*3} 1台 ^{*3} ※4 ※4
※1：1系統とは、大容量ポンプ3台 (予備機1台含む)、放水砲3個 (予備機1個含む) および泡混合器1台。 ※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリー」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、大容量ポンプ3台 (予備機1台含む)、放水砲3個 (予備機1個含む) および泡混合器1台。 ※2：2台接続で1号炉と2号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：1号炉および2号炉の合計所要数。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリー」による燃料補給設備 (1号炉および2号炉) において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
大容量ポンプ (放水砲用)	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	大容量ポンプ (放水砲用)	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	タービン 保修課長
放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	放水砲	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	タービン 保修課長
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	タービン 保修課長
所要数が使用可能であることを確認する。		所要数が使用可能であることを確認する。		タービン 保修課長
所要数が使用可能であることを確認する。		所要数が使用可能であることを確認する。		タービン 保修課長
所要数が使用可能であることを確認する。		所要数が使用可能であることを確認する。		タービン 保修課長
所要数が使用可能であることを確認する。		所要数が使用可能であることを確認する。		タービン 保修課長
所要数が使用可能であることを確認する。		所要数が使用可能であることを確認する。		タービン 保修課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後(3/4号炉)				変更後(1/2号炉)				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 [※] が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 [※] が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	設備名称の差異、 系統構成の差異 (3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量。1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する) 設備仕様の差異
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
	<p>A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が速やかに EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。</p>		<p>A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が速やかに EL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>※5：残りの内部スプレイポンプ2台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。</p>	<p>設備仕様の差異</p> <p>設備名称の差異、 系統構成の差異 （3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量。1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-2

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (1/2/3/4号炉)		差異の理由																								
85-13-2	海洋への拡散抑制	85-13-2	海洋への拡散抑制																									
(1) 運転上の制限																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>シルトフェンス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2組^{*1}*2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス		所要数		2組 ^{*1} *2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>シルトフェンス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2組^{*1}*2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス		所要数		2組 ^{*1} *2	
項目	運転上の制限																											
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス																											
	所要数																											
	2組 ^{*1} *2																											
項目	運転上の制限																											
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス																											
	所要数																											
	2組 ^{*1} *2																											
※1：取水路側： 高さ約9m/幅約12m (幅約12m/本を2本で1組として2組4本) 放水口側： 高さ約13m/幅約80m (幅約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組) 高さ約6.5m/幅約70m (幅約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組) 高さ約10.5m/幅約10m (幅約10m/本を1本で1組として2組) 高さ約10.5m/幅約3.5m (幅約3.5m/本を6本で1組として2組) 高さ約2m/幅約5m (幅約5m/本を1本で1組として2組)																												
※2：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数。																												
(2) 確認事項																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長									
項目	確認事項	頻度	担当																									
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																									
項目	確認事項	頻度	担当																									
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																									
(3) 要求される措置																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備^{*3}が動作可能なこと、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備 ^{*3} が動作可能なこと、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1号炉および2号炉についてAおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレイポンプ、3号炉および4号炉については1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備^{*3}が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が1号炉および2号炉に</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1号炉および2号炉についてAおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレイポンプ、3号炉および4号炉については1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備 ^{*3} が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が1号炉および2号炉に	4時間									
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																									
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備 ^{*3} が動作可能なこと、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間																									
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																									
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1号炉および2号炉についてAおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレイポンプ、3号炉および4号炉については1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能な他の設備 ^{*3} が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が1号炉および2号炉に	4時間																									
※1、2号炉の追加、系統構成の差異 (3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量。1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する) 1、2号炉の追加																												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-13-2

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (1/2/3/4号炉)	差異の理由
<p>および</p> <p>A. 2 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A. 3 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する</p> <p>1 0 日</p> <p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B. 1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>B. 2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A. 4 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>7 2 時間</p> <p>1 2 時間</p> <p>5 6 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>ついでにEL 31.0 m 以上および水温が65 °C 以下、3号炉および4号炉についてはEL 31.4 m 以上および水温が65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A. 2 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A. 3 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する</p> <p>1 0 日</p> <p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B. 1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>B. 2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A. 4 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>7 2 時間</p> <p>1 2 時間</p> <p>5 6 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>1、2号炉の追加、系統構成の差異 (3、4号炉は格納容器スプレイポンプ1台で100%容量、1、2号炉は内部スプレイポンプ2台で100%容量を有する)</p> <p>※3：1号炉および2号炉については残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-1 <

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給		85-14-1の2 海水を用いた復水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5および6	4台×2 ^{*1} (3号炉) ^{*2} 5台×2 ^{*1} (4号炉) ^{*2} ガソリン用ドラム缶 ^{*3}	モード1、2、3、4、5および6	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数 1台×2 ※1 ※1
※1：「85-4-5 代替炉心注水 ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水ー」、 「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレィ ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレィー」、 「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレィ」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：3号炉に対する消防ポンプの所要数は4台×2、また4号炉に対する消防ポンプの所要数は5台×2とし、号炉毎に運転上の制限が適用される。 ※3：「85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ^{※4}	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力がMPa [gage] 以上、容量が m ³ /h 以上であることを確認する。	
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の所要数の保管状態 (外観点検) の確認を行うことで動作可能と判断する。				
※1：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。				

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に添着事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が646 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 10日 30日	
		B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	4時間 72時間 30日 72時間 10日	
モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が646 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 10日 30日	
		B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	4時間 72時間 30日 72時間 10日	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-1

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード モード5 および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	要求される措置	完了時間	
	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係修課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※5：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※7：代替品の補充等。</p>				
<p>※2：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：代替品の補充等。</p>				
<p>1、2号炉との記載の整合</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-1 <

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由																
85-14-1の2	海水を用いた復水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)	85-14-1	海水を用いた復水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化																
(1) 運転上の制限																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水を用いた復水タンクへの補給</td> <td>海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>送水車 燃料油貯油そう タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2 ※1 ※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー		所要数		1台×2 ※1 ※1	※1：「85-15-7の2」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-7の2」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7の2」において運転上の制限を定める。						
項目	運転上の制限																			
海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること																			
適用モード	設備																			
モード1、2、3、4、5および6	送水車 燃料油貯油そう タンクローリー																			
	所要数																			
	1台×2 ※1 ※1																			
(2) 確認事項																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gauge] 以上、容量が [] m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gauge] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備) プラントに応じて設定した 判断基準の差異						
項目	確認事項	頻度	担当																	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が [] MPa [gauge] 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																	
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																	
(3) 要求される措置																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 646 m³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>4時間 10日 10日</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 646 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間 10日 10日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 513 m³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>4時間 10日 10日</td> </tr> </tbody> </table>			適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 513 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間 10日 10日
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 646 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間 10日 10日																	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が 513 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間 10日 10日																	
設備仕様の差異																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日	および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日	設備仕様の差異
B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	4時間	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が646 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能なことを確認する ^{※3} 。 および B.2.1.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
および B.2.1.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	および B.2.1.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
または B.2.2.1 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	または B.2.2.1 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	
および B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置（続き）		(3) 要求される措置（続き）		変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
モード5 および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	

※2：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。
 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※4：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること	復水タンク(有効水量)	(1) 復水タンク(有効水量)が646 m ³ 以上であること	既認可プラントとの記載の整合の観点から要求事項記載箇所を変更(高浜3、4号炉85-14-4の「復水タンク」について85-14-2の2「復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」に取り込み3、4号炉85-14-4を削除する)(※1削除に伴い、以降番号繰り上げ)(以下、明記しない箇所については、同じ理由による差異)
適用モード	設 備	適用モード	設 備	
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク	モード1、2、3、4、5および6	復水タンク 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	
	所要数		所要数	
	※1		646 m ³ 1台	
※1：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および3号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上、4号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	
	所要数	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および3号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上、4号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	
	頻 度		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
	担 当			
	原子炉 保修課長			
	1ヶ月に1回			
	当直課長			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600 m ³ 以上を満足していることを確認する。 A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※1} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
		A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600 m ³ 以上であることを確認する。 A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 72時間
	B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600 m ³ 以上を満足していることを確認する。 B.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※1} が動作可能であることを確認する ^{※2} 。 B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件Aまたは条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
モード5 および6	B. 燃料取替用ウォーター補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 タービン修繕課長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※1} が動作可能であることを確認する ^{※2} 。	速やかに	
<p>※1：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※2：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-14-2の2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (3号炉および4号炉)		85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンク (有効水量) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	(1) 復水タンク (有効水量) が646 m ³ 以上であること (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること	復水タンク (有効水量) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	(1) 復水タンク (有効水量) が 513 m ³ 以上であること と (2) 恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること	設備仕様の差異 系統構成の差異 (1、2号炉では、代替炉心注水や代替格納容器スプレイで要求されている恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプにより復水タンクから燃料取替用水タンクへの移送ライン(内部スプレポンプテストライン)により補給できる設計となっている) (以下、明記しない箇所については、同じ理由による差異)
適用モード	設 備	適用モード	設 備	表現の見直し 設備仕様の差異
モード1、2、3、4、5および6	復水タンク	モード1、2、3、4、5および6	復水タンク 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵そう 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ タンクローリー	所要量 513 m ³ 1台 1台 ※1 ※2 ※2 ※2
	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ			
	1台			
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-7 燃料油貯蔵そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	1日に1回 定期事業者検査時	当直課長 原子炉 保修課長	復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	1日に1回 定期事業者検査時	当直課長 発電室長	
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	恒設代替低圧注水ポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	当直課長 当直課長	
				原子炉下部キヤピティ注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および1号炉については揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上、2号炉については揚程が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1.600 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間	設備仕様の差異
	B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1.600 m ³ 以上を満足していることを確認する。 および B.2 タービン修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※1} が動作可能であることを確認する ^{※2} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	C. 条件Aまたは条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	設備仕様の差異
	B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1.325 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2 タービン修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件Aまたは条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	設備仕様の差異
	B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1.325 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2 タービン修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件Aまたは条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	設備仕様の差異
	B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1.325 m ³ 以上であることを確認する。 および B.2 タービン修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件Aまたは条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
B. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	<p>B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>B.4 タービン係長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対処設備^{※1}が動作可能であることを確認する^{※2}。</p>	<p>B. 恒設代替低圧注水ポンプおよび原子炉下部キヤピティ注水ポンプが動作不能である場合</p>	<p>B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>B.4 タービン係長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。</p>	
<p>※1：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイスをいう。 ※2：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。</p>		<p>※3：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイスをいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-3

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-14-3 燃料取替用水タンク		85-14-3の2 燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※ ¹ (2) ほう酸水量 (有効水量) が1,600m ³ 以上であること※ ¹	燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※ ¹ (2) ほう酸水量 (有効水量) が1,600m ³ 以上であること※ ¹		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要量	
モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	1,600 m ³	
※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう素濃度を確認する。 モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう素濃度を確認する。 モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
(3) 要求される措置					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間		
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A. 当直課長は、復水タンクの水量が640m ³ 以上であることを確認する。 B. 当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	1時間		
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A. 当直課長は、復水タンクの水量が646m ³ 以上であることを確認する。 B. 当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	1時間		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-3

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
限を満足していない場合	8時間	限を満足していない場合	8時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 燃料取替用水タシクのほう素濃度またはほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。 C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。 C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	変更なし
モード5 および6 (キヤビ ティ低水 位)	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キヤビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キヤビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-3

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-14-3の2	燃料取替用水タンク (3号炉および4号炉)	85-14-3	燃料取替用水タンク (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が <u>2,800</u> ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量 (有効水量) が <u>1,600</u> m ³ 以上であること※1	燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が <u>2,600</u> ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量 (有効水量) が <u>1,325</u> m ³ 以上であること※1	プラントに応じて設定した 判断基準の差異 設備仕様の差異
適用モード	設備	設備	設備	
モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	設備仕様の差異
※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第85条に定める水源および炉心注入 手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足してはみない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう素濃度を確認する。 モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう素濃度を確認する。 モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	適用モード	条件	
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 燃料取替用水タンクのほう素濃	モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が513 m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B. 燃料取替用水タンクのほう素濃	設備仕様の差異
	要求される措置		要求される措置	
	完了時間		完了時間	
	1時間		1時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-14-3

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
<p>度が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>および</p> <p>B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>8時間</p>	<p>8時間</p>	<p>変更なし</p>
<p>モード5 および6 (キャビ ティ低水 位)</p> <p>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度またはほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由																	
85-14-4 復水タンク		(削除)		既認可プラントとの記載の整合の観点から要求事項記載箇所を変更（高浜3、4号炉85-14-4の「復水タンク」について85-14-2の2「復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」に取り込み3、4号炉85-14-4を削除する）																	
(1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク(有効水量)</td> <td>646m³以上であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>復水タンク</td> <td>646m³</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		所要量	復水タンク(有効水量)	646m ³ 以上であること		適用モード	設備		モード1、2、3、4、5および6	復水タンク	646m ³							
項目	運転上の制限	所要量																			
復水タンク(有効水量)	646m ³ 以上であること																				
適用モード	設備																				
モード1、2、3、4、5および6	復水タンク	646m ³																			
(2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク</td> <td>水量を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	当直課長												
項目	確認事項	頻度	担当																		
復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	当直課長																		
(3) 要求される措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モード1、2、3および4</td> <td>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600m³以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5および6</td> <td>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非滴水）またはモード6（キャビティ低水</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	モード5および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非滴水）またはモード6（キャビティ低水	速やかに	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	56時間		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																		
モード1、2、3および4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間																		
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間																		
モード5および6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非滴水）またはモード6（キャビティ低水	速やかに																		
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	56時間																		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-4>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>		<p>既認可プラントとの記載の整合の観点から要求事項記載箇所を変更 (高浜3、4号炉85-14-4の「復水タンク」について85-14-2の2「復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」に取り込み3、4号炉85-14-4を削除する)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-1>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電		85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
空冷式非常用発電装置からの給電 可能であること	空冷式非常用発電装置による電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること	空冷式非常用発電装置からの給電 可能であること	空冷式非常用発電装置による電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 タンクローリー 燃料油貯油そう	モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 タンクローリー 燃料油貯油そう	2台 ※2 ※2	
※1：1系統とは、モード1、2、3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台。		※1：1系統とは、モード1、2、3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台。			
※2：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリー」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※2：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリー」による燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化	
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	モード1、2、3および4	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 30日

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. 空冷式非常用発電装置2台^{※6}による電源系が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※4}が動作可能なことを確認する^{※5}。</p>	12時間 56時間	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. 空冷式非常用発電装置2台^{※6}による電源系が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※4}が動作可能なことを確認する^{※5}。</p>	変更なし
<p>※3：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード1、2、3、4、5および6以外において、電源車による電源系をいう。</p> <p>※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由																				
85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)		85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化																				
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置からの給電</td> <td>空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>2台 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	空冷式非常用発電装置からの給電	空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること	適用モード	空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう	所要数	2台 ※2 ※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置からの給電</td> <td>空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>2台 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	空冷式非常用発電装置からの給電	空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること	適用モード	空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう	所要数	2台 ※2 ※2	系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
項目	運転上の制限																							
空冷式非常用発電装置からの給電	空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること																							
適用モード	空冷式非常用発電装置																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう																							
所要数	2台 ※2 ※2																							
項目	運転上の制限																							
空冷式非常用発電装置からの給電	空冷式非常用発電装置による電源系1系統※1が動作可能であること																							
適用モード	空冷式非常用発電装置																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	タンクローリー 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ 燃料油貯油そう																							
所要数	2台 ※2 ※2																							
<p>※1：1系統とは、モード1、2、3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台。</p> <p>※2：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。</p>		<p>※1：1系統とは、モード1、2、3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台。</p> <p>※2：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。</p>		対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)																				
(2) 確認事項		(2) 確認事項																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長					
項目	確認事項	頻度	担当																					
空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長																					
項目	確認事項	頻度	担当																					
空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長																					
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態</td> <td>4時間</td> <td>72時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態	4時間	72時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態</td> <td>4時間</td> <td>72時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態	4時間	72時間					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																					
A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態	4時間	72時間																					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																					
A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 ※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態	4時間	72時間																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
モード	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	モード	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、モード5にする。 A. 空冷式非常用発電装置2台 ^{※6} による電源系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能なことを確認する ^{※5} 。	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、モード5にする。 A. 空冷式非常用発電装置2台 ^{※6} による電源系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能なことを確認する ^{※5} 。	
※3：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード1、2、3、4、5および6以外において、電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。	※3：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード1、2、3、4、5および6以外において、電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。		対象号炉の明確化 対象号炉の明確化	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-2 <

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由												
85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	85-15-2の2 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	対象号炉の明確化												
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること					
項目	運転上の制限													
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること													
項目	運転上の制限													
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系1系統*が使用可能であること													
a. 他号炉**2がモード1、2、3および4の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2</td> <td>1組**3 1組**3 2基 465m³</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 2基 465m ³	a. 他号炉**2がモード1、2、3および4の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2</td> <td>1組**3 1組**3 2基 466 m³</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 2基 466 m ³	S A対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油 (燃料油貯油そうに保管) に変更する
適用モード	設備	所要数												
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 2基 465m ³												
適用モード	設備	所要数												
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 2基 466 m ³												
b. 他号炉**2がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2</td> <td>1組**3 1組**3 1基 226m³</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 1基 226m ³	b. 他号炉**2がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2</td> <td>1組**3 1組**3 1基 226 m³</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 1基 226 m ³	
適用モード	設備	所要数												
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 1基 226m ³												
適用モード	設備	所要数												
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) ディーゼル発電機 (他号炉) **2 燃料油貯油そう (他号炉) **2	1組**3 1組**3 1基 226 m ³												
※1：1系統とは、他号炉**2のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉**2のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。 ※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう (以下、本条において同じ)。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数	※1：1系統とは、他号炉**2のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉**2のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。 ※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう (以下、本条において同じ)。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-2

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	ディーゼル発電機 (他号炉)	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
燃料油貯油そう (他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	燃料油貯油そう (他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 ^{**6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	モード 1、2、3および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 ^{**6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	
モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯	A. 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合 または	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯	A. 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合 または	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-2>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
<p>蔵している期間</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合</p>	<p>速やかに</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p>	<p>蔵している期間</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による電源系が使用不能である場合</p>	<p>速やかに</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p>	<p>変更なし</p>

※4：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：空冷式非常用発電装置をいう。
 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-2 <

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由																																
<p>85-15-2の2号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{※1}が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{※1}が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>a. 他号炉^{※2}がモード1、2、3および4の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉）^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉）^{※2}</td> <td>1組^{※3} 1組^{※3} 2基 466 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 他号炉^{※2}がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉）^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉）^{※2}</td> <td>1組^{※3} 1組^{※3} 1基 226 m³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 2基 466 m ³	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 1基 226 m ³	<p>85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）（号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）（号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）による電源系1系統^{※1}が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系1系統^{※1}が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>a. 他号炉^{※2}がモード1、2、3および4の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉）^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉）^{※2}</td> <td>1組^{※3} 1組^{※3} 2基 360 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 他号炉^{※2}がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉）^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉）^{※2}</td> <td>1組^{※3} 1組^{※3} 1基 164 m³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）（号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 2基 360 m ³	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 1基 164 m ³	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化（以下、明記しない箇所については同じ理由による差異）</p> <p>プラントに応じて算出した燃料消費量に基づく判断基準の差異</p> <p>プラントに応じて算出した燃料消費量に基づく判断基準の差異</p>
項目	運転上の制限																																	
号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること																																	
適用モード	設備	所要数																																
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 2基 466 m ³																																
適用モード	設備	所要数																																
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 1基 226 m ³																																
項目	運転上の制限																																	
号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）（号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系1系統 ^{※1} が使用可能であること																																	
適用モード	設備	所要数																																
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 2基 360 m ³																																
適用モード	設備	所要数																																
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号） 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※2} 燃料油貯油そう（他号炉） ^{※2}	1組 ^{※3} 1組 ^{※3} 1基 164 m ³																																
<p>※1：1系統とは、他号炉^{※2}のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉^{※2}のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。</p> <p>※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の合計所要数</p>	<p>※1：1系統とは、他号炉^{※2}のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉^{※2}のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。</p> <p>※2：「他号炉」とは、1号炉については2号炉をいい、2号炉については1号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：1号炉および2号炉の合計所要数</p>																																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-2

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項								
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	
号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）				号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）				
ディーゼル発電機（他号炉）	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	ディーゼル発電機（他号炉）	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
燃料油貯油そう（他号炉）	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	燃料油貯油そう（他号炉）	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 ^{※6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード 1、2、3 および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル（1号～2号）による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 ^{※6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-2>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
<p>モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>A. 号機間電力融通 恒設ケーブル（3号～4号）による電源系が使用不能である場合は、 または、 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系が使用不能である場合</p>	<p>速やかに</p> <p>A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p>	<p>モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>A. 号機間電力融通 恒設ケーブル（1号～2号）による電源系が使用不能である場合は、 または、 号機間電力融通予備ケーブル（1号～2号）による電源系が使用不能である場合</p>	<p>速やかに</p> <p>A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}措置を開始する。</p>	

※4：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：空冷式非常用発電装置をいう。

※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※4：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：空冷式非常用発電装置をいう。

※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-3 >

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由																																							
85-15-3 電源車からの給電		85-15-3の2 電源車からの給電 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化																																							
(1) 運転上の制限																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車からの給電</td> <td>電源車による電源系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>電源車</td> </tr> <tr> <td>および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	所要数	1台×2	モード1、2、3、4、5、6	電源車	および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう		※1		※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車からの給電</td> <td>電源車による電源系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>電源車</td> </tr> <tr> <td>および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	所要数	1台×2	モード1、2、3、4、5、6	電源車	および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう		※1		※1								
項目	運転上の制限																																										
電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること																																										
適用モード	設備																																										
所要数	1台×2																																										
モード1、2、3、4、5、6	電源車																																										
および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう																																										
	※1																																										
	※1																																										
項目	運転上の制限																																										
電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること																																										
適用モード	設備																																										
所要数	1台×2																																										
モード1、2、3、4、5、6	電源車																																										
および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう																																										
	※1																																										
	※1																																										
※1：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリー」において運転上の制限を定める。																																											
(2) 確認事項																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長			3ヶ月に1回	電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長			3ヶ月に1回	電気 保修課長																
項目	確認事項	頻度	担当																																								
電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																								
		3ヶ月に1回	電気 保修課長																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																								
電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																								
		3ヶ月に1回	電気 保修課長																																								
(3) 要求される措置																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	10日間			A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	4時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	10日間			A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	4時間
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																								
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																								
	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	10日間																																								
		A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																								
		B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	4時間																																								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																								
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																								
	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	10日間																																								
		A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																								
		B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。	4時間																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-3

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
ある場合	可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となってい る当該系の少なくとも1系統を動作 可能な状態に復旧する。	ある場合	可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となってい る当該系の少なくとも1系統を動作 可能な状態に復旧する。	変更なし
C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	7 2時間 3 0日間 1 2時間 5 6時間
(3) 要求される措置 (続き)				
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 5、6お よび使用 済燃料ピ ットに燃 料体を貯 蔵してい る期間	A. 動作可能な電源 車による電源系 が2系統未満で ある場合 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行 っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非 満水) またはモード6 (キャピティ低 水位) の場合、1次系保有水を回復す る措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 措置を開 始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行 っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非 満水) またはモード6 (キャピティ低 水位) の場合、1次系保有水を回復す る措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 措置を開 始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※3：空冷式非常用発電装置をいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-3

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由																																								
85-15-3の2 電源車からの給電 (3号炉および4号炉)	85-15-3 電源車からの給電 (1号炉および2号炉)	対象号炉の明確化																																								
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車からの給電</td> <td>電源車による電源系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>電源車</td> </tr> <tr> <td>および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	所要数	1台×2	モード1、2、3、4、5、6	電源車	および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう		タンクローリー		※1		※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車からの給電</td> <td>電源車による電源系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>電源車</td> </tr> <tr> <td>および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	所要数	1台×2	モード1、2、3、4、5、6	電源車	および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう		タンクローリー		※1		※1					
項目	運転上の制限																																									
電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること																																									
適用モード	設備																																									
所要数	1台×2																																									
モード1、2、3、4、5、6	電源車																																									
および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう																																									
	タンクローリー																																									
	※1																																									
	※1																																									
項目	運転上の制限																																									
電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること																																									
適用モード	設備																																									
所要数	1台×2																																									
モード1、2、3、4、5、6	電源車																																									
および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯油そう																																									
	タンクローリー																																									
	※1																																									
	※1																																									
※1：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	※1：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)																																								
(2) 確認事項	(2) 確認事項																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長			3ヶ月に1回	電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長			3ヶ月に1回	電気 保修課長																	
項目	確認事項	頻度	担当																																							
電源車	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																							
		3ヶ月に1回	電気 保修課長																																							
項目	確認事項	頻度	担当																																							
電源車	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																							
		3ヶ月に1回	電気 保修課長																																							
(3) 要求される措置	(3) 要求される措置																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	10日間			B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	4時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※2}が動作</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	10日間			B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	4時間	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																							
	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	10日間																																							
		B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																							
		B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	4時間																																							
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																							
	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満で	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	10日間																																							
		B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																							
		B.3 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※2} が動作	4時間																																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-3

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
ある場合	可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となってい る当該系の少なくとも1系統を動作 可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	ある場合	可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となってい る当該系の少なくとも1系統を動作 可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	変更なし
完了時間	7 2時間 3 0日間	完了時間	7 2時間 3 0日間	
(3) 要求される措置（続き）				
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 措置を開 始する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認する ^{※4} 措置を開 始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※3：空冷式非常用発電装置をいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-4 <

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-15-4	蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電	85-15-4の2	蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電	蓄電池 (安全防護系用) による電源系および蓄電池 (3系統目) による電源系が動作可能であること	蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電	蓄電池 (安全防護系用) による電源系および蓄電池 (3系統目) による電源系が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (3系統目)	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (3系統目)	1組 1組
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度
蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (安全防護系用) が健全であることを確認する。 蓄電池 (安全防護系用) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。	蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (安全防護系用) が健全であることを確認する。 蓄電池 (安全防護系用) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。	定期事業者検査時 1週間に1回
蓄電池 (3系統目)	蓄電池 (3系統目) が健全であることを確認する。 蓄電池 (3系統目) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 140.6 V 以上であることを確認する。	蓄電池 (3系統目)	蓄電池 (3系統目) が健全であることを確認する。 蓄電池 (3系統目) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 140.6 V 以上であることを確認する。	定期事業者検査時 1週間に1回
担当		担当		発電室長
				当直課長
				発電室長
				当直課長
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	適用モード	条件	完了時間
モードA、1、2、3および4	蓄電池 (3系統目) による電源系が動作不能である場合	モードA、1、2、3および4	蓄電池 (3系統目) による電源系が動作不能である場合	4時間
				72時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-4>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合または蓄電池(安全防護系用)による電源系の全てが動作不能である場合 A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※4} 。 A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.5 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.6 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能な状態であることを確認する ^{※3} 措置を開始する。	モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。 B.3 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能な状態であることを確認する ^{※3} 措置を開始する。	
モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合または蓄電池(安全防護系用)による電源系の全てが動作不能である場合 A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※4} 。 A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.5 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.6 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能な状態であることを確認する ^{※3} 措置を開始する。	モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。 B.3 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能な状態であることを確認する ^{※3} 措置を開始する。	変更なし

※1：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※2：空冷式非常用発電装置による電源系1系統をいう。
 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-4

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-15-4の2 蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電 (3号炉および4号炉)		85-15-4 蓄電池 (安全防護系用) からの給電 (1号炉および2号炉)		蓄電池 (3系統目) の設置による差異および対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		蓄電池 (3系統目) の設置による差異
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
蓄電池 (安全防護系用) および蓄電池 (3系統目) からの給電	蓄電池 (安全防護系用) による電源系が動作可能であること	蓄電池 (安全防護系用) からの給電	蓄電池 (安全防護系用) による電源系1系統*1が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (3系統目)	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (3系統目) の設置による差異
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (安全防護系用) が健全であることを確認する。	蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (安全防護系用) が健全であることを確認する。	
蓄電池 (3系統目)	蓄電池 (3系統目) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 140.6 V 以上であることを確認する。	蓄電池 (安全防護系用)	蓄電池 (安全防護系用) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。	蓄電池 (3系統目) の設置による差異
	蓄電池 (3系統目) が健全であることを確認する。		蓄電池 (安全防護系用) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。	
	蓄電池 (3系統目) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 140.6 V 以上であることを確認する。		蓄電池 (安全防護系用) の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	完了時間
モード1、2、3および4	A. 蓄電池 (3系統目) による電源系が動作不能である場合	モード1、2、3および4	要求される措置	
	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同様の機能を有する重大事故等対処設備*2が動作可能であることを確認する*3。			完了時間
				4時間
				7.2時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-4

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
<p>および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合または、 蓄電池（安全防衛系用）による電源系の全てが動作不能である場合</p>	<p>30日</p>	<p>A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 および A.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する^{※3}措置を開始する。</p>	<p>12時間 56時間 速やかに</p>	<p>蓄電池（3系統目）の設置による差異</p>
<p>A. 蓄電池（安全防衛系用）または蓄電池（3系統目）による電源系が動作不能である場合</p>	<p>モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※4}。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する^{※3}措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</p>	<p>蓄電池（3系統目）の設置による差異</p>

※1：残りのディーゼル発電機1基をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※2：空冷式非常用発電装置による電源系1系統をいう。
 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-5 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由																		
85-15-5 可搬式整流器からの給電	85-15-5の2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化																		
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器からの給電</td> <td>可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> 可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー </td> <td> ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	1個	適用モード	可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー	※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器からの給電</td> <td>可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> 可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー </td> <td> ※2 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	1個	適用モード	可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー	※2 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5	
項目	運転上の制限	所要数																		
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	1個																		
適用モード	可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー	※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5																		
項目	運転上の制限	所要数																		
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	1個																		
適用モード	可搬式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) モード1、2、3、4、5、6および号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ディーゼル発電機(他号炉) 燃料油貯油そう(他号炉) 電源車 燃料油貯油そう タンクローリー	※2 ※3 ※3 ※3 ※4 ※5 ※5																		
※1：1系統とは、可搬式整流器1個。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) (号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-3 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※1：1系統とは、可搬式整流器1個。 ※2：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-2の2 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) (号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-3の2 電源車からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化																		
(2) 確認事項	(2) 確認事項																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長			
項目	確認事項	頻度	担当																	
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																	
項目	確認事項	頻度	担当																	
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-5

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

※6：残りのディーゼル発電機1基をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-5 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由																																																																											
<p>85-15-5の2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器からの給電</td> <td>可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式整流器</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機 (他号炉)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう (他号炉)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬式整流器1個。 ※2：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-2の2 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) (号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)) からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-3の2 電源車からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること	1個	適用モード	設備	※2		可搬式整流器	※3		空冷式非常用発電装置	※3		号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)	※3		号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)	※3		ディーゼル発電機 (他号炉)	※3		燃料油貯油そう (他号炉)	※4		電源車	※5		燃料油貯油そう	※5		タンクローリー	※5	<p>85-15-5 可搬式整流器からの給電 (1号炉および2号炉)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器からの給電</td> <td>可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式整流器</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル (1号~2号)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル (1号~2号)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機 (他号炉)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう (他号炉)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置用給油ポンプ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬式整流器1個。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル (1号~2号) (号機間電力融通予備ケーブル (1号~2号)) からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-3 電源車からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること	1個	適用モード	設備	※2		可搬式整流器	※2		空冷式非常用発電装置	※2		号機間電力融通恒設ケーブル (1号~2号)	※3		号機間電力融通予備ケーブル (1号~2号)	※3		ディーゼル発電機 (他号炉)	※3		燃料油貯油そう (他号炉)	※3		電源車	※4		燃料油貯油そう	※5		空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5		タンクローリー	※5	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p>
項目	運転上の制限	所要数																																																																											
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること	1個																																																																											
適用モード	設備	※2																																																																											
	可搬式整流器	※3																																																																											
	空冷式非常用発電装置	※3																																																																											
	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)	※3																																																																											
	号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)	※3																																																																											
	ディーゼル発電機 (他号炉)	※3																																																																											
	燃料油貯油そう (他号炉)	※4																																																																											
	電源車	※5																																																																											
	燃料油貯油そう	※5																																																																											
	タンクローリー	※5																																																																											
項目	運転上の制限	所要数																																																																											
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統*が動作可能であること	1個																																																																											
適用モード	設備	※2																																																																											
	可搬式整流器	※2																																																																											
	空冷式非常用発電装置	※2																																																																											
	号機間電力融通恒設ケーブル (1号~2号)	※3																																																																											
	号機間電力融通予備ケーブル (1号~2号)	※3																																																																											
	ディーゼル発電機 (他号炉)	※3																																																																											
	燃料油貯油そう (他号炉)	※3																																																																											
	電源車	※4																																																																											
	燃料油貯油そう	※5																																																																											
	空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	※5																																																																											
	タンクローリー	※5																																																																											
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 係長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 係長	<p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p>																																																											
項目	確認事項	頻度	担当																																																																										
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 係長																																																																										
項目	確認事項	頻度	担当																																																																										
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 係長																																																																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-5

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

※6：残りのディーゼル発電機1基をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-6 >

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由																																								
85-15-6 代替所内電気設備からの給電	85-15-6.2 代替所内電気設備からの給電 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化																																								
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備からの給電</td> <td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	通用モード	設備		所要数		1個		1個		※1		※2		※3		※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備からの給電</td> <td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	通用モード	設備		所要数		1個		1個		※1		※2		※3		※3	
項目	運転上の制限																																									
代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること																																									
通用モード	設備																																									
	所要数																																									
	1個																																									
	1個																																									
	※1																																									
	※2																																									
	※3																																									
	※3																																									
項目	運転上の制限																																									
代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること																																									
通用モード	設備																																									
	所要数																																									
	1個																																									
	1個																																									
	※1																																									
	※2																																									
	※3																																									
	※3																																									
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。	※1：「85-15-1.2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化																																								
※2：「85-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。	※2：「85-15-5.2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化																																								
※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※3：「85-15-7.2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。	対象号炉の明確化																																								
(2) 確認事項	(2) 確認事項																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器</td> <td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器</td> <td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気 保修課長																									
項目	確認事項	頻度	担当																																							
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気 保修課長																																							
項目	確認事項	頻度	担当																																							
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気 保修課長																																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-6>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5、6および燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	モード5、6および燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-6

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-15-6の2 代替所内電気設備からの給電 (3号炉および4号炉)		85-15-6 代替所内電気設備からの給電 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
	所要数		所要数	
	1個		1個	
	1個		1個	
	※1		※1	
	※2		※2	
	※3		※3	
	※3		※3	
※1：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-5の2 可搬式整流器からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-5 可搬式整流器からの給電 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		系統構成の差異 (1、2号炉固有設備) 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化 対象号炉の明確化、系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	
頻度	1ヶ月に1回	頻度	1ヶ月に1回	
担当	電気 係長	担当	電気 係長	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	
完了時間	要求される措置	完了時間	要求される措置	
モード A. 1、2、3および4	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能である場合	モード A. 1、2、3および4	A. 1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 および A. 2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-6>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	変更なし
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合 A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビタイ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビタイ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	
	12時間 56時間		12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-7

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
項目 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	項目 (1) 燃料油貯油そうの油量が466 m ³ *1以上あること と (2) タンクローリーの所要数で使用可能であること	SA対策高度化に伴い、消防ポンプから送水車に見直すとともに、その燃料を重油 (燃料油貯油そうに保管) に変更する
運転上の制限	運転上の制限	
適用モード モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備 燃料油貯油そう タンクローリー	所要数 466 m ³ *1 3台*2*3
※1：燃料油貯油そう4基分。 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※3：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数。	※1：燃料油貯油そう4基分。 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※3：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数。	
(2) 確認事項	(2) 確認事項	
項目 燃料油貯油そう	確認事項 油量を確認する。	頻度 1ヶ月に1回
タンクローリー	所要数で使用可能であることを確認する。	回数 3ヶ月に1回 タービン 保修課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-7

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる。	48時間	モード1、2、3および4	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる。	48時間	
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間		B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	速やかに		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	速やかに	
(3) 要求される措置 (続き)				(3) 要求される措置 (続き)				
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに		B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-7>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
い場合	速やかに	い場合	速やかに	
<p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>B.4 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>B.4 タービン保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>※4：代替品の補充等。 ※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、送水車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプおよび大容量ポンプ (放水砲用) をいう。 ※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>
<p>※4：代替品の補充等。 ※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプおよび大容量ポンプ (放水砲用) をいう。 ※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	速やかに	<p>※4：代替品の補充等。 ※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、送水車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプおよび大容量ポンプ (放水砲用) をいう。 ※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-7

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)																										
<p>85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備</td> <td>(1) 燃料油貯油そうの油量が466 m³※1以上あること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備 燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>466 m³※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>設 備 燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>3台※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯油そう4基分。 ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、タンクローリーの所要数が使用可能である場合、運転上の制限を満足してはみない。 ※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※4：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数。</p>	項目	運転上の制限	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が466 m ³ ※1以上あること	適用モード	設 備 燃料油貯油そう	所要数	466 m ³ ※1	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設 備 燃料油貯油そう	所要数	3台※2※3	<p>85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備</td> <td>(1) 燃料油貯油そうの油量が360 m³※1以上あること (2) 空冷式非常用発電装置用給油ポンプの所要数が動作可能であること※2 (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備 燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>360 m³※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>設 備 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>3台※3※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯油そう2基分。 ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、タンクローリーの所要数が使用可能である場合、運転上の制限を満足してはみない。 ※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※4：予備機1台を含む、1号炉および2号炉の合計所要数。</p>	項目	運転上の制限	燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が360 m ³ ※1以上あること (2) 空冷式非常用発電装置用給油ポンプの所要数が動作可能であること※2 (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること	適用モード	設 備 燃料油貯油そう	所要数	360 m ³ ※1	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設 備 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ	所要数	2台※2	タンクローリー	3台※3※4
項目	運転上の制限																										
燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が466 m ³ ※1以上あること																										
適用モード	設 備 燃料油貯油そう																										
所要数	466 m ³ ※1																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設 備 燃料油貯油そう																										
所要数	3台※2※3																										
項目	運転上の制限																										
燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が360 m ³ ※1以上あること (2) 空冷式非常用発電装置用給油ポンプの所要数が動作可能であること※2 (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること																										
適用モード	設 備 燃料油貯油そう																										
所要数	360 m ³ ※1																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設 備 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ																										
所要数	2台※2																										
タンクローリー	3台※3※4																										
	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化、系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p> <p>プラントに応じて算出した燃料消費量に基づく判断基準の差異</p> <p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備) (※2追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p> <p>プラントに応じて算出した燃料消費量に基づく判断基準の差異</p> <p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p> <p>設備仕様の差異</p> <p>系統構成の差異 (1、2号炉については、空冷式非常用発電装置用給油ポンプが機能喪失しても、タンクローリーによって燃料補給は継続的に実施可能であるため※2を追加) (以降、番号の繰り下げ)</p> <p>対象号炉の明確化</p>																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-7

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	タンクローリー	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が0.3MPa[gage]以上、容量が1.8m ³ /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数及使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長	系統構成の差異（1、2号炉固有設備）
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. 燃料油貯油そうの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量を制限値内に回復させる。 B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間 48時間	モード 1、2、 3および 4	A. 燃料油貯油そうの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリーの所要数を満足していない場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量を制限値内に回復させる。 B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※6を動作不能※7とみなす。	48時間 48時間 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-7

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）			変更後（1/2号炉）			差異の理由	
(3) 要求される措置（続き）			(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに
	B. タンクローリー一の所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		B. タンクローリー一の所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに

※4：代替品の補充等。

※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、送水車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。

※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

※5：代替品の補充等。

※6：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、送水車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。

※7：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

変更後 (3/4号炉)

85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)

分類	主要パラメータ (広域)	所定ヤンネル監視を満足できない場合の措置 ^{※3}	項目	確認事項
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認

変更前 (3/4号炉)

85-16-1 計装設備

分類	主要パラメータ (広域)	所定ヤンネル監視を満足できない場合の措置 ^{※3}	項目	確認事項
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認
原子炉停止設備の	① 1次冷却材高温側温度 (広域) ② 1次冷却材低温側温度 (広域) ③ 1次冷却材圧力 ^{※4} 【冷却水出口温度】 ^{※4}	① 主要パラメータをモニタリングし、計装室に警報を発する。計装室員は、当該計装室員に指示し、必要に応じて、当該計装室員に指示する。 ② 1次冷却材高温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材低温側温度が規定値を超過し、かつ、1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。 ③ 1次冷却材圧力が規定値を超過し、かつ、冷却水出口温度が規定値を超過している場合は、1次冷却材ポンプを停止し、1次冷却材循環を停止する。	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認	項目 1ヶ月に1回 確認事項 計装室員による確認

※1：プラント起動に伴う計装修正、真空ベンチングおよび原子炉停炉時監視用1号線検出計装設備のため開閉している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※2：プラント起動に伴う計装修正、真空ベンチングおよび原子炉停炉時監視用1号線検出計装設備のため開閉している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※3：()は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は運転上の制限を適用しない。
 ※4：()は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後 (3/4号炉)

変更前 (3/4号炉)

差異の理由

分類	主要パラメータ	監視機能	所定パラメータ	監視機能	監視項目	監視事項	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②格納容器内温度 監視機能	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②格納容器内温度 監視機能	完了時間 遅やかに	定期作業 格納容器 監視機能 または 格納容器 監視機能	1ヶ月に 1回	1ヶ月に 1回	計装 保修課 または 格納容器 監視機能	
原子炉格納容器内の水位	格納容器内水位	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②格納容器内温度 監視機能	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②格納容器内温度 監視機能	完了時間 遅やかに	定期作業 格納容器 監視機能 または 格納容器 監視機能	1ヶ月に 1回	1ヶ月に 1回	計装 保修課 または 格納容器 監視機能	

※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前 (3/4号炉)

分類	主要パラメータ	源 能 ^{注1)}	代動パラメータ ^{注2)}	所定パラメータ ^{注3)}	適用モード	項目	承認事項	担当
原子炉格納容器水位	原子炉下層キャベロチャイム水位	①燃料格納器再循環タンク水位 ②燃料格納器再循環タンク水位 ③燃料格納器再循環タンク水位 ④燃料格納器再循環タンク水位	①燃料格納器再循環タンク水位 ②燃料格納器再循環タンク水位 ③燃料格納器再循環タンク水位 ④燃料格納器再循環タンク水位	A. 1. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 A.2. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 A.3. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 B. 1. 当直置長は、主要パラメータが動作不能であることを検知する。 B.2. 当直置長は、主要パラメータが動作不能であることを検知する。 C. 1. 当直置長は、当直置長が故障状態であることを検知する。 C.2. 当直置長は、当直置長が故障状態であることを検知する。 D. モード1, 2, 3 D.1. 当直置長は、モード3にす および4において 条件A, Bまたは Cの制限を完了し い場合 E. モード5および6 E.1. 原子炉格納器は、原子炉格 納器内部の燃料の移動を 中止する ^{注4)} E.2. 当直置長は、1次冷却液中 のほう素濃度が低下する操 作を中止する。	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	項目 承認事項 燃料格納器 再循環タンク 水位	承認事項 燃料格納器 再循環タンク 水位	担当 燃料格納器 再循環タンク 水位

変更後 (3/4号炉)

分類	主要パラメータ	源 能 ^{注1)}	代動パラメータ ^{注2)}	所定パラメータ ^{注3)}	適用モード	項目	承認事項	担当
原子炉格納容器水位	原子炉下層キャベロチャイム水位	①燃料格納器再循環タンク水位 ②燃料格納器再循環タンク水位 ③燃料格納器再循環タンク水位 ④燃料格納器再循環タンク水位	①燃料格納器再循環タンク水位 ②燃料格納器再循環タンク水位 ③燃料格納器再循環タンク水位 ④燃料格納器再循環タンク水位	A. 1. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 A.2. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 A.3. 当直置長は、代動パラメータが動作不能であることを検知する。 B. 1. 当直置長は、主要パラメータが動作不能であることを検知する。 B.2. 当直置長は、主要パラメータが動作不能であることを検知する。 C. 1. 当直置長は、当直置長が故障状態であることを検知する。 C.2. 当直置長は、当直置長が故障状態であることを検知する。 D. モード1, 2, 3 D.1. 当直置長は、モード3にす および4において 条件A, Bまたは Cの制限を完了し い場合 E. モード5および6 E.1. 原子炉格納器は、原子炉格 納器内部の燃料の移動を 中止する ^{注4)} E.2. 当直置長は、1次冷却液中 のほう素濃度が低下する操 作を中止する。	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	項目 承認事項 燃料格納器 再循環タンク 水位	承認事項 燃料格納器 再循環タンク 水位	担当 燃料格納器 再循環タンク 水位

差異の理由

項目	承認事項	差異
燃料格納器再循環タンク水位	燃料格納器再循環タンク水位	差異なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更前 (3/4号炉)

変更後 (3/4号炉)

変更理由

分類	主部パラメータ	監視機能	所定チャックポイント	モード	条件	測定時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内の水素濃度 検計測装置	①主部パラメータの予備 ②特約監視式水素濃度検出装置 ③原子炉格納容器水素濃度 監視装置監視装置	A 主部パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 主部パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
				モード1, 2, 3, 4, 5および6	A.1 当監視装置は、当該パラメータが検出状態であることを検知する。また、A.2 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。または、A.3.1 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。または、A.3.2 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内の水素濃度 検計測装置	①主部パラメータの予備 ②特約監視式水素濃度検出装置 ③原子炉格納容器水素濃度 監視装置監視装置	B 代部パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	モード1, 2, 3, 4, 5および6	B 代部パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
				モード1, 2, 3, 4, 5および6	B.1 当監視装置は、当該パラメータが検出状態であることを検知する。また、B.2 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。または、B.3.1 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。または、B.3.2 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内の水素濃度 検計測装置	①主部パラメータの予備 ②特約監視式水素濃度検出装置 ③原子炉格納容器水素濃度 監視装置監視装置	C 1つの機能を有する全ての計測装置が動作不能である場合	モード1, 2, 3, 4, 5および6	C 1つの機能を有する全ての計測装置が動作不能である場合	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
				モード1, 2, 3, 4, 5および6	C.1 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。または、C.2 計測装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内の水素濃度 検計測装置	①主部パラメータの予備 ②特約監視式水素濃度検出装置 ③原子炉格納容器水素濃度 監視装置監視装置	D モード1, 2, 3, 4, 5および6において、Cの機能を有する計測装置が動作不能である場合	モード1, 2, 3, 4, 5および6	D モード1, 2, 3, 4, 5および6において、Cの機能を有する計測装置が動作不能である場合	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
				モード1, 2, 3, 4, 5および6	D.1 当監視装置は、当該パラメータが検出状態であることを検知する。または、D.2 当監視装置は、当該パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを検知する。	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内の水素濃度 検計測装置	①主部パラメータの予備 ②特約監視式水素濃度検出装置 ③原子炉格納容器水素濃度 監視装置監視装置	E モード5および6において、AまたはBの機能を有する計測装置が動作不能である場合	モード5および6	E モード5および6において、AまたはBの機能を有する計測装置が動作不能である場合	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長
				モード5および6	E.1 原子炉格納容器内の水素濃度検出装置は、1次冷却水中の水素濃度が低下する操作を中止する。	運転中 運転中	可搬型格納容器内の水素濃度 監視装置	1ヶ月に1回	計測 保守課長

※7：代替品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置に限る)。

※7：代替品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置に限る)。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前 (3/4号炉)

分類	主要パラメータ (アニエラスタ水素濃度) ※4	機能① ①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度 ②燃料貯蔵室内水素濃度 ③モニタリング水素濃度 ④アニエラスタ水素濃度 ⑤アニエラスタ水素濃度	所要求する モード 1	適用 モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	条件 A 1 代燃ハラムータを 計測する計測室で 動作不能である 場合 A 2 計測室は、当該計 測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 および、計測室は、当該計 測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 A 3.1 計測室は、当該計 測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 または、 A 3.2 計測室は、代燃ハ ラムータを計測する計測室 に明瞭に分かるよう な措置を講じる。	完了時間 選やかに 選やかに	項目 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度	頻度 定時業務 者検査時	担当 計測 係 保修係長
711303内の水素濃度									

※8：代替品の供給等(可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置または、アニエラスタ水素濃度計測装置)に限る。

変更後 (3/4号炉)

分類	主要パラメータ (アニエラスタ水素濃度) ※4	機能① ①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度 ②燃料貯蔵室内水素濃度 ③モニタリング水素濃度 ④アニエラスタ水素濃度 ⑤アニエラスタ水素濃度	所要求する モード 1	適用 モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	条件 A 1 当直員は、主要ハラムータを 計測する計測室で動作不能である 場合 A 2 計測室は、当該計測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 および、計測室は、当該計測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 A 3.1 計測室は、当該計測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。 または、 A 3.2 計測室は、代燃ハラムータを計測する計測室に明瞭に分かるよう な措置を講じる。	完了時間 選やかに 選やかに	項目 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度 燃料貯蔵 室内水素 濃度	頻度 定時業務 者検査時	担当 計測 係 保修係長
711303内の水素濃度									

※8：代替品の供給等(可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置または、アニエラスタ水素濃度計測装置)に限る。

差異の理由

変更なし

変更後 (3/4号炉)

変更前 (3/4号炉)

分類	主部パラメータ	機能	所定チャックル装置を規定できない場合の措置	適用モード	項目	頻度	担当
原子炉各種制御器の故障監視	主部パラメータ ①燃料制御炉内高レンジエリア ②燃料制御炉内低レンジエリア ③燃料制御炉内高レンジエリア ④燃料制御炉内低レンジエリア	①主部パラメータの電子パネル ②燃料制御炉内高レンジエリア ③燃料制御炉内低レンジエリア ④燃料制御炉内高レンジエリア ⑤燃料制御炉内低レンジエリア	燃料制御炉内高レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員
			燃料制御炉内低レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員
原子炉各種制御器の異常監視	主部パラメータ ①燃料制御炉内高レンジエリア ②燃料制御炉内低レンジエリア ③燃料制御炉内高レンジエリア ④燃料制御炉内低レンジエリア	①主部パラメータの電子パネル ②燃料制御炉内高レンジエリア ③燃料制御炉内低レンジエリア ④燃料制御炉内高レンジエリア ⑤燃料制御炉内低レンジエリア	燃料制御炉内高レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員
			燃料制御炉内低レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員

分類	主部パラメータ	機能	所定チャックル装置を規定できない場合の措置	適用モード	項目	頻度	担当
原子炉各種制御器の異常監視	主部パラメータ ①燃料制御炉内高レンジエリア ②燃料制御炉内低レンジエリア ③燃料制御炉内高レンジエリア ④燃料制御炉内低レンジエリア	①主部パラメータの電子パネル ②燃料制御炉内高レンジエリア ③燃料制御炉内低レンジエリア ④燃料制御炉内高レンジエリア ⑤燃料制御炉内低レンジエリア	燃料制御炉内高レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員
			燃料制御炉内低レンジエリア アモニタ (監視)	1	1つ	1ヶ月に1回	当班員

変更なし

変更なし

変更後（3/4号炉）

分類	主役ハラムメータ	機能①	所定ハラムメータ②	モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
系統保 持または 監視	出力領域中性子束 中間領域中性子束	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材圧縮器温度 ④3次冷却材圧縮器温度 (広域) ⑤ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束	モード1および モード2	A.主役ハラムメータを 計測する計測全て が動作不能である 場合	A.1.当直員は、代役ハラムメ ータが動作可能であることを 確認する。 および、状態監視員は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間に 達するか 遅やかに	運転の運 行を停止 する。	1ヶ月に 1回	計測 保修課長
					B.代役ハラムメータを 計測する計測全て が動作不能である 場合	B.1.当直員は、主役ハラムメ ータが動作可能であることを 確認する。 および、状態監視員は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間に 達するか 遅やかに			
系統保 持または 監視	中性子領域中性子束①② ③ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル	モード1	C.1つの領域を測定 する全ての計測が 動作不能である場 合	C.1.計測保修課長は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間 72時間			計測 保修課長
					D.モード1および2 において条件A、 BまたはCの閉鎖 を完了時間内に達 できない場合	D.1.当直員は、モード3にす る。	完了時間 12時間			

※9：P-6以上において、中性子領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。

変更前（3/4号炉）

分類	主役ハラムメータ	機能①	所定ハラムメータ②	モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
系統保 持または 監視	出力領域中性子束 中間領域中性子束	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材圧縮器温度 ④3次冷却材圧縮器温度 (広域) ⑤ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束	モード1および モード2	A.主役ハラムメータを 計測する計測全て が動作不能である 場合	A.1.当直員は、代役ハラムメ ータが動作可能であることを 確認する。 および、状態監視員は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間に 達するか 遅やかに	運転の運 行を停止 する。	1ヶ月に 1回	計測 保修課長
					B.代役ハラムメータを 計測する計測全て が動作不能である 場合	B.1.当直員は、主役ハラムメ ータが動作可能であることを 確認する。 および、状態監視員は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間に 達するか 遅やかに			
系統保 持または 監視	中性子領域中性子束①② ③ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主役ハラムメータの電子ヤ ンネル	モード1	C.1つの領域を測定 する全ての計測が 動作不能である場 合	C.1.計測保修課長は、当該社員 が故障状態であることを確認 し、監視員に判断にかかるとい うような措置を講じる。 および、状態監視員は、当該社員 の行動可能な状態にする。	完了時間 72時間			計測 保修課長
					D.モード1および2 において条件A、 BまたはCの閉鎖 を完了時間内に達 できない場合	D.1.当直員は、モード3にす る。	完了時間 12時間			

※9：P-6以上において、中性子領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとみなさない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-16-1>

変更前 (3/4号炉)

変更後 (3/4号炉)

変更理由

分類	主役パラメータ 〔中間領域起動時〕 ³⁴	機能 ³¹ 代替パラメータ ³² ①中間領域中性子束	所屬チャンネル監視を規定できない場合の措置 ³³	適用モード モード2、3、4、5および6	項目	頻度	担当
変更なし	〔中性子領域起動時〕 ³⁴	①中性子領域中性子束 ³²	条件 A 代替パラメータを計測する計測全てが動作不能であるおよび計測状態異常は、当該計測が異常状態であることを明らかに分るようなら、動作不能であるおよび計測状態異常は、当該計測を講じる。	完了時間 遅やかに 遅やかに	項目 運転の遅延を伴う動作不能である。	1ヶ月に1回	計測係長 保修係長 当直係長
			注 ※ 運転中の異常発生または故障				
変更なし	〔中性子領域起動時〕 ³⁴	①中性子領域中性子束 ³²	条件 B 1つの機能を認識する全ての計測が動作不能である場合 C モード2、3および4において条件AまたはBの問題が完了期間内に発生している場合 D モード5および6において条件AまたはBの問題が完了期間内に発生している場合	完了時間 遅やかに 遅やかに	項目 運転の遅延を伴う動作不能である。	1ヶ月に1回	計測係長 保修係長 当直係長
			注 ※ 運転中の異常発生または故障				

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更後 (3/4号炉)

変更前 (3/4号炉)

変更理由

変更なし

Table with columns: 分類, 主要パラメータ, 監視機能, 運用モード, 所定条件, 異常発生時の措置, 異常発生時の対応, 異常発生時の修理, 異常発生時の点検, 異常発生時の点検頻度, 異常発生時の点検項目, 異常発生時の点検方法, 異常発生時の点検場所, 異常発生時の点検人員, 異常発生時の点検記録, 異常発生時の点検報告, 異常発生時の点検結果, 異常発生時の点検評価, 異常発生時の点検改善, 異常発生時の点検検証, 異常発生時の点検フォローアップ.

Table with columns: 分類, 主要パラメータ, 監視機能, 運用モード, 所定条件, 異常発生時の措置, 異常発生時の対応, 異常発生時の修理, 異常発生時の点検, 異常発生時の点検頻度, 異常発生時の点検項目, 異常発生時の点検方法, 異常発生時の点検場所, 異常発生時の点検人員, 異常発生時の点検記録, 異常発生時の点検報告, 異常発生時の点検結果, 異常発生時の点検評価, 異常発生時の点検改善, 異常発生時の点検検証, 異常発生時の点検フォローアップ.

※10: 本体名の名称(燃料格納罐モニタ入口温度/出口温度(SA))および原子炉強制冷却水タンク加圧ライン圧力に限る。
※11: 燃料格納罐モニタ入口温度/出口温度(SA)または原子炉強制冷却水タンク加圧ライン圧力に限る。
※12: 原子炉強制冷却水タンク加圧ライン圧力について実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1 >

変更後 (3/4号炉)

変更前 (3/4号炉)

分類	主部ハラムメータ	所定チャック止装置を差込できない場合の措置	説明	項目	頻度	担当
高気圧主部冷却水位	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	A.1 当監視装置は、代替ハラムメータの電子ヤンネルを計測する計測室で動作不能である場合 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	計測
			高気圧主部冷却水位	1ヶ月に1回	計測	
高気圧主部冷却圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	B.1 当監視装置は、主部ハラムメータを計測する計測室で動作不能である場合 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	30日	30日	計測
			1次冷却貯圧力	30日	計測	
1次冷却貯圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量 ⑤1次冷却貯圧力 ⑥1次冷却貯圧力温度 ⑦1次冷却貯圧力温度	C.1 計測装置修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	72時間	72時間	計測
			高気圧主部冷却水位	72時間	計測	
高気圧主部冷却圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	D.1 当監視装置は、モード3にす およびモード4において 条件A、BまたはCの閉鎖を完了し、モード5にす 場合がある。	モード 1、2、3、4、5および6	12時間	12時間	計測
			1次冷却貯圧力	12時間	計測	
1次冷却貯圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量 ⑤1次冷却貯圧力 ⑥1次冷却貯圧力温度 ⑦1次冷却貯圧力温度	E.1 原子燃料監視装置は、原子燃料監視室内での燃料の移動を中止する。 および原子燃料監視装置は、1次冷却貯圧力の異常監視が低下する場 合を全て中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	56時間	56時間	計測
			高気圧主部冷却水位	56時間	計測	

変更後 (3/4号炉)

分類	主部ハラムメータ	所定チャック止装置を差込できない場合の措置	説明	項目	頻度	担当
高気圧主部冷却水位	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	A.1 当監視装置は、代替ハラムメータの電子ヤンネルを計測する計測室で動作不能である場合 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	計測
			高気圧主部冷却水位	1ヶ月に1回	計測	
高気圧主部冷却圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	B.1 当監視装置は、主部ハラムメータを計測する計測室で動作不能である場合 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	30日	30日	計測
			1次冷却貯圧力	30日	計測	
1次冷却貯圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量 ⑤1次冷却貯圧力 ⑥1次冷却貯圧力温度 ⑦1次冷却貯圧力温度	C.1 計測装置修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。 および計測室修理中は、当該計測室に閉鎖に付かることによる運転を中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	72時間	72時間	計測
			高気圧主部冷却水位	72時間	計測	
高気圧主部冷却圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量	D.1 当監視装置は、モード3にす およびモード4において 条件A、BまたはCの閉鎖を完了し、モード5にす 場合がある。	モード 1、2、3、4、5および6	12時間	12時間	計測
			1次冷却貯圧力	12時間	計測	
1次冷却貯圧力	①主部ハラムメータの電子ヤ ンネル ②高気圧主部冷却水位 ③高気圧主部冷却水位 ④高気圧主部冷却水位流量 ⑤1次冷却貯圧力 ⑥1次冷却貯圧力温度 ⑦1次冷却貯圧力温度	E.1 原子燃料監視装置は、原子燃料監視室内での燃料の移動を中止する。 および原子燃料監視装置は、1次冷却貯圧力の異常監視が低下する場 合を全て中止する。	モード 1、2、3、4、5および6	56時間	56時間	計測
			高気圧主部冷却水位	56時間	計測	

変更理由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更前 (3/4号炉)

変更後 (3/4号炉)

差異の理由

分類	主制御ポンプ停止警報発生時できない場合の措置 ¹⁾	所定条件	項目	頻度	組当
水素の循環	① 主制御ポンプ停止 ② 冷却ポンプ停止 ③ 冷却ポンプ停止に伴う水素の循環停止	A 主制御ポンプ停止警報発生時 1. 2. 3. 4. 5. および 6	水の循環 水素の循環	1ヶ月に1回	計装係 保修係長
	① 主制御ポンプ停止警報発生時 ② 冷却ポンプ停止 ③ 冷却ポンプ停止に伴う水素の循環停止	A 主制御ポンプ停止警報発生時 1. 2. 3. 4. 5. および 6	水の循環 水素の循環	1ヶ月に1回	計装係 保修係長

分類	主制御ポンプ停止警報発生時できない場合の措置 ¹⁾	所定条件	項目	頻度	組当
水素の循環	① 主制御ポンプ停止警報発生時 ② 冷却ポンプ停止 ③ 冷却ポンプ停止に伴う水素の循環停止	A 主制御ポンプ停止警報発生時 1. 2. 3. 4. 5. および 6	水の循環 水素の循環	1ヶ月に1回	計装係 保修係長
	① 主制御ポンプ停止警報発生時 ② 冷却ポンプ停止 ③ 冷却ポンプ停止に伴う水素の循環停止	A 主制御ポンプ停止警報発生時 1. 2. 3. 4. 5. および 6	水の循環 水素の循環	1ヶ月に1回	計装係 保修係長

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更後(3/4号炉)

85-16-1.2 計装設備(3号炉および4号炉)

分類	主要パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	代移パラメータ② ② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	所定パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	条件 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	措置 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	完了時間 速やかに	項目 監視長 監視長 監視長	確認事項 監視長 監視長 監視長	相違 監視長 監視長 監視長
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	

※1： フラント起動に伴う計装校正。真空中に原子炉停炉時監視長に計装監視のため開閉している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※2： 代移パラメータに該当する異常発生監視長に監視長であり、代移パラメータが監視長であることを示す。
 ※3： () は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は監視長上の制限を適用しない。
 ※4： () は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は監視長上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後(1/2号炉)

85-16-1 計装設備(1号炉および2号炉)

分類	主要パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>代移パラメータ② ② 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>所定パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>条件 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>措置 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>完了時間 速やかに</th> <th>項目 監視長 監視長 監視長</th> <th>確認事項 監視長 監視長 監視長</th> <th>相違 監視長 監視長 監視長</th> </th></th>	代移パラメータ② ② 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>所定パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>条件 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>措置 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>完了時間 速やかに</th> <th>項目 監視長 監視長 監視長</th> <th>確認事項 監視長 監視長 監視長</th> <th>相違 監視長 監視長 監視長</th> </th>	所定パラメータ ① 1次冷却材高温制御温度 (広域) <th>条件 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>措置 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。</th> <th>完了時間 速やかに</th> <th>項目 監視長 監視長 監視長</th> <th>確認事項 監視長 監視長 監視長</th> <th>相違 監視長 監視長 監視長</th>	条件 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	措置 A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	完了時間 速やかに	項目 監視長 監視長 監視長	確認事項 監視長 監視長 監視長	相違 監視長 監視長 監視長
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	
原子炉 監視長 監視長 監視長	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	② 1次冷却材高温制御温度 (広域)	① 1次冷却材高温制御温度 (広域)	A.1 当監視長は、代移パラメータを計測する状態全てが動作不能である場合 A.2 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。 A.3 計装設備監視長は、当該計装設備に明記されているような措置を講じる。	速やかに	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	監視長 監視長 監視長	

※1： フラント起動に伴う計装校正。真空中に原子炉停炉時監視長に計装監視のため開閉している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※2： 代移パラメータに該当する異常発生監視長に監視長であり、代移パラメータが監視長であることを示す。
 ※3： () は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は監視長上の制限を適用しない。
 ※4： () は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は監視長上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後(3/4号炉)

分類	主要パラメータ	機能	適用モード	所要チャーンレベルを超過できない場合の措置	項目	確認事項	担当
高圧安全注入流量	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	モード1、2、3、4、5、6	1. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
				2. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
高圧安全注入流量	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	モード1、2、3、4、5、6	1. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
				2. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班

変更後(1/2号炉)

分類	主要パラメータ	機能	適用モード	所要チャーンレベルを超過できない場合の措置	項目	確認事項	担当
高圧安全注入流量	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	モード1、2、3、4、5、6	1. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
				2. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
高圧安全注入流量	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	① 主要パラメータの値を監視する ② 加圧器水位 ③ 原炉炉心水位 ④ 燃料棒格納罐水位	モード1、2、3、4、5、6	1. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班
				2. 当監視装置は、代わりのパラメータが動作可能であることを確認する。	項目	監視装置の動作確認	計装課 保守班

差異の理由

設備名称の差異、上位文書の差異(1、2号炉と3、4号炉の代替パラメータの差異)(以下、本ページにおいて明記しない箇所については同様の理由による差異)

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更後(3/4号炉)

分類	主要パラメータ	機能	所要求する山数	適用モード	所要求する山数	項目	確認事項	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当

変更後(1/2号炉)

分類	主要パラメータ	機能	所要求する山数	適用モード	所要求する山数	項目	確認事項	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当
原子炉格納容器内圧	格納容器内圧	①主蒸気発生器出力 ②格納容器内圧	1	モード1, 2, 3, 4, 0	1	項目	項目	組当

差異の理由

設備名称の差異(以下、明記しない箇所については同様の理由による差異)

系統構成の差異(1, 2号炉固有設備(原子炉下部キャビティ注水ポンプ)出口流量積算)

※6: 原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について裏面する。

※6: 原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について裏面する。

変更後（3/4号炉）

分類	主要パラメータ	機能	所要手 本機	適用 モード	項目	確認事項	担当
原子炉制御系統内の 故障保護系	① 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	① 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	A 主要パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	1ヶ月に1回 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	② 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	② 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	B 代替パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	30日 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	③ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	③ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	C 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
原子炉制御系統内の 故障保護系	④ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	④ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	D 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	⑤ 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	⑤ 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	E 代替パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	30日 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	⑥ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	⑥ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	F 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課

変更後（1/2号炉）

分類	主要パラメータ	機能	所要手 本機	適用 モード	項目	確認事項	担当
原子炉制御系統内の 故障保護系	① 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	① 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	A 主要パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	1ヶ月に1回 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	② 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	② 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	B 代替パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	30日 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	③ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	③ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	C 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
原子炉制御系統内の 故障保護系	④ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	④ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	D 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	⑤ 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	⑤ 燃料制御内低レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	E 代替パラメータを 計測する状態にて 動作不能である 場合	30日 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課
	⑥ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	⑥ 燃料制御内高レンジエリア アネータ (感レンジ)	1	モード 1, 2, 3, 4, 0	F 1つの機能を履歴 する全ての計器が 動作不能である場 合	72時間 確認を行う 動作不能による異常 を確認する。	計装 保修課

差異の理由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（1/2号炉）

変更後（3/4号炉）

差異の理由

変更なし

分類	主要パラメータ	機能	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
出力領域中性子束	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	モード1およびモード2	A. 主要パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合 B. 代替パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	A. 1. 当直員は、代替パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 B. 1. 当直員は、主要パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	速やかに 30日	① 当直員は、代替パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 ② 当直員は、主要パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	定期業務 異常発生時 修繕時 1ヶ月に1回 動作不能による異常発生時 異常発生時 異常発生時 異常発生時	計測 保護 修繕
異常の検出または異常の発生	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	モード1およびモード2	A. 1つの機能を検出する全ての計測装置が動作不能である場合 B. モード1およびモード2において条件A、BまたはCの機能を完了時間内に達成できない場合	A. 1. 計測装置は、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 B. 1. 計測装置は、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	速やかに 30日 72時間	① 1つの機能を検出する全ての計測装置が動作不能である場合 ② モード1およびモード2において条件A、BまたはCの機能を完了時間内に達成できない場合	定期業務 異常発生時 修繕時 1ヶ月に1回 動作不能による異常発生時 異常発生時 異常発生時 異常発生時	計測 保護 修繕

※9：P-6以上において、中性子領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみさない。

分類	主要パラメータ	機能	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
出力領域中性子束	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	モード1およびモード2	A. 主要パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合 B. 代替パラメータを計測する計測装置が動作不能である場合	A. 1. 当直員は、代替パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 B. 1. 当直員は、主要パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	速やかに 30日	① 当直員は、代替パラメータを計測する計測装置が動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 ② 当直員は、主要パラメータが動作不能であることを確認し、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	定期業務 異常発生時 修繕時 1ヶ月に1回 動作不能による異常発生時 異常発生時 異常発生時 異常発生時	計測 保護 修繕
異常の検出または異常の発生	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	①主要パラメータの値 ②中間領域中性子束 ③1次冷却炉高圧制御装置 ④広域 ⑤緊急炉心停止制御装置 ⑥3号炉タフ水位	モード1およびモード2	A. 1つの機能を検出する全ての計測装置が動作不能である場合 B. モード1およびモード2において条件A、BまたはCの機能を完了時間内に達成できない場合	A. 1. 計測装置は、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。 B. 1. 計測装置は、当直員に報告し、必要に応じて措置を講じる。	速やかに 30日 72時間	① 1つの機能を検出する全ての計測装置が動作不能である場合 ② モード1およびモード2において条件A、BまたはCの機能を完了時間内に達成できない場合	定期業務 異常発生時 修繕時 1ヶ月に1回 動作不能による異常発生時 異常発生時 異常発生時 異常発生時	計測 保護 修繕

※9：P-6以上において、中性子領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみさない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更後(3/4号炉)

変更後(1/2号炉)

変更の理由

分類	主原炉メータ 〔中間領域起動率〕 ⁸⁴	機能 ⁸¹⁾ 代替炉メータ ⁸²⁾ ①中間領域中性子率	所要子 山数	適用 モード	条件	措置	完了時間 ⁸³⁾	項目	頻度	担当
	〔年中性子領域起動率〕 ⁸⁵⁾	①中性子領域中性子率 ⁸⁵⁾	1	モード 2、3、 4、5お よび6	A 代替炉メータを 計測する計測全て 動作不能である 場合 B 1つの機能を確認 する全ての計測が 動作不能である場 合 C モード2、3および 4において条件 AまたはBの措置 および措置 Cである場合 D モード5および6 において条件Aま たはBの措置を完 了する期間内に測定で きる場合	A.1 当直員長は、主要炉メー タが動作可能であることを 確認する。 A.2 計装設備修理工長は、当該計器 が故障状態であることを、運 転員に明確に分かるような 措置を講じる。 A.3 計装設備修理工長は、当該計器 を動作可能な状態にする。 B.1 計装設備修理工長は、当該機能 の主要炉メータまたは、 代替炉メータが動作可能 であることを確認する。 C.1 当直員長は、モード3にす る。 C.2 当直員長は、モード3にす る。 C.3 当直員長は、モード3にす る。 D.1 原子燃料部長は、原子燃料 納容室内での燃料の移動を 中止する ⁸⁶⁾ 。 D.2 当直員長は、1次冷卻液中 のほう素濃度が低下する操 作を全て中止する。	遅やかに 遅やかに 遅やかに 遅やかに	1ヶ月に 1回 1回 1回	計装 保修課長 保修課長 当直員長	

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-16-1

変更後(3/4号炉)

分類	主要パラメータ	監視機能	所定チャネル監視を規定できない場合の措置	適用モード	条件	措置	実行時間	項目	確認事項	担当
格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	A. 主要パラメータを 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	A. 主要パラメータを 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	格納炉内圧力 格納炉内圧力 格納炉内圧力	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	B. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	B. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、冷却水タンク水位が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	冷却水タンク水位 冷却水タンク水位 冷却水タンク水位	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	C. 格納炉内圧力を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	C. 格納炉内圧力を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、格納炉内圧力が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	格納炉内圧力 格納炉内圧力 格納炉内圧力	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	D. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	D. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、冷却水タンク水位が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	冷却水タンク水位 冷却水タンク水位 冷却水タンク水位	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員

変更後(1/2号炉)

分類	主要パラメータ	監視機能	所定チャネル監視を規定できない場合の措置	適用モード	条件	措置	実行時間	項目	確認事項	担当
格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	A. 主要パラメータを 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	A. 主要パラメータを 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	格納炉内圧力 格納炉内圧力 格納炉内圧力	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	B. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	B. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、冷却水タンク水位が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	冷却水タンク水位 冷却水タンク水位 冷却水タンク水位	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	①格納炉内圧力 ②格納炉内圧力 ③格納炉内圧力	C. 格納炉内圧力を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	C. 格納炉内圧力を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、格納炉内圧力が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	格納炉内圧力 格納炉内圧力 格納炉内圧力	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員
原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	①原子炉冷却水タンク水位 ②原子炉冷却水タンク水位 ③原子炉冷却水タンク水位	D. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	D. 冷却水タンク水位を 計測する計測不能 の場合	1. 当監視長は、冷却水タンク水位が動作可能であることを確認する。 2. 計測不能の場合、当監視長は、当該計測装置が故障していることを監視し、必要に応じて、当監視長は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 3. 30日 4. 30日	冷却水タンク水位 冷却水タンク水位 冷却水タンク水位	1ヶ月に 1回	定期点検 異常発生 警報発生時	計測 保修員 および 原子炉 検査員

※0: 代替品の補充等(格納炉内圧力/出口温度(SA)および原子炉冷却水タンク水位/原子炉内圧力)に関する。
 ※1: 原子炉冷却水タンク水位/原子炉内圧力に関する。
 ※2: 原子炉冷却水タンク水位/原子炉内圧力に関する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1 >

変更後（1/2号炉）

変更後（3/4号炉）

差異の理由

分類	主要パラメータ	監視機能①	所定チャネル監視を規定できない場合の措置②③	適用モード	条件	措置	実行時間	確認事項	項目	頻度	担当
高気圧生排気減圧力	代替パラメータ②③ ①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	1	①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	A 主要パラメータを 計測する状態である 場合 B 代替パラメータを 計測する状態である 場合	A 1 当監視長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。	選やかに 選やかに 選やかに 選やかに	① 1ヶ月に1回 ② 1ヶ月に1回 ③ 1ヶ月に1回 ④ 1ヶ月に1回	計装 保修課	計装 保修課	計装 保修課
高気圧生排気減圧力	代替パラメータ②③ ①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	1	①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	A 主要パラメータを 計測する状態である 場合 B 代替パラメータを 計測する状態である 場合	A 1 当監視長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。	選やかに 選やかに 選やかに 選やかに	① 1ヶ月に1回 ② 1ヶ月に1回 ③ 1ヶ月に1回 ④ 1ヶ月に1回	計装 保修課	計装 保修課	計装 保修課

分類	主要パラメータ	監視機能①	所定チャネル監視を規定できない場合の措置②③	適用モード	条件	措置	実行時間	確認事項	項目	頻度	担当
高気圧生排気減圧力	代替パラメータ②③ ①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	1	①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	A 主要パラメータを 計測する状態である 場合 B 代替パラメータを 計測する状態である 場合	A 1 当監視長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。	選やかに 選やかに 選やかに 選やかに	① 1ヶ月に1回 ② 1ヶ月に1回 ③ 1ヶ月に1回 ④ 1ヶ月に1回	計装 保修課	計装 保修課	計装 保修課
高気圧生排気減圧力	代替パラメータ②③ ①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	1	①主要パラメータの値が ②異常発生時監視水位 ③異常発生時監視水位 ④異常発生時監視水位	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	A 主要パラメータを 計測する状態である 場合 B 代替パラメータを 計測する状態である 場合	A 1 当監視長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。 なお、計装設備異常は、当該計装員に明確に分かるような措置を講じる。	選やかに 選やかに 選やかに 選やかに	① 1ヶ月に1回 ② 1ヶ月に1回 ③ 1ヶ月に1回 ④ 1ヶ月に1回	計装 保修課	計装 保修課	計装 保修課

設備名称の差異（以下、明記しない箇所については同様の理由による差異）

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第85条 85-16-1＞

変更後（3/4号炉）

分類	主要パラメータ	検 査 能 力	検 査 機 種	所定チャネル状態を満足できない場合の措置 ³³⁾	完了時間	項目	頻度	担当
格納容器バハスの監視	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	A.1 当監視長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 計装設備修理長は、当該計器が修理状態であることを確認し、修理を請じる。 A.3 計装設備修理長は、当該計器を動作可能な状態にする。	選やかに	1ヶ月に1回	計装 設備修理	
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	B.1 計装設備修理長は、当該監視長の主要パラメータまたは、計器が動作可能な状態に属する。	選やかに	30日	計装 設備修理	
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	C.1 当監視長は、モード3にす	1.2時間			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	D.1 原子燃料監視長は、原子炉格納容器内の燃料の移動をおよび、 7)はB)の措置を要する。 D.2 当監視長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			

変更後（1/2号炉）

分類	主要パラメータ	検 査 能 力	検 査 機 種	所定チャネル状態を満足できない場合の措置 ³³⁾	完了時間	項目	頻度	担当
格納容器バハスの監視	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	A.1 当監視長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 計装設備修理長は、当該計器が修理状態であることを確認し、修理を請じる。 A.3 計装設備修理長は、当該計器を動作可能な状態にする。	選やかに	1ヶ月に1回	計装 設備修理	
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	B.1 計装設備修理長は、当該監視長の主要パラメータまたは、計器が動作可能な状態に属する。	選やかに	30日	計装 設備修理	
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	C.1 当監視長は、モード3にす	1.2時間			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	D.1 原子燃料監視長は、原子炉格納容器内の燃料の移動をおよび、 7)はB)の措置を要する。 D.2 当監視長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			
	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	1	代検パラメータ ³⁴⁾	① 蒸気発生炉排水水位 ② 蒸気発生炉排水圧力	選やかに			

差異の理由

設備名称の差異（以下、明記しない箇所については同様の理由による差異）

系統構成の差異（3、4号炉固有設備（安全補機空排気ガスモニタ））

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-2 <

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)

85-16-2 可搬型計測器

設備	所要数	運用モード	所要数を満足できない場合の措置			確認事項		
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A 動作可能な設備が所要数を満足していない場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 また、計測係長は、代替措置A.2を検討し、原子炉主任技師の承認を得て実施する。 B.1 当直課長は、モード3にす および、 B.2 当直課長は、モード5にす および、	完了時間 30日	機種の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	計測係長 検査時 3ヶ月に1回	計測係長
		モード5および6	A 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計測係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 また、計測係長は、代替措置A.2を検討し、原子炉主任技師の承認を得て実施する。 B.1 当直課長は、モード3にす および、 B.2 当直課長は、モード5にす および、	運やかに			

※1：代替品の補充等。

変更後 (3/4号炉)

85-16-2の2 可搬型計測器 (3号炉および4号炉)

設備	所要数	運用モード	所要数を満足できない場合の措置			確認事項		
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A 動作可能な設備が所要数を満足していない場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 また、計測係長は、代替措置A.2を検討し、原子炉主任技師の承認を得て実施する。 B.1 当直課長は、モード3にす および、 B.2 当直課長は、モード5にす および、	完了時間 30日	機種の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	計測係長 検査時 3ヶ月に1回	計測係長
		モード5および6	A 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計測係長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 また、計測係長は、代替措置A.2を検討し、原子炉主任技師の承認を得て実施する。 B.1 当直課長は、モード3にす および、 B.2 当直課長は、モード5にす および、	運やかに			

※1：代替品の補充等。

差異の理由

対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-2 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)				変更後 (1/2号炉)				差異の理由
85-16-2.2 可搬型計測器 (3号炉および4号炉)				85-16-2 可搬型計測器 (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化
設備	所置数	適用モード	条件	項目	頻度	担当	確認事項	
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A 動作可能な原簿が所置数を満足していない場合 B 条件Aの前提を満たす期間内に達成できない場合 C 以下の修理長は、モード5に適用される。 D 以下の修理長は、モード5に適用される。	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	完了期間 30日	担当 主任 保安係長	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	
			A 1 計装係修理長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 A.2 計装係修理長は、代替期間 30日以内に当該設備の点検を終了する。 B 1 当直修理長は、モード3に適用される。 C 以下の修理長は、モード5に適用される。 D 以下の修理長は、モード5に適用される。	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	完了期間 30日	担当 主任 保安係長	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	
		モード5および6	A 動作可能な原簿が所置数を満足していない場合	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	完了期間 30日	担当 主任 保安係長	項目の確認を行う。動作可能な状態にあることを確認する。	

※1：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-3

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由									
85-16-3 記録				85-16-3の2 記録 (3号炉および4号炉)				対象号炉の明確化									
設備	所要数・系統数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	設備	所要数・系統数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
可燃性液体計測装置 (可燃性液体計測装置/出口流量(SA)用)	4個	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 A.1 計測修理員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 計測修理員は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに	速やかに	種別の確認 進行状況 確認 あることを 確認する。	1ヶ月に1回	計測修理員	可燃性液体計測装置 (可燃性液体計測装置/出口流量(SA)用)	4個	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 A.1 計測修理員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 計測修理員は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに	速やかに	種別の確認 進行状況 確認 あることを 確認する。	1ヶ月に1回	計測修理員
安全パラメータ表示システム (SPDS)表示装置	1系列 ^{※1} 4台 ^{※1}	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 動作可能な設備が所要数・系統数を満たしていない場合 および A.1 計測修理員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 計測修理員は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに	速やかに	動作可能な状態に復帰することを確認する。 あることを 確認する。	1ヶ月に1回	計測修理員	安全パラメータ表示システム (SPDS)表示装置	1系列 ^{※1} 4台 ^{※1}	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 動作可能な設備が所要数・系統数を満たしていない場合 および A.1 計測修理員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 計測修理員は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに	速やかに	動作可能な状態に復帰することを確認する。 あることを 確認する。	1ヶ月に1回	計測修理員

※1： 3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。
 ※2： 代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

※1： 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。
 ※2： 代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-3

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）

85-16-3の2 記録（3号炉および4号炉）

設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	確認事項	項目	頻度	担当
可搬式原子炉計測装置（機検装置設置用） 監視ユニット入口温度（SA用）	1個	モード1、2、3、4、5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 B 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A 1 計測装置は、当該設備運営中に定期的に動作可能な状態に維持する。 および A.2 計測装置は、代替措置を講ずる。	完了時期 速やかに	機検装置設置用 監視ユニット入口温度（SA用）	3ヶ月に1回	主任係長
安全パラメータ表示システム（SPDS）表示装置	1系列 ^{※1} 4台 ^{※1}	モード1、2、3、4、5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 B 系統数を満たしていない場合	A 1 計測装置は、当該設備運営中に定期的に動作可能な状態に維持する。 および A.2 計測装置は、代替措置を講ずる。	完了時期 速やかに	安全パラメータ表示システム（SPDS）表示装置	1ヶ月に1回	主任係長

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。
 ※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

変更後（1/2号炉）

85-16-3 記録（1号炉および2号炉）

設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	確認事項	項目	頻度	担当
可搬式原子炉計測装置（機検装置設置用） 監視ユニット入口温度（SA用）	3個	モード1、2、3、4、5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 B 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A 1 計測装置は、当該設備運営中に定期的に動作可能な状態に維持する。 および A.2 計測装置は、代替措置を講ずる。	完了時期 速やかに	監視ユニット入口温度（SA用）	3ヶ月に1回	主任係長
安全パラメータ表示システム（SPDS）表示装置	1系列 ^{※1} 4台 ^{※1}	モード1、2、3、4、5および6	A 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 B 系統数を満たしていない場合	A 1 計測装置は、当該設備運営中に定期的に動作可能な状態に維持する。 および A.2 計測装置は、代替措置を講ずる。	完了時期 速やかに	安全パラメータ表示システム（SPDS）表示装置	1ヶ月に1回	主任係長

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。
 ※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

差異の理由

対象号炉の明確化

系統構成の差異、設備名称の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	85-17-1の2	居住性の確保および汚染の持ち込み防止 (3号炉および4号炉)	対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット	1台 1台 1台 1基
モード1、2、3、4、5および6	可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	※5
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料供給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。				
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料供給設備（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-11-1の2 水素排出、放射性物質の濃度低減（3号炉および4号炉）」において運転上の制限を定める。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
(2) 確認事項								変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
中央制御室空調ファン	中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	中央制御室空調ファン	中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	
中央制御室循環ファン	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係長	中央制御室非常用循環ファン	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係長	
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係長	可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係長	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。								
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード A.1, 2, 3 および4	モード A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	
				モード B.				モード B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たさない場合
※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了した期間内に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または</p> <p>B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	12時間 56時間	<p>場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了した期間内に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	<p>は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	変更なし

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※9：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由
85-17-1の2 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 (3号炉および4号炉)		85-17-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
	中央制御室非常用循環ファン 1台		中央制御室非常用循環ファン 1台	設備名称の差異
	中央制御室空調ファン 1台		制御建屋送気ファン 1台	設備名称の差異
	中央制御室循環ファン 1台		制御建屋循環ファン 1台	
	中央制御室非常用循環フィルタユニット 1基		中央制御室非常用循環フィルタユニット 1基	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯油そう ※4	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 11個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯油そう ※4 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ ※4	使用箇所での所要数の差異 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
タンクローリー	※4	タンクローリー	※4	設備名称の差異
Aアニュラス空気浄化ファン	※5	Aアニュラス循環排気ファン	※5	設備名称の差異
Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	※5	Aアニュラス循環排気フィルタユニット	※5	設備名称の差異
よび6	窒素ポンベ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	よび6	窒素ポンベ(アニュラス排気弁等作動用)	設備名称の差異
※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること をいう。		※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること をいう。		
※2：3号炉および4号炉の合計所要数		※2：1号炉および2号炉の合計所要数		対象号炉の明確化
※3：「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電(1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化
※4：「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備(1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化、 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)
※5：「85-11-1の2 水素排出、放射性物質の濃度低減(3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。		※5：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減(1号炉および2号炉)」において運転上の制限を定める。		対象号炉の明確化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）				変更後（1/2号炉）				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長	
中央制御室空調ファン	中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長	中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長		設備名称の差異
中央制御室循環ファン				中央制御室循環ファン				設備名称の差異
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係修課長	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	原子炉 係修課長		
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修 課長	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修 課長		
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管 理課長	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管 理課長		
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管 理課長	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管 理課長		

※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作可能である場合	中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作可能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	B.1 電気係修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる。 または B.2 電気係修課長および放射線管理課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任	72時間 10日 10日

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作可能である場合	中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作可能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※7} とともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	B.1 電気係修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる。 または B.2 電気係修課長および放射線管理課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任	72時間 10日 10日

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合は、</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または</p> <p>B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	12時間 56時間	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合は、</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または</p> <p>B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	変更なし
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合は、</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または</p> <p>B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	12時間 56時間	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合は、</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または</p> <p>B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	変更なし

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※9：代替品の補充等。

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※9：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
第85条 85-18-1

赤下線：3/4号炉取行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

差異の理由

変更後 (1/2/3/4号炉)

変更前 (3/4号炉)

85-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
放射線計測 及び放射線 の測定	可搬式モニタリングポスト	8個	モード1、2、 および運用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵してい る期間	A.1 放射線管理係は、監視設備を点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	運用モード1に1回 放射線管理係	可搬式モニタリングポストの機能の点検を行う。	可搬式モニタリングポストの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	電線ケーブルカメラ	2個		A.2 放射線管理係は、代替監視カメラを点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	1年に1回 放射線管理係	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
可燃性ガス検出	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
可燃性ガス検出	可燃性ガス検出器	1個			3ヶ月に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	1台			3ヶ月に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理係

85-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
放射線計測 及び放射線 の測定	可搬式モニタリングポスト	8個	モード1、2、 および運用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵してい る期間	A.1 放射線管理係は、監視設備を点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	運用モード1に1回 放射線管理係	可搬式モニタリングポストの機能の点検を行う。	可搬式モニタリングポストの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	電線ケーブルカメラ	2個		A.2 放射線管理係は、代替監視カメラを点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	1年に1回 放射線管理係	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
可燃性ガス検出	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	2個			1年に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
可燃性ガス検出	可燃性ガス検出器	1個			3ヶ月に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	1台			3ヶ月に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理係

項目	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
風向・風速 その他の気 象条件の測 定	可燃性ガス検出器	1個	モード1、2、 および運用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵してい る期間	A.1 放射線管理係は、監視設備を点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	運用モード1に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	1個		A.2 放射線管理係は、代替監視カメラを点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	1年に1回 放射線管理係	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
電源確保	空冷式非常用発電機	1台			1年に1回 放射線管理係	空冷式非常用発電機の点検を行う。	空冷式非常用発電機の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	空冷式非常用発電機	1台			1年に1回 放射線管理係	空冷式非常用発電機の点検を行う。	空冷式非常用発電機の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係

項目	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
風向・風速 その他の気 象条件の測 定	可燃性ガス検出器	1個	モード1、2、 および運用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵してい る期間	A.1 放射線管理係は、監視設備を点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	運用モード1に1回 放射線管理係	可燃性ガス検出器の点検を行う。	可燃性ガス検出器の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	可燃性ガス検出器	1個		A.2 放射線管理係は、代替監視カメラを点検し、異常を発生している場合、および運用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、監視設備の点検を行う。	1年に1回 放射線管理係	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	電線ケーブルカメラの機能の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
電源確保	空冷式非常用発電機	1台			1年に1回 放射線管理係	空冷式非常用発電機の点検を行う。	空冷式非常用発電機の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係
	空冷式非常用発電機	1台			1年に1回 放射線管理係	空冷式非常用発電機の点検を行う。	空冷式非常用発電機の点検を行う。	1年に1回	放射線管理係

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数。
※2：設備中に異常が発生した場合の措置となる。
※3：代替監視カメラの設置数。
※4：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の空冷式非常用発電機の燃料補給に使用する。

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数。
※2：設備中に異常が発生した場合の措置となる。
※3：代替監視カメラの設置数。
※4：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の空冷式非常用発電機の燃料補給に使用する。

※5：1号炉および2号炉の空冷式非常用発電機の燃料補給に使用する。

系統構成の差異
(1、2号炉固有設備)

1、2号炉の追加
1、2号炉の追加

1、2号炉の追加

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-19-1 >

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (1/2/3/4号炉)	差異の理由																								
<p>85-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) ※3 空冷式非常用発電装置※2 ※4 燃料油貯油そう ※4 タンクローリー※2 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：3号炉および4号炉の両方が要求される。</p> <p>※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	適用モード	電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車 (緊急時対策所用) ※3 空冷式非常用発電装置※2 ※4 燃料油貯油そう ※4 タンクローリー※2 ※4	<p>85-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) ※4 空冷式非常用発電装置※2 ※5 燃料油貯油そう ※5 タンクローリー※2 ※5 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ※3 ※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉について要求される。 ※3：1号炉および2号炉について要求される。 ※4：1号炉および2号炉については「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (1号炉および2号炉)」、3号炉および4号炉については「85-15-1の2 空冷式非常用発電装置からの給電 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。 ※5：1号炉および2号炉については「85-15-7 燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーによる燃料補給設備 (1号炉および2号炉)」、3号炉および4号炉については「85-15-7の2 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備 (3号炉および4号炉)」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	適用モード	電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車 (緊急時対策所用) ※4 空冷式非常用発電装置※2 ※5 燃料油貯油そう ※5 タンクローリー※2 ※5 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ※3 ※5	<p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備) (※3追加に伴い、以降番号繰り下げ) 1、2号炉の追加 系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p>								
項目	運転上の制限																									
電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること																									
適用モード	電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1																									
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車 (緊急時対策所用) ※3 空冷式非常用発電装置※2 ※4 燃料油貯油そう ※4 タンクローリー※2 ※4																									
項目	運転上の制限																									
電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること																									
適用モード	電源車 (緊急時対策所用) 1台×2※1																									
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車 (緊急時対策所用) ※4 空冷式非常用発電装置※2 ※5 燃料油貯油そう ※5 タンクローリー※2 ※5 空冷式非常用発電装置用給油ポンプ※3 ※5																									
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	<p>系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)</p>
項目	確認事項	頻度	担当																							
電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																							
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																							
項目	確認事項	頻度	担当																							
電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																							
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-1>

赤下線：3/4号炉現行版と1/2/3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (1/2/3/4号炉)		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車(緊急時対策所用)が2台未満である場合	A.1 電気保修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	
	B. 動作可能な電源車(緊急時対策所用)が1台未満である場合	B.1 電気保修課長は、動作不能となつてい る電源車(緊急時対策所用)の少なくとも も1台を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 電気保修課長は、代替措置※5を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実施す る。	10日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時 間に達成できな い場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な電源車(緊急時対策所用)が2台未満である場合	A.1 電気保修課長は、電源車(緊急時対策 所用)2台を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※5を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実施す る措置を開始する。	速やかに 速やかに	

※5：代替品の補充等。

※6：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第85条 85-20-1＞

変更前 (3/4号炉)

85-20-1 通信連絡		変更後 (1/2/3/4号炉)	
機軸	所蔵機・系 系統機 1.3台 1.3台 1.3台 9.0台	所蔵機・系 系統機 2.1台 1.0台 1.0台 9.0台	通称モード モード3 モード4 おひび4
機軸	設置機 電源装置(固定) 電源装置(可搬) トラランシーバ 搬行型電話装置	設置機 電源装置(固定) 電源装置(可搬) トラランシーバ 搬行型電話装置	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	所要数を満足できない場合の措置 [※]	所要数を満足できない場合の措置 [※]	確認事項 1ヶ月に1回 3ヶ月に1回 1ヶ月に1回 計係保修課長
機軸	条件	条件	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	完了時間	完了時間	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	確認事項	確認事項	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	備考	備考	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)

変更前 (1/2/3/4号炉)

85-20-1 通信連絡		変更後 (1/2/3/4号炉)	
機軸	所蔵機・系 系統機 2.0台 1.1系列 [※] 1.1系列 [※] 4台	所蔵機・系 系統機 3.1台 1.0系列 [※] 1.0系列 [※] 4台	通称モード モード3 モード4 おひび4
機軸	設置機 電源装置(固定) 電源装置(可搬) トラランシーバ 搬行型電話装置	設置機 電源装置(固定) 電源装置(可搬) トラランシーバ 搬行型電話装置	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	所要数を満足できない場合の措置 [※]	所要数を満足できない場合の措置 [※]	確認事項 1ヶ月に1回 3ヶ月に1回 1ヶ月に1回 計係保修課長
機軸	条件	条件	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	完了時間	完了時間	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	確認事項	確認事項	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)
機軸	備考	備考	項目 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機) 搬送装置(可搬機) 搬送装置(固定機)

変更理由

1、2号炉追加に伴う、使用箇所での所要数等の差異

変更前 (3/4号炉)

変更後 (1/2/3/4号炉)

85-20-1 通信連絡 (続き)

85-20-1 通信連絡 (続き)

差異の理由

項目	設備	系統数	通明モード	条件	所要数を満たさない場合の措置 ⁸⁵⁾	完了時間	項目	確認事項	担当
電源連 接設備	電源電圧 (0.0定) 2.0台 電源電圧 (0.0定) 1.0台 トラランシーバ 9.0台	2系統	モード5 モード6 モード7 モード8 モード9 モード10 モード11	A. 動作可能な電源電圧 (0.0定) 2.0台 電源電圧 (0.0定) 1.0台 トラランシーバ 9.0台 操作可能な電源電圧 (0.0定) 2.0台 電源電圧 (0.0定) 1.0台 トラランシーバ 9.0台 操作可能な電源電圧 (0.0定) 2.0台 電源電圧 (0.0定) 1.0台 トラランシーバ 9.0台	A.1 電源修繕員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 A.2 電源修繕員は、代替措置 ⁸⁶⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始してはならない場合がある。 B.1 電源修繕員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 B.2 電源修繕員は、代替措置 ⁸⁶⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 C.1 計装修繕員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 C.2 計装修繕員は、代替措置 ⁸⁶⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 D. 安全ハラメータ等、安全ハラメータ伝送システム (SPDS) の表示装置	速やかに ⁸⁷⁾	電源電圧 (0.0定) 2.0台 電源電圧 (0.0定) 1.0台 トラランシーバ 9.0台	1ヶ月に1回 電気修繕員	
通信連 接設備	安全ハラメータ等表示システム (SPDS) 安全ハラメータ伝送システム SPDS表示装置	1系列 ⁸⁸⁾ 1系列 ⁸⁸⁾ 4台		B. 積分子力計出力ユニットに接続する通信連絡設備 ⁸⁹⁾ が動作不能である場合 C. 動作可能なSPD表示装置 ⁹⁰⁾ が動作不能である場合 D. 安全ハラメータ等表示システム (SPDS) の表示装置	B.1 電源修繕員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 B.2 電源修繕員は、代替措置 ⁸⁶⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 C.1 計装修繕員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 C.2 計装修繕員は、代替措置 ⁸⁶⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 D. 安全ハラメータ等表示システム (SPDS) の表示装置	速やかに ⁸⁷⁾	安全ハラメータ等表示システム (SPDS) 安全ハラメータ伝送システム SPDS表示装置	1ヶ月に1回 計装修繕員	
電源車 (緊急時専用用)	燃料油貯蔵タンク	4台		燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	速やかに ⁸⁷⁾	燃料油貯蔵タンク	1ヶ月に1回 計装修繕員	
電源車 (緊急時専用用)	燃料油貯蔵タンク	4台		燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	速やかに ⁸⁷⁾	燃料油貯蔵タンク	1ヶ月に1回 計装修繕員	
電源車 (緊急時専用用)	燃料油貯蔵タンク	4台		燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	速やかに ⁸⁷⁾	燃料油貯蔵タンク	1ヶ月に1回 計装修繕員	
電源車 (緊急時専用用)	燃料油貯蔵タンク	4台		燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	速やかに ⁸⁷⁾	燃料油貯蔵タンク	1ヶ月に1回 計装修繕員	

1、2号炉の追加、対象号炉の明確化
対象号炉の明確化
系統構成の差異 (1、2号炉固有設備)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-20-1>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (1/2/3/4号炉)	差異の理由
<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※5：サーバー一切等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>	<p>※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※5：サーバー一切等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-21-1 >

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由																																				
85-21-1 アクセスルートの確保		85-21-1の2 アクセスルートの確保 (3号炉および4号炉)		対象号炉の明確化																																				
(1) 運転上の制限																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>油圧ショベル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数^{*1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル		所要数 ^{*1}		2台		1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>油圧ショベル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数^{*1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル		所要数 ^{*1}		2台		1台									
項目	運転上の制限																																							
アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること																																							
適用モード	設備																																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル																																							
	所要数 ^{*1}																																							
	2台																																							
	1台																																							
項目	運転上の制限																																							
アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること																																							
適用モード	設備																																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル																																							
	所要数 ^{*1}																																							
	2台																																							
	1台																																							
※1：3号炉および4号炉の合計所要数																																								
(2) 確認事項																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長													
項目	確認事項	頻度	担当																																					
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																					
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
(3) 要求される措置																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モードA 1、2、3 および4</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置^{*2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA 1、2、3 および4	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モードA 1、2、3 および4</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置^{*2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA 1、2、3 および4	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モードA 1、2、3 および4	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																					
	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに																																					
	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モードA 1、2、3 および4	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																					
	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
モードA 5、6および使用済燃料ピットに燃	所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに																																					
	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-21-1>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
料体を貯蔵している期間	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	料体を貯蔵している期間	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	変更なし

※2：代替品の補充等。

※2：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-21-1 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)		変更後 (1/2号炉)		差異の理由																																				
85-21-1の2 アクセスルートの確保 (3号炉および4号炉)		85-21-1 アクセスルートの確保 (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化																																				
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>油圧ショベル</td> </tr> <tr> <td>所要数^{*1}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル	所要数 ^{*1}	2台		1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>油圧ショベル</td> </tr> <tr> <td>所要数^{*1}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル	所要数 ^{*1}	2台		1台													
項目	運転上の制限																																							
アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること																																							
適用モード	設備																																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル																																							
所要数 ^{*1}	2台																																							
	1台																																							
項目	運転上の制限																																							
アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること																																							
適用モード	設備																																							
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル																																							
所要数 ^{*1}	2台																																							
	1台																																							
※1：3号炉および4号炉の合計所要数		※1：1号炉および2号炉の合計所要数																																						
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	対象号炉の明確化												
項目	確認事項	頻度	担当																																					
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																					
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																					
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モード1、2、3および4</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置^{*2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5、6および使用済燃料ピットに燃</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モード1、2、3および4</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置^{*2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5、6および使用済燃料ピットに燃</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																					
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
モード5、6および使用済燃料ピットに燃	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに																																					
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																					
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
モード5、6および使用済燃料ピットに燃	A. 所要数を満足していない場合	A.1 タービン保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行	速やかに																																					
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-21-1>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）		変更後（1/2号炉）		差異の理由
料体を貯蔵している期間	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	変更なし
料体を貯蔵している期間	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>速やかに</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>速やかに</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	

※2：代替品の補充等。

※2：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第 8 7 条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 8 7 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 6 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。)で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となす事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等)においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 6 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 8 7 - 1 に定める範囲内で延長することができる※ 1 ※ 2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※ 1 ※ 2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することから、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 8 8 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(当直課長および品質保証室長等を除く。)が第 1 7 条、第 8 8 条、第 8 9 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>※ 1：第 2 節で定められた頻度にも適用される。 ※ 2：第 8 9 条第 3 項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 8 7 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 6 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。)で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となす事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等)においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 6 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 8 7 - 1 に定める範囲内で延長することができる※ 1 ※ 2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※ 1 ※ 2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することから、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 8 8 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(当直課長および品質保証室長等を除く。)が第 1 7 条、第 8 8 条、第 8 9 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>※ 1：第 2 節で定められた頻度にも適用される。 ※ 2：第 8 9 条第 3 項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
頻度	備考	頻度	備考	
この規定第2項または第3項で定める頻度		この規定第2項または第3項で定める頻度		
15分に1回	分単位の間隔で確認する	3分	分単位の間隔で確認する。	記載の適正化
1時間に1回	分単位の間隔で確認する	15分	分単位の間隔で確認する。	
4時間に1回	時間単位の間隔で確認する	1時間	時間単位の間隔で確認する。	
8時間に1回	時間単位の間隔で確認する	2時間	時間単位の間隔で確認する。	
12時間に1回	時間単位の間隔で確認する	3時間	時間単位の間隔で確認する。	
1日に1回	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する	6時間	時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。	
3日に1回	日単位の間隔で確認する	1日	日単位の間隔で確認する。	
1週間に1回	1週間=7日 日単位の間隔で確認する	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する。	
10日に1回	日単位の間隔で確認する。	3日	日単位の間隔で確認する。	
1ヶ月に1回	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。	
3ヶ月に1回	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する。	
6ヶ月に1回	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する	46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する。	
1年に1回	1年=365日 日単位の間隔で確認する。	92日	1年=365日 日単位の間隔で確認する。	

表 8 7 - 1

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜第 8 9 条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 8 9 条 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。)) は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※¹を要求される。なお、運用方法については、表 8 8 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するたため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※²。</p> <p>3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、表 8 9 - 1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置※¹を実施する。</p> <p>4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 8 8 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保修を行う場合、関係課 (室) 長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※³を順次実施し、その全てが終了した時点から 2 4 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第 8 8 条第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 1 0 項に準拠する。なお、第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 2 項に基づく点検・保修および第 3 項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 8 9 条 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。)) は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※¹を要求される。なお、運用方法については、表 8 8 - 1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するたため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※²。</p> <p>3. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、表 8 9 - 1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置※¹を実施する。</p> <p>4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 8 8 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保修を行う場合、関係課 (室) 長と協議し実施する。</p> <p>6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第 1 項を実施する場合、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※³を順次実施し、その全てが終了した時点から 2 4 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第 8 8 条第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 1 0 項に準拠する。なお、第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第 2 項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、第 2 項に基づく点検・保修および第 3 項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
第 8 5 条 (85-16-1)	<p>・原子炉下部キャビティ水位</p> <p>・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認することを確認する。 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算</p>	第 8 5 条 (85-16-1) <u>(85-16-102)</u>	<p>・原子炉下部キャビティ水位</p>	<p>・1号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設備 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・原子炉下部キャビティ水位積算</p> <p>・3号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設備 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算</p>
第 8 5 条 (85-16-1)	<p>・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認することを確認する。 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算</p>	第 8 5 条 (85-16-1) <u>(85-16-102)</u>	<p>・原子炉下部キャビティ水位</p>	<p>・1号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設備 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・原子炉下部キャビティ水位積算</p> <p>・3号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設備 ① 燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ② 代替パラメータ② ・燃料冷却系循環ポンプ圧力水位 ・炉水タンク水位 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算 ・燃料冷却系循環ポンプ出口流量積算</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 8 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>※ 4 : 「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう。</p> <p>※ 5 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※ 6 : 「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※ 7 : モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>※ 8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※ 9 : 「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置1台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※ 4 : 「他号炉」とは、1号炉については2号炉、2号炉については3号炉を、3号炉については4号炉、4号炉については3号炉をいう。</p> <p>※ 5 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※ 6 : 「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※ 7 : モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>※ 8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※ 9 : 「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置1台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第95条＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上[*]、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動すること（1号炉および2号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上[*]、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動すること（1号炉および2号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)、(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>未臨界維持のための燃料等配置管理の見直し</p> <p>(8)項 追加に伴い、以降番号繰り下げ</p> <p>(8)項追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	差異の理由																												
(なし)	<div style="text-align: center;"> <p>図 9 5 燃料貯蔵領域図</p> </div> <table border="1" data-bbox="1050 495 1241 1167" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">550kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.5m³)</th> <th colspan="2">450kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.0m³)</th> </tr> <tr> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 領域 A</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> </tr> <tr> <td>□ 領域 B</td> <td>燃焼度 200d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 150d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> <td>燃焼度 000d/t 以上</td> </tr> <tr> <td>■ 領域 C</td> <td>燃焼度 500d/t 以上</td> <td>燃焼度 150d/t 以上</td> <td>燃焼度 450d/t 以上</td> <td>燃焼度 100d/t 以上</td> <td>燃焼度 100d/t 以上</td> </tr> </tbody> </table>			550kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.5m ³)		450kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.0m ³)		使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	□ 領域 A	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	□ 領域 B	燃焼度 200d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 150d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	■ 領域 C	燃焼度 500d/t 以上	燃焼度 150d/t 以上	燃焼度 450d/t 以上	燃焼度 100d/t 以上	燃焼度 100d/t 以上	未臨界維持のための燃料等 配置管理の見直し
				550kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.5m ³)		450kg/t 燃料 (初期燃焼 燃焼約 4.0m ³)																								
		使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり																									
□ 領域 A	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上																									
□ 領域 B	燃焼度 200d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 150d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上	燃焼度 000d/t 以上																									
■ 領域 C	燃焼度 500d/t 以上	燃焼度 150d/t 以上	燃焼度 450d/t 以上	燃焼度 100d/t 以上	燃焼度 100d/t 以上																									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第96条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(燃料の検査) 第96条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。 2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。 3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。<u>(3号炉および4号炉のみ)</u>。</p>	<p>(燃料の検査) 第96条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。 2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。 3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>1、2号炉の追加 1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第97条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) $F^{N_{XY}}$ (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F_{N_{\Delta H}}$ (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F。 (i) 出力運転時ほう素濃度 (j) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合)</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</p>	<p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) $F^{N_{XY}}$ (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F_{N_{\Delta H}}$ (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F_{G} (i) 出力運転時ほう素濃度 (j) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合)</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 9 7 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図9.5に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置)に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること(1号炉および2号炉のみ)。</p> <p>(6) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p>	<p>1、2号炉の追加</p> <p>未臨界維持のための燃料等配置管理の見直し</p> <p>(5)項追加に伴い、以降番号繰り下げ</p>
<p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)、(6)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(5)項追加に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第98条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講ずること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(11) 使用済燃料ピットの燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(10)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講ずること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（1号炉および2号炉のみ）。</p> <p>(11) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(12) 使用済燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講ずること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(10)、(11)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>差異の理由</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>未臨界維持のための燃料等配置管理の見直し</p> <p>(9)項追加に伴い、以降番号繰り下げ</p> <p>(9)項追加に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 9 8 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由																				
表 9 8 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	表 9 8 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	変更なし
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																							
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																							
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																							
3号炉	3号炉、4号炉																							
4号炉	3号炉、4号炉																							
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																							
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																							
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																							
3号炉	3号炉、4号炉																							
4号炉	3号炉、4号炉																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第9 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 9 9 条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。<u>(3号炉および4号炉のみ)</u>。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。<u>(3号炉および4号炉のみ)</u>。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。<u>(3号炉および4号炉のみ)</u>。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車面を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7. 検査を実施する課(室)長*1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するた め、次の検査を実施する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 9 9 条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車面を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7. 検査を実施する課(室)長*1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するた め、次の検査を実施する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 9 条 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 外觀検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：検査を実施する課（室）長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。</p>	<p>(1) 外觀検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：検査を実施する課（室）長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第100条の2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽壁保管庫における放射性固体廃棄物ならび</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽壁保管庫における放射性固体廃棄物ならび</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第100条の2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>に蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱に関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の積当量率が法令に定める値を超えないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p>	<p>に蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱に関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の積当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第100条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定めている値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面密度限度</u>についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定めている値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度</u>についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第100条の4>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第100条の4 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 各課(室)長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第100条の4 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく設計および工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 各課(室)長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第102条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>									
<p>表102-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>3.3 × 10¹⁵ Bq/年 6.2 × 10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	3.3 × 10 ¹⁵ Bq/年 6.2 × 10 ¹⁰ Bq/年	<p>表102-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>3.4 × 10¹⁵ Bq/年 6.1 × 10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	3.4 × 10 ¹⁵ Bq/年 6.1 × 10 ¹⁰ Bq/年	<p>1、2号炉への高燃焼度燃料導入に伴う変更</p>
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	3.3 × 10 ¹⁵ Bq/年 6.2 × 10 ¹⁰ Bq/年									
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	3.4 × 10 ¹⁵ Bq/年 6.1 × 10 ¹⁰ Bq/年									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第102条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前

表102-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長
放射線 気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長
	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
放射線 気体廃棄物	廃樹脂処理建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保修課長

表102-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{*1}	作業の所管課(室)長

*1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

変更後

表102-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長
放射線 気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長
	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
放射線 気体廃棄物	廃樹脂処理建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保修課長

表102-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{*1}	作業の所管課(室)長

*1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

差異の理由
 変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第115条>

変更前	変更後	差異の理由																																																																														
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第115条 放射線管理課長および計装保課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第115条 放射線管理課長および計装保課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>																																																																															
<p>表115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器※1</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置</td> <td>3台※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器※1※5</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射線計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>42台※3</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置</td> <td>環境モニタリン</td> <td>1台※4</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>グセーター所長</td> <td>1台※4</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器※1	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	4台	試料放射線測定装置	3台※2		積算線量計		1式	放射線監視用計測器※1※5	モニタポスト	放射線管理課長	5台	モニタステーション		1台	環境放射線計測器	エリアモニタ	計装保課長	42台※3	試料放射線測定装置	環境モニタリン	1台※4	積算線量計測定装置	グセーター所長	1台※4	<p>表115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器※1</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置</td> <td>3台※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器※1※5</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射線計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>42台※3</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置</td> <td>環境モニタリン</td> <td>1台※4</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>グセーター所長</td> <td>1台※4</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器※1	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	4台	試料放射線測定装置	3台※2		積算線量計		1式	放射線監視用計測器※1※5	モニタポスト	放射線管理課長	5台	モニタステーション		1台	環境放射線計測器	エリアモニタ	計装保課長	42台※3	試料放射線測定装置	環境モニタリン	1台※4	積算線量計測定装置	グセーター所長	1台※4	<p>1、2号炉の追加</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																																													
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																																													
放射線管理用計測器※1	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台																																																																													
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																																													
	退出モニタ		4台																																																																													
	試料放射線測定装置		3台※2																																																																													
	積算線量計		1式																																																																													
放射線監視用計測器※1※5	モニタポスト	放射線管理課長	5台																																																																													
	モニタステーション		1台																																																																													
環境放射線計測器	エリアモニタ	計装保課長	42台※3																																																																													
	試料放射線測定装置	環境モニタリン	1台※4																																																																													
	積算線量計測定装置	グセーター所長	1台※4																																																																													
分類	計測器種類	担当	数量																																																																													
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																																													
放射線管理用計測器※1	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台																																																																													
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																																													
	退出モニタ		4台																																																																													
	試料放射線測定装置		3台※2																																																																													
	積算線量計		1式																																																																													
放射線監視用計測器※1※5	モニタポスト	放射線管理課長	5台																																																																													
	モニタステーション		1台																																																																													
環境放射線計測器	エリアモニタ	計装保課長	42台※3																																																																													
	試料放射線測定装置	環境モニタリン	1台※4																																																																													
	積算線量計測定装置	グセーター所長	1台※4																																																																													
<p>※1：3号炉および4号炉の重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定装置」において管理する。</p> <p>※2：1台は表103の試料放射線測定装置と共用</p> <p>※3：管理区域外測定用の6台を含む。</p> <p>※4：環境放射線計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用</p> <p>※5：</p>	<p>※1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定装置」において管理する。</p> <p>※2：1台は表103の試料放射線測定装置と共用</p> <p>※3：管理区域外測定用の6台を含む。</p> <p>※4：環境放射線計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用</p> <p>※5：</p>																																																																															

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第120条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第120条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保安を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備^{*1}(3号炉および4号炉) (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備 4. 施設管理の重要度の設定</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第120条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第120条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、1.1. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、各号炉毎に保安を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備^{*1} (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備 4. 施設管理の重要度の設定</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子力部門は、3. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保安重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p>	<p>原子力部門は、3. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保安重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p>	<p>1、2号炉の追加</p>
<p>原子力部門は、3. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保安重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p>	<p>原子力部門は、3. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保安重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保安計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (6. 1 参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画 (6. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保安計画 (6. 3 参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保安計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保安の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保安計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保安を基本として、以下に示す保安方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保安</p> <p>① 時間基準保安</p> <p>② 状態基準保安</p> <p>b. 事後保安</p>	<p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保安計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (6. 1 参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画 (6. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保安計画 (6. 3 参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保安計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保安の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保安計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保安を基本として、以下に示す保安方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保安</p> <p>① 時間基準保安</p> <p>② 状態基準保安</p> <p>b. 事後保安</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(3) 原子力部門は、選定した保安方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p>	<p>(3) 原子力部門は、選定した保安方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保安の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保安計画にしたがって保安を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、第120条の2による設計管理および第120条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保安の結果について記録する。</p> <p>8. 保安の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要は是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保安を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果</p>	<p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保安の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保安計画にしたがって保安を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の実施にあたって、第120条の2による設計管理および第120条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保安の結果について記録する。</p> <p>8. 保安の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要は是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保安を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>変更前</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.0.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>1.2. 構成管理</p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第120条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p> <p>1.3. 情報共有</p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>変更後</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.0.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>1.2. 構成管理</p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第120条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p> <p>1.3. 情報共有</p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>差異の理由</p> <p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条の5>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(定期事業者検査の実施) 第120条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課（室）とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。 6. 各課（室）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a, bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>(定期事業者検査の実施) 第120条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課（室）とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。 6. 各課（室）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a, bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>第9章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子力緊急時対策本部（以下、「発電所対策本部」という。）の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p>第9章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子力緊急時対策本部（以下、「発電所対策本部」という。）の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p>1、2号炉の原子炉主任技術者を原子力防災組織図に明記</p>
<p>図121 原子力防災組織図</p>	<p>図121 原子力防災組織図</p>	<p>1、2号炉の原子炉主任技術者を原子力防災組織図に明記</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第122条の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																														
<p>(緊急作業従事者の選定) 第122条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表122の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表122の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第122条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表122の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急作業の方法※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項および第131条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、<u>第18条の7第1項</u>、<u>第125条</u>および第131条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理に関する知識	1時間以上		緊急作業の方法※1	3時間以上		緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定) 第122条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表122の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表122の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第122条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表122の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急作業の方法※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項および第131条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、第18条の6第1項、第125条および第131条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上		緊急作業の方法※1	3時間以上		緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上	<p>第125条の追加 （第18条の7の削除に伴う修正）</p>
分類	項目	時間																														
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上																														
訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理に関する知識	1時間以上																														
	緊急作業の方法※1	3時間以上																														
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上																														
分類	項目	時間																														
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上																														
訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																														
	緊急作業の方法※1	3時間以上																														
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上																														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由																																																				
<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録の都度	保存期間	1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名		(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名		(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名		(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名		3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名		(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名		4. 熱出力	10年間	5. 炉心の中性子束密度	10年間	6. 炉心の温度	10年間	<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録の都度	保存期間	1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名		(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名		(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名		(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名		3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名		(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名		4. 熱出力	10年間	5. 炉心の中性子束密度	10年間	6. 炉心の温度	10年間	<p>変更なし</p>
記録の都度	保存期間																																																					
1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																					
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																						
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名																																																						
(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																					
(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																						
(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名																																																						
3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間																																																					
(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
4. 熱出力	10年間																																																					
5. 炉心の中性子束密度	10年間																																																					
6. 炉心の温度	10年間																																																					
記録の都度	保存期間																																																					
1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																					
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																						
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名																																																						
(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																					
(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																						
(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名																																																						
3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間																																																					
(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
4. 熱出力	10年間																																																					
5. 炉心の中性子束密度	10年間																																																					
6. 炉心の温度	10年間																																																					
<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録の都度	保存期間	1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名		(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名		(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名		(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名		3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名		(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名		4. 熱出力	10年間	5. 炉心の中性子束密度	10年間	6. 炉心の温度	10年間	<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録の都度	保存期間	1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名		(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名		(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名		(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名		3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名		(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名		4. 熱出力	10年間	5. 炉心の中性子束密度	10年間	6. 炉心の温度	10年間	<p>変更なし</p>
記録の都度	保存期間																																																					
1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																					
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																						
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名																																																						
(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																					
(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																						
(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名																																																						
3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間																																																					
(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
4. 熱出力	10年間																																																					
5. 炉心の中性子束密度	10年間																																																					
6. 炉心の温度	10年間																																																					
記録の都度	保存期間																																																					
1. 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																					
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																						
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名																																																						
(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																					
(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																						
(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名																																																						
3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間																																																					
(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
(2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名																																																						
4. 熱出力	10年間																																																					
5. 炉心の中性子束密度	10年間																																																					
6. 炉心の温度	10年間																																																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
※2：記録可能な状態において常に記録することの意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。		※2：記録可能な状態において常に記録することの意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。		
表133-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	保存期間	
7. 冷却材入口温度	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	10年間	
8. 冷却材出口温度	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	10年間	
9. 冷却材圧力	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	10年間	
10. 冷却材流量	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	10年間	
11. 制御棒位置	運転中※3 1時間毎	運転中※3 1時間毎	1年間	
12. 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	1年間	
(1) 静的触媒式水素再結合装置温度	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	1年間	
(2) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度	モード1および2において1時間毎	モード1および2において1時間毎	1年間	
13. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード1および2において毎日1回	モード1および2において毎日1回	1年間	
14. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	配置または配置替えの都度	取出後10年間	
15. 運転開始前の点検結果	開始の都度	開始の都度	1年間	
16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	停止の都度	1年間	
17. 運転開始日時	その都度	その都度	1年間	
18. 臨界到達日時	同上	同上	1年間	
19. 運転切替日時	同上	同上	1年間	
20. 緊急しや断日時	同上	同上	1年間	
21. 運転停止日時	同上	同上	1年間	
22. 警報装置から発せられた警報の内容※4	その都度	その都度	1年間	
23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	交代の都度	1年間	
24. 運転上の制限の確認および運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	その都度	1年間 (運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間)	
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	配置または配置替えの都度	5年間	

1、2号炉の追加

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前			変更後			差異の理由																		
26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間																			
27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	取出後10年間	27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	取出後10年間	変更なし																		
<p>※3：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素燃焼装置を起動している期間。</p> <p>※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p>																								
<p>表133-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日運転中1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> <td>1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>							記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の密度	毎週1回	10年間	31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	※6	32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※6
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																						
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間																						
29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間																						
30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の密度	毎週1回	10年間																						
31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	※6																						
32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※6																						

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	※6	33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	※6	変更なし
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	※6	34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	※6	
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	1年間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	1年間	

※5：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
 ※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

表133-1 (続き)

記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7
38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7
41. 事故の原因	同上	※7
42. 事故後の処置	同上	※7
43. 風向および風速	連続して	10年間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
44. 降雨量	同上	同上	10年間	変更なし
45. 大気温度	同上	同上	10年間	
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	策定の都度	3年間	
47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	実施の都度	3年間	
※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。 ※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。				
表133-2				
記録（実用炉規則第14条の3および第57条に基づく記録）		記録（実用炉規則第14条の3および第57条に基づく記録）		
1. 使用前事業者検査の結果の記録	記録すべき場合	記録すべき場合	保存期間	
(1) 検査年月日	検査の都度	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間
(2) 検査の対象				
(3) 検査の方法				
(4) 検査の結果				
(5) 検査を行った者の氏名				
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容				
(7) 検査の実施に係る組織				
(8) 検査の実施に係る工程管理				
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項				
(10) 検査記録の管理に関する事項				
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項				
2. 定期事業者検査の結果の記録	記録すべき場合	記録すべき場合	保存期間	
(1) 検査年月日	検査の都度	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間
(2) 検査の対象				
(3) 検査の方法				
(4) 検査の結果				
(5) 検査を行った者の氏名				
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容				
(7) 検査の実施に係る組織				
(8) 検査の実施に係る工程管理				
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項				
(10) 検査記録の管理に関する事項				
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※*	保存期間	記録すべき場合	変更後	変更なし
場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項			場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	
表133-3				
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※*	保存期間	記録すべき場合	記録すべき場合	保存期間
1. 品質方針および品質目標	変更後5年が経過するまでの期間	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質マネジメントシステム計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程	変更後5年が経過するまでの期間	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 未然防止処置通達	変更後5年が経過するまでの期間	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために必要な次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達 (5) 要員・組織計画通達 (6) 教育・訓練通達 (7) 運転管理通達 (8) 原子燃料管理通達 (9) 放射性廃棄物管理通達 (10) 放射線管理通達 (11) 施設管理通達 (12) 非常時の措置通達 (13) 安全管理通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 原子力技術業務要綱 (16) 外部コミュニケーション通達 (17) 設計・開発通達	変更後5年が経過するまでの期間	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由
記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間	
(18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達		(18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達		変更なし
※8：表133-1および表133-2に掲げるものを除く。				
表133-3（続き）				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※8 5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	5年	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※8 5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	5年	作成の都度
※8：表133-1および表133-2に掲げるものを除く。				
表133-3（続き）				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※8 5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	5年	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※8 5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	5年	作成の都度

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<第 133 条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録</p> <p>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査結果の記録</p> <p>(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</p> <p>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</p> <p>(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録</p> <p>(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</p>	<p>(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録</p> <p>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査結果の記録</p> <p>(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</p> <p>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</p> <p>(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録</p> <p>(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</p>	<p>変更なし</p>

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由							
<p>異常時の運転操作基準（3号炉および4号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移りし安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p>	<p>異常時の運転操作基準（1号炉および2号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移りし安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p>	<p>号炉の差異については、理由の記載を省略する。</p>							
<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="925 448 1244 1187"> <tr> <th>事象ベース運転操作基準</th> <th>安全機能ベース運転操作基準</th> </tr> <tr> <td> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 </td> <td> 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持 </td> </tr> </table> <p>炉心損傷</p> <p>異常の収束</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順へ移行</p>	事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準	表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持	<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="925 1299 1244 1971"> <tr> <th>事象ベース運転操作基準</th> <th>安全機能ベース運転操作基準</th> </tr> <tr> <td> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 </td> <td> 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持 </td> </tr> </table> <p>炉心損傷</p> <p>異常の収束</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順へ移行</p>	事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準	表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持
事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準								
表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持								
事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準								
表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 表-3 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 表-4 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 表-5 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 表-6 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-7 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-8 4. サポート系の確保 表-9 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 4. 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 5. 放射能放出防止 表-15 6. 1次系保水の維持								

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-1（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示 制御棒炉底位置表示の点灯 中性子束出力指示値の低下 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>表-1（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示 制御棒炉底位置表示の点灯 中性子束出力指示値の低下 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気大気放出弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>高浜1、2号炉では、CBRに伴いデジタル仕様となることに伴う設備仕様の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-2（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>非常用炉心冷却系警報の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。 <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 <p><u>主給水系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 	<p>表-2（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>非常用炉心冷却系警報の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。 <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 <p><u>主給水系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 	

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離動作信号が発信されれば、当該信号により自動動作する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器プロダクション水モニタおよび高感度型主蒸気モニタの指示に有意な変化がない。 ・余熱除去ポンプ出口圧力上昇 	<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離動作信号が発信されれば、当該信号により自動動作する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器プロダクション水モニタおよび高感度型主蒸気モニタの指示に有意な変化がない。 ・余熱除去ポンプ出口圧力上昇 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスマニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスマニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>表現の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-3（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】</p> <p>【非常用炉心冷却系の停止条件の確認】</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。 <p>モード5（低温停止）への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 格納容器再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。 <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 	<p>表-3（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】</p> <p>【非常用炉心冷却系の停止条件の確認】</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。 <p>モード5（低温停止）への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器サンプBに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器サンプB切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 格納容器サンプBを水源として長期的な冷却を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器サンプB切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。 <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系の格納容器サンプBへの切替を試みる。 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

<添付 1 >

変更後 (3 / 4 号炉)	変更後 (1 / 2 号炉)	差異の理由
<p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <p>1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。</p> <p>2. <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>および海水ポンプの運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。</p> <p>3. <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>全停止中の場合は、低圧注入系の場合、低圧注入系のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。</p> <p>・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、低圧または高圧再循環運転を実施する。</p> <p>4. 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p>	<p>3. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <p>1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。</p> <p>2. <u>1 次系冷却水ポンプ</u>および海水ポンプの運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。</p> <p>3. <u>1 次系冷却水ポンプ</u>全停止中の場合は、低圧注入系の場合、低圧注入系のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。</p> <p>・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、低圧または高圧再循環運転を実施する。</p> <p>4. 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】</p> <p>1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。</p> <p>2. 1 次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が 1 次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>3. 余熱除去系を 1 次冷却系より隔離する。</p> <p>・隔離できていない場合は、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。</p> <p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード 5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔破断点が隔離できない場合〕</p> <p>1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。</p> <p>2. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>3. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】</p> <p>1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。</p> <p>2. 1 次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が 1 次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>3. 余熱除去系を 1 次冷却系より隔離する。</p> <p>・隔離できていない場合は、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。</p> <p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード 5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔破断点が隔離できない場合〕</p> <p>1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。</p> <p>2. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>3. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 	<p>4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 	<p>変更なし</p>

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-4（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p><u>蒸気発生器の隔離</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ・破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、〔全蒸気発生器の異常な減圧〕へ移行する。 <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p><u>モード5（低温停止）への移行</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 <p>〔全蒸気発生器の異常な減圧〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> ・隔離に成功すれば、<u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u>に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、<u>主蒸気逃がし弁</u>により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 	<p>表-4（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p><u>蒸気発生器の隔離</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ・破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、〔全蒸気発生器の異常な減圧〕へ移行する。 <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p><u>モード5（低温停止）への移行</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 <p>〔全蒸気発生器の異常な減圧〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> ・隔離に成功すれば、<u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u>に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、<u>主蒸気大気放出弁</u>により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 	<p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>変更なし</p>

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一5（3号炉および4号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>破損蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。 <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2次冷却材の系外への排水を停止する。 <p>1次冷却系の減圧</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 <p>モード5（低温停止）への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 	<p>表一5（1号炉および2号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>破損蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。 <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2次冷却材の系外への排水を停止する。 <p>1次冷却系の減圧</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 <p>モード5（低温停止）への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 	<p>設備名称の差異</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>[蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続]</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5（低温停止）に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 	<p>[蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続]</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5（低温停止）に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に戻る。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-6（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3（高温停止）の確立</p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3（高温停止）を確立する。</p>	<p>表-6（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3（高温停止）の確立</p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3（高温停止）を確立する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一7（3号炉および4号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u></p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u></p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 <p>2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p> <p>3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプリングに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプリング切替が不能となった場合は、『原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能』へ移行する。 	<p>表一7（1号炉および2号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u></p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u></p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 <p>2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p> <p>3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器サンプリングに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器サンプリング切替が不能となった場合は、『原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能』へ移行する。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>[原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能]</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプリングへの切替を試みる。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p> <p>3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>[原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能]</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器サンプリングへの切替を試みる。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p> <p>3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気放気弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p>	<p>4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p>	<p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-8（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。 <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>表-8（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。 <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替炉心注水の準備、アニュラス循環排気系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備、燃料取替用水タンクの保有水確保準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備仕様の差異（高浜1、2号炉では、燃料取替用水タンク保有水の枯渇までに可搬式代替低圧注水ポンプの準備が間に合わないことから、全交流動力電源喪失を判断し、燃料取替用水タンク保有水確保準備を実施することとしている）</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p>	<p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気大気放出弁を現場手動にて全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p>	<p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p>	<p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>蓄圧タンク隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p>	<p>アキュムレータ隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力がアキュムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となればアキュムレータの出口弁を閉止する。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p>	<p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p>	<p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器サンプ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p>	<p>設備名称の差異</p>
<p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器循環冷却ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>設備名称の差異</p>

＜添付1＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-9（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、<u>原子炉補機冷却水サージタンク水位</u>が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、<u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>が全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を<u>所内用空気系</u>へ切替え、<u>1次冷却材ポンプ</u>の封水系、<u>原子炉補機冷却水系の隔離</u>を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の<u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>を停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 	<p>表-9（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系冷却水タンク水位が維持できない場合は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、<u>1次系冷却水タンク水位</u>が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、<u>1次系冷却水ポンプ</u>が全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を<u>雑用空気系</u>へ切替え、<u>1次冷却材ポンプ</u>の封水系、<u>原子炉補機冷却水系の隔離</u>を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の<u>1次系冷却水ポンプ</u>を停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 	<p>表現の見直し</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 3. 原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁より1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御用空気系の空気供給を雑用空気系より行う。 3. 1次系冷却水タンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 2. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイス作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放出自弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の1次系冷却水タンクへの補給を停止する。 6. 1次系冷却水クーラへの海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p>
<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 3. 原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放出自弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の1次系冷却水タンクへの補給を停止する。 6. 1次系冷却水クーラへの海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御用空気系の空気供給を雑用空気系より行う。 3. 1次系冷却水タンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 2. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイス作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放出自弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の1次系冷却水タンクへの補給を停止する。 6. 1次系冷却水クーラへの海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 1＞

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>充てん系ポンプ停止後の措置</p> <p>1. <u>非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</u></p> <p>2. <u>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気放し弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却を行う。</u></p> <p>3. <u>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>4. <u>非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</u></p> <p>蓄圧タンク隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p>	<p>充てん系ポンプ停止後の措置</p> <p>1. <u>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放し弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却を行う。</u></p> <p>2. <u>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>3. <u>非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、1次系冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</u></p> <p>アキユムレータ隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力がアキユムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となればアキユムレータの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</p> <p>1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ大容量ポンプからの海水供給による<u>再循環運転</u>へ移行する。 <p>2. 【海水冷却機能喪失の場合】は<u>海水冷却機能回復の確認</u>へ移行する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>設備名称の差異 (1. 項削除に伴い、以降番号繰上げ)</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>設備名称の差異</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】</p> <p><u>原子炉補機冷却水系機能回復の場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 健全ヘッダの原子炉補機冷却水系を起動する。 充てん系ポンプの冷却を行っていた場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 制御用空気系を起動し、<u>所内用空気系</u>からの空気供給を停止する。 モード5（低温停止）に移行する。 <p>【海水冷却機能喪失の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止、<u>代替炉心注水他準備</u>、および制御用空気系の空気供給を<u>所内用空気系</u>に切替え、1次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。 <p>[安全系補機の冷却水制限温度未満の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。 <p>[安全系補機の冷却水制限温度以上の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、<u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>を全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p><u>海水冷却機能回復の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> 海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。 	<p>【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】</p> <p><u>1次系冷却水ポンプ運転可能な場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 健全ヘッダの1次系冷却水ポンプを起動する。 充てん系ポンプの冷却を行っていた場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 制御用空気系を起動し、<u>雑用空気系</u>からの空気供給を停止する。 モード5（低温停止）に移行する。 <p>【海水冷却機能喪失の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止、<u>代替炉心注水他準備</u>、および制御用空気系の空気供給を<u>雑用空気系</u>に切替え、1次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。 <p>[安全系補機の冷却水制限温度未満の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。 <p>[安全系補機の冷却水制限温度以上の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、<u>1次系冷却水ポンプ</u>を全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p><u>海水冷却機能回復の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> 海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-10（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の未臨界性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が5%未満、および中間領域起動率が正 中性子源領域起動率が正、またはP-6以上P-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動原子炉トリップ MGセットの電源を断 MGセット出力しゃ断器の開放 制御棒手動挿入 現地原子炉トリップしゃ断器の開放 多様化自動作動設備（ATWS緩和設備）作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備（ATWS緩和設備）による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> タービントリップ 主蒸気隔離弁の閉止 補助給水ポンプの起動 タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動タービントリップ 主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 蒸気加減弁の閉止 現地タービントリップ 蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。 	<p>表-10（1号炉および2号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の未臨界性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が5%未満、および中間領域起動率が正 中性子源領域起動率が正、またはP-6以上P-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動原子炉トリップ MGセットの電源を断 制御棒手動挿入 MGセット出力しゃ断器の開放 現地原子炉トリップしゃ断器の開放 多様化自動作動設備（ATWS緩和設備）作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備（ATWS緩和設備）による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> タービントリップ 主蒸気隔離弁の閉止 補助給水ポンプの起動 タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動タービントリップ 主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 蒸気加減弁の閉止 現地タービントリップ 蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。 	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびVP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびVP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>変更なし</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-1-1（3号炉および4号炉） 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に 対する飽和温度以上または安全注入を伴 う1次冷却材喪失事象時に高圧および低 圧注入流量が確認できない場合 1次冷却系が飽和状態または過熱状態 飽和温度未満 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】へ移行する。 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系による注水を試みる。 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 注水されていない場合は、注水の回復を図る。 注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。 	<p>表-1-1（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に 対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧 注入系または低圧注入系による注水がな されていない場合 1次冷却系が飽和状態または過熱状態 飽和温度未満 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】へ移行する。 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系による注水を試みる。 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 注水されていない場合は、注水の回復を図る。 注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。 	<p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

＜添付1＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>【1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<p>3. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>【1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

＜添付1＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-12（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満 いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合 または 余熱除去系による除熱ができる場合 または 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。 <p>蒸気発生器注水の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。 <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。 <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。 	<p>表-12（1号炉および2号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満 いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合 または 余熱除去系による除熱ができる場合 または 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。 <p>蒸気発生器注水の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。 <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。 <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。 	<p>設備名称の差異</p>

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-13（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。 	<p>表-13（1号炉および2号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。 	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-14（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射能放出を防止する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不 작동 <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 格納容器隔離信号を手動で発信する。 格納容器隔離信号により自動 작동する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。 	<p>表-14（1号炉および2号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射能放出を防止する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不 작동 <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 格納容器隔離信号を手動で発信する。 格納容器隔離信号により自動 작동する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。 	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付1>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由												
<p>表-15（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。 <p>② 導入条件</p> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。） <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。 	<p>表-15（1号炉および2号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。 <p>② 導入条件</p> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。） <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。 													
<p>参考</p> <table border="1"> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 16 %</td> <td>1号炉および2号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 3 %</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 計器スパンの 3.6 %</td> <td>復水タンク水位計 60 m³</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの 17 %</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの 14 %</td> </tr> </table>	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 16 %	1号炉および2号炉	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 3 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スパンの 3.6 %	復水タンク水位計 60 m ³	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 17 %	加圧器水位計 計器スパンの 14 %		<p>設備仕様の差異</p> <p>設備仕様の差異</p> <p>設備仕様の差異</p> <p>設備仕様の差異</p>
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 16 %	1号炉および2号炉												
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 3 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %												
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スパンの 3.6 %	復水タンク水位計 60 m ³												
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 17 %	加圧器水位計 計器スパンの 14 %												

＜添付 1＞

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由							
<p>異常時の運転操作基準（1号炉および2号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移りし安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p>	<p>異常時の運転操作基準（1号炉および2号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移りし安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいて明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>							
<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="925 448 1356 694"> <tr> <th>事象ベース運転操作基準</th> <th>安全機能ベース運転操作基準</th> </tr> <tr> <td> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9 </td> <td> 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持 </td> </tr> </table> <p>異常の収束</p>	事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準	表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持	<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="925 448 1356 694"> <tr> <th>事象ベース運転操作基準</th> <th>安全機能ベース運転操作基準</th> </tr> <tr> <td> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9 </td> <td> 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持 </td> </tr> </table> <p>炉心損傷</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順へ移行</p>	事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準	表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持
事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準								
表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持								
事象ベース運転操作基準	安全機能ベース運転操作基準								
表-1 原子炉トリップ 表-2 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 (4) 非常用炉心冷却系作動収束操作 表-6 原子炉格納容器スプレイ系作動 表-7 サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失 (2) 原子炉補機冷却機能喪失 表-8 表-9	表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 蒸気発生器除熱機能の維持 表-13 原子炉格納容器健全性の確保 表-14 放射能放出防止 表-15 1次系保有水の維持								

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-1（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止状態）を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示 制御棒炉底位置表示の点灯 中性子束出力指示値の低下 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止状態）となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>表-1（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示 制御棒炉底位置表示の点灯 中性子束出力指示値の低下 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気大気放出弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（大飯3、4号炉）との記載の整合</p> <p>高浜1、2号炉では、CBRIに伴いデジタル仕様となることがに伴う設備仕様の差異</p> <p>既認可プラント（大飯3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 1＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-2（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</p> <p>② 導入条件 ・ 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>非常用炉心冷却系警報の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 3. 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p><u>主給水系隔離状態の確認</u> 1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u> 1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p>	<p>表-2（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</p> <p>② 導入条件 ・ 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>非常用炉心冷却系警報の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 3. 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p><u>主給水系隔離状態の確認</u> 1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u> 1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p>	<p>変更なし</p>

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 	<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>・復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタの指示に有意な変化がない。</p> <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタ、高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器内での1次冷却材喪失事象、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。</p> <p>・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇</p> <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象および蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 1＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-3（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 『格納容器内での1次冷却材喪失事象』 『非常用炉心冷却系の停止条件の確認』 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、『非常用炉心冷却系再循環切替』へ移行する。</p> <p>モード5（低温停止）への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>『非常用炉心冷却系再循環切替』 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプリングに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の再循環サンプリング切替が不能となった場合は、『非常用炉心冷却系再循環切替不能』へ移行する。 2. 再循環サンプリングを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の再循環サンプリング切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、『非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失』へ移行する。</p>	<p>表-3（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 『原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象』 『非常用炉心冷却系の停止条件の確認』 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、『非常用炉心冷却系再循環切替』へ移行する。</p> <p>モード5（低温停止）への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>『非常用炉心冷却系再循環切替』 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器サンプリングに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器サンプリング切替が不能となった場合は、『非常用炉心冷却系再循環切替不能』へ移行する。 2. 格納容器サンプリングを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器サンプリング切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、『非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失』へ移行する。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付1＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>「<u>非常用炉心冷却系再循環切替不能</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系の再循環サンプへの切替を試みる。 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。 <p>「<u>非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、「<u>非常用炉心冷却系再循環切替</u>」に戻る。 原子炉補機冷却水ポンプ全台停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または、<u>代替補機冷却を実施していない低圧注入系を間欠運転する。</u> 1次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 <p>「<u>格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離できていないければ、「<u>破断点が隔離できない場合</u>」へ移行する。 	<p>「<u>非常用炉心冷却系再循環切替不能</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系の格納容器サンプBへの切替を試みる。 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。 <p>「<u>非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 1次系冷却水ポンプおよび海水ポンプの運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、「<u>非常用炉心冷却系再循環切替</u>」に戻る。 1次系冷却水ポンプ全台停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> 空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、<u>低圧または高圧再循環運転を実施する。</u> 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 <p>「<u>原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離できていないければ、「<u>破断点が隔離できない場合</u>」へ移行する。 	<p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（大浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付 1＞

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「破断点が隔離できない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 2. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気大気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 	<p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「破断点が隔離できない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 2. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気大気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 設備名称の見直し</p>
<p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「破断点が隔離できない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 2. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気大気放し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一4（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>蒸気発生器の隔離</u> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「<u>全蒸気発生器の異常な減圧</u>」へ移行する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 ・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p><u>モード5（低温停止）への移行</u> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p><u>「全蒸気発生器の異常な減圧」</u> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・ 隔離に成功すれば、「<u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u>」に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p>	<p>表一4（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>蒸気発生器の隔離</u> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「<u>全蒸気発生器の異常な減圧</u>」へ移行する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 ・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p><u>モード5（低温停止）への移行</u> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p><u>「全蒸気発生器の異常な減圧」</u> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・ 隔離に成功すれば、「<u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u>」に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気大気放出弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p>	<p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 1 >

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1 次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1 次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表一5 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>破損蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。 <p>2次系からの汚染拡大防止措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2次冷却材の系外への排水を停止する。 <p>1次冷却系の減圧</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。 	<p>表一5 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>破損蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。 <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2次冷却材の系外への排水を停止する。 <p>1次冷却系の減圧</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。 	<p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 1＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクーラーを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5（低温停止）に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 	<p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクーラーを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5（低温停止）に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 	<p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>
<p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 ・1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクーラーを確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 ・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 	<p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 ・1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクーラーを確保するため、健全側の主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 ・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。 	<p>設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表-6 (1号炉および2号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的 ・ 誤作動時に原子炉を安全に停止する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p><u>モード3 (高温停止状態) の確立</u> 1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止状態) を確立する。</p>	<p>表-6 (1号炉および2号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的 ・ 誤作動時に原子炉を安全に停止する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p><u>モード3 (高温停止) の確立</u> 1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p> <p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p>

<添付 1 >

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一7（1号炉および2号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保」』へ移行する。 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、『原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能』へ移行する。 	<p>表一7（1号炉および2号炉）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器サンプBに切替える。 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器サンプB切替が不能となった場合は、『原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能』へ移行する。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し 設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 1 >

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>「<u>原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。 5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環冷却を行う。 6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。 7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 	<p>「<u>原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器サンプBへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。 5. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。 7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 	<p>設備名称の見直し</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-8（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 原子炉トリップを確認する。 2. タービントリップを確認する。 3. タービン動補給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。 4. デイジーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 ・デイジーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。 ・電源が回復されれば、モード3（高温停止状態）に移行する。 5. 主要機器の自動起動ブロックを行う。 6. 不要な直流負荷を切り離す。 7. 隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間、「順序8～11」の操作を並行して行う。 8. 蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。 9. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 10. 主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 11. 非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。 12. 非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3（高温停止状態）に移行する。 13. 号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は、号機間電源融通を解除する。</p>	<p>表-8（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの確認を行う。 タービン・発電機トリップの確認 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 補助給水流量の確認 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 全交流動力電源喪失判断 1. 外部電源喪失、デイジーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。 代替電源からの受電 1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。 代替炉心注水他準備 1. 代替炉心注水の準備、アニュラス循環排気系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備、燃料取替用水タンクの保有水確保準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 1次冷却系からの漏えいの有無の確認 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいては明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気大気放出弁を現場手動にて全開とし、1 次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1 次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1 次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1 次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>アキュムレータ隔離</p> <p>1. 1 次冷却材圧力がアキュムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となればアキュムレータの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1 次冷却材圧力が 1 次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器サンプリ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器循環冷却戻りユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>既認可プラント（高浜 3、4 号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいて明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表一9 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手動による原子炉トリップを行う。 2. 1次冷却材ポンプを全台停止する。 3. 原子炉補機冷却水ポンプを全台停止する。 4. 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 5. 充てん系ポンプを停止する。 6. 計器用空気系の空気供給を雑用空気系より行う。 7. 原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 8. 破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・破断箇所が不明の場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。 <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。 8. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 	<p>表一9 (1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系冷却水タンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、1次系冷却水タンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、1次系冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を雑用空気系へ切替え、【1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却ヘッダ隔離 (破断ヘッダの確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運転中の1次系冷却水ポンプを停止する。 2. 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 	<p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合 (以下、本ページにおいては明記しない箇所については同様の理由による差異) 設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 1＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>9. 充てん系ポンプの冷却を行っている原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。</p> <p>10. 健全ヘッダ側の計器用空気系を起動し雑用空気系からの空気供給を停止する。</p> <p>11. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「充てん系ポンプ停止の措置」</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</p> <p>5. 低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。</p> <p>6. 1次冷却材温度が飽和温度以上になれば、代替補機冷却を実施した低圧注入系を起動する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合には、原子炉格納容器スプレイ系作動信号をリセットする。</p> <p>8. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</p> <p>・代替補機冷却を原子炉補機冷却水系による冷却に戻す。</p> <p>9. 「破断ヘッダに対応した措置 順序10」に移行する。</p>	<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <p>1. 充てん系ポンプを全台停止する。</p> <p>2. 制御用空気系の空気供給を雑用空気系より行う。</p> <p>3. 1次系冷却水タンクに補給されていることを確認する。</p> <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</p> <p>破断箇所の特定</p> <p>1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。</p> <p>2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。</p> <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <p>1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の1次系冷却水タンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 1次系冷却水クーラへの海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。</p> <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいては明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
	<p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】</p> <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 <p>充てん系ポンプ停止後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却を行う。 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、1次系冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 <p>アキュムレータ隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材圧力がアキュムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未滿となればアキュムレータの出口弁を閉止する。 <p>代替炉心注水</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未滿となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 <p>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ大容量ポンプからの海水供給による再循環運転へ移行する。 【海水冷却機能喪失の場合】は海水冷却機能回復の確認へ移行する。 <p>再循環運転</p> <ol style="list-style-type: none"> 格納容器サンプB水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいて明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p><u>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</u></p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器循環冷却回路ユニットへの海水通水により、<u>原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</u></p> <p><u>【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】</u></p> <p><u>1次系冷却ポンプ運転可能の場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 健全ヘッダの1次系冷却ポンプを起動する。 充てん系ポンプの冷却を行っていた場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 制御用空気系を起動し、雑用空気系からの空気供給を停止する。 モード5（低温停止）に移行する。 <p><u>【海水冷却機能喪失の場合】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止、<u>代替炉心注水他準備</u>、および制御用空気系の空気供給を雑用空気系に切替え、<u>1次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</u> <p><u>【安全系補機の冷却水制限温度未満の場合】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、<u>海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</u> <p><u>【安全系補機の冷却水制限温度以上の場合】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止し、<u>1次冷却材ポンプの封水系隔離、1次系冷却ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。</u> <p><u>海水冷却機能回復の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、<u>必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。</u> 海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合（以下、本ページにおいて明記しない箇所については同様の理由による差異）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付1>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-10（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</p> <p>② 導入条件 (1) 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正 (2) 中性子源領域起動率が正、またはP-6およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</u> 1. 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・MGセットの電源を断 ・制御棒手動挿入 ・現地原子炉トリップしゃ断器の開放</p> <p>2. タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービントリップさせる。 ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁、および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 ・現地タービントリップ</p> <p>3. 蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</p>	<p>表-10（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</p> <p>② 導入条件 (1) 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正 (2) 中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</u> 1. 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・MGセットの電源を断 ・制御棒手動挿入 ・MGセット出力しゃ断器の開放 ・現地原子炉トリップしゃ断器の開放</p> <p>2. 多様化自動動作設備（ATWS緩和設備）作動警報が発信した場合、多様化自動動作設備（ATWS緩和設備）による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気隔離弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動</p> <p>3. タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービントリップさせる。 ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 ・現地タービントリップ</p> <p>4. 蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 1 >

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>4. ほう酸注入を実施する。</p> <p>5. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>6. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>7. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>8. 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序4」へ戻る。</p>	<p>5. ほう酸注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、またはおよびP-6以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>
<p>「中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大が確認された場合」</p> <p>1. ほう酸注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、またはおよびP-6以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-1 1（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> <p>③ 主な監視操作内容 「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注入ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができないう場合」へ移行する。 2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>表-1 1（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> <p>③ 主な監視操作内容 「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができないう場合」へ移行する。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 3. 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 1 >

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系による<u>注入</u>を試みる。 2. 蒸気発生器へ<u>給水</u>されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給水</u>されていない場合は、<u>給水</u>の回復を図る。 3. 主蒸気<u>逃</u>がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による<u>注入</u>が確認できなければ、「順序2」に戻る。 	<p>【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系による<u>注水</u>を試みる。 2. 蒸気発生器へ<u>注水</u>されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>注水</u>されていない場合は、<u>注水</u>の回復を図る。 3. 主蒸気<u>大気放出弁</u>またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による<u>注水</u>が確認できなければ、「順序2」に戻る。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 設備名称の見直し</p>
<p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による<u>注入</u>を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系により<u>注入</u>されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていないければ、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ<u>給水</u>されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器へ<u>給水</u>されていない場合は、<u>給水</u>の回復を図る。 4. 主蒸気<u>逃</u>がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<p>【1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による<u>注水</u>を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系により<u>注水</u>されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていないければ、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ<u>注水</u>されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器へ<u>注水</u>されていない場合は、<u>注水</u>の回復を図る。 4. 主蒸気<u>大気放出弁</u>またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 設備名称の見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表-12 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未滿 いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合 または 余熱除去系による除熱ができる場合 または 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。 <p><u>蒸気発生器給水の確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への給水を回復させる。 蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「フィードアンドブリード運転」へ移行する。 <p><u>フィードアンドブリード運転</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 加圧器逃がし弁を強制閉としフィードアンドブリード運転を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば、加圧器逃がし弁を閉止し、『事象ベース運転操作基準「1次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。 	<p>表-12 (1号炉および2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未滿 いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。 <p><u>蒸気発生器注水の確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「1次冷却系のフィードアンドブリード運転」へ移行する。 <p><u>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 加圧器逃がし弁を強制閉とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。 <p><u>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。 	<p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p> <p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合 (以下、本ページにおいては明記しない箇所については同様の理由による差異)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付1>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前（1/2号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-13（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>表-13（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気大気放出弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p> <p>設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合 設備名称の見直し</p> <p>既認可プラント（高浜3、4号炉）との記載の整合</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表-14 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射能放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不 작동</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>	<p>表-14 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射能放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不 작동</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前 (1/2号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由																				
<p>表-15 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的 ・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合 (ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>表-15 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的 ・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合 (ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>既認可プラント (高浜3、4号炉) との記載の整合</p>																				
<p>参考</p> <table border="1"> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>1号炉および2号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 60 m³</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの 14 %</td> </tr> </table>	再循環切替水位	1号炉および2号炉	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 60 m ³	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 14 %	<p>参考</p> <table border="1"> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>1号炉および2号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 60 m³</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの 14 %</td> </tr> </table>	再循環切替水位	1号炉および2号炉	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 60 m ³	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 14 %	
再循環切替水位	1号炉および2号炉																					
燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 60 m ³																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 14 %																					
再循環切替水位	1号炉および2号炉																					
燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 26.9 %																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 4 %																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 60 m ³																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 14 %																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>1 火災</p> <p>1. 1 火災（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>1. 1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く））</p> <p>安全・防災室長は、中央制御室（1. 2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間中は、運転員が常駐する区画である運転員控室）から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 1. 2 要員の配置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く））</p> <p>安全・防災室長は、消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>1. 1. 3 教育訓練の実施（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く））</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>1. 1. 4 資機材の配備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く））</p> <p>安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材^{*1}を配備する。</p> <p>1. 1. 5 手順書の整備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く））</p> <p>(1) 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 当直課長は、第14条（巡視点検）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>変更後の1. の適用範囲に1.、2号炉を含めることを踏まえ、これまで旧基準に対して適用してきた変更前の1. を削除する</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由						
<p>1. 1. 6 定期的な評価（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、1. 1. 1項から1. 1. 5項に定める消火活動のための体制について、総合的な訓練および消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、<u>評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p>1. 1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関連課長に連絡するとともに、<u>必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1： <table border="1" data-bbox="710 1288 821 2098"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※2}</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> ※2：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※3：化学消防自動車^{※2}が、点検または故障の場合には、※2に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車をもって代用することができる。</p> <p>1. 2 火災（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 2. 1項から1. 2. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 2. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2. 2 要員の配置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}	消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1500リットル以上	<p>1 火災 安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置</p>	<p>1、2号炉の追加 （以下、明記しない箇所については同様の理由による変更）</p>
設備	数量							
化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}							
消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1500リットル以上							

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 安全・防災室長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員 通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p>	<p>(1) 安全・防災室長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員 通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p>	<p>(1) 安全・防災室長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員 通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p>
<p>1. 2. <u>3 教育訓練の実施（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</u> 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練⁴</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設置に係る教育訓練</p>	<p>1. 3 教育訓練の実施 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設置に係る教育訓練</p>	<p>1. 2. <u>3 教育訓練の実施（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</u> 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練⁴</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設置に係る教育訓練</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>工. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練^{※4}</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練^{※4}</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練^{※4}</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練</p> <p>発電室長および安全・防災室長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>安全・防災室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確実に行うための教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 2. 4 資機材の配備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の运营管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等の他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策^{※4}</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>工. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練</p> <p>発電室長および安全・防災室長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>安全・防災室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確実に行うための教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の运营管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等の他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>変更後の規定において、(c)の教育訓練に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、(2)の教育訓練に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、(3)の教育訓練に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、(4)の教育訓練に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、1. 4の資機材の配備に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、1. 5の手順書の整備に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、a.の火災防護対策に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、b.の原子炉施設の安全機能に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、c.の可搬型重大事故等対処設備に関する記載が削除された。</p> <p>変更後の規定において、d.の安全施設に関する記載が削除された。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室またはならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアソノル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p>	<p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室またはならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 1号炉および2号炉について、当直課長は、中央制御盤内の煙感知器により感知した火災に対し、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 3号炉および4号炉について、当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアソノル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>系統構成の差異（1、2号炉と3、4号炉の書き分け）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応^{※4}</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動^{※4}</p> <p>消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応</p> <p>当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応</p> <p>当直課長およびタービン係課長は、消火用水供給系において、所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260 m³）に対して十分な容量（1,600 m³以上）を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離する運用により消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯・防火エリアの維持・管理</p> <p>安全・防災室長は、防火帯・防火エリアの維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応^{※4}</p> <p>当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応^{※4}</p> <p>当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 森林火災に対する固体廃棄物貯蔵庫の防護^{※4}</p> <p>消火要員は、固体廃棄物貯蔵庫の森林火災からの飛び火による影響を防止するために散水する。</p> <p>o. 外部火災によるモニタポストが影響を受けた場合^{※4}</p> <p>放射線管理課長は、モニタポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p>	<p>(c) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応</p> <p>当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応</p> <p>当直課長およびタービン係課長は、消火用水供給系において、所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260 m³）に対して十分な容量（1,600 m³以上）を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離する運用により消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯・防火エリアの維持・管理</p> <p>安全・防災室長は、防火帯・防火エリアの維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または1号炉および2号炉については中央制御室の閉回路循環運転、3号炉および4号炉については中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または1号炉および2号炉については中央制御室の閉回路循環運転、3号炉および4号炉については中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 森林火災に対する固体廃棄物貯蔵庫の防護</p> <p>消火要員は、固体廃棄物貯蔵庫の森林火災からの飛び火による影響を防止するために散水する。</p> <p>o. 外部火災によるモニタポストが影響を受けた場合</p> <p>放射線管理課長は、モニタポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>系統構成の差異（1、2号炉と3、4号炉の書き分け）</p> <p>系統構成の差異（1、2号炉と3、4号炉の書き分け）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>p. 燃料保有量制限^{※4} 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を150klに制限する。</p> <p>q. タンクローリー火災に対する消火活動^{※4} 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（可燃物管理） (a) 安全・防災室長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。 (b) 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。^{※4}</p> <p>t. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>u. 延焼防止^{※4} 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>v. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>x. 施設管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>y. 火災影響評価条件の変更の要否確認^{※4} (a) 内部火災影響評価 安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系</p>	<p>p. 燃料保有量制限 3号炉および4号炉について、当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を150klに制限する。</p> <p>q. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（可燃物管理） (a) 安全・防災室長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。 (b) 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>t. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>u. 延焼防止 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>v. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>x. 施設管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>y. 火災影響評価条件の変更の要否確認 (a) 内部火災影響評価 安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系</p>	<p>系統構成の差異（3、4号炉固有設備）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できるところを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. <u>2.</u> 6 定期的な評価（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. <u>2.</u> 1項から1. <u>2.</u> 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、1. <u>2.</u> 1項から1. <u>2.</u> 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. <u>2.</u> 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※4：（3号炉および4号炉）</p>	<p>および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できるところを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>2 内部溢水</p> <p>安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p>	<p>2 内部溢水</p> <p>安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. 屋外タンクの水位管理</p> <p>安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>(a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内の防護すべき設備が機能喪失しないように海外的溢水を受けて、海水ポンプ室内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋について、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p>	<p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理</p> <p>安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>(a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 3号炉および4号炉について、電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内および室外の溢水を受けて、海水ポンプ室内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋について、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p>	<p>差異の理由</p> <p>系統構成の差異（1、2号炉は屋内タンクについても水位制限を実施）</p> <p>系統構成の差異（3、4号炉固有設備）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により高浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等および降雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等および降雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象および積雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 所長室長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>3 火山影響等、降雪および地滑り※1発生時</p> <p>安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>※1：地滑りは2号炉のみに適用する。以下、同様とする。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により高浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 所長室長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>2号炉について地滑り発生時措置を新たに規定(以下、3. 4(1)d.まで明記しない箇所については同じ理由による変更)</p> <p>(※1追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、3号炉および4号炉においては、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>換気空調設備のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の罫子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機への改良型フィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</p> <p>各課（室）長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物</p>	<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課（室）長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の罫子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保</p> <p>土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限以下になるよう土砂撤去作業を実施する。</p> <p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応</p> <p>土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡するとともに、土砂撤去作業を継続する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止（モード5まで）する。</p> <p>e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機への改良型フィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付他</p> <p>各課（室）長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。また、1号炉および2号炉については、海水ポンプ除塵フィルタを取り外す。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物</p>	<p>差異の理由</p> <p>1、2号炉について火山影響発生時の措置を新たに規定（以下、3. 4ににおいて明記しない箇所については同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>d. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却</p> <p>当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台とともに機能喪失した場合</p> <p>e. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業</p> <p>各課(室)長は、電源車^{※1}を降下火砕物の影響を受けることのない燃料取扱屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却</p> <p>緊急時対策本部は、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車^{※1}を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>f. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却</p> <p>当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台とともに機能喪失した場合</p> <p>g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業</p> <p>各課(室)長は、1号炉および2号炉については、電源車^{※2}を降下火砕物の影響を受けることのない燃料取扱屋内へそれぞれ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却</p> <p>緊急時対策本部は、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、1号炉および2号炉については電源車^{※2}を、3号炉および4号炉については電源車^{※2}をそれぞれ起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>変更に</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合</p> <p>フ. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号炉および4号炉タービン建屋内に配置した電源車^{※2}から給電する。</p> <p>(a) 電源車^{※2}の準備作業 各課（室）長は、電源車^{※2}を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉タービン建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車^{※2}からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車^{※2}からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p>	<p>変更に</p> <p>発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合</p> <p>フ. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、1号炉および2号炉については、燃料取扱建屋内に配置した電源車^{※2}から、3号炉および4号炉については、3号炉および4号炉タービン建屋内に配置した電源車^{※4}からそれぞれ給電する。</p> <p>(a) 電源車^{※2}および電源車^{※4}の準備作業 各課（室）長は、1号炉および2号炉については、電源車^{※2}を降下火砕物の影響を受けることのない燃料取扱建屋内へ、3号炉および4号炉については、電源車^{※4}を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉タービン建屋内へそれぞれ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車^{※2}および電源車^{※4}からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、1号炉および2号炉については電源車^{※2}からの、3号炉および4号炉については電源車^{※4}からの給電準備をそれぞれ行っ</p>	<p>変更の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>h. 電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時における電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料を電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}により確保する。</p> <p>(a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}の建屋近傍への移動 各課（室）長は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}を燃料取扱建屋近傍ならびに3号炉および4号炉タービン建屋近傍へそれぞれ移動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}による燃料補給 緊急時対策本部は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}から電源車^{※2}へそれぞれ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 電源車^{※1}および電源車^{※2}の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>イ. 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給に関する対策 火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p>	<p>たのち給電を開始する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 1号炉および2号炉については、電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、1号炉または2号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合 3号炉および4号炉については、電源車^{※4}による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>イ. 電源車^{※2}ならびに電源車^{※3}および電源車^{※4}の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時における電源車^{※2}ならびに電源車^{※3}および電源車^{※4}の燃料を電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※5}ならびに電源車（緊急時対策所用）^{※7}により確保する。</p> <p>(a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※5}ならびに電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※7}の建屋近傍への移動 各課（室）長は、1号炉および2号炉については、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※5}を燃料取扱建屋近傍へ、3号炉および4号炉については、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※6}および電源車（緊急時対策所用）^{※7}を燃料取扱建屋近傍ならびに3号炉および4号炉タービン建屋近傍へそれぞれ移動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※5}ならびに電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※7}による燃料補給 緊急時対策本部は、1号炉および2号炉については、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※5}から電源車^{※2}へ、3号炉および4号炉については、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※6}および電源車（緊急時対策所用）^{※7}から電源車^{※2}へそれぞれ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 1号炉および2号炉については電源車^{※2}、3号炉および4号炉については電源車^{※3}および電源車^{※4}の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>ク. 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給に関する対策 火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由	
<p>(a) 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。 ア. 手順着手の判断基準 復水タンクへの補給が必要と判断した場合</p>		<p>(a) 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。 ア. 手順着手の判断基準 復水タンクへの補給が必要と判断した場合</p>			
<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p>		<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p>			
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	
c (a)	ディーゼル発電機改良型フィルタの取付	緊急安全対策要員	8	50分	
c (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替 ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ^{*5}	緊急安全対策要員	4 2	20分 60分	
e (a) g (a) h (a)	電源車 ^{*1} 、電源車 ^{*2} 、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ^{*3} および電源車（緊急時対策所用） ^{*4} の移動	緊急安全対策要員	4 (3号炉および4号炉合計)	50分	
e (a)	ディーゼル発電機改良型フィルタの取外 海水ポンプ除塵フィルタの取外 し	緊急安全対策要員	2 (1号炉および2号炉合計)	50分	
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替 ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ^{*5}	緊急安全対策要員	4 2	20分 60分	
g (a) i (a) j (a)	電源車 ^{*2} および電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ^{*5} の移動 電源車 ^{*3} 、電源車 ^{*4} 、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ^{*6} および電源車（緊急時対策所用） ^{*7} の移動 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 ^{*9} 電源車の準備作業 ^{*9} （給電用ケーブル敷設・接続） 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ	緊急安全対策要員	5 (1号炉および2号炉合計) 4 (3号炉および4号炉合計) 4 (1号炉および2号炉合計)	50分 50分 80分 97分	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由	
f(a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 ^{※6} （給電用ケーブル敷設・接続）	緊急安全対策要員	2	80分 ^{※11}	要員 緊急安全対策要員
	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	60分	
g(a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルター取付）	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	50分	要員 緊急安全対策要員
	電源車 ^{※2} からの給電開始 ^{※6} （給電用ケーブル敷設・接続）	運転員等（中央制御室、現場）	3	60分	
h(a)	電源車 ^{※2} からの給電開始 ^{※10} （給電用ケーブル敷設・接続）	緊急安全対策要員	4 (3号炉および4号炉合計)	60分	要員 緊急安全対策要員
	電源車 ^{※2} からの給電開始（不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等（中央制御室、現場）	3	90分	
i(a)	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	緊急安全対策要員	2 (1号炉および2号炉合計)	40分	要員 緊急安全対策要員
	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	3 (1号炉および2号炉合計)	40分	

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付2＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前		変更後		差異の理由								
	<table border="1"> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および4号炉合計)</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (中央制御室、現場)</td> <td>3 (3号炉および4号炉合計)</td> </tr> </table> <p>40分</p>	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	運転員等 (中央制御室、現場)	3 (3号炉および4号炉合計)	<table border="1"> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および4号炉合計)</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (中央制御室、現場)</td> <td>3 (3号炉および4号炉合計)</td> </tr> </table> <p>40分</p>	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	運転員等 (中央制御室、現場)	3 (3号炉および4号炉合計)		
緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)											
運転員等 (中央制御室、現場)	3 (3号炉および4号炉合計)											
緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)											
運転員等 (中央制御室、現場)	3 (3号炉および4号炉合計)											
<p>※1：蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用 ※2：通信連絡設備への給電用 ※3：電源車^{※1}への燃料補給用 ※4：電源車^{※2}への燃料補給用 ※5：1班2名で2班が交代して実施する。 ※6：可撤式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。 ※7：屋外作業は50分以内で実施する。</p>												
<p>※1：蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用 ※2：通信連絡設備への給電用 ※3：3号炉および4号炉 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用 ※4：3号炉および4号炉 通信連絡設備（緊急時対策所を含む）への給電用 ※5：電源車^{※2}への燃料補給用 ※6：電源車^{※3}への燃料補給用 ※7：電源車^{※4}への燃料補給用 ※8：1班2名で2班が交代して実施する。 ※9：可撤式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。 ※10：可撤式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員6名が40分以内で実施する。 ※11：屋外作業は50分以内で実施する。</p>												
<p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じ</p>												
<p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じ</p>												

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付2＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>て、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. 高浜町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. 高浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第73条の3に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>て、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. 高浜町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. 高浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第73条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>2号炉について地すべり発生時の措置を新たに規定</p> <p>1、2号炉に新規制基準の要求を踏まえた外部電源の回線数及び独立性を要求する観点から、第73条の3の適用対象に1、2号炉を追加して新第73条とすることの反映（新規制基準前の要求である旧第73条及び旧第73条の2は削除）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

	変更前	変更後	差異の理由
4 地震	<p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）が設置される重大事故対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設[※]の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）が設置される重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）以外の常設重大事故対処施設を含む。））、可搬型重大事故対処</p>	<p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）が設置される重大事故対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設[※]の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）以外の常設重大事故対処施設を含む。））、可搬型重大事故対処</p>	
4 地震	<p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）が設置される重大事故対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設[※]の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）以外の常設重大事故対処施設を含む。））、可搬型重大事故対処</p>	<p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）が設置される重大事故対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設[※]の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故対処施設（常設耐震重要重大事故対処施設）以外の常設重大事故対処施設を含む。））、可搬型重大事故対処</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課(室)長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p>	<p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課(室)長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p>	
<p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないこと、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないこと、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>5 津波</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するための設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認された場合の閉止操作を行う。</p>	<p>5 津波</p> <p>安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、津波発生時における<u>車両退避等の訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するための設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>3号炉および4号炉について、当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p>	<p>差異の理由</p> <p>1、2号炉の水密扉に係る運用の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>また、各課（室）長は、水密扉解放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 取水路防潮ゲートの管理</p> <p>(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。</p> <p>(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。</p> <p>e. 防潮扉の閉止状態の管理</p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p>	<p>また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>b. 取水路防潮ゲートの管理</p> <p>当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。</p> <p>c. 防潮扉の閉止状態の管理</p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 車両の管理</p> <p>安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。</p> <p>e. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p>	<p>規定内容の適正化</p> <p>片系2門の常時閉止運用の記載を削除</p> <p>警報が発令されない津波への対応を追加</p> <p>規定内容の適正化</p>
<p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>(f) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。</p> <p>f. 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の閉止操作を行う。</p>	<p>(c) 放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施する。</p> <p>(d) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(e) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>(f) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。</p> <p>f. 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の閉止操作を行う。</p>	<p>II輸送車両の漂流物化防止対策の対応を追加</p> <p>車両の退避運用を追加</p> <p>地震加速度高トリップお</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と回避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>c. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と回避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h. 津波警報等が発令されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認*した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>※：「潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも10 分以内に0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から10 分以内に0.5 m以上上昇すること、または10 分以内に0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から10 分以内に0.5 m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への遡上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも10 分以内に0.5 m以上下降すること、または10 分以内に0.5 m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。潮位変動値の許容範囲（設定値）は0.45 mとする。以下、同じ。）</p> <p>ウ 技術課長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認したときは、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p> <p>(b) 発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと</p>	<p>表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。</p> <p>(b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>g. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と回避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h. 津波警報等が発令されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認*した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>※：「潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも10 分以内に0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から10 分以内に0.5 m以上上昇すること、または10 分以内に0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から10 分以内に0.5 m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への遡上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも10 分以内に0.5 m以上下降すること、または10 分以内に0.5 m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。潮位変動値の許容範囲（設定値）は0.45 mとする。以下、同じ。）</p> <p>ウ 技術課長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認したときは、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p> <p>(b) 発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと</p>	<p>差異の理由</p> <p>よび津波警報等が発令時の対応を記載</p> <p>警報が発令されない津波への対応を追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>f. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>を確認する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物となるおそれのある車面について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する。船側と情報連絡を行う。 カ 放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する。船側と情報連絡を行う。なお、発電所構外の観測潮位欠測時は、構外潮位観測地点の監視人による潮位の観測により荷役作業を実施する。 キ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する。船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (c) 動作可能な潮位計が2台未満となった場合の対応 ア 当直課長は、発電所構外の観測潮位に故障を示す指示変動や欠測がないことを確認し、津波の襲来状況の監視強化を実施する。 イ 安全・防災室長は、発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合は発電所構外の観測潮位が欠測した場合、速やかに作業の中断、所員と車面の退避に係る措置を実施する。 (d) 衛星電話（津波防護用）、代替手段および代替手段以外の通信手段により、中央制御室間の連携ができない場合の対応 ア 安全・防災室長は、速やかに作業の中断、所員と車面の退避に係る措置を実施する。 (e) 取水路防潮ゲート閉止判断基準には到達しない平常時とは異なる潮位変動を確認した場合（台風等の異常時の潮位変動を除く）の対応 ア 計装係課長は、監視モニタと手計算の潮位変化量が整合していることを確認する。 i. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令され取水路防潮ゲートを閉止した場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>規定内容の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付2＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>j. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、<u>現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位にが通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。</u></p> <p>k. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付2＞

	変更前	変更後	差異の理由
6 竜巻	<p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<p>安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	
6. 1 要員の配置	<p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p>	<p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p>	
6. 2 教育訓練の実施	<p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	
6. 3 資機材の配備	<p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p>	<p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p>	
6. 4 手順書の整備	<p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材*1よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p>	<p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材*1よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由												
<p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="279 392 391 1243"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="279 392 391 1243"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													
<p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、<u>3号炉および4号炉のディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認</u>とともに、<u>換気空調系統のダンパ等の閉止</u>を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、<u>3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止</u>する。</p>	<p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、<u>ディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認</u>とともに、<u>換気空調系統のダンパ等の閉止</u>を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、<u>燃料取扱作業を中止</u>する。</p> <p>(d) 各課（室）長は、<u>1号炉および2号炉の使用済燃料ピット上部を防護ネット</u>で覆う操作を実施する。</p>	<p>1、2号炉は使用済燃料ピット上部を防護ネットで覆うことで竜巻から防護することとしている</p>												
<p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、<u>3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作</u>、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合は、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合</u>、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉係修課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合</u>、<u>緊急補修</u>を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合</u>、<u>プラント停止操作</u>を行う。</p> <p>(d) 土木建築課長は、<u>取水路防潮ゲートに損傷を発生した場合</u>、<u>安全機能回復の応急処置</u>を行う。</p> <p>(e) 当直課長は、<u>取水路防潮ゲートの安全機能回復が困難な場合</u>、<u>プラント停止操作</u>を行う。</p>	<p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、<u>竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作</u>、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合は、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、<u>発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認</u>するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合</u>、<u>気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止</u>する。</p> <p>(b) 原子炉係修課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合</u>、<u>緊急補修</u>を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、<u>3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合</u>、<u>プラント停止操作</u>を行う。</p> <p>(d) 土木建築課長は、<u>取水路防潮ゲートに損傷を発生した場合</u>、<u>安全機能回復の応急処置</u>を行う。</p> <p>(e) 当直課長は、<u>取水路防潮ゲートの安全機能回復が困難な場合</u>、<u>プラント停止操作</u>を行う。</p>	<p>1、2号炉は使用済燃料ピット上部を防護ネットで覆うことで竜巻から防護することとしている</p>												
<p>(e) 当直課長は、<u>取水路防潮ゲートの安全機能回復が困難な場合</u>、<u>プラント停止操作</u>を行う。</p>	<p>(e) 電気係修課長および計装係修課長は、<u>潮位観測システム（防護用）に損傷を発生した場合は、安全機能回復の応急処置</u>を行う。</p> <p>(f) 当直課長は、<u>取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム（防護用）の安全機能回復</u></p>	<p>警報が発令されない津波への対応を追加</p>												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>を行う。</p> <p>(f) 各課(室)長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>復が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(g) 各課(室)長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項およびc.項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評</p>	<p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項およびc.項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い(以下、「防液堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c. 施設管理、点検</p> <p>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い(以下、「防液堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c. 施設管理、点検</p> <p>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>1、2号炉について有毒ガス発生時の防護に関する手順を新たに規定(設備名称の違いによる記載分け)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し、ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（ブラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定する</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し、ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（ブラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計4名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定する</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>とともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第 1 2 1 条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(7) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(5) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副班長を配置する。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(7) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(4) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(7) 実施組織である緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p>	<p>とともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第 1 2 1 条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(7) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(5) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副班長を配置する。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(7) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(4) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(7) 実施組織である緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(7) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(4) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う。</p> <p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p>	<p>(7) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(3) 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(4) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う。</p> <p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p>	<p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(イ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震（最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震）の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員12名、1号炉および2号炉の運転員12名（1号炉および2号炉については原子炉へ燃料装荷を想定しない条件で、12名の内6名が3号炉および4号炉現場作業応援）、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防火活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員40名の計70名ならびに被災後6時間以内を目的として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員38名および発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下、「召集要員」という。）の計48名として、合計118名およびプラント状態に応じた特重施設要員を確保する。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、注水確保および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）または特重施設要員に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員または特重施設要員の補充を行</p>	<p>(イ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震（最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震）の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員11名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う1号炉および2号炉の運転員12名（1号炉および2号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、1号炉および2号炉の運転員12名（3号炉および4号炉のうち1つの場合は8名）、3号炉および4号炉の運転員12名（3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名）、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防火活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員65名の計100名（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計92名、2つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計84名、3つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計76名またはすべての原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計68名）ならびに被災後6時間以内を目的として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員8名および発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員20名の計28名（以下、「召集要員」という。）として、合計128名（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計120名、2つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計104名またはすべての原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計96名）およびプラント状態に応じた特重施設要員を確保する。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、注水確保および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）または特重施設要員に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員または特重施設要員の補充を行</p>	<p>SA対策高度化の結果を踏まえて、1～4号炉の運転に必要な体制を見直し</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>うとうとにも、そのような事態に備えた重大事故等対策要員および特重施設要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員および特重施設要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員または特重施設要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>e 特重施設要員は、運転操作指揮を行う当直課長または当直主任と連携し、<input type="text"/>から特重施設を用いた対応を行う。</p> <p>(t) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を非常召集できよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(r) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できよう可搬型の照明装置</p> <p>(s) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p>	<p>行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う変更なし</p> <p>また、重大事故等対策要員および特重施設要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員または特重施設要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>e 特重施設要員は、運転操作指揮を行う当直課長または当直主任と連携し、<input type="text"/>から特重施設を用いた対応を行う。</p> <p>(t) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を非常召集できよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(r) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できよう可搬型の照明装置</p> <p>(s) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p>	<p>変更なし</p>

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(4) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子炉施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(h) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子炉事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(i) 本店対策本部原子炉設備班長は、他の原子力事業者および原子炉緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子炉安全部門統括は、原子炉設備班を統括する。</p>	<p>(4) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子炉施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(h) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子炉事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(i) 本店対策本部原子炉設備班長は、他の原子力事業者および原子炉緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子炉安全部門統括は、原子炉設備班を統括する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>ウ 原子炉安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対応設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の</p>	<p>ウ 原子炉安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対応設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の</p>	<p>原子炉安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対応設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の</p>

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>教育訓練に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課(室)長は、表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>イ 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順を教育訓練項目として定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 重大事故等対策を行う運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握</p>	<p>教育訓練に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課(室)長は、表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>イ 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順を教育訓練項目として定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 重大事故等対策を行う運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b 運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>○ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a 項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護員を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下のa 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したI からVIIの重要事故シークエンスについて、運転員（当直員）および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。 なお、特重施設要員については、IIIの重要事故シークエンスを除く。</p> <p>I 2次系からの除熱機能喪失 II 原子炉格納容器の除熱機能喪失 III 原子炉停止機能喪失 IV ECCS注水機能喪失 V ECCS再循環機能喪失 VI 格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） VII 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができてい</p>	<p>握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>○ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a 項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護員を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下のa 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したI からVIIの重要事故シークエンスについて、運転員（当直員）および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。 なお、特重施設要員については、IIIの重要事故シークエンスを除く。</p> <p>I 2次系からの除熱機能喪失 II 原子炉格納容器の除熱機能喪失 III 原子炉停止機能喪失 IV ECCS注水機能喪失 V ECCS再循環機能喪失 VI 格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） VII 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができてい</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>とを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シナリオに適切に対応において、当直課長からの指示に対して、運転員（当直員）および特重施設要員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認</p> <p>現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シナリオについて、緊急安全対策要員および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>なお、特重施設要員については、IVの重要事故シナリオを除く。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCPシナリオLOCAが発生する場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破壊）</p> <p>IV 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p>	<p>とを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シナリオに適切に対応において、当直課長からの指示に対して、運転員（当直員）および特重施設要員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認</p> <p>現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからVIの重要事故シナリオについて、緊急安全対策要員および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>なお、特重施設要員については、Vの重要事故シナリオを除く。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCPシナリオLOCAが発生する場合）</p> <p>II 全交流動力電源喪失（RCPシナリオLOCAが発生しない場合）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）</p> <p>IV 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破壊）</p> <p>V 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>VI 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p>	<p>机上訓練による有効性評価の成立性確認の対象となる事故シナリオの追加（II項追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p>
<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIおよびIIの重要事故シナリオを統合したシナリオに、III、IV、およびVの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）</p> <p>II 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>III 原子炉格納容器の除熱機能喪失</p> <p>IV ECCS再循環機能喪失</p> <p>V 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らな</p>	<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIおよびIIの重要事故シナリオを統合したシナリオに、1号炉および2号炉はIII、IVおよびVI、3号炉および4号炉はIV、VおよびVIの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）</p> <p>II 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>III 全交流動力電源喪失（RCPシナリオLOCAが発生しない場合）</p> <p>IV 原子炉格納容器の除熱機能喪失</p> <p>V ECCS再循環機能喪失</p> <p>VI 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らな</p>	<p>現場訓練による有効性評価の成立性確認の対象となる1～4号炉の事故シナリオを明確化</p> <p>III項追加に伴い、以降番号繰り下げ</p>

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>いように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナシケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナシケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p> <p>なお、(c)の成立性確認は (IV) 項、(V) 項は適用しない。</p> <p>(I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(f) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(f)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、</p>	<p>いように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナシケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナシケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p> <p>なお、(c)の成立性確認は (IV) 項、(V) 項は適用しない。</p> <p>(I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(f) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(f)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するため、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセルート」という。）は、自然現象、外</p>	<p>力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するため、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセルート」という。）は、自然現象、外</p>	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(4) 屋外および屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地すべり、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機墜下）、ダム の崩壊、電磁的障害ならびに重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては該当する施設がないこと、ダム の崩壊に対しては近傍にダムがないため考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路および通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮およびダム の崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(5) 障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルを保管、使用し、それらを運転できる緊急安全対策要員を確保する。</p> <p>(6) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(4) 屋外および屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地すべり、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機墜下）、ダム の崩壊、電磁的障害ならびに重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては該当する施設がないこと、ダム の崩壊に対しては近傍にダムがないため考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路および通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮およびダム の崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(5) 障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルを保管、使用し、それらを運転できる緊急安全対策要員を確保する。</p> <p>(6) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

< 添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(4) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー2台（予備1台）および油圧ショベル1台（予備1台）を保管、使用する。</p> <p>(5) 地震による屋外タンクからの溢水ならびに降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所アクセスルートを確認する。</p> <p>(6) 防潮流堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザーおよび油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>(7) 考慮すべき自然現象のうち凍結および森林火災、外部人為事象のうち航空機落下による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、飛来物（航空機落下）、輸送車両の発火および漂流船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(8) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(9) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(10) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(11) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とすとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、予備ルートの復旧および油圧ショベルによる段差解消対策により対処する。</p> <p>(12) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、降雪、降灰については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去を行う。想定を上回る降雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、除雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤを配備する。</p> <p>ウ 屋内アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することと社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>(4) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー4台（1号および2号炉共用2台、3号および4号炉共用2台）（予備1台）および油圧ショベル2台（1号および2号炉共用1台、3号および4号炉共用1台）（予備1台）を保管、使用する。</p> <p>(5) 地震による屋外タンクからの溢水ならびに降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所アクセスルートを確認する。</p> <p>(6) 防潮流堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザーおよび油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>(7) 考慮すべき自然現象のうち凍結および森林火災、外部人為事象のうち航空機落下による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、飛来物（航空機落下）、輸送車両の発火および漂流船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(8) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(9) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(10) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(11) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とすとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、予備ルートの復旧および油圧ショベルによる段差解消対策により対処する。</p> <p>(12) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、降雪、降灰については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去を行う。想定を上回る降雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、除雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤを配備する。</p> <p>ウ 屋内アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することと社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>1、2号炉の追加に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(4) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(5) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(6) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセルレートを通行する。</p> <p>(7) アクセルレートの状況を確認し、複数のアクセルレートの中から早期に復旧可能なアクセルレートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア 予備品等の確保</p> <p>各課（室）長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(4) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(5) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザー、油圧ショベル、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>イ 保管場所</p> <p>各課（室）長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセルレートの確保</p> <p>(1) 「アクセルレートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対</p>	<p>(4) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(5) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(6) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセルレートを通行する。</p> <p>(7) アクセルレートの状況を確認し、複数のアクセルレートの中から早期に復旧可能なアクセルレートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア 予備品等の確保</p> <p>各課（室）長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(4) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(5) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザー、油圧ショベル、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>イ 保管場所</p> <p>各課（室）長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセルレートの確保</p> <p>(1) 「アクセルレートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることよって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業者災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることよって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業者災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	
<p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p> <p>イ 安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を社内標準に定める。具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p>	<p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p> <p>イ 安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を社内標準に定める。具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を遂行することなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対応に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行うようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するための手順着手の判断基準については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>(キ) 重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対処設備に期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先して事故対応を行うための判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(ウ) 安全・防災室長および発電室長は、原子炉格納容器破損防止対策において、原子炉格納容器内自然対流冷却操作を [] によるベント操作に優先して使用することを社内標準に定める。</p> <p>なお、重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に原子炉格納容器破損防止対策に係る [] によるベント操作を実施することを社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。</p>	<p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を遂行することなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対応に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行うようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するための手順着手の判断基準については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>(キ) 重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対処設備に期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先して事故対応を行うための判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(ウ) 安全・防災室長および発電室長は、原子炉格納容器破損防止対策において、原子炉格納容器内自然対流冷却操作を [] によるベント操作に優先して使用することを社内標準に定める。</p> <p>なお、重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に原子炉格納容器破損防止対策に係る [] によるベント操作を実施することを社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用 <p>(4) 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。</p> <p>(5) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定められた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応処置を実施する。 カ 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <p>(7) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効</p>	<p>(7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用 <p>(4) 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。</p> <p>(5) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定められた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応処置を実施する。 カ 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <p>(7) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>な監視パラメータに位置づけること。</p> <p>(4) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法に関すること。</p> <p>(7) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。</p> <p>(E) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内標準に定める。</p> <p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。</p> <p>ク 各課（室）長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発令された場合、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p>	<p>な監視パラメータに位置づけること。</p> <p>(4) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法に関すること。</p> <p>(7) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。</p> <p>(E) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内標準に定める。</p> <p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。</p> <p>ク 各課（室）長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発令された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課（室）長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(E) 各課（室）長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>警報が発令されない津波への対応を追加</p> <p>警報が発令されない津波への対応を追加</p>
<p>(4) 各課（室）長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課（室）長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>(4) 各課（室）長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(E) 各課（室）長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>警報が発令されない津波への対応を追加</p>

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護員の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p>コ 各課（室）長は、重大事故等対策における緊急時制御室の居住性に関する手順について、表一2 7「緊急時制御室の居住性に関する手順」を参考に、必要な手順を社内標準に定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替えの容易性</p> <p>各課（室）長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p> <p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整備する。</p>	<p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備（1号炉および2号炉、中央制御室空調装置（3号炉および4号炉）、緊急時対策所換気設備および[]の換気空調設備の隔離、防護員の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p> <p>コ 各課（室）長は、重大事故等対策における緊急時制御室の居住性に関する手順について、表一2 7「緊急時制御室の居住性に関する手順」を参考に、必要な手順を社内標準に定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替えの容易性</p> <p>各課（室）長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p> <p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整備する。</p>	<p>1、2号炉について有毒ガス発生時の防護に関する手順を新たに規定（設備名称の違いによる記載分け）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>1. 4 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>1. 4 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（3号炉および4号炉）</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表一 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動）</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下している</p>	<p>表一 1 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動）</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下している</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>ことを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力パワウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん/高圧注入ポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん/高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん/高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第8 1条に定めるほう素濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう素濃度を目標にほう酸水注入を継続する。</p>	<p>ことを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力パワウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん/高圧注入ポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん/高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん/高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第8 1条に定めるほう素濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう素濃度を目標にほう酸水注入を継続する。</p>	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表-2</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンブ水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○蒸気発生器広域水位計について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p><u>サブポート系機能喪失時</u></p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用し、タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、ター</p>	<p>表-2（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンブ水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○蒸気発生器広域水位計について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p><u>サブポート系機能喪失時</u></p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用し、タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、ター</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>ビン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 (タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電) 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補助給水ポンプ起動弁の開放により、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復 (蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)) (1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。 補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p>	<p>ビン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 (タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電) 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補助給水ポンプ起動弁の開放により、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復 (蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)) (1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。 補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p>	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確實に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>特重施設による対応</p>	<p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確實に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>特重施設による対応</p>	<p>変更なし</p>
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>④ 監視および制御</p> <p>1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの作動状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの作動状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。</p> <p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。</p>	<p>④ 監視および制御</p> <p>1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの作動状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの作動状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。</p> <p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-3 操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェースシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p>	<p>表-3 (3号炉および4号炉) 操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェースシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失により蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p>	<p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失により蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p>	<p>28/64</p>

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧が行われていることを確認する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。 補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 蒸気発生器広域水位計について <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。 <p>サブポート系機能喪失時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） <ul style="list-style-type: none"> (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを 	<p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧が行われていることを確認する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。 補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 蒸気発生器広域水位計について <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。 <p>サブポート系機能喪失時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） <ul style="list-style-type: none"> (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを 	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復 (1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p>	<p>起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復 (1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復 当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p>	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前 (3 / 4号炉)	変更後 (3 / 4号炉)	差異の理由
<p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 <ul style="list-style-type: none"> 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンペ (主蒸気逃がし弁作動用) により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。 	<p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 <ul style="list-style-type: none"> 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンペ (主蒸気逃がし弁作動用) により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。 	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>特重施設による対応</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流通電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流通電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa〔gage〕以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p>	<p>特重施設による対応</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流通電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流通電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa〔gage〕以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>⑥ インターフェイスシステムLOCA発生時の手順 インターフェイスシステムLOCA</p> <p>1. 当直課長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。</p>	<p>⑥ インターフェイスシステムLOCA発生時の手順 インターフェイスシステムLOCA</p> <p>1. 当直課長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。</p>	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表一4 操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合または炉心出口温度が350℃以上となった場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。 (3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環</p>	<p>表一4 (3号炉および4号炉) 操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合または炉心出口温度が350℃以上となった場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。 (3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>
<p>表一4 (3号炉)</p>	<p>表一4 (3号炉および4号炉)</p>	<p>表一4 (3号炉)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>循環運転</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) およびA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順</p> <p>当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん/高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん/高圧注入ポンプにより原子炉への注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 <p>代替再循環運転により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器再循環サンプル側入口隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンプルスクリーンが閉塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。</p> <p>○ <u>消防ポンプ</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p><u>消防ポンプ</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>循環運転</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) およびA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順</p> <p>当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん/高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん/高圧注入ポンプにより原子炉への注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 <p>代替再循環運転により格納容器再循環サンプル水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器再循環サンプル側入口隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンプルスクリーンが閉塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。</p> <p>○ <u>送水車</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p><u>送水車</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注</p>	<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注</p>	<p>S A対策高度化に伴う上流文書の差異を反映 (以下、本表において明記しない箇所は同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については、炉心注水側に系統構成し、空冷式非常用発電装置より受電すれば炉心注水を行う。なお、対応途中で事象が進展し、炉心損傷と判断すれば注水先を格納容器スプレイ側へ変更する。その後、B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生している場合 溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合 1. 格納容器水張り 当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器再循環ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止す</p>	<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については、炉心注水側に系統構成し、空冷式非常用発電装置より受電すれば炉心注水を行う。なお、対応途中で事象が進展し、炉心損傷と判断すれば注水先を格納容器スプレイ側へ変更する。その後、B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生している場合 溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合 1. 格納容器水張り 当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器再循環ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止す</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>るため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p>格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について</p> <p>原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について</p> <p>格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流量計、A格納容器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量計、燃料取替用水タンク水位計の収支により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について</p> <p>炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込口ストレーナ閉塞時の対応</p> <p>消防ポンプの運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>るため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p>格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について</p> <p>原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について</p> <p>格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流量計、A格納容器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量計、燃料取替用水タンク水位計の収支により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について</p> <p>炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロント系機能喪失時</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロント系機能喪失時</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>
<p>運転停止中の場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用タンク水を原子炉へ注</p>	<p>運転停止中の場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用タンク水を原子炉へ注</p>	<p>運転停止中の場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用タンク水を原子炉へ注</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉に注水する。充てん/高圧注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 蓄圧タンクによる炉心注水 当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>(3) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉に注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水後、格納容器再循環サンプに水源を切り替えて、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）およびA格納容器スプレイ冷却器を用いた代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補</p>	<p>水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉に注水する。充てん/高圧注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 蓄圧タンクによる炉心注水 当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>(3) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉に注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水後、格納容器再循環サンプに水源を切り替えて、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）およびA格納容器スプレイ冷却器を用いた代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>助給水ポンプまたはタービン動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポン</p>	<p>助給水ポンプまたはタービン動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポン</p>	<p>変更なし</p>
<p>助給水ポンプまたはタービン動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポン</p>	<p>助給水ポンプまたはタービン動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(3) B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポン</p>	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>ブ (海水冷却) を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) (1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失時は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却系統に開口部がない場合は、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>ブ (海水冷却) を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) (1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失時は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却系統に開口部がない場合は、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、燃料取替用水タンクの保有水を充てん/高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する操作により原子炉を冷却する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。表-6 「原</p>	<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、燃料取替用水タンクの保有水を充てん/高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する操作により原子炉を冷却する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、<u>送水車および大容量ポンプ</u>への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>差異の理由</p>
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、<u>送水車および大容量ポンプ</u>への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>43/64</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの燃料補給に関する手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表一5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対応設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p>	<p>表一5 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対応設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p>	<p>対象号炉の明確化</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） <ol style="list-style-type: none"> (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> 2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） <ol style="list-style-type: none"> (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> 3. 格納容器内自然対流冷却 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> 4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通過 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p>	<p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） <ol style="list-style-type: none"> (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> 2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） <ol style="list-style-type: none"> (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> 3. 格納容器内自然対流冷却 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> 4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通過 <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p>	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前（3／4号炉）	変更後（3／4号炉）	差異の理由
<p>表一6 操作手順 6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度を低下させることを目的とする。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時 1. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、または格納容器スプレイ再循環運転時に格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、恒設代替および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p>	<p>表一6 操作手順 6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度を低下させることを目的とする。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時 1. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、または格納容器スプレイ再循環運転時に格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、恒設代替および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>炉心損傷前 サブポート系機能喪失時 1. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p>炉心損傷前 サブポート系機能喪失時 1. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 1. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを塞素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 1. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを塞素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B</p>	<p>49/64</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p>	<p>格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、さらに格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、さらに格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理 格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スプレイ手段を用いて格納容器へスプレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、</p>	<p>度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理 格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スプレイ手段を用いて格納容器へスプレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、</p>	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p> <p>○ 消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料搬行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（ガソリン）の備蓄量を管理する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p> <p>○ <u>燃料の管理</u> 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p> <p>○ <u>送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</u> 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>S A対策高度化に伴う上流文書の差異を反映（以下、本表において明記しない箇所は同じ理由による変更）</p> <p>記載場所の差異</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表一7 操作手順 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全 1. 格納容器スプレイ (1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>3. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは</p>	<p>表一7（3号炉および4号炉） 操作手順 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全 1. 格納容器スプレイ (1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>3. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。 ○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。 ○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。 ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 消防ポンプ吸込口ストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然</p>	<p>復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。 ○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。 ○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。 ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然</p>	<p>S A対策高度化に伴う上流 文書の差異を反映（以下、 本表において明記しない箇 所は同じ理由による変更</p>
<p>54/64</p>		

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 水素濃度</p> <p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理</p>	<p>対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 水素濃度</p> <p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理</p>	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタ負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 ○ 格納容器過圧破損防止対策 重大事故等対処設備の機能喪失等により格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に格納容器破損防止対策に係る[]によるベント操作を実施する。 ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器ヘスプレイする。</p>	<p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタシロローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 ○ 格納容器過圧破損防止対策 重大事故等対処設備の機能喪失等により格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に格納容器破損防止対策に係る[]によるベント操作を実施する。 ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器ヘスプレイする。</p>	<p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタシロローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 ○ 格納容器過圧破損防止対策 重大事故等対処設備の機能喪失等により格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に格納容器破損防止対策に係る[]によるベント操作を実施する。 ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器ヘスプレイする。</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表一8 操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器ハウジングへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u> <u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</u></p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉下部キャビティの水位監視 <p>溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p>	<p>表一8（3号炉および4号炉） 操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器ハウジングへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u> <u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</u></p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉下部キャビティの水位監視 <p>溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 1. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するため十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 1. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するため十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水</p>	<p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水</p>	<p>変更なし</p>

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注入ラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。充てん/高圧注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注入ラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。充てん/高圧注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。</p>	<p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。</p>	<p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

変更前（3／4号炉）	変更後（3／4号炉）	差異の理由
<p>表一9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p>	<p>表一9（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等</p> <p><u>水素濃度低減</u></p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p>	<p>② 対応手段等</p> <p><u>水素濃度低減</u></p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>2. 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。</p>	
<p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が$1 \times 10^6 \text{mSv/h}$以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素</p>	<p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が$1 \times 10^6 \text{mSv/h}$以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素</p>	<p>61/64</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>水素濃度低減・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件 <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度350℃到達後60分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。 	<p>濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>水素濃度低減・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件 <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度350℃到達後60分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。 	<p>変更なし</p>

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のエアニユラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、エアニユラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>水素排出</u></p> <p>1. アニユラス空気浄化ファン起動による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニユラス空気浄化ファンが起動し、アニユラス内の水素を含むガスがアニユラスからアニユラス空気浄化ユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニユラス内の圧力の低下にて確認する。当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニユラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニユラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アニユラス内の水素濃度を、格納容器内の水素濃度および格納容器からアニユラスへの漏えい率により推定し監視する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測装置を用いた格納容器内水素濃度の測定を行い、炉心損傷判断からの経過時間、格納容器内水素濃度の測定値ならびに格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）およびアニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計の線量率の比により推定したアニユラスへの漏えい率により、関係図から格納容器内水素濃度の推移を推定し、アニユラス内の水素濃度を推定する。</p> <p>アニユラス内の放射線量の推定は、多様性拡張設備である格納容器排気筒高レンジガスモニタが使用可能であれば、アニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計よりも優先して使用する。</p>	<p>表-10 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のエアニユラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、エアニユラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>水素排出</u></p> <p>1. アニユラス空気浄化ファン起動による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニユラス空気浄化ファンが起動し、アニユラス内の水素を含むガスがアニユラスからアニユラス空気浄化ユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニユラス内の圧力の低下にて確認する。当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニユラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニユラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アニユラス内の水素濃度を、格納容器内の水素濃度および格納容器からアニユラスへの漏えい率により推定し監視する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測装置を用いた格納容器内水素濃度の測定を行い、炉心損傷判断からの経過時間、格納容器内水素濃度の測定値ならびに格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）およびアニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計の線量率の比により推定したアニユラスへの漏えい率により、関係図から格納容器内水素濃度の推移を推定し、アニユラス内の水素濃度を推定する。</p> <p>アニユラス内の放射線量の推定は、多様性拡張設備である格納容器排気筒高レンジガスモニタが使用可能であれば、アニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計よりも優先して使用する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ アニュラス内水素濃度計測装置 多様性拡張設備であるアニュラス内水素濃度計測装置は、炉心損傷後の高放射線および高温下では、指示値に影響があることから参考値として扱う。 アニュラス内水素濃度計測装置の指示値を参考にすることは、計器類の環境特性を考慮する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ アニュラス内水素濃度計測装置 多様性拡張設備であるアニュラス内水素濃度計測装置は、炉心損傷後の高放射線および高温下では、指示値に影響があることから参考値として扱う。 アニュラス内水素濃度計測装置の指示値を参考にすることは、計器類の環境特性を考慮する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表-1-1 操作手順 1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料（以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時 1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m以下まで低下している場合、<u>消防ポンプ</u>により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ <u>消防ポンプ</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 (1) 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u>およびスプレイヘッダにより海</p>	<p>表-1-1（3号炉および4号炉） 操作手順 1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料（以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時 1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m以下まで低下している場合、<u>送水車</u>により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ <u>送水車</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 (1) <u>送水車</u>による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、<u>送水車</u>およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピット</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>水を使用済燃料ピットへスプレイズする。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 消防ポンプの運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視 当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度 50℃ を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m 以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置の運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視 当直課長は、常用設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 当直課長は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの監視を行う。</p>	<p>トヘスプレイズする。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 送水車吸込ストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視 当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度 50℃ を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m 以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置の運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視 当直課長は、常用設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 当直課長は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの監視を行う。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピットエリア監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 （配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 消防ポンプの給油は、定格負荷運転における燃料供給作業手時間となればガソリン用ドラム缶を用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業手時間となれば燃料油貯蔵そうおよびタンクローリーを用いて実施する。表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピットエリア監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 （配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 送水車および大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、定格負荷運転における燃料供給作業手時間となれば燃料油貯蔵そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。 燃料を供給する手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-1 2 操作手順 1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、泡消火により、消火することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</u> 1. 大気への拡散抑制 (1) 大容量ポンプ、放水砲による大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、炉心出口温度 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制 (1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所 (取水路水路側1箇所、放水口側4箇所) にシルトフェンスを設置する。</p> <p><u>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</u> 1. 大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、以下の手順により、原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 (1) <u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u>およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) に近づける場合、<u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u> およびスプレイヘッダにより原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ海水を放水する。<u>水源は仮設組立式水槽を使用する。仮設組立式水槽への供給は、消防ポンプにより海水を使用する。</u></p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>表-1 2 (3号炉および4号炉) 操作手順 1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、泡消火により、消火することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</u> 1. 大気への拡散抑制 (1) 大容量ポンプ、放水砲による大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、炉心出口温度 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制 (1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所 (取水路側1箇所、放水口側4箇所) にシルトフェンスを設置する。</p> <p><u>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</u> 1. 大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、以下の手順により、原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 (1) <u>送水車</u>およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) に近づける場合、<u>送水車</u> およびスプレイヘッダにより原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ海水を放水する。</p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p> <p>S A対策高度化に伴う上流文書の差異を反映 (以下、本表において明記しない箇所は同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>消防ポンプ</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p><u>消防ポンプ</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>送水車</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p><u>送水車</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	
<p><u>原子炉建屋</u>周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災</p> <p>1. 航空機燃焼火災への泡消火</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃焼火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃焼火災への泡消火を実施する。</p>	<p><u>原子炉建屋</u>周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災</p> <p>1. 航空機燃焼火災への泡消火</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃焼火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃焼火災への泡消火を実施する。</p>	
<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および消防ポンプへの燃料補給の手順は、表—6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃焼火災</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給</p> <p><u>送水車</u>および大容量ポンプ（放水砲用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p><u>送水車</u>および大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は、表—6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-13 操作手順 13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。 設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給 1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段 (1) 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>2. 復水タンクへの補給 (1) 海水を用いた復水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、<u>消防ポンプ</u>により海水を水源として復水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>消防ポンプ</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <u>消防ポンプ</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>表-13 (3号炉および4号炉) 操作手順 13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。 設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給 1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段 (1) 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>2. 復水タンクへの補給 (1) 海水を用いた復水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、<u>送水車</u>により海水を水源として復水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>送水車</u>吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <u>送水車</u>の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p> <p>S A対策高度化に伴う上流文書の差異を反映（以下、本表において明記しない箇所は同じ理由による変更）</p>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位の水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	
<p>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。</p>	<p>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。<u>また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</u></p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>消防ポンプ</u>吸込ストレーナ閉塞時の対応 <u>消防ポンプ</u>の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器再循環サン</u>プを水源とした代替再循環運転</p> <p>1. 代替再循環運転 当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サン</p>	<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>送水車</u>吸込ストレーナ閉塞時の対応 <u>送水車</u>の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器再循環サン</u>プを水源とした代替再循環運転</p> <p>1. 代替再循環運転 当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サン</p>	
<p>以下の手順により格納容器再循環サン</p> <p>(1) A 格納容器スプレイポン</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポン</p> <p>および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表一4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B 余熱除去ポン</p> <p>大容量ポン</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポン</p> <p>冷却器による代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポン</p> <p>より原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表一4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B 余熱除去ポン</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポン</p>	<p>以下の手順により格納容器再循環サン</p> <p>(1) A 格納容器スプレイポン</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポン</p> <p>および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表一4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B 余熱除去ポン</p> <p>大容量ポン</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポン</p> <p>冷却器による代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポン</p> <p>より原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表一4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B 余熱除去ポン</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポン</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表—1「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 1. 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表—1「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路、海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表—1「2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表—1「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 1. 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表—1「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路、海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表—1「2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>1. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>水</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が 1×10^5 mSv/h 以上となり、格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表—1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環サンブを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料補給 <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p> <p>消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（ガソリン）の備蓄量を管理する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>1. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>水</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が 1×10^5 mSv/h 以上となり、格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表—1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環サンブを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料補給 <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-1 4 操作手順 1 4. 電源の確保に関する手順等 ① 方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等 [代替電源（交流）の給電] 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。 1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電 当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p> <p>3. 電源車による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p> <p>4. 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。</p> <p>[特重施設による対応] 当直課長は、特重施設による事故対処に影響が及ばない範囲で、特重施設の電源設備から非常用高圧母線へ給電する。</p> <p>[代替電源（直流）による給電] 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p>	<p>表-1 4 (3号炉および4号炉) 操作手順 1 4. 電源の確保に関する手順等 ① 方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等 代替電源（交流）の給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。 1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電 当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p> <p>3. 電源車による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p> <p>4. 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。</p> <p>[特重施設による対応] 当直課長は、特重施設による事故対処に影響が及ばない範囲で、特重施設の電源設備から非常用高圧母線へ給電する。</p> <p>[代替電源（直流）による給電] 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>○ 悪影響防止 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池（安全防護系用）を用いた場合には、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。蓄電池（3系統目）を用いた場合には、蓄電池室（3系統目用）の換気を行う。</p>	<p>○ 悪影響防止 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池（安全防護系用）を用いた場合には、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。蓄電池（3系統目）を用いた場合には、蓄電池室（3系統目用）の換気を行う。</p>	

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表-15</p> <p>操作手順</p> <p>15. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等の対処として監視が必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>監視機能の喪失</p> <p>1. 計器故障時のパラメータ推定</p> <p>当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p> <p>(1) パラメータ監視の手順</p> <p>a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。</p> <p>b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。</p> <p>(a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量）</p> <p>(b) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量から推定</p> <p>(c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定</p> <p>(d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定</p> <p>(e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定</p> <p>(f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定</p> <p>(g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定</p> <p>(h) 装置の動作特性により推定</p> <p>(i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p> <p>(2) 代替パラメータの推定方法</p> <p>計器故障時、当該パラメータの他チャンネルまたは他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定</p>	<p>表-15（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>15. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等の対処として監視が必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>監視機能の喪失</p> <p>1. 計器故障時のパラメータ推定</p> <p>当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p> <p>(1) パラメータ監視の手順</p> <p>a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。</p> <p>b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。</p> <p>(a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量）</p> <p>(b) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量から推定</p> <p>(c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定</p> <p>(d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定</p> <p>(e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定</p> <p>(f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定</p> <p>(g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定</p> <p>(h) 装置の動作特性により推定</p> <p>(i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p> <p>(2) 代替パラメータの推定方法</p> <p>計器故障時、当該パラメータの他チャンネルまたは他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。</p> <p>当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉容器内の温度</p> <p>当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位</p> <p>当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ パラメータの選定</p> <p>炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準1.1~1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイパスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状況や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他手</p>	<p>原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。</p> <p>当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉容器内の温度</p> <p>当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位</p> <p>当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ パラメータの選定</p> <p>炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準1.1~1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイパスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状況や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他手</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>ヤンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態になるとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>計器電源の喪失 1. 計器電源の喪失時の対応 当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。 (1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失 当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。 代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。 また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータ</p>	<p>ヤンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態になるとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>計器電源の喪失 1. 計器電源の喪失時の対応 当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。 (1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失 当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。 代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。 また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>を選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉施設の状態把握 <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>特重施設による対応</p> <p>当直課長は、特重施設による対応が必要と判断した場合、特重施設の計装設備によりプラント状態を把握する。</p>	<p>定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉施設の状態把握 <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>特重施設による対応</p> <p>当直課長は、特重施設による対応が必要と判断した場合、特重施設の計装設備によりプラント状態を把握する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-16 操作手順 16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードでできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れ</p>	<p>表-16 (3号炉および4号炉) 操作手順 16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードでできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れ</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉強行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>入れを実施する。</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合または発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p>	<p>れを実施する。</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合または発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p>	<p>変更なし</p>
<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p>	<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>放射性物質の濃度低減</p> <p>1. アニウラス空気浄化設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニウラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいた空気がアニウラスから放射性物質低減機能を有するアニウラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニウラス内圧力の低下にて確認する。 当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニウラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニウラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニウラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニウラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項) ○ 放射線管理 チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニウラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>放射性物質の濃度低減</p> <p>1. アニウラス空気浄化設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニウラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいた空気がアニウラスから放射性物質低減機能を有するアニウラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニウラス内圧力の低下にて確認する。 当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニウラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニウラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニウラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニウラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項) ○ 放射線管理 チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニウラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニウラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニウラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニウラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項) ○ 放射線管理 チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニウラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニウラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニウラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニウラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニウラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項) ○ 放射線管理 チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニウラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>表-17 操作手順</p> <p>17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>放射性物質の濃度および放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタステーションおよびモニタポスト）が使用できる場合はモニタステーションおよびモニタポストを使用）を用いた放射線量の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>1. モニタステーションおよびモニタポストによる放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタステーションおよびモニタポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所山岳および海岸の敷地境界方向を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>表-17（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>放射性物質の濃度および放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタステーションおよびモニタポスト）が使用できる場合はモニタステーションおよびモニタポストを使用）を用いた放射線量の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>1. モニタステーションおよびモニタポストによる放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタステーションおよびモニタポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所山岳および海岸の敷地境界方向を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 3＞

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）の測定は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）および多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニター）を使用する。</p> <p>5. 可搬型放射線測定装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータおよびβ線サーベイメータ）および電離箱サーベイメータにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。 (1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 緊急時対策本部は、周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。</p>	<p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）の測定は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）および多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニター）を使用する。</p> <p>5. 可搬型放射線測定装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータおよびβ線サーベイメータ）および電離箱サーベイメータにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。 (1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 緊急時対策本部は、周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>6. バックグラウンド低減対策等</p> <p>(1) モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</p> <p>緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなること避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。</p> <p>b. 放射性物質の放出によりモニタステーション、モニタポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしがいい、資機材の支援およびモニタリングに係る要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>6. バックグラウンド低減対策等</p> <p>(1) モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</p> <p>緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなること避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。</p> <p>b. 放射性物質の放出によりモニタステーション、モニタポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしがいい、資機材の支援およびモニタリングに係る要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>風向、風速その他の気象条件の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の風向、風速その他の気象条件を可搬型気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>また、風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置または多様性拡張設備である気象観測設備を使用し測定する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p>	<p>風向、風速その他の気象条件の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の風向、風速その他の気象条件を可搬型気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>また、風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置または多様性拡張設備である気象観測設備を使用し測定する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>モニタステーションおよびモニタポストへの代替交流電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタステーションおよびモニタポストへ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>モニタステーションおよびモニタポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>モニタステーションおよびモニタポストへの代替交流電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタステーションおよびモニタポストへ給電する。 給電の手順は、<u>1号炉および2号炉ならびに3号炉および4号炉の表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</u> モニタステーションおよびモニタポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 <u>居住性の確保</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>表-18 (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 <u>居住性の確保</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>差異の理由 対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所外エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じ等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と</p>	<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所外エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じ等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	<p>緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	<p>変更なし</p>
<p>必要な指示および通信連絡 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <p>1. 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>2. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3. 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p>	<p>必要な指示および通信連絡 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <p>1. 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>2. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課(室)長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3. 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破壊等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するた</p>	<p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破壊等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するた</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>めに必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下など、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2. 飲料水、食料等について</p> <p>所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(S P D S)、安全パラメータ伝送システムおよびS P D S表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時に、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」および表-1 9「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電</p>	<p>めに必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下など、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2. 飲料水、食料等について</p> <p>所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(S P D S)、安全パラメータ伝送システムおよびS P D S表示装置のうち、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時に、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」および表-1 9「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(S P D S)、安全パラメータ伝送システムおよびS P D S表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時に、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」および表-1 9「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電</p>	<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(S P D S)、安全パラメータ伝送システムおよびS P D S表示装置のうち、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時に、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」および表-1 9「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前（3/4号炉）	変更後（3/4号炉）	差異の理由
<p>非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替および燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 緊急時対策本部は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替を行う。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯油そうからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p>	<p>非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替および燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 緊急時対策本部は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替を行う。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯油そうからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p>	<p>必要数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p>
<p>必要数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>必要数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、1号炉および2号炉ならびに3号炉および4号炉の表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDSS表示装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊</p>	<p>表-19 (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDSS表示装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>
		<p>30/42</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>急時衛星通報システムおよび統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX) を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 (電池を含む。) により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備 (発電所外) により、国の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム (SPDS) および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備 (発電所外) により発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話 (固定)、衛星電話 (携帯)、衛星電話 (可搬) および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX) を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 (電池を含む。) により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>急時衛星通報システムおよび統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX) を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 (電池を含む。) により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備 (発電所外) により、国の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム (SPDS) および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備 (発電所外) により発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話 (固定)、衛星電話 (携帯)、衛星電話 (可搬) および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX) を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 (電池を含む。) により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>変更なし</p>
<p><u>発電所内の通信連絡・発電所外 (社内外) との通信連絡</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 代替電源設備からの給電</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話 (固定)、衛星電話 (可搬)、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表1-4「電源の確保に関する手順等」および表1-8「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p><u>発電所内の通信連絡・発電所外 (社内外) との通信連絡</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 代替電源設備からの給電</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話 (固定)、衛星電話 (可搬)、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、1号炉および2号炉ならびに3号炉および4号炉の表1-4「電源の確保に関する手順等」および表1-8「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (1/7)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (1/7) (3号炉および4号炉)					
操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1	<u>手動による原子炉緊急停止</u>	<u>運転員等</u> (中央制御室、現場)	3	17分	1	(<u>成立性が要求される対応手段なし</u>)	—	—	—
2	タービン動補給水ポンプ (現場手動操作) およびタービン動補給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	20分	2	タービン動補給水ポンプ (現場手動操作) およびタービン動補給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	20分
3	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。				主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。		
	タービン動補給水ポンプ (現場手動操作) およびタービン動補給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補給水ポンプの機能回復	No. 2にて整備する。				タービン動補給水ポンプ (現場手動操作) およびタービン動補給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補給水ポンプの機能回復	No. 2にて整備する。		
3	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	15分	3	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	15分
	窒素ポンプ (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分		窒素ポンプ (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分
4	可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分	4	可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分
	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	41分		可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁作動) による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	41分
4	A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分	4	A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分		恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	8時間		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	5.5時間

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
緊急安全対策要員	19	緊急安全対策要員	18	
A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転※1	2	A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転※1	2	S A対策高度化に伴う上流文書の差異を反映 (以下、本表において明記しない箇所は同じ理由による変更)
	15分		15分	

※1：有効性評価の重要事故シナシケンスに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7) (3号炉および4号炉)				対象号炉の明確化	
操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
4	日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 ^{*1}	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	4	85分	4	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 ^{*1}	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	4	85分
		No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出)	3				No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出)	3	
4	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分	2	蓄圧タンクによる炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分
		No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)					No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)		
5	蓄圧タンクによる炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分	2	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分
		No. 3にて整備する。					No. 3にて整備する。		
5	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分	2	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分
		No. 3にて整備する。					No. 3にて整備する。		
5	大容量ポンプによる補機冷却水 (海水) 通水 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	7.5時間	2	大容量ポンプによる補機冷却水 (海水) 通水 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	7.5時間
		No. 7にて整備する。					No. 7にて整備する。		
6	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分	3	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイ ^{*1}	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分
		No. 7にて整備する。					No. 7にて整備する。		
6	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分	3	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分
		No. 7にて整備する。					No. 7にて整備する。		
6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイ ^{*1}	運転員等 (中央制御室)	1	8時間	2	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	2	5.5時間
		緊急安全対策要員	20				緊急安全対策要員	18	
6	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間	2	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2	
6	大容量ポンプへの燃料補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間	2	大容量ポンプへの燃料補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	12				緊急安全対策要員	2	
6	消防ポンプへの燃料補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	12	49分	2	送水車への燃料補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	12				緊急安全対策要員	2	

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) (3号炉および4号炉)				対象号炉の明確化	
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間	操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間
7	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 1	87分	7	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 1	87分
		No. 6にて整備する。					No. 6にて整備する。		
8	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1 21	7.5時間	8	A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	7.5時間
		No. 6にて整備する。					No. 6にて整備する。		
9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分	9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分
		No. 4にて整備する。					No. 4にて整備する。		
10	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 可搬式格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視※1 水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	50分	10	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 可搬式格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視※1 水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	50分
		No. 4にて整備する。					No. 4にて整備する。		
10	可搬式格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1 1	50分	10	可搬式格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1 1	50分
		No. 4にて整備する。					No. 4にて整備する。		

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (4/7)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (4/7) (3号炉および4号炉)				差異の理由
操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間	差異の理由
1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水 ^{※1}	緊急安全対策要員 6	4時間	1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水 ^{※1}	緊急安全対策要員 5	2時間	対象号炉の明確化
	可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員 12	2時間		送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員 5	2時間	
1 2	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制と同様)	2時間	1 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制と同様)	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	4	2時間	
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ^{※1}	緊急安全対策要員 4						
	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員 12						
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員 10						
1 2	可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレーと同様)	3.5時間	1 2	送水車およびスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 (送水車による使用済燃料ピットへのスプレーと同様)	3.5時間	
	大容量ポンプ (放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員 12						
1 3	海水を用いた復水タンクへの補給 ^{※1}	緊急安全対策要員 7	2.5時間	1 3	海水を用いた復水タンクへの補給 ^{※1}	緊急安全対策要員 5	90分	記載場所の差異
	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (炉心注水時)	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	2.7時間		運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	3	2.7時間	
1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (格納容器スプレイト)	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	2.6時間	1 3	海水を用いた復水タンクへの補給 (水源切替後)	No. 4にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)	3	記載場所の差異
	燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (炉心注水時)	No. 4にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)			運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	2.6時間		

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由
燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (格納容器スプレイ時)	No. 6にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)	燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (格納容器スプレイ時)	No. 6にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)	変更なし
※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)					変更後 (3/4号炉)					差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/7)										
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	差異の理由
1 3	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環運転 海水から使用済燃料ピットへの注水 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給	運転員等 (中央制御室、現場)	3	2.4時間	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	運転員等 (中央制御室、現場)	3	3	2.4時間	対象号炉の明確化
		緊急安全対策要員	3			緊急安全対策要員	3			
		No. 4にて整備する。				No. 4にて整備する。				
		No. 1 1にて整備する。				No. 1 1にて整備する。				
		No. 1 1にて整備する。				No. 1 1にて整備する。				
		No. 1 2にて整備する。				No. 1 2にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		No. 6にて整備する。				No. 6にて整備する。				
		1 4	消防ポンプへの燃料補給 空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電*1 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電 電源車による代替電源 (交流) からの給電 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電 蓄電池 (3系統目) による代替電源 (直流) からの給電 可搬式整流器による代替電源 (直	運転員等 (中央制御室、現場)	3	16分	消防ポンプへの燃料補給	運転員等 (中央制御室、現場)	3	
緊急安全対策要員	2			緊急安全対策要員	2					
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 1 1にて整備する。						No. 1 1にて整備する。				
No. 1 2にて整備する。						No. 1 2にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				
No. 6にて整備する。						No. 6にて整備する。				

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前 (3/4号炉)		変更後 (3/4号炉)		差異の理由		
流) からの給電	緊急安全対策要員	2	流) からの給電	緊急安全対策要員	2	変更なし
※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段		※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉運行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)					変更後 (3/4号炉)					差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (6/7)										対象号炉の明確化
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
14	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置)	運転員等 (中央制御室、現場)	2	3.8時間	14	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置)	運転員等 (中央制御室、現場)	2	3.8時間	
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2		
15	空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給 ^{※1} 電源車への燃料(重油)補給 可搬型計測器によるパラメータの測定 ^{※1}	緊急安全対策要員	2	2.4時間	15	空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	2.4時間	
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2		
16	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源または直流電源が喪失した場合) ^{※1}	運転員等 (中央制御室)	1	65分	16	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源が喪失した場合) ^{※1}	運転員等 (中央制御室)	1	65分	
		保修班	2				保修班	2		
17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	放射線管理班	5	3.2時間	17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	放射線管理班	5	3.2時間	
		放射線管理班	4				放射線管理班	4		
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	
		放射線管理班	2				放射線管理班	2		
17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分	17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分	
		放射線管理班	2				放射線管理班	2		
17	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}	17	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}	
		放射線管理班	3				放射線管理班	3		

※1：有効性評価の重要事故シナシケンスに係る対応手段

※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定
 ※3：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)	変更後 (3/4号炉)	差異の理由
<p>される作業時間。 ※3：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分</p>	<p>される作業時間。 ※3：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉現行版と3/4号炉申請版で差のある箇所

変更前 (3/4号炉)					変更後 (3/4号炉)					差異の理由				
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (7/7)										対象号炉の明確化				
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間					
17	モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 空気供給装置による空気供給準備手順	放射線管理班	2	3.1時間	17	モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 空気供給装置による空気供給準備手順	放射線管理班	2	3.1時間	対象号炉の明確化				
		保修班	6	2.2時間			保修班	6	2.2時間					
		放射線管理班	1	19分			放射線管理班	1	19分					
		安全管理班	1	55分			安全管理班	1	55分					
		放射線管理班	2	47分			放射線管理班	2	47分					
		放射線管理班他	2	2分			放射線管理班他	2	2分					
		放射線管理班他	2	2分			放射線管理班他	2	2分					
		放射線管理班	1	4分			放射線管理班	1	4分					
		保修班	2	14分			保修班	2	14分					
		保修班	2	5分			保修班	2	5分					
18	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 空気供給装置への切替手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 電源車 (緊急時対策所用) 準備手順 電源車 (緊急時対策所用) 起動手順 電源車 (緊急時対策所用) の切替手順	放射線管理班	2	2分	18	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 空気供給装置への切替手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 電源車 (緊急時対策所用) 準備手順 電源車 (緊急時対策所用) 起動手順 電源車 (緊急時対策所用) の切替手順	放射線管理班	2	2分	対象号炉の明確化				
		放射線管理班	2	2分			放射線管理班	2	2分					
		放射線管理班	1	4分			放射線管理班	1	4分					
		保修班	2	14分			保修班	2	14分					
		保修班	2	5分			保修班	2	5分					
		保修班	1	6分			保修班	1	6分					
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	対象号炉の明確化				

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（3号炉および4号炉）</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（1号炉および2号炉）</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>表-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>表-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>表一1（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p>	<p>表一1（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御室手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達し、原子炉トリップしや断器の状態や制御棒炉底位置表示等による原子炉自動トリップ失敗を確認した場合に、原子炉出力が 5 %以上または中間領域起動率が正となった場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしや断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを検知した場合に作動する「安</p>	<p>対象号炉の明確化</p> <p>表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>表現の差異</p> <p>設備名称の差異、表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3 / 4号炉申請版と1 / 2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3 / 4号炉)	変更後 (1 / 2号炉)	差異の理由
<p>3. 原子炉出力抑制 (手動)</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ (中央盤手動操作) による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力パワウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p>	<p>全保護アナログ動作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制 (手動)</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ (中央制御盤手動操作) による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気放気弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力パワウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>A TWS緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ (中央制御盤手動操作) による原子炉緊急停止ができない場合</p>	<p>差異の理由</p> <p>準の一部改正による対応)</p> <p>表現の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>設備名称の差異、表現の差異</p> <p>3 / 4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん/高圧注入ポンプによりほう酸水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん/高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん/高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第81条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に<u>応じて高温停止または低温停止</u>に<u>移行させる</u>目標にほう酸水注入を継続する。</p>	<p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん/高圧注入ポンプによりほう酸水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん/高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん/高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第81条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラントを<u>高温停止に維持し、引き続き低温停止に移行させる</u>目標にほう酸水注入を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>手動による原子炉緊急停止の失敗を原子炉トリップしや断器の状態、制御棒炉度</p>	<p>記載の充実</p> <p>3 / 4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>位置表示等により確認し、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正であり、ほう酸タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>A T W S が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合（A T W S 線と設備の作動状況確認を含む。）は、中央制御室から速やかな操作が可能である原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）により手動にて原子炉の緊急停止操作を行う。蒸気発生器水位異常低信号によるA T W S 線と設備が作動した場合においても、中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）により手動にて原子炉の緊急停止を行い、その後、A T W S 線と設備の作動状況の確認を行う。</p> <p>中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）により原子炉緊急停止ができない場合で、かつA T W S 線と設備が作動しない場合は、手動による原子炉出力抑制を行う。</p> <p>原子炉トリップに失敗し、原子炉の出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-2（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の着しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p>	<p>表-2（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の着しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器サンブド水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転に切り替える。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である送水車により海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のフィードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p>	<p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器サンブド水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転に切り替える。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である送水車により海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のフィードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備仕様の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補給給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補給給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補給給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補給給水ポンプの起動ができないうち、現場で専用工具を使用して、タービン動補給給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補給給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補給給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補給給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失時タービン動補給給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p>	<p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補給給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補給給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補給給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補給給水ポンプの起動ができないうち、現場で専用工具を使用して、タービン動補給給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補給給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補給給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補給給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失時タービン動補給給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p>	<p>表頭の変更</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給給水ポンプの機能回復（タービン動補給給水ポンプ補助油ポンプへの給電）</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補給給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補給給水ポンプ起動弁の開放により、タービン</p>	<p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給給水ポンプの機能回復（タービン動補給給水ポンプ補助油ポンプへの給電）</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補給給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補給給水ポンプ起動弁の開放により、タービン</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフイードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、電動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフイードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を閉操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を閉操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補給給水ポンプを使用できる間は、電動補給給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。補給給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補給給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合においては、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護員を着用し、線量計を携帯する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。 ○ タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時ににおいて1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補給給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁 	<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補給給水ポンプを使用できる間は、電動補給給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補給給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合においては、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合には、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護員を着用し、線量計を携帯する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。 ○ タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時ににおいて1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補給給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力ま 	<p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p><u>特重施設による対応</u></p>	<p>で低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を押し上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。 主蒸気大気放出弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p>	<p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3、4号炉の特重施設設置による差異</p>
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表－1 4 「電源の確保に関する手順等」 参照。</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表－1 4 「電源の確保に関する手順等」 参照。</p>	
<p>④ 監視および制御 1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表－1 5 「事故時の計装に関する手順等」 参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの動作状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動</p>	<p>④ 監視および制御 1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表－1 5 「事故時の計装に関する手順等」 参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの動作状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動</p>	<p>表現の差異 表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。</p>	<p><u>により起動した場合</u></p> <p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。 (1) <u>手順着手の判断基準</u> 燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水し、加圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) <u>手順着手の判断基準</u> 蒸気発生器2次側による炉心冷却において、蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p>	<p>を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-3（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器サンプB水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転に切り替える。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である送水車により海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、アキュムレータ出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による</p>	<p>表-3（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の差異 設備仕様の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。</p>	<p>1次冷却系のフィードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、蒸気発生器2次側による炉心冷却による1次冷却系の減圧のため、中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、全ての補助給水ポンプが運転できず補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていない場合。また、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気大気放出弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気大気放出弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧が行われていることを確認する。主蒸気大気放出弁が開いていないければ中央制御室にて開操作する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、補助給水流量等により、蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項</p> <p>主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> <p>○ 蒸気発生器広域水位計について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱をできない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源（交流）からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。</p> <p>○ 主蒸気大気放出弁操作時の留意事項</p> <p>主蒸気大気放出弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気大気放出弁の操作は行わない。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱をできない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>表現の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給水ポンプの機能回復（タービン動補給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補給水ポンプを起動する。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給水ポンプの機能回復（タービン動補給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補給水ポンプを起動する。 タービン動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である送水車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補給水ポンプの起動ができない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生</p>	<p>2. 主蒸気大気放出弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気大気放出弁（現場手動操作）による主蒸気大気放出弁の機能回復 当直課長は、主蒸気大気放出弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気大気放出弁を開操作することで、蒸気発生</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>る炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、<u>可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p>	<p>器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>主蒸気大気放出弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</u></p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合は、<u>可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器逃がし弁を中央から遠隔で操作する必要がある場合</u></p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>常設直流電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</u></p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>る炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、<u>可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p>	<p>器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>主蒸気大気放出弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</u></p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合は、<u>可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器逃がし弁を中央から遠隔で操作する必要がある場合</u></p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>常設直流電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</u></p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合は24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。 補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場において、主蒸気逃がし弁の開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用する窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 	<p>う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、常設蓄電池が機能喪失した場合または2.4時間以内に交流動力電源が復帰する見込みがない場合で、かつ加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気大気放出弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気大気放出弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気大気放出弁操作時の留意事項 主蒸気大気放出弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気大気放出弁の操作は行わない。 ○ 環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気大気放出弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気大気放出弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能なであれば多様性拡張設備である窒素ボンベ（主蒸気大気放出弁作動用）または可搬式空気圧縮機（主蒸気大気放出弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 ○ 加圧器逃がし弁を確実に動作させるために、窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） 	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3 >

赤下線：3 / 4号炉申請版と1 / 2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3 / 4号炉）	変更後（1 / 2号炉）	差異の理由
<p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p>	<p>変更後（1 / 2号炉） 用)の設定圧力は、有効性評価における原子炉容器破損前の格納容器圧力を考慮した上で余裕を持たせた値に設定する。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気放気弁およびタービン動補助給水流量制御弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を押し上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>主蒸気放気弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p>	<p>差異の理由 を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応） 設備名称の差異 設備名称の差異 3 / 4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p><u>特重施設による対応</u></p>		<p>3、4号炉の特重施設設置による差異</p>
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手順 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0 MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手順 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0 MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0 MPa [gage] 以上の場合</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順</p>	<p>3 / 4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>蒸気発生器伝熱管破損</p> <p>1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気大気放出弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。</p> <p>1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。</p> <p>1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合</p> <p>また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p>	<p>蒸気発生器伝熱管破損</p> <p>1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気大気放出弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。</p> <p>1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。</p> <p>1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合</p> <p>また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p>	<p>を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>⑥ インターフェイスシステムLOCA発生時の手順</p> <p>インターフェイスシステムLOCA</p> <p>1. 当直課長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気大気放出弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備である送水車により海水を注水し蒸気発生器2次側のファイアードブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p>	<p>⑥ インターフェイスシステムLOCA発生時の手順</p> <p>インターフェイスシステムLOCA</p> <p>1. 当直課長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気大気放出弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備である送水車により海水を注水し蒸気発生器2次側のファイアードブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>(配慮すべき事項)</p> <p><u>○ インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい箇所について</u> <u>インターフェェイスシステムLOCAの漏えい箇所の特定は、原子炉補助建屋内</u> <u>の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラおよび火災報知器等によ</u> <u>り行う。</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>表-4 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器 (以下、「格納容器」という。) の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p>	<p>表-4 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器 (以下、「格納容器」という。) の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等</p> <p>1次冷却材喪失事故が発生している場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>② 対応手段等</p> <p>1次冷却材喪失事故が発生している場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) C、D内部スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、C、D内部スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材喪失事故が発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による原子炉への注水を低温側安全注入流量および余熱除去クーラ出口流量等により確認できない場合は、炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）およびA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。</p>	<p>C、D内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) C、D内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去クーラの故障等により格納容器サブB水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、C、D内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）およびB内部スプレクーラにより格納容器サブB水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器サブBの水位が確保されている場合</p>	<p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(2) 格納容器再循環サンプスクリュー閉塞の兆候が見られた場合の手順 当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプスクリュー閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん／高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプおよび内部スプレポンプによる再</p>	<p>(2) 格納容器再循環サンプスクリュー閉塞の兆候が見られた場合の手順 当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプスクリュー閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん／高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気大気放出弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプおよび内部スプレポンプによる再</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異 表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p>	<p>循環運転で原子炉へ注水を行っている場合に、格納容器サンブB水位の低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力および電動機電流の変動または低下など格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候を確認した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、準備時間の短いC、D内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）を優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。 非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器サンブBが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。 ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先 <ul style="list-style-type: none"> フロントライン系機能喪失時に、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施している場合に、炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。 ○ 作業性 <ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。 	<p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(配慮すべき事項)</p>	<p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先 <ul style="list-style-type: none"> フロントライン系機能喪失時に、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施している場合に、炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。 </p> <p>○ 作業性 <ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。 </p>	<p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンプ側入口隔離弁が開塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 代替再循環運転により格納容器サンプB水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器サンプB側第1入口弁、余熱除去ポンプ格納容器サンプB側第2入口弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンプスクリューが開塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水するとともに、格納容器循環冷却房ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>設備名称の差異 系統構成の差異 表現の差異 設備名称の差異</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生している場合 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時において、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) C 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したC 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生している場合 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時において、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異 系統構成の差異 上流文書の差異 （1号炉および2号炉の復水タンクは設置高さが低いため水源とならない） 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>(3) 可撤式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可撤式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p>	<p>するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可撤式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可撤式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>C、D内部スプレポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンプBの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が、余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンプBの水位が確保されている場合</p>	<p>標準の一部改正による対応)</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>(3) 可撤式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可撤式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p>	<p>するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可撤式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可撤式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>C、D内部スプレポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンプBの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が、余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンプBの水位が確保されている場合</p>	<p>標準の一部改正による対応)</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

＜添付3＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却機能が喪失時に、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環をするために必要な格納容器サンズBの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンズBの水位が確保されている場合</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p>	<p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、RCPシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリアの冷却機能が喪失することにより、RCPシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、<u>封水戻りライナ格納容器第2隔離弁等</u>を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて<u>封水戻りライナ格納容器第2隔離弁</u>を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、<u>動作する格納容器隔離弁の閉止</u>を確認する。なお、<u>隔離弁等の電源が回復していない</u>場合は、現場にて閉止する。</p>	<p>表現の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>表現の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については、炉心注水側に系統構成し、空冷式非常用発電装置より受電すれば炉心注水を行う。なお、対応途中で事象が進展し、炉心損傷と判断すれば注水先を格納容器スプレイ側へ変更する。その後、B充てん/高圧注水ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合 (配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>(1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、準備時間の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にC充てん/高圧注水ポンプ(自己冷却)を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるC、D内部スプレポンプ（自己冷却）(RHRS-CSS連絡ライン使用)等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注水ポンプ（海水冷却）を使用する。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器サンプリングが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。 なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施している場合に、炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。 また、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が重畳した場合は、その後、C充てん/高圧注水ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 作業性</p> <p>○ 充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスプレイスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○ 充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスプレイスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p>溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合</p> <p>1. 格納容器水張り</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器循環冷却炉ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止するため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、<u>格納容器スプレイポンプ</u>により燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p><u>格納容器スプレイポンプ</u>が使用できない場合は、<u>恒設代替低圧注水ポンプ</u>により燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。<u>恒設代替低圧注水ポンプ</u>の水源は、<u>燃料取替用水タンク</u>または<u>復水タンク</u>を使用し、次に可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p>	<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p>溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合</p> <p>1. 格納容器水張り</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器循環冷却炉ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止するため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、<u>以下の手順</u>により燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p><u>内部スプレホンプ</u>により燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。<u>恒設代替低圧注水ポンプ</u>により燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンク</u>を使用する。</p> <p>原子炉下部キャビティ直接注水の必要がないことを確認して原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンク</u>を使用する。なお、格納容器への注水量は、格納容器循環冷却炉ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、<u>格納容器圧力と温度の上昇または可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却炉ユニット出入口温度／出口温度（SA）用）等の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であると判断した場合</u>。ただし、<u>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</u>により代替格納容器スプレイを行う場合は、<u>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</u>を原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、<u>格納容器スプレイ</u>流量計、<u>A格納容</u></p>	<p>格納容器へスプレイするため使用する補機の優先順位は、内部スプレポンプを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプの順とする。</p> <p>○ <u>恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</u></p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、<u>格納容器スプレイまたは代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</u></p> <p><u>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p>○ <u>原子炉下部キャビティ注水ポンプ注水先について</u></p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、<u>代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u>なお、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、<u>原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</u></p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、<u>内部スプレウー</u>ら出口流量計、<u>B内</u></p>	<p>差異の理由</p> <p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、<u>格納容器スプレイ</u>流量計、<u>A格納容</u></p>	<p>格納容器へスプレイするため使用する補機の優先順位は、内部スプレポンプを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプの順とする。</p> <p>○ <u>恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</u></p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、<u>格納容器スプレイまたは代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</u></p> <p><u>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u></p> <p>○ <u>原子炉下部キャビティ注水ポンプ注水先について</u></p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、<u>代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</u>なお、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、<u>原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</u></p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、<u>内部スプレウー</u>ら出口流量計、<u>B内</u></p>	<p>差異の理由</p> <p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量計、燃料取替用水タンク水位計の収支により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算計、原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算計および燃料取替用水タンク水位計の収支により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合において、格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え内部スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異、上流文書の差異 設備名称の差異、表現の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気大気放出弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気大気放出弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気大気放出弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気大気放出弁を開操作することで、蒸気発生器2</p>	<p>表現の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応） 設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異、表現の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>心冷却を行う。</p>	<p>変更後（3/4号炉）</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気大気放出弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気大気放出弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気大気放出弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気大気放出弁を開操作すること、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できた場合</p>	<p>異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異、表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>	
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>変更後（1/2号炉）</p> <p>次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補給水流量等により確認できた場合</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気大気放出弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気大気放出弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気大気放出弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気大気放出弁を開操作すること、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できた場合</p>	<p>異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異、表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>運転停止中の場合 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>運転停止中の場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。<u>充てん/高圧注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p> <p>(2) 蓄圧タンクによる炉心注水 当直課長は、<u>蓄圧タンク</u>水を原子炉に注水する。</p> <p>(3) <u>A格納容器スプレイポンプ</u>（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、<u>A格納容器スプレイポンプ</u>（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、<u>恒設代替低圧注水ポンプ</u>により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。<u>恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p>	<p>変更後（1/2号炉）</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の消滅熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p> <p>(2) <u>アキュムレータ</u>による炉心注水 当直課長は、<u>アキュムレータ</u>水を原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なアキュムレータ水位が確保されている場合</u></p> <p>(3) <u>C、D内部スプレポンプ</u>（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、<u>C、D内部スプレポンプ</u>（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>アキュムレータによる原子炉への注水をアキュムレータ圧力等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</u></p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、<u>恒設代替低圧注水ポンプ</u>により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。<u>燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>C、D内部スプレポンプ</u>（RHRS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p>	<p>差異の理由</p> <p>上流文書の差異 (1号炉および2号炉の復水タンクは設置高さが低いため水源とならない) 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異 設備名称の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異 系統構成の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後 (3/4号炉)	変更後 (1/2号炉)	差異の理由
<p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) <u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水後、<u>格納容器再循環サン</u>プに水源を切り替えて、<u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) および<u>A格納容器スプレイ冷却器</u>を用いた代替再循環運転により格納容器再循環サン</p>	<p>変更後 (1/2号炉)</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合</u></p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) <u>C、D内部スプレポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水後、<u>格納容器サン</u>プBに水源を切り替えて、<u>C、D内部スプレポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) および<u>B内部スプレクローラ</u>を用いた代替再循環運転により格納容器サン</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p>
<p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>(1) 主蒸気大気放出弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気大気放出弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を優先する。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却ができない場合は、炉心注水または代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器サブBが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>炉心注水、代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、中央制御室で操作可能である充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を行う。充てん/高圧注入ポンプが使用できない場合は、アキュムレータを使用する。上記による原子炉への注水不能の場合は、準備時間の短いC、D内部スプレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）を使用し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可機式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可機式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可機式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避</p> <p>当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合は1次冷却材が流出した場合に、燃料取替用水タンクの保有水を充てん/高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>また、運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>確認できない場合は格納容器サンプAの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合は</p> <p>運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により停止時SRR中性子束高過避警報が発信した場合は停止時SRR中性子束高過避警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 作業性</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所^{に使用工具および可搬型ホースを配備する。}</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はロスレーナの清掃等を行う。</p>	<p>運転停止中の場合</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。^{恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。}</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>運転停止中の場合</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) アキュムレータによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、アキュムレータ水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なアキュムレータ水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。^{燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。}</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(3) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p>	<p>ク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>運転停止中に全交流動力電源が喪失し、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p> <p><u>運転停止中に原子炉補機冷却機能が喪失し、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>C、D内部スプレポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</u></p>	<p>系統構成の差異 系統構成の差異 上流文書の差異 （1号炉および2号炉の復水タンクは設置高さが低い ため水源とならない） 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>表現の差異、設備名称の差異</p>
<p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>2. 代替再循環運転 (1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 <u>運転停止中に全交流動力電源喪失が発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンブBの水位が確保されている場合</u></p>	<p>設備名称の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

＜添付3＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ（海水冷却）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンPBの水位が確保されている場合</p>	<p>標準の一部改正による対応） 系統構成の差異 系統構成の差異 設備名称の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去クローラ出口流量等により確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンPBの水位が確保されている場合</p>	<p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去クローラ出口流量等により確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンPBの水位が確保されている場合</p>	<p>設備名称の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>系統構成の差異 系統構成の差異 設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>変更後（3/4号炉）</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1)タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失時は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却系統に開口部がない場合は、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p>	<p>変更後（1/2号炉）</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ① 余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器サンプリングの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失時は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却系統に開口部がない場合は、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 ① 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水水位が確保されている場合</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 ① 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p>	<p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 ① 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(配慮すべき事項)</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ、1次冷却系に開口部がない場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を実施する。 蒸気発生器2次側による炉心冷却ができない場合は、代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器サンプリングが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用可能であれば多様性拡張設備であ</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、燃料取替用水タンクの保有水を充てん／高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p>	<p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合は1次冷却材が流出した場合には、燃料取替用水タンクの保有水を充てん／高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 (1) 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合は格納容器サンプAの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合は</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>○ 作業性 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスプレイース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。</p>	<p>○ 作業性 C充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスプレイース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。 また、運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 (1) 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合は格納容器サンプAの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合は</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>変更後（3/4号炉）</p>	<p>変更後（1/2号炉）</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>特重施設による対応</u> 当直課長は、<u>特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する操作により原子炉を冷却する。</u></p>	<p>運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により停止時SRR中性子束高退避警報が発信した場合は停止時SRR中性子束高退避警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>特重施設設置による差異</p>
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）およびタンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源（交流）からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）およびタンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>表現の差異</p> <p>表現の差異、系統構成の差異、設備名称の差異</p>
<p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの燃料補給に関する手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプを運転した場合には、各設備の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※1に達した場合。 ※1：各設備の燃料補給作業着手時間および給油間隔の目安は以下のとおり。 (a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：運転開始後約2.3時間後（その後4時間ごとに補給） (b) 送水車：運転開始後約2.3時間後（その後2時間ごとに補給） (c) 大容量ポンプ：運転開始後約2.3時間（その後2時間ごとに補給）</p>	<p>記載場所の差異、上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>3. 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そうの備蓄量（180 kL以上（1基あたり）、2基）を管理する。</p>	<p>記載場所の差異 上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>表-5（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、<u>B格納容器再循環ユニット</u>による格納容器内自然対流冷却</p>	<p>表-5（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気大気放出弁（現場手動操作）による主蒸気大気放出弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気大気放出弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA格納容器<u>再循環ユニット</u>による格納容器内自然対流冷却</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合は、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水または原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p>	<p>当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器循環冷却ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器循環冷却ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水または原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、大容量ポンプによりB充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水または原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p>	<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 (1) 大容量ポンプによる代替補機冷却（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通水し、各補機の機能回復を図る。</p>	<p>(1) 主蒸気大気放出弁（現場手動操作）による主蒸気大気放出弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気大気放出弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、主蒸気大気放出弁の駆動源が喪失した場合において、中央制御室から主蒸気大気放出弁を操作できないことを蒸気発生器圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていることを確認できた場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 (1) 大容量ポンプによる代替補機冷却（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりB充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通水し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異 系統構成の差異 系統構成の差異 系統構成の差異 系統構成の差異 表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異 系統構成の差異 3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>フロントライン系機能喪失時・サブポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず</p>	<p>フロントライン系機能喪失時・サブポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3／4号炉申請版と1／2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と油水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 主蒸気大気放出弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と油水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 主蒸気大気放出弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>○ 主蒸気大気放出弁現場操作時の環境条件 蒸気発生器熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気大気放出弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気大気放出弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気大気放出弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）、設備名称の差異、表現の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と油水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 主蒸気大気放出弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>○ 主蒸気大気放出弁現場操作時の環境条件 蒸気発生器熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気大気放出弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気大気放出弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気大気放出弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）、設備名称の差異、表現の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一6（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度を低下させることを目的とする。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心損傷前</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイ再循環運転時に格納容器へのスプレイができない場合、または格納容器スプレイ再循環運転時に内部スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通過後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p>	<p>表一6（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度を低下させることを目的とする。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心損傷前</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ内部スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、または格納容器スプレイ再循環運転時に内部スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、1次系冷却水タンクを窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）により加圧し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通過後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイを内部スプレイポンプ再循環運転時に内部スプレイ流量等で確認できない場合または格納容器スプレイ再循環運転時に内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイを内部スプレイポンプ再循環運転時に内部スプレイ流量等で確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、以下の手順により燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p>	<p>変更後（1/2号炉）</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ内部スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ内部スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、代替炉心注水に使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを内部スプレイクーラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保され、恒設代替低圧注水ポンプを代替炉心注水に使用していない場合</u></p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを内部スプレイクーラ出口流量等で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p>	<p>記載場所の差異、設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
	<p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをB内部スプレイクーラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合</u></p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをB内部スプレイクーラ出口流量等で確認できない場合に燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>炉心損傷前 サポート系機能喪失時 1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、<u>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源地は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p>	<p>炉心損傷前 サポート系機能喪失時 1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ、格納容器へのスプレイができない場合および格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ、格納容器が低下しない場合、代替炉心注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上かつ、内部スプレイのプレクローラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保され恒設代替低圧注水ポンプを代替炉心注水に使用していない場合。 また、格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上かつ、内部スプレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスプレイを内部スプレクローラ出口流量等で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保され恒設代替低圧注水ポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、<u>空冷式非常用発電装置から受電した原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをB内部スプレクローラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合 また、格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異 上流文書の差異 上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p>

<添付3>

変更後（3／4号炉）	変更後（1／2号炉）	差異の理由
<p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p>圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをB内部スプレクーラ出口流量等で確認できない場合に燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器循環冷却ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器循環冷却ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合</p>	<p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>炉心損傷後</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができないうち、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを塞素ポンプ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に内部スプレポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ内部スプレポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、1次系冷却水タンクを塞素ポンプ（1次系冷却水タンク加圧用）により加圧し、A格納容器循環冷却ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器循環冷却ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131 kPa [gage]）以上の場合に、内部スプレポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレクーラ出口流量等で確認できない場合</p>	<p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付 3＞

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができな い場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</u></p>	<p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、内部スプレポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上の場合に、内部スプレポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが内部スプレクーラ出口流量等で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して原子炉下部キャビティ注水ポンプより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがB内部スプレクーラ出口流量等にて確認できない場合に、格納容器へのスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>
<p>炉心損傷後 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、さらに格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納</u></p>	<p>炉心損傷後 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失した場合は、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンク</u>を使用する。</p> <p>(2) <u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u>による代替格納容器スプレイ 当直課長は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。</u></p>	<p>容器へスプレイする。<u>燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能を喪失時に、原子炉補機冷却機能が喪失し、<u>原子炉補機冷却水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、格納容器圧力が最高使用圧力（261 kPa [gage]）以上で、格納容器にスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、<u>原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置により受電した原子炉下部キャビティ注水ポンプより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</u>燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがB内部スプレークラウ出口流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするため<u>に必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</u></p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能を喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器循環冷却ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能を喪失が発生した場合に、<u>原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3、4号炉の特重施設設置による差異</p>
<p><u>特重施設による対応</u> 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p><u>容器ヘスブレイ</u>する。</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p>	<p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>優先順位</u></p> <p>炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スブレイよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は代替格納容器スブレイを使用する。</p> <p>炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に代替格納容器スブレイに使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>○ <u>恒設代替低圧注水ポンプの注入先について</u></p> <p>(1) <u>炉心損傷前</u></p> <p>フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、<u>恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器ヘスブレイする。</u></p> <p>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スブレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スブレイを行う。なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、<u>恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。</u></p> <p>(2) <u>炉心損傷後</u></p> <p>フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、<u>恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器ヘスブレイする。</u></p> <p><u>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スブレイを行う。</u></p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スブレイが必要と判断すれば恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スブレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンク</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理</p>	<p>クへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注入先について (1) 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。なお、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。 (2) 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。なお、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行う。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理</p>	<p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理</p>	<p>52/74</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へのスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スプレイ手段を用いて格納容器へスプレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p>	<p>格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へのスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スプレイ手段を用いて格納容器へスプレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器循環冷却ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所周りに使用工具を配備する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプおよび原子炉下部キャビティ注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプおよび送水車への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプおよび原子炉下部キャビティ注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプおよび送水車への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵量の備蓄量を管理する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-7（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p>表-7（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 内部スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ内部スプレイポンプが起動していない場合、内部スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(131 kPa [gage])以上、かつ、内部スプレイポンプが起動していない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A格納容器再循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、1次系冷却水タンクを窒素ポンベ（1次系冷却水タンク加圧用）により加圧し、A格納容器再循環冷却ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A格納容器再循環冷却ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環冷却ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(131 kPa [gage])以上の場合に、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより流量等にて確認できない場合</p>	<p>対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異、系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

＜添付3＞

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>3. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ内部スプレイポンプの故障等により格納容器内自然対流冷却により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</u></p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p>	<p>3. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</u></p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをB内部スプレイポンプより格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>必要なら燃料取替用水タンクの水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</p>	<p>記載の充実</p> <p>記載の充実</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>3. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ内部スプレイポンプの故障等により格納容器内自然対流冷却により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</u></p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</u></p>	<p>3. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ内部スプレイポンプの故障等により格納容器内自然対流冷却により格納容器へのスプレイができず、以下の手順で格納容器へのスプレイを行う。</u></p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレイポンプより格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へのスプレイを行う。</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</u></p>	<p>記載の充実</p> <p>記載の充実</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p>		

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ <u>水素濃度</u> 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ <u>注水量の管理</u> 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ <u>電源確保</u> 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ <u>送水車吸込ストレーナ閉塞時の対応</u> 送水車の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p><u>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</u></p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>上流文書の差異</p>
<p><u>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</u></p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	<p><u>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</u></p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器循環冷却ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器循環冷却ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により発電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</u></p>	<p>流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、空冷式非常用発電装置により発電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。<u>燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、格納容器最高使用圧力(261 kPa [gage])以上かつ、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、<u>原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置により発電した原子炉下部キャビティ注水ポンプより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</u>燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンクを使用する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが日内部スプレークーラー出口流量等で確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p>	<p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全・ 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>(1) 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p><u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然</u></p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。代替格納容器スプレイに使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>(2) 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。代替格納容器スプレイに使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全または全交流動力電源喪失もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全または全交流動力電源喪失もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。なお、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ <u>水素濃度</u> 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ <u>注水量の管理</u> 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	<p>と判断すれば原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>○ <u>格納容器内冷却</u> (1) <u>水素濃度</u> 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) <u>注水量の管理</u> 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ <u>作業性</u> 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ <u>電源確保</u> 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ <u>燃料補給</u> 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>記載の充実 記載の充実</p> <p>記載の充実</p> <p>表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p>○ <u>電源確保</u> 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ <u>燃料補給</u> 大容量ポンプおよび送水車への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>と判断すれば原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>○ <u>格納容器内冷却</u> (1) <u>水素濃度</u> 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) <u>注水量の管理</u> 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ <u>作業性</u> 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ <u>電源確保</u> 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ <u>燃料補給</u> 大容量ポンプおよび送水車への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>記載の充実 記載の充実</p> <p>記載の充実</p> <p>表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ <u>格納容器過圧破損防止対策</u> 重大事故等対処設備の機能喪失等により格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「<u>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</u>」の対応へ移行し、<u>迅速かつ適切に格納容器破損防止対策に係る</u> [] <u>によるベント操作を実施する。</u></p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>特重施設による対応</u> 当直課長は、<u>特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</u></p>	<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>3, 4号炉の特重施設設置による差異</p> <p>3, 4号炉の特重施設設置による差異</p>

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一8（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が溶融炉心ハウンダリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p>	<p>表一8（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ注水（原子炉下部キャビティ直接注水および代替格納容器スプレイ）により、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が溶融炉心ハウンダリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 内部スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、内部スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器サンプルB広域水位 65 %未満）、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 原子炉下部キャビティ注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、以下の手順により原子炉下部キャビティへ直接注水する。</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>内部スプレイポンプ3台以上の故障等により、必要な格納容器スプレイ流量が確認できず、格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを停止する。燃料取替用水タンクが</p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>上流文書の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>上流文書の差異</p>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>2. <u>代替格納容器スプレイ</u></p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>格納容器スプレイポンプ</u>の故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンク</u>を使用する。</p>	<p>使用できない場合は、復水タンクを使用する。注水完了後に、原子炉下部キャビティの水位が確認できない場合は、<u>原子炉下部キャビティへの直接注水を再開する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>格納容器サンブB広域水位が 65 %未満もしくは原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない、かつ、内部スプレポンプ3台以上の故障等により、必要な格納容器へのスプレイ流量が内部スプレクーラ出口流量等にて確認できない場合、または、原子炉下部キャビティ注水完了後に原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない場合に、<u>原子炉下部キャビティへ直接注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p> <p>3. <u>代替格納容器スプレイ</u></p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>内部スプレポンプ全</u>の故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、<u>復水タンク</u>を使用する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>格納容器サンブB広域水位が 65 %未満で、かつ、内部スプレポンプ全の故障等により、格納容器へのスプレイが内部スプレクーラ出口流量等にて確認できない場合に、<u>格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</u></p>	<p>章番号の見直し</p> <p>設備名称の差異、表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>(<u>配慮すべき事項</u>)</p> <p>○ <u>原子炉下部キャビティの水位監視</u></p> <p>溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、<u>格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</u></p> <p>○ <u>電源確保</u></p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p>	<p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表-14 「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p>	<p>上流文書の差異</p>
<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 原子炉下部キャビティ注水</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、以下の手順により原子炉下部キャビティへ直接注水する。</p> <p>空冷式非常用発電装置により受電した原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを停止する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>注水完了後に、原子炉下部キャビティの水位が確認できない場合は、原子炉下部キャビティへの直接注水を再開する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器サブB広域水位が 65 %未満もしくは原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない）または、原子炉下部キャビティ注水完了後に原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 原子炉下部キャビティ注水</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、以下の手順により原子炉下部キャビティへ直接注水する。</p> <p>空冷式非常用発電装置により受電した原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを停止する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>注水完了後に、原子炉下部キャビティの水位が確認できない場合は、原子炉下部キャビティへの直接注水を再開する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器サブB広域水位が 65 %未満もしくは原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない）または、原子炉下部キャビティ注水完了後に原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>章番号の見直し</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>1. 代替格納容器スプレー</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水等を格納容器へスプレーする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p>	<p>2. 代替格納容器スプレー</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレーする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器サブB広域水位 65 %未満）に、格納容器へスプレーするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>64/74</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p>	<p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全・ 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、内部スプレポンプを使用する格納容器スプレポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水および恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレポンプを使用する。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレポンプおよび原子炉下部キャビティ直接注水時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全または、全交流動力電源もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレポンプを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレポンプを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p>	<p>すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全または全交流動力電源もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>
<p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプおよび原子炉下部キャビティ注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>
<p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。</p>		<p>3, 4号炉の特重施設設置による差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注入ラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注入ラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 炉心が損傷し、炉心注水に必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。充てん/高圧注入ポンプの水源は、<u>燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異</p> <p>上流文書の差異 （1号炉および2号炉の復水タンクは設置高さが低いため水源とならない）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) <u>A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSSS接続ライン使用）</u>による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、<u>A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSSS接続ライン使用）</u>により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p>	<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) <u>C、D内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS接続ライン使用）</u>による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、<u>充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、C、D内部スプレポンプ（RHRSS-CSSS接続ライン使用）</u>により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、<u>原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p>	<p>系統構成の差異</p> <p>系統構成の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、<u>表-1-4「電源の確保に関する手順等」参照。</u></p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 1. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水の水源は、燃料取替用水タンクまたは復水タンクを使用する。</p>	<p>注水が低温側安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水ができない場合に、代替格納容器スプレイに使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が充てんライン流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するため必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 1. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、代替格納容器スプレイに使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）、上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>使用する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、<u>恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</u></p> <p>(2) <u>C充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）</u>による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したC充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時において、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p>	<p>使用する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、<u>恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</u></p> <p>(2) <u>C充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）</u>による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したC充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時において、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>系統構成の差異 系統構成の差異 上流文書の差異 （1号炉および2号炉の復水タンクは設置高さが低いため水源とならない） 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応） 記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>3、4号炉の特重施設設置による差異</p> <p>記載場所の差異</p>
<p><u>（配慮すべき事項）</u></p> <p>○ <u>電源確保</u> 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充電／高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。<u>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</u></p> <p><u>特重施設による対応</u> 当直課長は、<u>特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。</u></p>	<p><u>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</u> <u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全・</u> <u>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</u> <u>（配慮すべき事項）</u> ○ <u>優先順位</u></p>	<p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
	<p>変更後（1/2号炉）</p> <p>健全 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 (1) 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にC、D内部スプレポンプ（RH RS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>(2) 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っていないければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全または全交流動力電源もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施していた場合に、代替炉心注水（落下遅延・防止）が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を燃料取替用水タンクから原子炉へ切り替え、代替炉心注水（落下遅延・防止）を行う。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 作業性 C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

<添付3>

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>表一9（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器的破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器的破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p>	<p>表一9（1号炉および2号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器的破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器的破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等</p> <p>水素濃度低減</p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</p>	<p>② 対応手段等</p> <p>水素濃度低減</p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>2. 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動確認は、事故時における非常用炉心冷却設備作動信号発信後に実施する</p>	<p>2. 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動確認は、事故時における非常用炉心冷却設備作動信号発信後に実施する</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>水素濃度監視</p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ</p>	<p>水素濃度監視</p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ</p>	<p>71/74</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>(高レンジ)の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>炉心出口温度350 °C 以上または格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</u></p>	<p>(高レンジ)の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>炉心出口温度350 °C 以上または格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p><u>水素濃度低減・水素濃度監視</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件</p> <p>炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度350 °C到達後60分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。</p>	<p><u>水素濃度低減・水素濃度監視</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件</p> <p>炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度350 °C到達後60分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 3 >

赤下線：3/4号炉申請版と1/2号炉申請版で差のある箇所

変更後（3/4号炉）	変更後（1/2号炉）	差異の理由
<p>度の推移を推定し、アニュラス内の水素濃度を推定する。 アニュラス内の放射線量の推定は、多様性拡張設備である格納容器排気筒高放射線計ガスモニタが使用可能であれば、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率計よりも優先して使用する。</p>	<p>する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心出口温度が 350 °C 以上および格納容器内高放射線計（高放射線計）の指示値が 1×10^6 mSv/h 以上の場合</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ アニュラス内水素濃度計測装置 多様性拡張設備であるアニュラス内水素濃度計測装置は、炉心損傷後の高放射線および高温下では、指示値に影響があることから参考値として扱う。 アニュラス内水素濃度計測装置の指示値を参考にすることは、計器類の環境特性を考慮する。</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気再循環設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>上流文書の差異 （1号炉および2号炉では可搬型アニュラス内水素濃度計測装置によりアニュラス内の水素濃度を確認することとしている）</p> <p>設備名称の差異、上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-1-1 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料(以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26m以下まで低下している場合、送水車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等</p>	<p>表-1-1 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料(以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +31.79 m以下まで低下している場合、送水車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +31.79 m以下まで低下している場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水タンク等を優先する。送水車は、燃料取替用水タンク等の注水手段がなければ使用する。</p> <p>○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>を行う。</p> <p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</u></p> <p>1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端(EL +30.54 m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。 (1)送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +30.54 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</u></p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +30.54 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</u>または<u>使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合</u></p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>優先順位</u> <u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。原子炉補助建屋に損壊がある場合は原子炉補助建屋に近づけない場合は、スプレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水を優先する。</u></p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はロスレーナの清掃等を行う。</p>	<p>を行う。</p> <p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</u></p> <p>1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端(EL +30.54 m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。 (1)送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +30.54 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</u></p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +30.54 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</u>または<u>使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合</u></p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>優先順位</u> <u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。原子炉補助建屋に損壊がある場合は原子炉補助建屋に近づけない場合は、スプレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水を優先する。</u></p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はロスレーナの清掃等を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 海水から使用済燃料ピットへの注水に係る可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所^①に使用工具および可搬型ホース等を配備する。 	<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 送水車および大容量ポンプ（放水砲用）への給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 燃料を供給する手順は、表-6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 送水車および大容量ポンプ（放水砲用）への給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 送水車および大容量ポンプ（放水砲用）への燃料供給の手順は表-4 「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。 	<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 海水から使用済燃料ピットへの注水に係る可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所^①に使用工具および可搬型ホース等を配備する。 	<p>表項の差異 表項の差異 表項の差異 記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-1 2 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、<u>泡消火により、消火</u>することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ、放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心出口温度 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する5箇所 (取水路側1箇所、放水口側4箇所) にシルトフェンスを設置する。</p>	<p>表-1 2 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への<u>泡消火により、火災に対応</u>することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心出口温度 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが内部スプレクーラー出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する5箇所 (取水路側1箇所、放水口側4箇所) にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>重大事故等が発生し、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p><u>大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉格納容器およびアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通過して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射</u></p>	<p>差異の理由</p> <p>対象号炉の明確化</p> <p>表現の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、以下の手順により、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。</p> <p>(1) 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づける場合、送水車およびスプレイヘッドにより原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ海水を放水する。</p>	<p>性質吸着剤を設置する。放射線物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端(EL+30.54 m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、以下の手順により、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。</p> <p>(1) 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づける場合、送水車およびスプレイヘッドにより原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ海水を放水する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(2) 大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲により海水を原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端(EL +30.54 m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づける場合。</p> <p>(2) 大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲により海水を原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する5箇所(取水路側1箇所、放水口側4箇所)にシルトフェンスを設置する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端(EL +30.54 m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近づけない場合。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する5箇所(取水路側1箇所、放水口側4箇所)にシルトフェンスを設置する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災</p> <p>1. 航空機燃料火災への泡消火 (1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火 緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水櫃車または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水櫃車および中型放水銃あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃により、アクセスルート確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> <p>○ 泡消火剤の配備 放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4kl (1kl x 4) 配備す</p>	<p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災</p> <p>1. 航空機燃料火災への泡消火 (1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火 緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水櫃車または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水櫃車および中型放水銃あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃により、アクセスルート確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> <p>○ 泡消火剤の配備 放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4kl (1kl x 4) 配備す</p>	<p>を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 操作性 放水砲による放水については、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするとより遠くまで放水できるが、噴霧状にすると直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器の損傷箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器損傷部に調整するが、確認できない場合は格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に向けて放水する。</p> <p>大容量ポンプ(放水砲用)および送水車への燃料供給に関する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>る。</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 操作性 放水砲による放水については、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするとより遠くまで放水できるが、噴霧状にすると直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器の損傷箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器損傷部に調整するが、確認できない場合は格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に向けて放水する。</p> <p>大容量ポンプ(放水砲用)および送水車への燃料供給に関する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプ(放水砲用)による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については速やかに作業ができるように大容量ポンプ(放水砲用)の保管場所の使用工具および可搬型ホースを保管する。</p> <p>送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所の使用工具および可搬型ホース等を保管する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ(放水砲用)および送水車への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>大容量ポンプ(放水砲用)および送水車への燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>表現の差異</p> <p>表現の差異、記載場所の差異</p>
<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給 送水車および大容量ポンプ(放水砲用)への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>送水車および大容量ポンプ(放水砲用)への燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>る。</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給 送水車および大容量ポンプ(放水砲用)への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>送水車および大容量ポンプ(放水砲用)への燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>表現の差異</p> <p>表現の差異、記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3／4号炉 (今回申請)	高浜発電所1／2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-1 3 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環タンクを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアキュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>2. 復水タンクへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を</p>	<p>表-1 3 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアキュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンクへの水源切替えを優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水味が低下した場合は、燃料取替用水タンク水を充てん/高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>a. 手順着手の判断</p> <p>蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合において蒸気発生器水味が低下し、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 復水タンクへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を</p>	<p>対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の差異</p> <p>表現の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>水源として復水タンクへ補給する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>源として復水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)中に復水タンクの水位が低下し続</u> <u>け、補給が必要であることを確認し、かつ2次系純水タンクから復水タンクへ</u> <u>の補給ができない場合</u></p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>優先事項</u> 復水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、</u> <u>復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</u></p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、<u>燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替ができない場</u> <u>合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備</u> <u>による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水</u> <u>ポンプにより原子炉に注水する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替</u> <u>用水タンクから復水タンクへの水源切替および燃料取替用水タンクへの補給が</u></p>	<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、</u> <u>復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</u></p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、<u>燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替ができない場</u> <u>合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備</u> <u>による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水</u> <u>ポンプにより原子炉に注水する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替</u> <u>用水タンクから復水タンクへの水源切替および燃料取替用水タンクへの補給が</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>できない場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>充てん/高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合はインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続もしくは充てん/高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる再循環運転ができない場合において、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>優先順位</u></p> <p>燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプにより復水タンクから補給する。</p>	<p>できない場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>充てん/高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合はインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続もしくは充てん/高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる再循環運転ができない場合において、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>優先順位</u></p> <p>燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプにより復水タンクから補給する。</p> <p>○ <u>恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</u></p> <p>重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合には注水先を切り替える。</p> <p><u>炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水または代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先をそれぞれ原子炉または格納容器へ切り替える。また、炉心損傷を判断すれば、注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替える。</u></p> <p><u>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイまたは代替炉心注水(落下遅延・防止)が必要と判断すれば、注水先をそれぞれ格納容器または原子炉へ切り替える。</u></p> <p>○ <u>下部キャビティ注水ポンプの注水先について</u></p> <p><u>重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3／4号炉 (今回申請)	高浜発電所1／2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>給が必要な場合の原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合は注水先を切り替える。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先を格納容器へ切り替える。また、炉心損傷を判断すれば、注水先を原子炉下部キャビティへ切り替える。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水または代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先をそれぞれ原子炉下部キャビティまたは格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</p> <p>(2) <u>燃料取替用水タンクから海水への水源切替</u> 当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異 表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応） 上流文書の差異 （1号炉および2号炉において可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイは多様性拡張設備であるため記載なし）</p>
<p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、復水タンクを水源として恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより格納容器へスプレイする。また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p>	<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、復水タンクを水源として恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより格納容器へスプレイする。また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p>	<p>記載場所の差異</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異 表現の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応） 上流文書の差異 （1号炉および2号炉において可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイは多様性拡張設備であるため記載なし）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 内部スプレポンプによる格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、または内部スプレポンプによる格納容器スプレイ再循環運転ができない場合において、1. 2号機淡水タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプにより復水タンクから補給する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合は注水先を切り替える。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水または代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先をそれぞれ原子炉または格納容器へ切り替える。 また、炉心損傷を判断すれば、注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替える。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイまたは代替炉心注水(落下遅延・防止)が必要と判断すれば、注水先をそれぞれ格納容器または原子炉へ切り替える。</p> <p>○ 下部キャビティ注水ポンプの注水先について 重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合の原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合は注水先を切り替える。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイが必要</p>	<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、内部スプレポンプによる格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 内部スプレポンプによる格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、または内部スプレポンプによる格納容器スプレイ再循環運転ができない場合において、1. 2号機淡水タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプにより復水タンクから補給する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合は注水先を切り替える。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水または代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先をそれぞれ原子炉または格納容器へ切り替える。 また、炉心損傷を判断すれば、注水先を燃料取替用水タンクから格納容器へ切り替える。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイまたは代替炉心注水(落下遅延・防止)が必要と判断すれば、注水先をそれぞれ格納容器または原子炉へ切り替える。</p> <p>○ 下部キャビティ注水ポンプの注水先について 重大事故等の発生時に、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合の原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先については燃料取替用水タンクとする。なお、以下の場合は注水先を切り替える。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイが必要</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>と判断すれば、注水先を格納容器へ切り替える。また、炉心損傷を判断すれば、注水先を原子炉下部キャビティへ切り替える。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水または代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、注水先をそれぞれ原子炉下部キャビティまたは格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	
<p><u>格納容器再循環ポンプ</u>を水源とした代替再循環運転</p> <p>1. 代替再循環運転 当直課長は、<u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環運転において、<u>余熱除去ポンプ</u>の故障等により、<u>原子炉</u>への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 (1) <u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 当直課長は、<u>A格納容器スプレイポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) および<u>格納容器スプレイ冷却器</u>による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p><u>格納容器サンブレポンプ</u>を水源とした代替再循環運転</p> <p>1. 代替再循環運転 当直課長は、<u>重大事故等の発生による格納容器サンブレポンプ</u>を水源とした再循環運転において、<u>余熱除去ポンプ</u>故障等により、<u>再循環運転</u>による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器サンブレポンプ水を原子炉へ注水する。 (1) <u>C、D内部スプレポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 当直課長は、<u>C、D内部スプレポンプ</u> (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) および<u>B内部スプレクローラ</u>による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 表現の差異 設備名称の差異 系統構成の差異</p>
<p>(2) B余熱除去ポンプ (海水冷却)、C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプおよびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>(2) B余熱除去ポンプ (海水冷却)、B充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプおよびB充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>系統構成の差異</p>
<p>(3) B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>(3) B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>系統構成の差異、表現の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p><u>使用済燃料ピットへの水の供給</u></p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>優先順位</u> 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p><u>使用済燃料ピットへの水の供給</u></p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ <u>優先順位</u> 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>
<p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>1. 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路、</p>	<p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>1. 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路、</p>	<p>15/44</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表-1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水 1. 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用)、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表-1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環タンクを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 作業ルート確保 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>○ 代替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水または海水を復水タンクへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側に</p>	<p>海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表-1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水 1. 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) が 1×10^5 mSv/h 以上となり、格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ (放水砲用)、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表-1 2「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環タンクを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 作業ルート確保 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>○ 代替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水または海水を復水タンクへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側に</p>	<p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>高浜発電所3/4号炉 (今回申請)</p> <p>電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料 (重油) として、燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p> <p>○ 燃料補給</p>	<p>高浜発電所1/2号炉 (今回申請)</p> <p>よる炉心冷却 (注水) を成立させるため、復水タンクの保有水量を 513 m³以上に管理する。</p> <p>淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水および代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を1,325 m³以上に管理する。</p> <p>淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、燃料取替用水タンクから復水タンクへ水源切替と復水タンクへの海水補給、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を1,325 m³以上に管理する。</p> <p>○ 成立性</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>復水タンク出口ラインの通水用ディスクタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、送水車および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>上流文書の差異</p> <p>記載場所の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-1 4 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源 (交流)、代替電源 (直流)、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p>	<p>表-1 4 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源 (交流)、代替電源 (直流)、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p>
<p>② 対応手段等</p> <p><u>代替電源 (交流) の給電</u></p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源 (交流) から給電し、電圧計により受電したことを確認する。</p> <p>1. 空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合</u></p>	<p>② 対応手段等</p> <p><u>代替電源 (交流) の給電</u></p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源 (交流) から給電し、電圧計により受電したことを確認する。</p> <p>1. 空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>対象号炉の明確化</p>
<p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p>	<p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル (1号~2号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>予備変圧器の故障等により予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数 (他号炉のモード1、2、3および4) においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては1台) が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合</u></p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>3. 電源車による代替電源 (交流) からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p>	<p>3. 電源車による代替電源 (交流) からの受電</p> <p>緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><u>号機間電力融通恒設ケーブル (1、2号~3、4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合</u></p>	<p>表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>4. 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。</p>	<p>4. 号機間電力融通予備ケーブル(1号~2号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 (1) 手順着手の判断基準 電源車の故障等により代替電源からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数(他号炉のモード1、2、3および4においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては1台)が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 代替電源(交流)による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。</p>	<p>を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応) 対象号炉の明確化 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>特重施設による対応 当直課長は、特重施設による事故対処に影響が及ばない範囲で、<u>特重施設の電源設備から非常用高圧母線へ給電する。</u></p>	<p>代替電源(直流)による給電 1. 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応) 3、4号炉の特重施設設置による差異</p>
<p>代替電源(直流)による給電 1. 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。 2. 蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、蓄電池(安全防護系用)により、直流母線電圧を維持できない場合は、蓄電池(3系統目)による代替電源から給電する。あわせて、プラントの状態監視等に必要な直流負荷の切替えを行う。 3. 可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電 緊急時対策本部は、蓄電池(安全防護系用)および蓄電池(3系統目)の電圧が低下</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p>	<p>上流文書の差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応) 3、4号炉の蓄電池(3系統目)設置による差異</p>
<p>緊急時対策本部は、蓄電池(安全防護系用)の電圧が低下する前までに、代替電源</p>	<p>2. 可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電 緊急時対策本部は、蓄電池(安全防護系用)の電圧が低下する前までに、代替電源</p>	<p>3、4号炉の蓄電池(3系統目)設置による差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>下する前までに、代替電源 (交流) および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p><u>代替所内電気設備による給電</u></p> <p>1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電 (空冷式非常用発電装置) 緊急時対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p>	<p>(交流) および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源 (交流) 設備による、代替電源 (交流) からの給電が非常用高圧母線の電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 蓄電池 (安全防護系用) の電圧が低下する前までに、代替電源 (交流) および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合、計器用電源 (無停電源装置) の負荷である運転コンソールを復旧する。</p> <p><u>代替所内電気設備による給電</u></p> <p>1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電 (空冷式非常用発電装置) 緊急時対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧および非常用直流母線の電圧等により確認した場合</p>	<p>継目) 設置による差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p><u>代替電源 (交流) の給電・代替電源 (直流) による給電</u> 代替所内電気設備による給電</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料 (重油) 補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。なお、空冷式非常用発電装置用給油ポンプを使用時は自動的に給油される。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置または電源車を運転した場において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間※</p>	<p><u>代替電源 (交流) の給電・代替電源 (直流) による給電</u> 代替所内電気設備による給電</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料 (重油) 補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。なお、空冷式非常用発電装置用給油ポンプを使用時は自動的に給油される。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置または電源車を運転した場において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間※</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p><u>代替電源 (交流) の給電・代替電源 (直流) による給電</u> 代替所内電気設備による給電</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料 (重油) 補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p>	<p><u>代替電源 (交流) の給電・代替電源 (直流) による給電</u> 代替所内電気設備による給電</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料 (重油) 補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置用給油ポンプおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p>	<p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>上流文書の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>に達した場合</p> <p>※1: 各発電機の燃料補給作業着手時間および給油間隔は以下のとおり。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置: 運転開始直後 (その後自動的に燃料補給)</p> <p>(b) 電源車: 運転開始後約2.3時間後 (その後約2時間毎に補給)</p>	<p>○ 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等の手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯油そうの備蓄量を管理する。</p>	<p>を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>記載場所の差異</p> <p>上流文書の差異</p>
<p>○ 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯油そうの備蓄量(180kl以上(1基あたり)、2基)を管理する。</p>	<p>○ 負荷容量</p> <p>空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナジェンスのうち最大負荷となる、「外部電源が喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびRCPシールLOCAが発生する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況(被災状況、定期事業者検査中等)に応じたその他使用可能な設備に供給する。</p> <p>号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p>○ 悪影響防止</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池(安全防護系用)を用いた場合には、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを開とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。</p>	<p>○ 悪影響防止</p> <p>号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器およびケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車ならびに号機間電力融通恒設ケーブルまたは号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室および現場で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」または「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池(安全防護系用)を用いた場合には、蓄電池室排気ファン用ダンパおよびバッテリー室送気ファン用ダンパを開とし、蓄電池室排気ファンの起動により、バッテリー室の換気を行う。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>設備名称の差異</p> <p>系統構成の差異、3, 4号</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>を行う。蓄電池(3系統目)を用いた場合には、蓄電池室(3系統目用)の換気を行う。</p>	<p>○ 成立性 所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源(交流)である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。また、可搬型代替電源設備(交流)である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。</p> <p>○ 作業性 暗間でも視認性がある景対象遮断器の識別表示を行う。</p>	<p>炉の蓄電池(3系統目)設置による差異 3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-15 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順 15. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等の対処として監視が必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p>	<p>表-15 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順 15. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p>	<p>対象号炉の明確化</p> <p>表現の差異</p>
<p>② 対応手段等 <u>監視機能の喪失</u> 1. 計器故障時のパラメータ推定 当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉压力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉压力容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p>	<p>② 対応手段等 <u>監視機能の喪失</u> 1. 計器故障時のパラメータ推定 当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉压力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉压力容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p>	<p>表現の差異 表現の差異</p>
<p>(1) 手順着手の判断基準 <u>主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</u></p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） (b) 水位を注水源もしくは注入先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 <u>主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</u></p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） (b) 水位を注水源もしくは注入先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>(2) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャンネルまたは他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。 当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉容器内の温度 当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位 当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的</p>	<p>(3) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャンネルまたは他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ(他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く。)の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類および使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。 当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。</p> <p>(1) 原子炉容器内の温度 当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次冷却材高温側温度(広域)または1次冷却材低温側温度(広域)値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位 当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力</p>	<p>差異の理由</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>表現の差異 表現の差異 表現の差異 表現の差異 表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p> <p>表現の差異 表現の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除(保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14 を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ (パラメータの種類: 原子炉压力容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイプの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度) は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ: 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ: 主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ: 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ: 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器 (当該重要な監視パラメータの他手ヤンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。) ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p>	<p>能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14 を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ (パラメータの種類: 原子炉压力容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイプの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度) は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ: 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ: 主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ: 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ: 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器 (当該重要な監視パラメータの他手ヤンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。) ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p>	<p>表現の差異 表現の差異</p>
<p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>表現の差異 表現の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

高浜発電所3／4号炉 (今回申請)	高浜発電所1／2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>計器電源の喪失</p> <p>1. 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータが監視できない場合。</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（3系統目）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記</p>	<p>計器電源の喪失</p> <p>1. 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータが監視できない場合。</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記</p>	<p>3、4号炉の蓄電池（3系統目）設置による差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3、4号炉の蓄電池（3系統目）設置による差異</p>
<p>高浜発電所3／4号炉 (今回申請)</p>	<p>高浜発電所1／2号炉 (今回申請)</p>	<p>高浜発電所1／2号炉 (今回申請)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>録媒体) に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 <u>重大事故等が発生した場合</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。 	<p>録媒体) に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 <u>重大事故等が発生した場合</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。 	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p><u>特重施設による対応</u> 当直課長は、<u>特重施設による対応が必要と判断した場合、特重施設の計装設備により</u> <u>プラント状態を把握する。</u></p>	<p>3, 4号炉の特重施設設置による差異</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>表-16 (3号炉および4号炉)</p> <p>操作手順 16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気系隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p>	<p>表-16 (1号炉および2号炉)</p> <p>操作手順 16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室換気設備の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気設備の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気系隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室換気設備を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号発信による中央制御室換気系隔離信号または中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p>	<p>対象号炉の明確化</p> <p>設備名称の差異 表現の差異、設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付3＞

高浜発電所3／4号炉 (今回申請)	高浜発電所1／2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードにできない場合は、手動によるダンプの開操作により中央制御室換気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p>	<p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンプの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室換気設備を運転する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。 a. 手順着手の判断基準 <u>全交流動力電源喪失により、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードにできない場合</u></p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。 (1) 手順着手の判断基準 <u>全交流動力電源喪失時に、中央制御室非常用照明が使用できない場合</u></p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。 (1) 手順着手の判断基準 <u>中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードとなった場合</u></p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。 a. 手順着手の判断基準 <u>重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合は炉心損傷の兆候が見られた場合</u> <u>または、発電所対策本部長が運転員等および緊急安全対策要員のマスク着用が必要と判断した場合</u></p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>3／4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p>	<p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>優先順位</u> 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明 (SA) を使用する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p><u>汚染の持ち込み防止</u> 1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明 (SA) の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明 (SA) を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p>	<p><u>汚染の持ち込み防止</u> 1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明 (SA) の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明 (SA) を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。 (1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ <u>優先順位</u> 照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明 (SA) を使用する。</p>	<p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除 (保安規定の審査基準の一部改正による対応)</p>
<p><u>放射性物質の濃度低減</u> 1. アンニラス空気浄化設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいた空気アンニラスから放射性物質低減機能を有するアンニラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンニラス内圧力の低下にて確認する。</p>	<p><u>放射性物質の濃度低減</u> 1. アンニラス空気再循環設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニラス循環排気ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいた空気がアンニラスから放射性物質低減機能を有するアンニラス循環排気フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンニラス内圧力の低下にて確認する。</p>	<p>設備名称の差異 設備名称の差異 設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由
<p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニュラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p><u>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減</u> (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線管理 <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニュラス循環排気系の弁に窒素ポンベ（アニュラス排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニュラス循環排気ファンを運転する。</p> <p>(1) <u>交流動力電源および直流電源が健全である場合</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) <u>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</u> (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス循環排気ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス循環排気ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニュラス排気弁等作動用）を用いたAアニュラス循環排気ファンの起動操作を実施する。</p> <p><u>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減</u> (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線管理 <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室排気設備および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備によりアニュラス空気再循環設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>差異の理由</p> <p>設備名称の差異 表現の差異、設備名称の差異</p> <p>3/4号炉は特重施設設置を踏まえ優先順位等の記載を削除（保安規定の審査基準の一部改正による対応）</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設備名称の差異</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)				高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由	
表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (1/7) (3号炉および4号炉)				表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (1/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化 上流文書の差異 (表-2.0 について、明記しない箇所 は以下同じ)	
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間	操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間
1	(成立性が要求される対応手段なし) タービン動補助給水ポンプ (現場 手動操作) およびタービン動補助 給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補助給水ポンプ の機能回復	-	-	-	1	(成立性が要求される対応手段なし) タービン動補助給水ポンプ (現場 手動操作) およびタービン動補助 給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補助給水ポンプ の機能回復	-	-	-
2	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) に よる主蒸気放し弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	20分	2	主蒸気放し弁 (現場手動操作) による主蒸気放し弁の機能回復 No. 3にて整備する。	運転員等 (中央制御室、現場)	3	34分
	タービン動補助給水ポンプ (現場 手動操作) およびタービン動補助 給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補助給水ポンプ の機能回復	No. 3にて整備する。				タービン動補助給水ポンプ (現場 手動操作) およびタービン動補助 給水ポンプ起動弁 (現場手動操作) によるタービン動補助給水ポンプ の機能回復	No. 2にて整備する。		
3	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) に よる主蒸気放し弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	15分	3	主蒸気放し弁 (現場手動操作) による主蒸気放し弁の機能回復 ※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	25分
	窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動 用) による加圧器逃がし弁の機能 回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分		窒素ポンベ (加圧器逃がし弁作動 用) による加圧器逃がし弁の機能 回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	36分
	可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁 作動用) による加圧器逃がし弁 の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分		可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁 作動用) による加圧器逃がし弁 の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	27分
	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁 用) による加圧器逃がし弁の機能 回復	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	41分		可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁 用) による加圧器逃がし弁の機能 回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) に よる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分		C、D内部スプレポンプ (RHRS -CSS連絡ライン使用) による 代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分
4	恒設代替低圧注水ポンプによる代 替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分		恒設代替低圧注水ポンプによる代 替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	2	25分

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)		差異の理由
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3	2	5時間
A格純容器スプレポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 ^{※1}	運転員等 (中央制御室、現場)	2	1	5分
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員		5時間
C、D内部スプレポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転		運転員等 (中央制御室)		5分

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)				高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7) (3号炉および4号炉)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化
操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	
4	B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	85分	4	運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員	90分	
		緊急安全対策要員						
4	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	16分	2	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	20分	
		運転員等 (中央制御室、現場)						
5	蓄圧タンクによる炉心注水	No. 3にて整備する。	7.5時間	3	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	7.5時間	
		運転員等 (中央制御室、現場)						
5	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。	26分	3	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	7.5時間	
		運転員等 (中央制御室、現場)						
6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	緊急安全対策要員	2.3時間	2	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	2.3時間	
		緊急安全対策要員						

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)		差異の理由												
<table border="1"> <tr> <td>ブ用) への燃料補給</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプへの燃料補給※1</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3 時間</td> </tr> <tr> <td>送水車への燃料補給※1</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3 時間</td> </tr> </table>	ブ用) への燃料補給				大容量ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3 時間	送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3 時間	※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段			
ブ用) への燃料補給																
大容量ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3 時間													
送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3 時間													
※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段		※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)		差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) (3号炉および4号炉)		表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) (1号炉および2号炉)		対象号炉の明確化	
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
7	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	87分	67分
		No. 6にて整備する。	1		
8	A格納容器スプレイポンプ (RHRS- <u>CSS</u> 連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3	7.5時間	7.5時間
		No. 6にて整備する。	16		
9	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	50分	45分
		No. 4にて整備する。	3		
10	水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順※1 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定※1	運転員等 (中央制御室、現場)	2	20分	35分
		運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1		
		緊急安全対策要員	1		70分

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)				高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成り立ち (4/7) (3号炉および4号炉)				表-20 重大事故等対策における操作の成り立ち (4/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化	
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水 ^{*1}	緊急安全対策要員	5	2時間	1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水 ^{*1}	緊急安全対策要員	5	2時間
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	5	2時間		送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	5	2時間
	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水)				大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水)		
1 2	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ^{*1}	緊急安全対策要員	4	2時間	1 2	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ^{*1}	緊急安全対策要員	4	2時間
	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	10	5時間		シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	10	5時間
1 3	送水車およびスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 (送水車による使用済燃料ピットへのスプレーと同様)			1 3	送水車およびスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 (送水車による使用済燃料ピットへのスプレーと同様)		
	大容量ポンプ (放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ (放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間
	海水を用いた復水タンクへの補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	5	90分		海水を用いた復水タンクへの補給 ^{*1}	緊急安全対策要員	5	60分
1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (炉心注水時)	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.7時間	1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (炉心注水時)	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.5時間
	海水を用いた復水タンクへの補給 (水源切替後)	海水を用いた復水タンクへの補給 (水源切替後)				海水を用いた復水タンクへの補給 (水源切替後)	海水を用いた復水タンクへの補給 (水源切替後)		
	燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (炉心注水時)	No. 4にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)				燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (炉心注水時)	No. 4にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)		
1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (格納容器スプレイ時) ^{*1}	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.6時間	1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 (格納容器スプレイ時) ^{*1}	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 3	2.5時間

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)		差異の理由
燃料取替用水タンクから海水への水源切替 (格納容器スプレイ時)	<p>※1：有効性評価の重要事故シナシに係る対応手段</p> <p>No.6にて整備する。 (可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)</p>	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	<p>運転員等 (中央制御室、現場)</p> <p>緊急安全対策要員</p>	2.4時間
			2	
			3	

※1：有効性評価の重要事故シナシに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由				
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/7) (3号炉および4号炉)		表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化				
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1 3	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.4時間	C、D内部スプレポンプ (RHR- CSS連絡ライン使用) による代替再 循環運転 海水から使用済燃料ピットへの注水 送水車による使用済燃料ピットへのス プレイ 大容量ポンプ (放水砲用) および放水 砲による使用済燃料ピットへの放水 大容量ポンプ (放水砲用) および放水 砲による格納容器およびアニュラス部 への放水	No. 4にて整備する。 No. 1 1にて整備する。 No. 1 1にて整備する。 No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水 砲による大気への拡散抑制と同様)	No. 4にて整備する。 No. 1 1にて整備する。 No. 1 2にて整備する。 No. 1 2にて整備する。	3 3 2	2.4時間	
	A格納容器スプレポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による 代替再循環運転	No. 4にて整備する。	No. 1 1にて整備する。	No. 1 1にて整備する。						No. 1 2にて整備する。
	海水から使用済燃料ピットへの注 水	No. 1 1にて整備する。	No. 1 1にて整備する。	No. 1 2にて整備する。						No. 1 2にて整備する。
1 4	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ 用)、送水車および大容量ポンプへ の燃料補給	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ 用)、送水車および大容量ポンプへ の燃料補給	No. 6にて整備する。		空冷式非常用発電装置による代替 電源 (交流) からの給電 ^{*1} 号機間電力融通恒設ケーブル (3号 ~4号) を使用した号機間融通によ る代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3 2	16分 2.3時間 2.8時間		
	空冷式非常用発電装置による代替 電源 (交流) からの給電 ^{*1} 号機間電力融通恒設ケーブル (3号 ~4号) を使用した号機間融通によ る代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3 2	16分 2.3時間 2.8時間						
1 4	電源車による代替電源 (交流) から の給電	電源車による代替電源 (交流) から の給電	No. 6にて整備する。		空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電 ^{*1} 号機間電力融通恒設ケーブル (1号~ 2号) を使用した号機間融通による代 替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 2	20分 2.3時間		
	号機間電力融通予備ケーブル (3号 ~4号) を使用した号機間融通によ る代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 2	2.8時間						
1 4	号機間電力融通予備ケーブル (3号 ~4号) を使用した号機間融通によ る代替電源 (交流) からの給電	号機間電力融通予備ケーブル (1号~ 2号) を使用した号機間融通による代 替電源 (交流) からの給電	蓄電池 (安全防護 系用) による代替 不要直流負荷切離し	2.6時間	号機間電力融通予備ケーブル (1号~ 2号) を使用した号機間融通による代 替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 16	2.6時間		
	蓄電池 (安全防護系用) による代替 電源 (直流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	18分						

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)		高浜発電所1/2号炉 (今回申請)		差異の理由
			電源 (直流) から の給電※1	
		運転コンソール復旧	緊急安全対策要員	2
				40分
			可搬式整流器に よる代替電源 (直流) からの 給電	
			可搬式整流器接続	1
			運転員等 (現場) 緊急安全対策要員	2
			運転コンソール復旧	2
				40分

※1 : 有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)				高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (6/7) (3号炉および4号炉)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (6/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化	
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間	操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間
14	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置) 空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給※1	運転員等 (中央制御室、現場)	2	3.8時間	14	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置) 空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給(タンクローリーを使用する場合)	運転員等 (中央制御室、現場)	2	3.8時間
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2	
15	電源車への燃料(重油)補給 可搬型計測器によるパラメータの測定※1	緊急安全対策要員	2	2.3時間	15	電源車への燃料(重油)補給 可搬型計測器によるパラメータの測定 または監視※1	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	1				緊急安全対策要員	1	
16	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源または直流電源が喪失した場合)※1	運転員等 (中央制御室)	1	65分	16	アニュラス空気再循環設備の運転手順等(全交流動力電源または直流電源が喪失した場合)	運転員等 (中央制御室)	1	65分
		保修班	2				保修班	2	
17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	放射線管理班	5	3.2時間	17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	放射線管理班	5	3.2時間
		放射線管理班	4				放射線管理班	4	
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	
17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分	17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)	高浜発電所1/2号炉 (今回申請)	差異の理由				
<table border="1" data-bbox="225 132 256 360"> <tr> <td data-bbox="225 132 256 255">海上モニタリング測定</td> <td data-bbox="225 255 256 360">放射線管理班</td> <td data-bbox="225 360 256 389">3</td> <td data-bbox="225 389 256 418">110分^{※3}</td> </tr> </table> <p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段 ※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定される作業時間。 ※3：<u>小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分。</u></p>	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}	<p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段 ※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定される作業時間。</p>	
海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

高浜発電所3/4号炉 (今回申請)				高浜発電所1/2号炉 (今回申請)				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成り立ち (7/7) (3号炉および4号炉)				表-20 重大事故等対策における操作の成り立ち (7/7) (1号炉および2号炉)				対象号炉の明確化	
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
17	モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班	2	3.1時間	17	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	保修班	6	2.2時間		モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班	2	3.1時間
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転転手	放射線管理班	1	19分		可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	保修班	6	2.2時間
	空気供給装置による空気供給準備手	安全管理班	1	55分		緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転転手	放射線管理班	1	19分
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手	放射線管理班	2	47分		空気供給装置による空気供給準備手	安全管理班	1	55分
	空気供給装置への切替手	放射線管理班他	2	2分		緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手	放射線管理班	2	47分
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手	放射線管理班他	2	2分		空気供給装置への切替手	放射線管理班他	2	2分
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手	放射線管理班	1	4分		緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手	放射線管理班	1	4分
	電源車 (緊急時対策所用) 準備手	保修班	2	14分		電源車 (緊急時対策所用) 準備手	保修班	2	14分
	電源車 (緊急時対策所用) 起動手	保修班	2	5分		電源車 (緊急時対策所用) 起動手	保修班	2	5分
18	電源車 (緊急時対策所用) の切替手	保修班	1	6分	18	電源車 (緊急時対策所用) の切替手	保修班	1	6分
	電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手 (1号炉および2号炉用) に使用するタンクローリーからの給油	保修班	2	2.7時間		電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手 (1号炉および2号炉用) に使用するタンクローリーからの給油	保修班	2	2.7時間
	電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手 (3号炉および4号炉用) に使用するタンクローリーからの給油	保修班	2	2.3時間		電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手 (3号炉および4号炉用) に使用するタンクローリーからの給油	保修班	2	2.3時間
	(成り立ちが要求される対応手段なし)	-	-	-		(成り立ちが要求される対応手段なし)	-	-	-

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

高浜発電所3／4号炉 (今回申請)	高浜発電所1／2号炉 (今回申請)	差異の理由
	<p>※3：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において、大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、「添付3 1.1体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備（1）体制の整備」と同様に、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。</p> <p>特重施設要員は、APC等による大規模損壊発生時において、原子炉毎の指揮者と連携し、<input type="text"/>から特重施設を構成する設備を用いた対応を行う。</p> <p>休日、時間外（夜間）においても発電所内に第13条（運転員等の確保）に定める要員を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるような体制を確立する。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において、大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、「添付3 1.1体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備（1）体制の整備」と同様に、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。</p> <p>特重施設要員は、APC等による大規模損壊発生時において、原子炉毎の指揮者と連携し、<input type="text"/>から特重施設を構成する設備を用いた対応を行う。</p> <p>休日、時間外（夜間）においても発電所内に第13条（運転員等の確保）に定める要員を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるような体制を確立する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 なお、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉が同時に大規模損壊に至った場合等、さらに過酷な状況に対応するための指揮命令系統として、緊急時対策本部の本部長と副本部長が各々2つの号炉を分担して統括し、情報共有を行いながら、必要に応じて号炉間の調整を行う等、柔軟に対応できるよう考慮するものとする。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、大規模損壊発生時にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プールーム放出時およびフィルタータレント開始前には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後はまたはフィルタータレントによる被ばくの影響が低下すれば、活動を再開する。その他の対応要員はデジタルハウス等で屋内待機させるか発電所外へ一時避難し、その後の交代要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、フィルタータレント時およびプールーム放出時においても[]にとどまる。</p> <p>(6) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うにあたっての拠点は[]とする。 また、緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」とい</p>	<p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 なお、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉が同時に大規模損壊に至った場合等、さらに過酷な状況に対応するための指揮命令系統として、緊急時対策本部の本部長と副本部長が各々2つの号炉を分担して統括し、情報共有を行いながら、必要に応じて号炉間の調整を行う等、柔軟に対応できるよう考慮するものとする。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、大規模損壊発生時にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プールーム放出時およびフィルタータレント開始前には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後はまたはフィルタータレントによる被ばくの影響が低下すれば、活動を再開する。その他の対応要員はデジタルハウス等で屋内待機させるか発電所外へ一時避難し、その後の交代要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、フィルタータレント時およびプールーム放出時においても[]にとどまる。</p> <p>(6) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うにあたっての拠点は[]とする。 また、緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」とい</p>	<p>差異の理由</p>
<p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 なお、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉が同時に大規模損壊に至った場合等、さらに過酷な状況に対応するための指揮命令系統として、緊急時対策本部の本部長と副本部長が各々2つの号炉を分担して統括し、情報共有を行いながら、必要に応じて号炉間の調整を行う等、柔軟に対応できるよう考慮するものとする。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、大規模損壊発生時にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プールーム放出時およびフィルタータレント開始前には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後はまたはフィルタータレントによる被ばくの影響が低下すれば、活動を再開する。その他の対応要員はデジタルハウス等で屋内待機させるか発電所外へ一時避難し、その後の交代要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、フィルタータレント時およびプールーム放出時においても[]にとどまる。</p> <p>(6) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うにあたっての拠点は[]とする。 また、緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」とい</p>	<p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 なお、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉が同時に大規模損壊に至った場合等、さらに過酷な状況に対応するための指揮命令系統として、緊急時対策本部の本部長と副本部長が各々2つの号炉を分担して統括し、情報共有を行いながら、必要に応じて号炉間の調整を行う等、柔軟に対応できるよう考慮するものとする。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、大規模損壊発生時にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プールーム放出時およびフィルタータレント開始前には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後はまたはフィルタータレントによる被ばくの影響が低下すれば、活動を再開する。その他の対応要員はデジタルハウス等で屋内待機させるか発電所外へ一時避難し、その後の交代要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、フィルタータレント時およびプールーム放出時においても[]にとどまる。</p> <p>(6) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うにあたっての拠点は[]とする。 また、緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」とい</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>う。)を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子炉緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子炉災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子炉安全部門統括は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子炉事業者および原子炉緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別訓練を実施する。さらに、対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>う。)を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子炉緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子炉災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子炉安全部門統括は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子炉事業者および原子炉緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別訓練を実施する。さらに、対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>変更なし</p>
<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応</p> <p>「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いたAPC等による大規模損壊発生時の対応</p> <p>各課(室)長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課(室)長は、表-2 1から表-3 1に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ APC等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、APC等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(ウ) その他の大規模損壊対応</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応</p> <p>「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(4) 特重施設を構成する設備を用いたAPC等による大規模損壊発生時の対応</p> <p>各課(室)長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 各課(室)長は、表-2 1から表-3 1に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ APC等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日(使用前事業者検査終了日等)までに、APC等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p>(ウ) その他の大規模損壊対応</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>安全・防災室長は、緊急時対策本部委員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>安全・防災室長は、緊急時対策本部委員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部委員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応</p> <p>(イ) 「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 イ 力量の維持向上のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(イ) 特重施設を構成する設備を用いたA P C等による大規模損壊発生時の対応</p> <p>a 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員に対して、表一2 1から表一3 1に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目と定め、要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>(a) 当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練項目を年2回以上実施し、うち1回は初上による教育訓練とする。</p> <p>(b) 当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じ実施する(a)項の教育訓練結果を評価し力量が維持されていることを確認する。</p> <p>b 各課（室）長は、緊急時対策本部委員および特重施設要員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>(a) 緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じて、特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するため</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部委員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応</p> <p>(イ) 「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 イ 力量の維持向上のための教育訓練」と同じ。</p> <p>(イ) 特重施設を構成する設備を用いたA P C等による大規模損壊発生時の対応</p> <p>a 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員に対して、表一2 1から表一3 1に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目と定め、要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>(a) 当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練項目を年2回以上実施し、うち1回は初上による教育訓練とする。</p> <p>(b) 当直課長、緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じ実施する(a)項の教育訓練結果を評価し力量が維持されていることを確認する。</p> <p>b 各課（室）長は、緊急時対策本部委員および特重施設要員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>(a) 緊急時対策本部委員および特重施設要員の役割に応じて、特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するため</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>に必要な知識についての教育訓練を年1回実施する。</p> <p>(b) 要員の役割に応じて、APC等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、APC等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回実施する。</p> <p>(c) 特重施設の対応を迅速に実施するために、必要に応じて事象進展による悪条件等（高線量下、夜間および悪天候（降雨、強風等）および照明機能低下等）を想定し、必要な防護用具等を使用した訓練も実施する。</p> <p>(d) 特重施設の対応を迅速に実施するために、特重施設要員は、役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。</p> <p>(e) 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。特重施設要員は、それらの情報およびマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報およびマニュアルの管理を実施する。</p> <p>(f) その他の大規模損壊対応</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするため</p> <p>の接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p>	<p>に必要な知識についての教育訓練を年1回実施する。</p> <p>(b) 要員の役割に応じて、APC等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、APC等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回実施する。</p> <p>(c) 特重施設の対応を迅速に実施するために、必要に応じて事象進展による悪条件等（高線量下、夜間および悪天候（降雨、強風等）および照明機能低下等）を想定し、必要な防護用具等を使用した訓練も実施する。</p> <p>(d) 特重施設の対応を迅速に実施するために、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。</p> <p>(e) 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。特重施設要員は、それらの情報およびマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報およびマニュアルの管理を実施する。</p> <p>(f) その他の大規模損壊対応</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>ウ 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長は、指揮者等、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択ならびに指揮者等、特重施設要員および消火活動要員の連携を含めた実効性等を確認するため、</p>	<p>ウ 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長は、指揮者等、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択ならびに指揮者等、特重施設要員および消火活動要員の連携を含めた実効性等を確認するため、</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>イ項(ウ) a (a) または (b) のいずれかの操作およびイ項(イ) a を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等、特重施設要員および消火活動要員を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>エ APC等時の成立性の確認訓練等 安全・防災室長は、APC等時の成立性の確認訓練等の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。 (7) 成立性の確認訓練を以下の a 項、 b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a 技術的能力の成立性確認 (a) 表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。 なお、当該の成立性の確認については、ア項(イ) a またはイ項(イ) a と兼ねて実施する。 (b) 成立性の確認の評価方法 表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段について、役割に応じて求められる作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 b APC等時の成立性の確認訓練 (a) APC等による大規模損壊発生時における「効果の評価」を行った事故シナリオ(以下、「APC等時の事故シナリオ」という。)) について、任意の特重施設要員※を対象に年1回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (b) 成立性の確認の評価方法 APC等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、手順書に従い、操作条件を満足するよう確実な対応ができることを評価する。 (イ) 成立性の確認訓練結果を踏まえた措置 a 技術的能力の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じて必要な力量(以下(イ)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維</p>	<p>イ項(ウ) a (a) または (b) のいずれかの操作およびイ項(イ) a を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等、特重施設要員および消火活動要員を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>エ APC等時の成立性の確認訓練等 安全・防災室長は、APC等時の成立性の確認訓練等の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。 (7) 成立性の確認訓練を以下の a 項、 b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a 技術的能力の成立性確認 (a) 表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員を対象に年1回以上実施する。 なお、当該の成立性の確認については、ア項(イ) a またはイ項(イ) a と兼ねて実施する。 (b) 成立性の確認の評価方法 表-2 1 から表-3 1 に記載した対応手段について、役割に応じて求められる作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 b APC等時の成立性の確認訓練 (a) APC等による大規模損壊発生時における「効果の評価」を行った事故シナリオ(以下、「APC等時の事故シナリオ」という。)) について、任意の特重施設要員※を対象に年1回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (b) 成立性の確認の評価方法 APC等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、手順書に従い、操作条件を満足するよう確実な対応ができることを評価する。 (イ) 成立性の確認訓練結果を踏まえた措置 a 技術的能力の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じて必要な力量(以下(イ)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付 3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b A P C等時の成立性の確認訓練の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の者が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、A P C等時の成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b A P C等時の成立性の確認訓練の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の者が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、A P C等時の成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所へ保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、A P C等による大規模損壊発生時に常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉補助建屋から 100 m 以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けにくい場所に分散して配備する。</p>	<p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所へ保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、A P C等による大規模損壊発生時に常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉補助建屋から 100 m 以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けにくい場所に分散して配備する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセスルートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉補助建屋等から 100 m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (イ) 地震および津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時において、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備する。 (ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。 (イ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (ウ) 大規模損壊の発生時において、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。 (ウ) 大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話（携帯）を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびAPC等を想定する。 (1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。 ア 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 イ 確率論的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかつた地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオへの対応 ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低い外部</p>	<p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセスルートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉補助建屋等から 100 m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (イ) 地震および津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時において、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備する。 (ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。 (イ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (ウ) 大規模損壊の発生時において、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。 (ウ) 大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話（携帯）を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびAPC等を想定する。 (1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。 ア 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 イ 確率論的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかつた地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオへの対応 ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低い外部</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>事象に対する緩和措置</p> <p>(2) A P C等による大規模損壊発生時には、大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮 各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) A P C等による大規模損壊発生時の対応における考慮 ア 各課(室)長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>イ 各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>ウ 安全・防災室長は、中央制御室および緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握および原子炉補助建屋等へのA P C等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および入手法を整理するとともに、判断基準を明確にし、社内標準に定める。</p> <p>エ 安全・防災室長は、原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を送うことなく判断し実施できるよう、以下の判断基準をあらかじめ社内標準に定める。</p> <p>(7) 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順書の判断基準</p> <p>(4) 原子炉格納容器の破損を防止するためにフィルタメントを実施する必要がある場合において、迷わずフィルタメントを用いる判断基準</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 各課(室)長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>各課(室)長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「エ A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止ま</p>	<p>事象に対する緩和措置</p> <p>(2) A P C等による大規模損壊発生時には、大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮 各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) A P C等による大規模損壊発生時の対応における考慮 ア 各課(室)長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>イ 各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>ウ 安全・防災室長は、中央制御室および緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握および原子炉補助建屋等へのA P C等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および入手法を整理するとともに、判断基準を明確にし、社内標準に定める。</p> <p>エ 安全・防災室長は、原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を送うことなく判断し実施できるよう、以下の判断基準をあらかじめ社内標準に定める。</p> <p>(7) 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順書の判断基準</p> <p>(4) 原子炉格納容器の破損を防止するためにフィルタメントを実施する必要がある場合において、迷わずフィルタメントを用いる判断基準</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 各課(室)長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>各課(室)長は、A P C等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「エ A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止ま</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>たは緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突については、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能がまたは制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能がおよび放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設</p>	<p>たは緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突については、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能がまたは制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能がおよび放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設</p>	<p>変更なし</p>
<p>たは緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突については、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能がまたは制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能がおよび放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設</p>	<p>たは緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。</p> <p>a 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。</p> <p>b 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突については、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能がまたは制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能がおよび放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付 3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。なお、A P C等による大規模損壊が発生した場合は、原則、「工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。</p> <p>緩和操作を選定するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において、発電所対策本部長が特重施設による影響緩和が有効と判断した場合は、発電所対策本部長の指揮のもと、特重施設要員が特重施設の機能を用いた対応を行う。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。なお、A P C等による大規模損壊が発生した場合は、原則、「工 A P C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。</p> <p>緩和操作を選定するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において、発電所対策本部長が特重施設による影響緩和が有効と判断した場合は、発電所対策本部長の指揮のもと、特重施設要員が特重施設の機能を用いた対応を行う。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>発電所対策本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>また、大規模損壊発生時は、原子炉補助建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから、より健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。</p> <p>設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピット水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに対応要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルートの確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>発電所対策本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>また、大規模損壊発生時は、原子炉補助建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから、より健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。</p> <p>設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピット水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに対応要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルートの確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の</p>	<p>11/21</p>

＜添付 3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子炉防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状況に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部に可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる</p>	<p>拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子炉防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状況に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部に可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる</p>	<p>変更なし</p>
<p>拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子炉防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状況に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部に可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる</p>	<p>拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子炉防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状況に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部に可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書 各課(室)長は、大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、特重施設を用いた手順等、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p> <p>安全・防災室長は、大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は、特重施設の使用可否を発電所対策本部で把握するために、特重施設要員が一部の特重施設の被害状況を確認することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(ウ)項に該当する手順等を含むものとする。 大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、緊急時対策本部との連絡については、衛星電話(携帯)を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(ホ)項、(ス)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>なお、炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。 (a) 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却お</p>	<p>可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書 各課(室)長は、大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、特重施設を用いた手順等、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p> <p>安全・防災室長は、大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は、特重施設の使用可否を発電所対策本部で把握するために、特重施設要員が一部の特重施設の被害状況を確認することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(ウ)項に該当する手順等を含むものとする。 大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、緊急時対策本部との連絡については、衛星電話(携帯)を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(ホ)項、(ス)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>なお、炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。 (a) 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却お</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>よび減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は1次冷却系のフイードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備にかかることから、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>c. 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課（室）長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(イ)項、(ア)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。なお、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は1次冷却系のフイードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。また、原子炉格納容器の破損防止対策が必要な状態となれば、特重施設による対応により原子炉格納容器の圧力を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が揺が</p>	<p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は1次冷却系のフイードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備にかかることから、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>c. 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課（室）長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(イ)項、(ア)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。なお、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は1次冷却系のフイードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。また、原子炉格納容器の破損防止対策が必要な状態となれば、特重施設による対応により原子炉格納容器の圧力を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が揺が</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>り原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(ク)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和するための対策を実施する。</p> <p>e 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(ク)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備によるスプレイを実施する。また、原子炉格納容器の破損状況等により、放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。</p>	<p>り原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段ならびに1号炉および2号炉においては、原子炉下部キャビティ注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(ク)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和するための対策を実施する。</p> <p>e 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(ク)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備によるスプレイを実施する。また、原子炉格納容器の破損状況等により、放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>格納容器スプレイが使用不能な場合または放水砲による放水が必要と判断した場合、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損傷または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加えてサブポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水タンク水をB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却するための手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>(4) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器の除熱が期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサブポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水をB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p> <p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ</p>	<p>出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。</p> <p>格納容器スプレイが使用不能な場合または放水砲による放水が必要と判断した場合、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損傷または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加えてサブポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水タンク水を1号炉および2号炉においては、C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により、3号炉および4号炉においては、B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電した1号炉および2号炉においては、C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により、3号炉および4号炉においては、B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>(4) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器の除熱が期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサブポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水を1号炉および2号炉においては、C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により、3号炉および4号炉においては、B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付 3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(イ) (加圧器逃がし弁作動用) および可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を空気に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電した日充電/高圧注入ポンプ (自己冷却) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p>	<p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンペ (加圧器逃がし弁作動用) および可搬式空気圧縮機 (加圧器逃がし弁作動用) を空気に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電した1号炉および2号炉においては、<u>日充電/高圧注入ポンプ (自己冷却)</u> により、<u>3号炉および4号炉</u> においては、<u>日充電/高圧注入ポンプ (自己冷却)</u> により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p>	<p>1、2号炉の追加</p>
<p>(エ) 原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する手順</p>	<p>(エ) 原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する手順</p> <p>接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する手順</p>	
<p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	
<p>(カ) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等」ための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p>	<p>(カ) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等」ための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p>	
<p>(キ) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p>	<p>(キ) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p>	
<p>(ク) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へ</p>	<p>(ク) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へ</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>スプレイする手順および原子炉に注水する手順</p> <p>(7) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(8) 「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(9) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近い場合は、<u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u>およびスプレイヘッドの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順</p> <p>b <u>可搬式代替低圧注水ポンプ</u>による使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合は、<u>化学消防自動車</u>をスプレイヘッドに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順</p> <p>(10) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 原子炉格納容器、原子炉補助建屋等が破損している場合または破損が不明な場合に、周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>b すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>(11) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水(淡水貯水槽および消火水バックアップタンク等)または海水の水源を確保する手順</p> <p>(12) 「14. 電源の確保に関する手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>スプレイする手順および原子炉に注水する手順</p> <p>(7) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(8) 「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(9) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)に近い場合は、<u>送水車</u>およびスプレイヘッドの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順</p> <p>b <u>送水車</u>による使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合は、<u>化学消防自動車</u>をスプレイヘッドに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順</p> <p>(10) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 原子炉格納容器、原子炉補助建屋等が破損している場合または破損が不明な場合に、周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>b すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>(11) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水(1号炉および2号炉については消火水バックアップタンク等、3号炉および4号炉については淡水貯水槽および消火水バックアップタンク等)または海水の水源を確保する手順</p> <p>(12) 「14. 電源の確保に関する手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>差異の理由</p> <p>S A対策高度化に伴う変更</p> <p>S A対策高度化に伴う変更</p>
<p>(13) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水(1号炉および2号炉については消火水バックアップタンク等、3号炉および4号炉については淡水貯水槽および消火水バックアップタンク等)または海水の水源を確保する手順</p> <p>(14) 「14. 電源の確保に関する手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>(13) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水(1号炉および2号炉については消火水バックアップタンク等、3号炉および4号炉については淡水貯水槽および消火水バックアップタンク等)または海水の水源を確保する手順</p> <p>(14) 「14. 電源の確保に関する手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>工 APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書 (7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p>	<p>工 APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書 (7) 特重施設における各手順の基本的考え方</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>また、社内標準作成の際は以下の事項を含め規定する。</p> <p>b 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施ならびに薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合の防護員の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>c 可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、<input type="text"/>の換気空調設備の隔離、防護員の着用および終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>d 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p>	<p>また、社内標準作成の際は以下の事項を含め規定する。</p> <p>b 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施ならびに薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合の防護員の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>c 可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、<input type="text"/>の換気空調設備の隔離、防護員の着用および終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>d 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p>	<p>変更なし</p>
<p>また、社内標準作成の際は以下の事項を含め規定する。</p> <p>b 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施ならびに薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合の防護員の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>c 可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、<input type="text"/>の換気空調設備の隔離、防護員の着用および終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>d 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p>	<p>また、社内標準作成の際は以下の事項を含め規定する。</p> <p>b 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施ならびに薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合の防護員の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>c 可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、<input type="text"/>の換気空調設備の隔離、防護員の着用および終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>d 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護員を着用することならびに防護員のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(6) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員が使用する手順書も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。</p> <p>(7) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備のいずれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p> <p>(8) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時のプラント全体のアクセルートの確保および被害状況の把握については、フィルタバント手動操作時の現場手動操作機構へのアクセルートを含めて、発電所内の道路および通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセルートを確保するとともに、障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルを保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を社内標準に定める。</p> <p>2. 3 秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報（以下、「秘密情報」という。）に関連する業務においては、事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で、取扱者を限定し、適切に管理・保持する。なお、特重施設に関するその他の関連情報についても、その秘密性に応じて、適切に管理する。</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>(6) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員が使用する手順書も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。</p> <p>(7) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備のいずれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p> <p>(8) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時のプラント全体のアクセルートの確保および被害状況の把握については、フィルタバント手動操作時の現場手動操作機構へのアクセルートを含めて、発電所内の道路および通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセルートを確保するとともに、障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルを保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を社内標準に定める。</p> <p>2. 3 秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報（以下、「秘密情報」という。）に関連する業務においては、事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で、取扱者を限定し、適切に管理・保持する。なお、特重施設に関するその他の関連情報についても、その秘密性に応じて、適切に管理する。</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<添付4>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・1. 2号炉 主蒸気・主給水配管区画化工事完了に伴い「添付4 管理区域図」のうち、「6. 1. 2号炉 管理区域図その5」を変更する。

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
<添付4>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 1. 2号炉 主蒸気・主給水配管区画化工事完了に伴い「添付4 管理区域図」のうち、「7. 1. 2号炉 管理区域図 その6」を変更する。

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
<添付4>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・1. 2号炉 主蒸気・主給水配管区画化工事完了に伴い「添付4 管理区域図」のうち、「8. 1. 2号炉 管理区域図その7」を変更する。

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜添付4＞

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・1. 2号炉トップドーム設置工事完了に伴い「添付4 管理区域図」のうち、「11. 1. 2号炉 管理区域図 その10」を変更する。

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。